

文京区地域防災計画の修正（素案）について

1 概要

文京区地域防災計画の修正について、文京区地域防災計画検討委員会等での検討を踏まえ、素案を作成したため報告する。

2 検討状況

令和 4 年 8 月 2 日	令和 4 年度第 1 回文京区地域防災計画検討部会
8 月 8 日	令和 4 年度第 1 回文京区地域防災計画検討委員会
令和 5 年 1 月 11 日	令和 4 年度第 2 回文京区地域防災計画検討部会
1 月 18 日	令和 4 年度第 2 回文京区地域防災計画検討委員会
7 月 11 日	令和 5 年度第 1 回文京区地域防災計画検討部会
7 月 24 日	防災関係機関担当者連絡会議
8 月 1 日	令和 5 年度第 1 回文京区地域防災計画検討委員会
8 月 28 日	令和 5 年度第 2 回文京区地域防災計画検討部会
9 月 28 日	令和 5 年度第 3 回文京区地域防災計画検討部会
10 月 12 日	令和 5 年度第 2 回文京区地域防災計画検討委員会

3 計画（素案）

文京区地域防災計画（素案）概要版	… 別紙 1 のとおり
文京区地域防災計画（素案）について	… 別紙 2 のとおり

4 今後のスケジュール

令和 5 年 11 月	災害対策調査特別委員会報告（素案）
12 月	第 1 回文京区防災会議（素案決定）
令和 6 年 1 月～	パブリックコメント、区民説明会、東京都への意見照会
6 月	災害対策調査特別委員会報告（案）
〃	第 2 回文京区防災会議（修正決定）

文京区地域防災計画(素案)の概要版

1 計画修正の経緯

文京区地域防災計画は、前回の修正(平成30年度から5年が経過し、この間、令和3年5月の災害対策基本法の改正や令和4年5月の東京都における被害想定の見直し、令和5年5月の東京都地域防災計画の修正等)が行われた。

区においては、令和4年3月の文京区国土強靱化地域計画及び令和3年3月の文京区災害時受援応援計画をはじめ、避難所における感染症対策や在宅避難に関する取組等を行っており、これらを反映させた文京区地域防災計画の修正を行う。

2 文京区の被害想定

都が公表した新たな被害想定のうち、文京区での被害が最大となる「都心南部直下地震」及び「多摩東部直下地震」を計画の前提条件とし、いずれのケースにも対応できる計画とする。

3 計画の構成

第1編 総則	計画の方針、文京区の概況、被害想定、重点項目、減災目標、複合災害への備えなどを記述
第2編 震災対策	<p>第1部 施策ごとの具体的計画(予防・応急・復旧計画) 以下の対策ごとに、予防・応急・復旧対策を記述</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区民と地域の防災力向上 ● 安全な都市づくりの実現 ● 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 ● 応急対応力の強化 ● 情報収集態勢の確立及び情報通信体制の強化 ● 医療救護・保健等対策 ● 帰宅困難者対策 ● 避難者対策 ● 物流・備蓄・輸送対策の推進 ● 住民の生活の早期再建 <p>第2部 震災復興計画 復興の基本的考え方、震災復興本部の設置、復興計画を記述</p>
第3編 風水害対策	<p>風水害時の予防・応急・復旧対策を記述</p> <p>【予防】豪雨対策、崖崩れ、土砂災害対策、浸水対策 等</p> <p>【応急・復旧】 応急対策の活動態勢、情報の収集・伝達、避難計画 等</p>
第4編 南海トラフ地震等防災対策	防災対策の方針、予防対策、南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策を記述
資料編	第1編から第4編までの各種対策に係る資料を掲載

4 重点項目

災害対応には、過去の災害からの教訓や新たな被害想定等を踏まえ、区及び防災関係機関、区民、事業者がそれぞれの持てる能力を発揮し、「自助」、「共助」、「公助」による災害対応力を高め、連携していくことが求められる。

計画の修正に当たっては、これまで進めてきた取組に加え、社会環境の変化等により、顕在化した課題にも対応するため、以下の項目について、特に重点的に取り組む課題とし、分野横断的な基本認識の下、今後の防災対策の充実強化を図ることとする。

【重点項目】

- | | |
|----------------|-------------------------|
| 1 在宅避難の推進 | 5 避難所環境の改善・充実 |
| 2 中高層建築物の防災対策 | 6 帰宅困難者対策 |
| 3 自助・共助の意識の醸成 | 7 ICT技術等を活用した災害対応業務の最適化 |
| 4 要配慮者や女性等への対応 | |

5 減災目標

都の減災目標を踏まえ、以下のとおり、減災目標を設定する。

2030年(令和12年度)までに、都心南部直下地震及び多摩東部直下地震による人的・物的被害を半減する。

減災目標を達成するための主な対策

これまで区が推進してきた防災施策の取組状況や社会環境の変化等を踏まえ、「第2編 震災対策 第1部 施策ごとの具体的計画(予防・応急・復旧計画)」の施策ごとに、減災目標を達成するための主な対策を整理した。

● 区民と地域の防災力向上

区民等への防災意識の啓発、区民防災組織や中高層共同住宅等に対する支援の充実 等

● 安全な都市づくりの実現

建築物の耐震化の促進、不燃化の推進、崖等整備の推進 等

● 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

無電柱化の推進、緊急道路障害物除去態勢の整備、ライフライン施設における耐震化や設備の充実 等

● 応急対応力の強化

区の初動対応体制の強化、総合防災訓練等の実施、受援応援体制の整備 等

● 情報収集態勢の確立及び情報通信体制の強化

情報技術の進展を見据えたICT技術等の活用、屋外スピーカーや戸別受信機の整備、臨時災害FM放送局の体制整備 等

● 医療救護・保健等対策

訓練等の実施による医療救護活動態勢の強化、医薬品、医療資器材の適正な更新及び管理、個別支援計画の作成及び見直し 等

● 帰宅困難者対策

事業者等に対する帰宅困難者対策の推進、新たな一時滞在施設の確保、帰宅困難者の避難誘導や受入れを想定した訓練の実施 等

● 避難者対策

在宅避難の周知啓発及び各家庭における備蓄やライフライン機能の確保、個別避難計画の作成促進、男女双方の視点や、子ども、LGBTQ等当事者に配慮した避難所運営、避難所におけるICT技術等の活用 等

● 物流・備蓄・輸送対策の推進

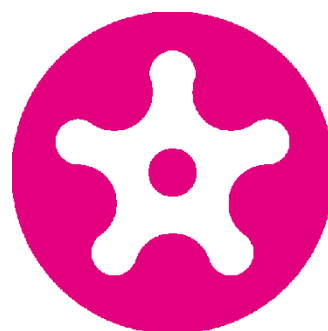
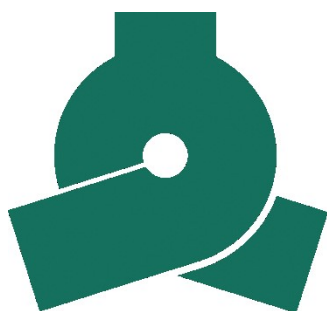
都と連携した発災後3日間の物資確保、事業者等との協定締結の推進、地域内輸送拠点の運営体制の構築 等

● 住民の生活の早期再建

応急危険度判定等の実施体制の整備、り災証明書の早期交付に向けた体制の整備 災害ケースマネジメント等の被災者支援の仕組の整備 等

文京区地域防災計画

素案



文京区防災会議

目次

第1編 総則

第1章 計画の方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格及び範囲	1
第3節 計画の目標	1
第4節 計画の修正	1
第5節 他の法令に基づく計画との関係	1
第6節 計画の習熟	1
第2章 文京区の概況	2
第1節 地形	2
第2節 面積・人口	2
第3章 計画の前提	3
第1節 震災	3
第2節 風水害	7
第3節 火山災害	7
第4章 重点項目	9
第1節 計画修正の経緯	9
第2節 計画修正に当たっての重点項目	9
第5章 減災目標	12
第1節 目標設定の趣旨	12
第2節 減災目標	12
第3節 目標を達成するための主な対策	13
第6章 複合災害への備え	17
第1節 経緯	17
第2節 想定される主な複合災害	17
第3節 複合災害に備えた対策	18
第7章 区、区民及び事業者の基本的責務	19
第8章 防災関係機関の業務大綱	22
第1節 区	23
第2節 都関係機関等	31
第3節 自衛隊	32
第4節 指定地方行政機関	32
第5節 指定公共機関	32
第6節 指定地方公共機関	33
第7節 公共的団体	34

第2編 震災対策

第1部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）

第1章 区民と地域の防災力向上	35
-----------------	----

第1節 現状及び課題	35
第2節 具体的な取組（予防対策）	35
第3節 具体的な取組（応急対策）	47
第2章 安全な都市づくりの実現	50
第1節 現状及び課題	50
第2節 具体的な取組（予防対策）	50
第3節 具体的な取組（応急対策）	65
第4節 具体的な取組（復旧対策）	73
第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	74
第1節 現状及び課題	74
第2節 具体的な取組（予防対策）	74
第3節 具体的な取組（応急対策）	82
第4節 具体的な取組（復旧対策）	92
第4章 応急対応力の強化	95
第1節 現状及び課題	95
第2節 具体的な取組（予防対策）	95
第3節 具体的な取組（応急対策）	103
第4節 具体的な取組（復旧対策）	117
第5章 情報収集態勢の確立及び情報通信体制の強化	119
第1節 現状及び課題	119
第2節 具体的な取組（予防対策）	119
第3節 具体的な取組（応急対策）	123
第6章 医療救護・保健等対策	130
第1節 現状及び課題	130
第2節 具体的な取組（予防対策）	130
第3節 具体的な取組（応急対策）	133
第4節 具体的な取組（復旧対策）	144
第7章 帰宅困難者対策	147
第1節 現状及び課題	147
第2節 具体的な取組（予防対策）	147
第3節 具体的な取組（応急対策）	153
第4節 具体的な取組（復旧対策）	157
第8章 避難者対策	159
第1節 現状及び課題	159
第2節 具体的な取組（予防対策）	159
第3節 具体的な取組（応急対策）	173
第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進	186
第1節 現状及び課題	186
第2節 具体的な取組（予防対策）	186
第3節 具体的な取組（応急対策）	190
第4節 具体的な取組（復旧対策）	196
第10章 住民の生活の早期再建	197
第1節 現状及び課題	197
第2節 具体的な取組（予防対策）	197

第3節 具体的な取組（応急対策）	200
第4節 具体的な取組（復旧対策）	207

第2部 震災復興計画

第1章 復興の基本的考え方	220
第1節 復興の基本的考え方	220
第2節 文京区震災復興マニュアルの修正	220
第2章 震災復興本部の設置	221
第1節 計画方針	221
第2節 活動内容	221
第3章 復興計画	225
第1節 復興の基本的考え方	225
第2節 復興計画策定の取り組み	225

第2編 風水害対策

第1部 風水害予防計画

第1章 豪雨対策	227
第1節 東京都豪雨対策基本方針	227
第2節 河川等の施設整備	227
第3節 下水道の整備	227
第4節 雨水流出抑制施設の整備	228
第5節 水防災監視システム等の整備	228
第6節 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）	230
第7節 気象情報の収集・伝達	230
第8節 防災職員住宅の設置	230
第2章 崖崩れ、土砂災害対策	231
第1節 崖崩れ対策	231
第2節 土砂災害に関するソフト対策	231
第3章 浸水対策	233
第1節 円滑かつ迅速な避難の確保	233
第2節 水害・土砂災害実施要領の策定	233
第3節 浸水想定区域内の地下街等又は要配慮者利用施設の把握及び周知	233
第4節 浸水想定区域内の地下街等の管理者による計画の策定及び訓練の実施	233
第5節 地下空間管理者による情報判断	233
第6節 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への支援	233
第7節 防災拠点施設の点検及び浸水対策	234
第8節 水防資器材等の整備	234
第9節 水害、洪水ハザードマップ	234
第4章 高潮対策	235
第1節 円滑かつ迅速な避難の確保	235
第2節 水害・土砂災害実施要領の策定	235
第3節 高潮浸水想定区域内の地下街等又は要配慮者利用施設の把握及び周知	235

第4節	高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設への支援	235
第5節	高潮ハザードマップ	235
第5章	都市施設対策	236
第1節	道路及び交通施設等	236
第2節	ライフライン施設	237
第6章	防災行動力の向上	239
第1節	自助による区民の防災力の向上	239
第2節	区民の防災意識の啓発	239
第3節	区民防災組織等の防災力向上	240
第4節	マンション防災における自助・共助の構築	240
第5節	事業所による自助・共助の強化	240
第6節	水防訓練の実施	241
第7節	区及び防災関係機関、区民、事業所等の連携	241
第8節	ボランティア体制の整備	241
第9節	区立学校（園）等における防災対策	241

第3編 風水害対策

第2部 風水害応急・復旧対策計画

第1章	応急対策の活動態勢	242
第1節	水害即応態勢の活動態勢	242
第2節	区の臨時水害対策本部の活動態勢	242
第3節	区の災害対策本部の活動態勢	243
第4節	水防活動	243
第5節	防災会議の招集	247
第2章	情報の収集及び伝達	248
第1節	通信連絡体制	248
第2節	予報、警報等の伝達	248
第3節	要配慮者利用施設に対する洪水予報等の伝達	253
第4節	被害状況等の報告	253
第5節	広報活動	253
第6節	広聴活動	254
第3章	救助・救急活動	255
第4章	応援協力・派遣要請	255
第5章	警備・交通規制	256
第1節	警備	256
第2節	交通規制	257
第6章	避難計画	258
第1節	避難指示等の発令	258
第2節	避難指示等の伝達	259
第3節	居住者等がとるべき行動	259
第4節	要配慮者の支援	260
第5節	区有施設利用者への避難支援	260

第6節 避難所の開設・運営等	261
第7節 垂直避難場所の開設・運営等	262
第8節 福祉避難所の開設及び運営管理	263
第9節 妊産婦・乳児救護所の開設及び運営管理	264
第10節 動物愛護	264
第7章 物流・備蓄・輸送対策	264
第1節 飲料水の供給	264
第2節 食料・生活必需品等の供給	264
第3節 地域内輸送拠点の開設及び運営	264
第4節 物資の調達要請	264
第5節 物資の輸送	264
第8章 医療救護・保健等対策	265
第1節 初動医療体制	265
第2節 保健衛生体制	265
第3節 医薬品・医療資器材の供給	265
第4節 医療施設の確保	265
第5節 遺体の取扱い	265
第6節 防疫体制	265
第9章 被災者の生活確保	266
第1節 被災宅地危険度判定	266
第2節 り災証明書の交付準備	266
第3節 住家被害認定調査の実施	266
第4節 り災証明書の交付	266
第5節 被災住宅の応急修理	266
第6節 応急仮設住宅の供給	266
第7節 義援金の募集、受付及び配分	266
第8節 被災者の生活再建資金援助等	266
第9節 租税等の徴収猶予及び減免等	266
第10節 その他の生活確保	266
第10章 ボランティア等との連携	267
第1節 ボランティアとの連携	267
第2節 労働力の確保	267
第11章 ライフライン施設の応急・復旧対策	267
第1節 水道	267
第2節 下水道	267
第3節 電気施設	267
第4節 ガス施設	267
第5節 通信施設	268
第12章 公共施設等の応急・復旧対策	269
第1節 区有施設	269
第2節 鉄道施設	269
第3節 道路・橋梁	269
第4節 河川施設、社会公共施設等	270
第5節 土砂災害の危険性が高い箇所 ^{りょう} の対策	270

第13章 応急教育及び応急保育	270
第1節 応急教育及び応急保育	270
第2節 学用品の調達及び支給	270
第14章 ごみ・し尿処理・災害廃棄物処理・障害物の除去	271
第1節 ごみ処理	271
第2節 し尿処理	271
第3節 災害廃棄物処理	271
第4節 障害物の除去	271
第15章 災害救助法の適用	272
第16章 激甚災害の指定	272

第4編 南海トラフ地震等防災対策

第1章 対策の方針	273
第1節 対策の目的	273
第2節 基本的な考え方	273
第2章 災害予防対策	275
第1節 広報	275
第3章 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策	276
第1節 南海トラフ地震臨時情報の発表時の対応	276
第2節 南海トラフ地震臨時情報の伝達及び周知	277
第3節 地震被害が発生した場合の対応	277

第 1 編 総則

第 1 章 計画の方針

第 2 章 文京区の概況

第 3 章 計画の前提

第 4 章 重点項目

第 5 章 減災目標

第 6 章 複合災害への備え

第 7 章 区、区民及び事業者の基本的責務

第 8 章 防災関係機関の業務大綱

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、文京区防災会議が策定する計画である。その目的は、区、都及び防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、区の地域において、災害の予防対策、応急・復旧対策及び復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を保護し、「備えと助け合いのある災害に強いまちの実現」を図ることにある。

第2節 計画の性格及び範囲

この計画は、文京区の地域に係る防災に関し、区の処理すべき事務又は業務を中心として、都及び防災関係機関の処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。

また、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき都知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定により都知事から区長に委任された場合の計画又は都知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助業務に関する計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第3節 計画の目標

この計画は、地震、風水害、大規模な火災又は爆発、事故等に対処できる体制の樹立を目的とする。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、毎年、計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。防災関係機関は、関係ある事項について、文京区防災会議が指定する期日までに計画修正案を文京区防災会議に提出しなければならない。また、緊急に修正しなければならないときは、防災会議の会長と協議しなければならない。

第5節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、総合的かつ基本的な性格を有し、指定行政機関等が作成する防災業務計画又は東京都地域防災計画等に抵触するものであってはならない。

第6節 計画の習熟

区及び防災関係機関は、この計画に定める責務を十分に果たすため、平素から単独又は共同して、調査・研究・訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めるものとする。

第2章 文京区の概況

第1節 地形

本区は、下町と呼ばれる沖積低地と、山の手と呼ばれる武蔵野台地の接点に位置している。

武蔵野台地は、その端部を多くの河谷によって刻みこまれ、20m前後の崖を持つ起伏に富んだ台地と谷の地形をつくっている。高度は、後楽一丁目（市兵衛河岸）の海拔3.1mを最低に、大塚五丁目、六丁目、目白台三丁目、小日向二丁目付近で海拔30mを超えている。低地の部分の平均高度は海拔10m以下であり、台地においては、平均高度海拔20～24mである。

こうした地形を概観すると、5つの台地（関口台、小日向台、小石川台、白山台、本郷台）と、5つの低地（音羽谷、茗荷谷、千川谷、指ヶ谷、根津谷）によって構成されている。台地と低地の間は斜面地となっており、こうした地形が坂と崖の多い、起伏に富んだ特色あるまちを形成している。

第2節 面積・人口

第1 面積

本区的面積は11.29km²で、周囲は約21kmである。また、東端（湯島3丁目）から西端（目白台2丁目）の距離約5km、北端（本駒込6丁目）から南端（湯島1丁目）の距離は約4.5kmである。

第2 世帯と人口

（令和5年10月1日現在）

	世帯数	人 口		
		総数	男	女
住民基本台帳人口	128,170 世帯	231,685 人	110,228 人	121,457 人
うち外国人住民	9,386 世帯	13,515 人	6,664 人	6,851 人

（注）「うち外国人住民」の世帯数は、外国人住民のみで構成される世帯数

第3 昼・夜間人口

（令和2年国勢調査）

夜間人口	昼間人口	流入人口	流出人口
240,069 人	353,648 人	188,585 人	75,006 人

（注）昼間人口には、従業・通学市区町村「不詳・外国」及び従業地・通学地「不詳」で、当地に常住している者を含む。15歳未満通学者を含む。

第3章 計画の前提

第1節 震災

第1 東京都の被害想定

都は、東日本大震災を踏まえ、平成24（2012）年に「首都直下地震等による東京の被害想定」等を策定し、それに基づき、様々な防災対策を推進してきたが、この間、住宅の耐震化や不燃化等が推進される一方、高齢化の進行や単身世帯の増加など、人口構造や世帯構成が変化している。

そのため、都は、平成24年4月に公表した被害想定から客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。

（東京の被害想定）

区分		都心南部 直下地震	多摩東部 直下地震	大正関東 地震	立川断層帯 地震	南海トラフ 巨大地震
規模		M7.3	M7.3	M7.3	M7.3	M9クラス
発生季節		冬	冬	冬	冬	冬
風速		8m/s	8m/s	8m/s	8m/s	—
時刻		夕方 18時	夕方 18時	夕方 18時	夕方 18時	早朝
建物 被害	全壊・焼失棟 数	194,431棟	161,516棟	54,962棟	51,928棟	1,198棟
人的 被害	死者数	6,148人	4,986人	1,777人	1,490人	953人
	負傷者数	93,435人	81,609人	38,746人	19,229人	31人
	うち重症者数	13,829人	11,441人	4,481人	2,898人	7人

注）南海トラフ巨大地震は、死者数が最も多いケースについて記載している。

資料：首都直下地震等による東京の被害想定 報告書（東京都防災会議）から作成

（想定シーン）

冬 早朝 5時	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯 多くの人々が自宅です寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬 昼 12時	<ul style="list-style-type: none"> オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬 夕方 18時	<ul style="list-style-type: none"> 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 鉄道・道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

資料：首都直下地震等による東京の被害想定 報告書（東京都防災会議）

第2 身の回りで起こり得る被害の様相

都の被害想定では、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして示されている。

種別	定性的な被害シナリオ
インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き	発災後当面の間は、ライフラインの途絶や公共交通機関の寸断など、身の回りの生活環境に大きな支障が生じるとともに、被害が甚大な場合は、その復旧が長期化するおそれがある。
救出救助機関等による応急対策活動の展開	建物倒壊などにより至るところで道路が閉塞し、救出救助部隊や、被災者が必要とする物資の円滑な移動が困難を極め、消火・救助活動や被災地支援が遅滞し、長期化するおそれがある。また、隣接県でも甚大な被害が発生し、都外からの応援が十分得られない可能性がある。
住み慣れた自宅等での避難生活	建物に大きな被害がなくても、家具や家電製品等が、転倒・移動し、下敷きになったり、人に衝突したりする可能性がある。また、排水管など建物内の設備の損傷等により、トイレやエレベーターが長期間に渡り使用できなくなる可能性がある。ただし、家具転倒防止や携帯トイレの備蓄など必要な備えを行えば、プライバシーが確保され、住み慣れた自宅にとどまることは有効である。
避難所での避難	避難所では、発災直後から多くの被災者が殺到し、避難所運営が混乱するだけでなく、物資の不足やトイレの衛生環境の悪化、プライバシーの確保や避難者間のトラブルなど様々な課題が発生する可能性がある。
帰宅困難者を取り巻く状況	携帯電話の不通などにより、家族の安全が確保できず、多くの人が自宅などに帰ろうとするが、道路の閉塞や延焼火災、余震による看板の落下などが至るところで発生し、帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障が生じる可能性がある。

※ 上記内容は、あくまで一つの想定として作成したものであり、実際に記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではない。

資料：東京都地域防災計画 震災編 から作成

第3 文京区の被害想定

都の被害想定のうち、文京区での被害が最大となる「都心南部直下地震」及び「多摩東部直下地震」を前提条件とし、いずれのケースにも対応する計画とする。

区分		単位	都心南部直下地震	多摩東部直下地震			
地震の規模			M7.3				
発生季節			冬				
風速			8m/s				
時刻			夕方				
震度別面積率	震度5強以下	%	0.0%	0.0%			
	震度6弱	%	95.2%	94.5%			
	震度6強	%	4.8%	5.5%			
	震度7	%	0.0%	0.0%			
建物棟数	計	棟	36,191	36,191			
	木造	棟	19,871	19,871			
	非木造	棟	16,320	16,320			
建物被害	建物全壊		468	512			
		ゆれ	444	494			
		液状化	23	18			
		急傾斜地崩壊	0	0			
	建物半壊		2,461	2,519			
		ゆれ	2,331	2,422			
		液状化	130	95			
		急傾斜地崩壊	1	1			
		(うち、建物大規模半壊)	530	544			
		ゆれ	484	510			
		液状化	46	34			
		急傾斜地崩壊	0	0			
火災	出火件数	件	5	6			
	焼失棟数 (倒壊建物を含む。)	棟	137	127			
	焼失棟数 (倒壊建物を含まない。)	棟	135	125			
人的被害	死者		29	31			
		ゆれ建物被害	15	17			
		屋内収容物	3	3			
		急傾斜地崩壊	0	0			
		火災	3	3			
		ブロック塀等	7	8			
		屋外落下物	0	0			
	負傷者(うち重傷者)		1,073(164)	1,176(180)			
		ゆれ建物被害(うち重傷者)	707(40)	788(49)			
		屋内収容物(うち重傷者)	99(22)	99(22)			
		急傾斜地崩壊	0	0			
		火災(うち重傷者)	8(2)	9(2)			
		ブロック塀等(うち重傷者)	254(99)	274(107)			
		屋外落下物(うち重傷者)	6(1)	7(1)			
その他	発生数	避難者数	39,160	40,163			
		避難所避難者数	26,107	26,775			
		避難所外避難者数	13,053	13,388			
	帰宅困難者	都内滞留者数	139,195	139,195			
		都内滞留者数	396,041	396,041			
		閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	534	528			
		要配慮者死者数	11	12			
		自力脱出困難者発生数	234	266			
	ライフライン	災害廃棄物	万トン	29	31		
		電力	停電率	%	5.2	4.0	
			通信	不通率	%	0.5	0.5
			上水道	断水率	%	25.3	27.2
				下水道	管きよ被害率	%	3.3
		ガス	供給停止率	%	0.0	0.0	
			物資需要量	食料	~3日目	万食	8
	飲料水	4~7日目		万食	28	28	
		~3日目		万L	13	14	
毛布	4~7日目	万L		41	39		
	必要量	万枚	5	5			

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値が合わないことがある。

※ 2種類の被害想定のうち、被害が大きい項目に網掛けをしている。

第4 地域危険度

都では、東京都震災対策条例に基づき、おおむね5年毎に地震に関する地域危険度測定調査を行っており、都内の市街化区域（5,192町丁目）における地震に対する危険性を建物倒壊危険度、火災危険度及び災害時活動困難係数の面から、1から5までのランクで相対的に評価し、地域の地震に対する危険度を明らかにしている。

令和4年9月に都が公表した「第9回 地震に関する地域危険度測定調査」の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

- (1) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。
- (2) 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。

2 調査結果

都内の市街化区域（5,192町丁目）について、建物倒壊の危険性を示した「建物倒壊危険度」及び火災の発生による延焼の危険性を示した「火災危険度」に、災害時に有効な活動空間の不足率や避難等に有効な道路ネットワークの不足率から算出した「災害時活動困難係数」を乗じた「総合危険度」を測定することで地域の危険性を評価した。危険度は、1から5までのランクで相対的な地域の地震に対する危険度を示している。

	← 危険度高					危険度低 →
総合危険度ランク	5	4	3	2	1	計
町丁目数	85	288	822	1,653	2,344	5,192
比率	1.64%	5.55%	15.83%	31.84%	45.15%	100.0%

第2節 風水害

第1 想定雨量等

区内においては、地面の大部分が建物やアスファルトに覆われているため、雨水が地下に浸透しにくく、集中豪雨の際に水が低地に集まり、短時間のうちに浸水する都市型水害が発生している。

本計画では、予測し難い気象変化などに伴う突発型の被害に備えるとともに、平成27年の水防法（昭和24年法律第193号）改正に基づく神田川浸水予想区域図の想定雨量を最大値とする。

区 分		被 害 等 の 最 大 値
雨 量	24時間総雨量	690mm
	最大1時間降雨量	153mm

第2 浸水予想区域等

区内では、上記の想定雨量を設定した神田川流域浸水予想区域図で浸水が想定されている。

また、荒川流域の72時間総雨量632mmを設定した荒川水系荒川洪水浸水想定区域図で浸水が想定されている。

第3 高潮浸水想定区域

区内では、室戸台風級（910hPa）の台風で、東京港に最大の高潮を発生させるような台風の経路を設定した東京都高潮浸水想定区域図で浸水が想定されている。

第4 土砂災害警戒区域等

区内では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）により、土砂災害警戒区域として106か所（令和4年12月時点）が指定され、そのうち、土砂災害特別警戒区域は63か所となっている。

第3節 火山災害

第1 被害想定

火山災害による被害想定については、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成16年（2004年）6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。

なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等の様々な条件によって変化する。

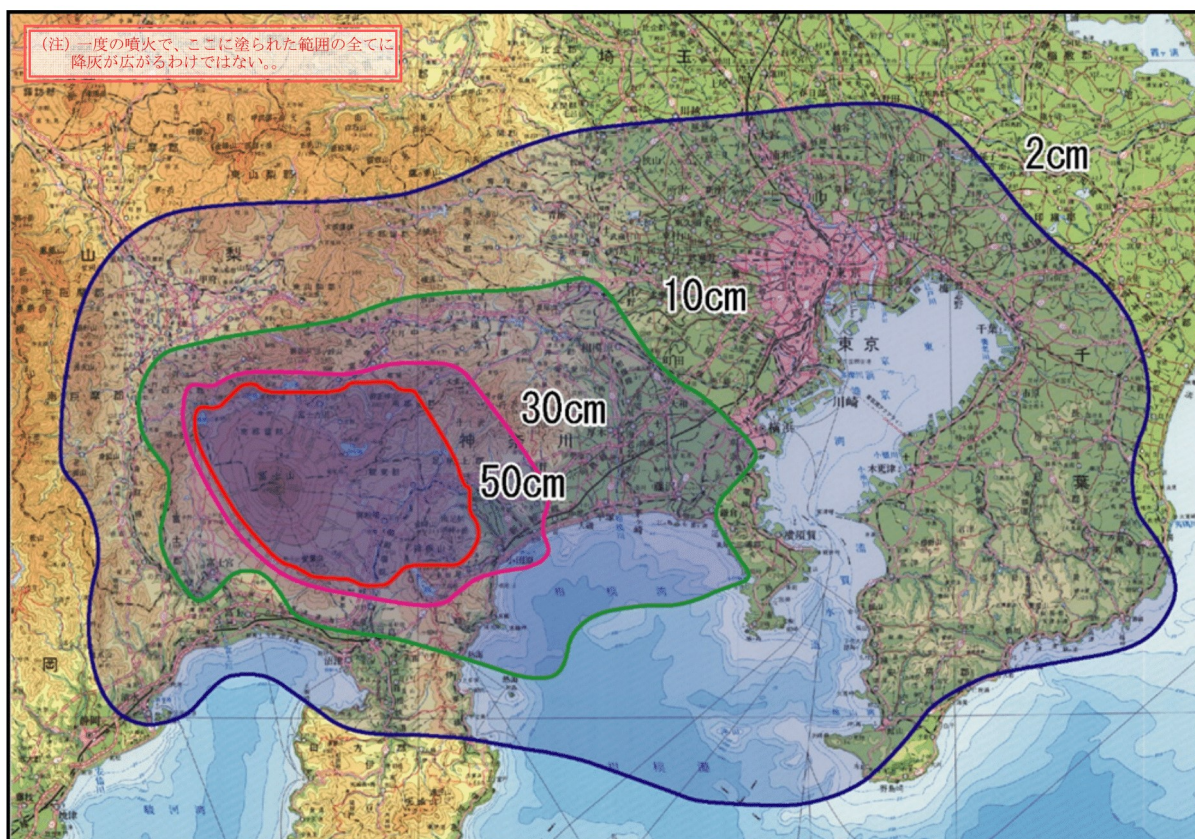
今後、国や都の動向を踏まえ、防災関係機関との連携を図りながら、火山災害への対策を検討していく。

第2 噴火の規模と被害の概要

		内容
噴火の規模等	規模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
	時期	① 梅雨期 ② その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	区内の全域	
被害の程度	2～10cm程度	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流、土石流に伴う人的・物的被害

資料：東京都地域防災計画 火山編 から作成

第3 降灰予想図（降灰の影響が及ぶ可能性の高い範囲）



資料：富士山ハザードマップ検討委員会報告書

第4章 重点項目

第1節 計画修正の経緯

文京区防災会議では、平成30年度に「文京区地域防災計画【平成27年度修正（平成24年度修正追補版）】」以降の災害対策等を計画に反映させるため、「文京区地域防災計画【平成30年度修正】」を策定し、この間、災害対策の充実に取り組んできた。

その後も、頻発・激甚化する災害に対応するとともに、令和4年5月に都が新たに公表した首都直下地震等による被害想定の見直し等で明らかになった課題に加え、東京都地域防災計画（令和5年修正）に基づく施策等と連携した施策を推進するため、この度、文京区地域防災計画を修正するものである。

第2節 計画修正に当たっての重点項目

災害対策には、過去の災害からの教訓や新たな被害想定等を踏まえ、区及び防災関係機関、区民、事業者がそれぞれの持てる能力を発揮し、「自助」、「共助」、「公助」による災害対応力を高め、連携していくことが求められている。

計画の修正に当たっては、これまで進めてきた取組に加え、社会環境の変化等により顕在化した課題にも対応するため、以下の項目について、特に重点的に取り組む課題とし、分野横断的な基本認識の下、今後の防災対策の充実強化を図ることとする。

第1 在宅避難の推進

区では、災害時において自宅の損傷や倒壊の危険性が少ない場合の避難行動として「在宅避難」を呼び掛けている。在宅避難は、災害時でも慣れ親しんだ自宅で安心して生活できるとともに、避難所等への避難者を最小限にとどめることで、避難所の不足や避難所での感染症リスクを軽減することにもつながる。

今後も、在宅避難を推進するため、建物の耐震化や不燃化に加え、各家庭での生活維持に必要な機能の確保等の対策強化を図るとともに、在宅避難を含む避難所外避難者を支援する仕組みを構築していく。

第2 中高層建築物の防災対策

本区の住宅の建て方別割合（平成30年度）は、中高層共同住宅（3階以上）が約75%となっており、今後も増えていくことが予想されている。また、都の被害想定においても、区内で閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止が500台以上発生すると想定されている。

このような状況を踏まえ、中高層建築物における主体的な防災活動を促進するとともに、災害時におけるエレベーターの閉じ込め対策やトイレ対策等、中高層共同住宅特有のリスクを捉え、実情に応じた防災対策を推進する。

第3 自助・共助の意識の醸成

災害対策は、自らの身の安全は自らが守ること（自助）が基本であり、区民及び事業者は日頃から自然災害に関する正しい知識を持ち、自主的に災害に対する備えを心

第1編 総則／第4章 重点項目
第2節 計画修正に当たっての重点項目

掛けることが重要となる。また、災害時には、避難所の運営や救助活動等（共助）を行い、行政が果たす役割（公助）と連携を図りながら、災害対策活動に努めることが求められている。さらに、避難所運営協議会や区民防災組織が有効に機能するためには、地域で主体的に活動する人材が必要となる。

今後も、町会・自治会等の区民防災組織や避難所運営協議会、事業者等による住民主体の防災活動を促進するとともに、防災活動の中心的役割を担う人材の育成・活用を図り、地域防災力の向上を目指す。

第4 要配慮者や女性等への対応

災害時、高齢者や障害者、妊産婦、外国人等にとって、避難のための情報把握や生活手段の確保等、適切な防災行動をとることは必ずしも容易なことではなく、災害時における安否確認手段や必要なサービスを提供できる体制整備が求められている。

令和3年5月の災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成が区市町村の努力義務となった。区では避難行動要支援者名簿の作成を進めるとともに、区民防災組織や民生委員・児童委員等の地域の支援者の協力により、避難支援体制の強化を図っている。また、男女双方の視点に配慮した避難所運営等、男女平等参画の視点に立った防災対策に加え、近年増加する外国人居住者を含む全ての人が正確な情報を取得し、適切な防災・避難行動がとれるよう、要配慮者へのきめ細かな対応が求められる。さらに、一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細かな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援も必要となる。

今後も、避難行動要支援者の支援体制の充実を図るとともに、災害時における要配慮者や女性、LGBTQ当事者等への対応強化に取り組む。

第5 避難所環境の改善・充実

都の被害想定では、本区の避難所生活者は26,000人を超え、区の人口の約11%に当たる。避難所は、災害時に自宅が倒壊等の被害を受け、又はそのおそれがある場合の被災者の生活場所となり、全ての避難者が可能な限り日常に近い生活を送ることができるよう環境整備に取り組む必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の教訓等も踏まえ、避難所における感染症の拡大防止等、衛生環境の改善が求められるほか、ペットの同行避難や避難所内の治安維持等、避難所が抱える課題の解決に取り組む必要がある。

今後も、避難生活環境の改善充実に必要な備蓄物資等の配備を進めるほか、避難スペースの確保や安全対策など、避難所の環境改善に取り組むとともに、限られた環境の中で、発災時における様々な状況を想定した、実効性の高い避難所訓練等を実施する。

第6 帰宅困難者対策

大規模な地震が発生した場合、通勤・通学者、買い物客等の帰宅困難者が多数発生し、大きな混乱が予測される。多くの帰宅困難者の移動によって、道路や歩道が車や人で埋まり、警察・消防・自衛隊等の車両が速やかに現場に到着できず、救助・救命

活動に支障を来すこととなる。都の被害想定では、文京区で約14万人の帰宅困難者が発生すると予測されているが、この帰宅困難者対策は、行政エリアを超え、かつ、多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、行政機関、事業者、外出者等、社会全体で対策を進めていく必要がある。

区においても、事業者による一斉帰宅の抑制や関係機関と連携した駅前滞留者の分散帰宅等、帰宅困難者の発生抑制に取り組むとともに、帰宅困難者の一時滞在施設の更なる確保と的確な運営に向け、受入施設の事業者等との連携を促進する。

第7 ICT技術等を活用した災害対応業務の最適化

大規模災害の発生時には、膨大な災害対応業務が発生するが、被害の防止・軽減を図るためには、効率的・効果的な災害対応を図る必要がある。とりわけ、災害時において自治体等の人的資源に限りがある中、被害状況の把握や避難情報の提供など、膨大な災害対応業務に迅速かつ的確に対応するためには、ICT等を活用した業務の効率化や省力化に取り組むことが重要となる。

今後も、都や民間事業者等と連携しながら、災害対策に有効なICTを活用し、災害対応業務の最適化に取り組んでいく。

第5章 減災目標

第1節 目標設定の趣旨

現在の地震予知に対する科学技術では、地震等の自然災害を的確に予知し、未然に十分な防災対策を講じることは極めて困難な状況にある。しかしながら、いつ起こるか分からない地震災害に対して、日常からの十分な備えや、発災直後に初動体制を整えることで、被害を最小限に食い止め、軽減させることは十分に可能である。

減災目標は、過去の大規模災害等の教訓を生かし、大規模な地震が発生した場合においても、区及び防災関係機関、区民、事業者の連携・協働により、被害を軽減することを目的としている。

前回の減災目標の設定から10年以上が経過し、住宅の耐震化や不燃化対策など、これまでの取組が着実に効果を挙げる一方で、高齢化や単身世帯の増加に伴う人口構造の変化など、区を取り巻く環境は変化を続けている。そのような状況にも適応しながら、今後も、それぞれの連携・協働を深め、防災対策の充実強化を図るものである。

第2節 減災目標

東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）「第3節 減災目標の設定」の内容を踏まえ、「都心南部直下地震」及び「多摩東部直下地震」における被害を減少させる「減災目標」を新たに設定した。

【減災目標】

2030年（令和12年度）までに、都心南部直下地震及び多摩東部直下地震による人的・物的被害を半減する。

第3節 目標を達成するための主な対策

これまでに区で推進してきた防災施策の取組状況や社会環境の変化等を踏まえ、「第2編 震災対策」に掲げる施策ごとに、減災目標を達成するための主な対策を整理した。

第1章 区民と地域の防災力向上	
1	区報や区ホームページ、防災ポータル、防災アプリ等の多種多様な媒体を活用し、区民等の防災意識の啓発を行う。
2	区民防災組織等が実施する防災訓練等に係る費用の助成や、専門知識を有する防災アドバイザーの派遣等により、区民防災組織等に対する防災対策の支援を充実する。
3	中高層共同住宅等が実施する防災訓練等に係る費用の助成や、防災士資格の取得費用の助成等により、中高層共同住宅等における防災対策の支援を充実する。
4	地域主体の防災活動を推進するため、女性等も含め、活動の中心となる人材の育成に取り組む。
5	消防団を紹介するリーフレットやホームページ等の活用により、入団の促進を図るとともに、消防団員の災害対応能力向上に向けた対策を実施する。
6	災害時におけるボランティア体制の充実に向け、文京区災害ボランティアセンターの設置・運営体制の整備等を行う。
7	家具転倒防止器具の普及啓発を図り、在宅避難を推進する。
8	地域での初期消火能力の向上を図るため、区民防災組織等に資器材を貸与し、訓練等を行うとともに、出火防止に関する周知啓発を行う。
9	外国語パンフレットや防災ポータル等の多言語機能等を活用し、外国人への防災知識の普及啓発を図る。
第2章 安全な都市づくりの実現	
1	文京区耐震改修促進計画に基づき、助成制度の活用等により、建築物の耐震化の促進を図る。
2	災害時に火災等の危険性の高い大塚五・六丁目地区を対象に、文京区不燃化推進特定整備事業を推進する。
3	火災の延焼防止のため、公園や児童遊園の整備拡充を図る。
4	崖等整備資金助成やブロック塀等改修工事費助成等の活用等により、崖の整備等を推進する。
5	街頭や主要道路に消火器を設置し、災害時の延焼火災を防止する。
第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	
1	災害時の電柱倒壊による道路閉塞を防ぐとともに、電気や電話等、ライフラインの安定供給を確保するため、無電柱化を推進する。
2	災害時における円滑な緊急車両等の通行のため、関係機関と連携し、緊急道路障害物除去体制の整備を図る。
3	ライフライン施設における耐震化や設備の充実等により、災害時におけるライフライン機能の確保を図る。
4	新たな施設整備の機会を捉え、公共施設での太陽光発電設備の導入を推進するほか、新エネルギー・省エネルギー設備設置に係る費用の助成事業等により、災害時にお

第1編 総則／第5章 減災目標
第3節 目標を達成するための主な対策

	るエネルギーの確保を図る。
5	災害時のアスベスト飛散による被害を防止するため、建築物所有者向けのリーフレット等を活用し、啓発を行う。
第4章 応急対応力の強化	
1	災害時に迅速かつ的確に応急対策業務を遂行できるよう、区の初動態勢の強化を図る。
2	総合防災訓練（避難所総合訓練、防災フェスタ）や地域防災訓練等の実行性のある訓練を実施し、災害対応力の向上を図る。
3	災害時の区職員の参集可能人員及び非常時優先業務について、必要に応じて、見直しを行う。また、事業者に対しては、事業者団体等を通じたBCP策定の働きかけを行う。
4	震災時においても平常時の消防力を最大限に有効活用するため、消防署は、消防活動体制の整備強化や資機（器）材の整備等を推進する。
5	警察署は、災害時に必要な装備資器材の整備のほか、各種訓練の実施等により、署員の災害対応能力の向上を図る。
6	他の地方公共団体や事業者等から円滑な協力が得られるよう、協定の締結を促進し、広域的かつ多様な協力体制の構築を図る。
7	災害時の受援応援体制について、文京区災害時受援応援計画に基づき、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制等の構築を図る。
第5章 情報収集態勢の確立及び情報通信体制の強化	
1	災害情報システムについて、適切な運用を図るほか、情報技術の進展を見据えながら、適宜、システムの改修を検討していく。
2	防災行政無線の難聴エリアを解消するため、音達調査や試験放送等で得られた結果を基に、屋外スピーカーや戸別受信機の整備等を行っていく。
3	緊急情報を区民等に迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達手段の周知を行うとともに、適宜伝達手段等を見直し、区民等が容易に情報を入手しやすい環境整備を図る。
4	臨時災害FM放送局を開設し、生活関連情報や避難所情報等の伝達手段を活用できるよう、体制整備を行う。
第6章 医療救護・保健等対策	
1	避難所への医師等の派遣体制を整備するとともに、災害時における医療救護活動マニュアルに基づいた医療救護活動訓練を定期的実施することにより、医療救護活動体制の強化を図る。
2	日頃から、医療対策拠点、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び区内医療機関等と密に連携を図ることで、災害時における円滑な情報連絡体制を構築する。
3	医師会、歯科医師会及び薬剤師会と連携し、医療救護所で使用する医薬品及び医療資器材の適正な更新及び管理を行う。
4	関係機関との密な連携により、在宅人工呼吸器使用者の把握に努め、希望者へ災害発生時を想定した個別支援計画の作成及び見直しを実施する。また、在宅の人工呼吸器使用者の非常用淵源の確保に努める。
5	平常時から、二次保健医療圏（区中央部）の災害対策拠点及び災害医療コーディネーターとの連携を図り、災害時における情報連絡体制の構築を図る。
第7章 帰宅困難者対策	
1	東京都帰宅困難者対策条例に基づき、区内の事業者等に従業員等の一斉帰宅の抑制や

	従業員等が施設内に一定期間待機するための食料や飲料水等の備蓄等を推進する。
2	大規模集客施設や民間施設を所有する区内事業者に協力を要請し、一時滞在施設の提供に関する協定の締結を推進する。
3	一時滞在施設に指定された事業者等と連携し、災害時における帰宅困難者の避難誘導や受入れを想定した訓練等の実施を推進する。
第8章 避難者対策	
1	日頃から在宅避難の必要性や日頃からの備えについて、防災ガイドやリーフレットのほか、ホームページや動画コンテンツ等を活用して、周知啓発に取り組むとともに、各家庭での備蓄やライフライン機能の確保等、対策強化を図る。
2	避難行動要支援者の安否確認、避難誘導及び避難所等での生活支援を的確に行うため、同意を得た避難行動要支援者一人一人に対し、個別避難計画の作成を促すとともに、避難支援関係者ともに、避難行動要支援者名簿を活用した訓練を実施するなど、具体的な支援体制の構築を図る。
3	災害時において、適時に災害情報を収集することが困難な避難行動要支援者に対し、防災スマートフォンを貸与するなど、情報伝達体制を確保する。
4	一般避難所等での避難生活が著しく困難とされた高齢者や障害者等に対する福祉避難所への避難体制の構築を図る。
5	女性等のニーズに配慮した避難所運営を行うため、避難所運営協議会に女性等の役員の参画を促すなど、男女双方の視点や子ども、LGBTQ等当事者に配慮した運営を行う。
6	性自認および性的指向に関する対応方針を踏まえ、誰もが安心して避難所生活を送れるよう、プライバシー確保の対応や必要物資の備蓄等を行う。
7	文京区避難所運営ガイドラインに基づき、避難所ごとの特徴を踏まえた避難所運営管理マニュアルの作成を支援する。
8	特別養護老人ホームをはじめとした福祉施設について、運営事業者と協定を締結し、福祉避難所として活用するとともに、必要な物資・機材等を区が整備する。 また、新たに福祉施設が建築される際は、福祉避難所として指定されることを前提に運営法人と協議し、施設内に福祉用物資専用の備蓄倉庫を設置する。
9	妊産婦・乳児救護所や福祉避難所が円滑に開設・運営できるよう、必要に応じて、マニュアルや開設キットの見直しを行う。
10	避難所等における受付の電子化等、災害時における業務の効率化に向け、ICT技術等の活用を検討する。
第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進	
1	災害時に避難所等の避難者に物資を提供できるよう、都と連携し、発災後3日間の物資の確保に努めるとともに、避難所等の備蓄倉庫の棚卸整備により、食料等の点検・整備を進める。
2	食料等の不足に備え、事業者、団体等と協定を締結し、多様な調達ルートの確保に努める。
3	支援物資を避難所等に円滑に配送するため、都や関係事業者等と連携し、地域内輸送拠点の運営体制を構築する。
第10章 住民の生活の早期再建	
1	二次被害の防止に備え、応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施体制の整備を図

第1編 総則／第5章 減災目標
第3節 目標を達成するための主な対策

	る。
2	り災証明書の早期交付に向け、関係機関と連携し、住家被害認定調査やり災証明書交付に関する体制等の整備を図る。
3	被害のあった地域の実情及び被災者の個別な事情や状況等に応じた災害ケースマネジメント等の被災者支援の仕組みを整備する。
4	国や都の動向を踏まえ、文京区災害廃棄物処理計画を適宜改定する。また、災害廃棄物の仮置場等の開設・管理に関するマニュアルを作成する。

第6章 複合災害への備え

第1節 経緯

近代における未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、これによる火災延焼被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近している。また、近年では、東日本大震災において、東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故等、複合災害に見舞われるとともに、令和2年7月豪雨が、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で発生し、被災地では、感染症対策を踏まえた避難所運営など、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。

このような同種又は異種の災害が同時又は時間差で起こる複合災害が発生した場合、被害の激甚化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。

第2節 想定される主な複合災害

都の被害想定では、想定される定性的な被害の様相として、複合災害発生時に起きうる事象が整理されている。

種別	主な内容
風水害	<ul style="list-style-type: none">地震動や液状化により、堤防や護岸施設の損傷した箇所から浸水被害が拡大梅雨期や台風シーズン等、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	<ul style="list-style-type: none">数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去等の応急対策や復旧作業が困難化火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化火山灰の流入による管路等の流下阻害や閉塞、停電によるポンプ場の機能低下により、下水道の機能支障が拡大する可能性がある。
感染拡大	<ul style="list-style-type: none">多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生救出救助活動や避難者の受入れなどにおいて、感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

資料：東京都地域防災計画 震災編 から作成

第3節 複合災害に備えた対策

先発災害の発生時における被害状況等を踏まえ、第2編の各種施策を確実に推進し、後発災害に伴う影響等も念頭に置いた施策を検討するものとする。

種別	検討が必要な施策
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進 ・都市基盤施設の整備・耐震化等、防災・減災対策の加速化 ・様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証 ・避難先の更なる確保、在宅避難・ホテル、地方の親戚等への分散避難の推進 ・夏季発災時における熱中症対策等
複数の大規模自然災害の組合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・先発災害から後発災害へのシームレスな対処 ・後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討 ・後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応等
感染症対策と大規模自然災害の組合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保 ・避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応等

第7章 区、区民及び事業者の基本的責務

自らの身の安全は自らが守る（自助）ことが防災の基本であり、区民はその自覚を持ち、平常時から、災害に対する備えを自主的に心掛けることが重要である。また、発災時には、自らの身の安全を守るよう行動するとともに、初期消火活動や近隣の負傷者や要配慮者等への救援活動等（共助）を行い、行政が果たす役割（公助）と連携を図りながら災害対策活動に努めることが求められる。

また、事業者においても、災害時における従業員や顧客の安全確保、地域の災害対策活動への協力、事業活動の継続等、企業の果たす社会的責任を十分認識し、日頃から防災訓練の実施や防災体制の整備等、地域と連携して防災活動の推進に努めるものとする。

さらに、区は、平常時から災害時のリスクを把握し、災害から区民の安全を確保するための対策を講じるとともに、区民が日頃から自然災害に関する正しい知識が持てるよう、周知啓発に努めなければならない。また、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、迅速かつ的確に情報を収集し、区民等に発信する必要がある。

区、区民及び事業者が、災害対策を進める上で果たすべき基本的責務は、次のとおりである。

1 区の基本的責務

(1) 区は、災害から区民の生命、身体及び財産を保護し、その安全を確保するとともに、被災後の区民生活の再建及び都市の復興を図るため、区の組織及び機能を挙げて最大の努力を払わなければならない。

(文京区防災対策条例4条1項から)

(2) 区は、平常時から国、都及び他の地方公共団体との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア、防災関係機関等との連携及び協力に努めなければならない。

(文京区防災対策条例第4条2項から)

(3) 区は、災害が発生したときは、国、防災関係機関等と連携し、総力を挙げて被災地の復興及び区民生活の再建を図らなければならない。

(文京区防災対策条例第38条第2項から)

2 区民の基本的責務

(1) 区民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(災害対策基本法第7条第3項から)

(2) 区民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

(東京都震災対策条例第8条第1項から)

(3) 区民、事業者及び区は、自らの命は自らが守るという自助、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという共助及び区民の安全を確保するという

公助のそれぞれの役割を果たし、並びに「文の京」自治基本条例（平成16年12月文京区条例第32号）の協働・協治の考え方にに基づき、防災対策の充実及び実践に努め、もって災害に強いまちづくりを推進していくことを基本としなければならない。

（文京区防災対策条例第3条から）

（4）区民は、自ら災害時の危険を除去し、災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

（文京区防災対策条例第7条第1項から）

（5）区民は、三日分の飲料水及び食糧並びに生活必需品の備蓄に努めなければならない。

（文京区防災対策条例第7条第2項から）

（6）区民は、防災訓練、防災に関する研修その他の防災対策に関する事業に自発的に参加し、及び協力して、災害時の行動力の向上に努めなければならない。

（文京区防災対策条例第7条第3項から）

（7）区民は、災害時に自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、その地域の区民の安全の確保に努めなければならない。

（文京区防災対策条例第7条第4項から）

（8）区民及び事業者は、災害が発生したときは、相互に協力して速やかに被災地の復興及び区民生活の再建に努めなければならない。

（文京区防災対策条例第38条第1項から）

3 事業者の基本的責務

（1）区民、事業者及び区は、自らの命は自らが守るという自助、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという共助及び区民の安全を確保するという公助のそれぞれの役割を果たし、並びに「文の京」自治基本条例の協働・協治の考え方にに基づき、防災対策の充実及び実践に努め、もって災害に強いまちづくりを推進していくことを基本としなければならない。

（文京区防災対策条例第3条から）

（2）事業者は、その社会的責任を自覚し、従業員、事業所に来所する者及び事業所の周辺地域における区民の安全の確保のため、災害時の危険を除去し、災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

（文京区防災対策条例第8条第1項から）

（3）事業者は、防災対策事業に協力するとともに、自ら防災訓練等を実施し、防災対策の充実を努めなければならない。

（文京区防災対策条例第8条第2項から）

（4）事業者は、平常時から従業員に防災に関する知識及び技能を習得させるよう努めなければならない。

（文京区防災対策条例第8条第3項から）

（5）事業者は、災害時に区民に対して防災対策に関する活動を行うとともに、区民との連携及び協力をするよう努めなければならない。

（文京区防災対策条例第8条第4項から）

（6）区民及び事業者は、災害が発生したときは、相互に協力して速やかに被災地の復興

及び区民生活の再建に努めなければならない。

(文京区防災対策条例第38条第1項から)

(7) 事業者は、その社会的責任を認識して、従業者の安全並びに管理する施設及び施設の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

(東京都帰宅困難者対策条例第4条第1項から)

(8) 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

(東京都帰宅困難者対策条例7条第1項から)

(9) 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(東京都帰宅困難者対策条例第7条第2項から)

第8章 防災関係機関の業務大綱

第1節 発災後における応急・復旧対策の主な流れ

発災期	初動期	中期	後期
発生直後～3時間	3時間～72時間	72時間～7日目	8日目～
消火活動、救出救護活動、被害状況の収集など人命の救助に重点を置いた活動		生活の安定化に重点を置いた活動	安定化から復興に重点を置いた活動
【自助・共助の取り組み】 初期消火・救出救護・避難行動要支援者の支援			
避難支援・避難所運営支援			
【区の取り組み】 災害対策本部の設置			
災害情報の収集	広報・広聴活動		
避難所の開設	避難所の運営		
	食料・給水・生活必需品等の調達及び配布		
	帰宅困難者対策		
	ごみ・し尿・がれき等の処理		
			被災証明書発行
			復興支援業務
【防災関係機関の取り組み】 消火活動・救出救護・医療救護活動			

第2節 区

第1 災害対策本部 発災期（発生直後～3時間）、初動期（3時間～72時間）、中期（72時間～7日目）

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
災对本部事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置、庶務及び統括に関する事。 2 災害情報の分析及び対策立案に関する事。 3 本部の指示及び要請の発議に関する事。 4 東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡に関する事。 5 他の地方公共団体等への要請に関する事。 6 本部長室の庶務に関する事。 7 各部との連絡及び調整に関する事。 8 その他本部長が特に必要があると認めた事。
災対情報部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区の区域内（以下「区内」という。）の情報収集に関する事。 2 災害情報の集約及び整理に関する事。 3 防災行政無線の管理及び統制に関する事。 4 災害についての広報及び広聴に関する事。 5 被災者の相談業務の連絡及び調整に関する事。 6 報道機関への連絡に関する事。 7 災害資料の収集及び記録に関する事。 8 災害対策の予算に関する事。 9 災害救助法の適用による財政措置に関する事。 10 住民情報システムの被害調査及び復旧に関する事。 11 区報臨時号の発行に関する事。
災対総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員数の把握に関する事。 2 職員の服務及び食糧に関する事。 3 シビックセンターの災害対策及び被害調査に関する事。 4 シビックセンターの復旧及び整備に関する事。 5 他の地方公共団体等からの支援職員の受入れに関する事。 6 現金及び物品の出納及び保管に関する事。 7 区有施設の被害調査の統括に関する事。 8 区議会に対する災害情報の連絡に関する事。 9 文京区議会地震等災害対策本部に関する事。 10 男女平等施設の災害対策及び被害調査に関する事。 11 他の部に属さない事。

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
<p>災対区民部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域活動センターの事業を行う地域における被害状況の把握、調査及び報告に関すること。 2 地域活動センターの事業を行う地域における倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関すること。 3 帰宅困難者の誘導及び支援に関すること。 4 災害時の一般ボランティアの受入れ及び総合調整に関すること。 5 災害時の一般ボランティアの活動支援に関すること。 6 支援物資の受入れ、保管及び配分に関すること 7 支援物資の配付に関すること。 8 各種民間事業者等との連絡及び調整に関すること。 9 住民登録の管理に関すること。 10 被災工場の実態調査及び公害防除に関すること。 11 被災地域の環境整備に関すること。 12 ごみ、し尿等の処理に関すること。 13 死体埋葬・火葬許可書の発行に関すること。 14 区民部、アカデミー推進部及び資源環境部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。
<p>避難所運営部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所及び妊産婦・乳児救護所の開設及び運営管理に関すること。 2 避難所及び妊産婦・乳児救護所の環境衛生に関すること。 3 被災者の安否等の情報収集に関すること。 4 避難者の誘導及び収容に関すること。 5 区立小中学校の災害対策及び被害調査に関すること。 6 区立図書館の災害対策及び被害調査に関すること。
<p>災対保育部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所等の災害対策及び被害調査に関すること。 2 園児等の避難に関すること。 3 被災した園児等の救援に関すること。 4 保育所等の再開準備に関すること。
<p>医療救護部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療、助産及び応急救護に関すること。 2 医療機関等との連絡及び調整に関すること。 3 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。 4 医療応援者の受入れ、編成及び活動支援に関すること。 5 医療資器材、医薬品等の調達、保管及び輸送に関すること。 6 傷病者及び医療スタッフの搬送に関すること。 7 被災者の健康管理、健康相談、栄養管理指導及びメンタルヘルスクエアに関すること。 8 防疫、環境衛生監視及び環境衛生管理に関すること。 9 食品及び飲料水の衛生に関すること。 10 動物救護活動に関すること。 11 保健衛生部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
<p>災対福祉部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者及び障害者等の安全対策及び支援に関すること。 2 福祉避難所の開設及び運営管理に関すること。 3 高齢者及び障害者等の実態調査に関すること。 4 応急仮設住宅等の入居募集及び運営管理に関すること。 5 生活困窮者の保護に関すること。 6 社会福祉団体との連絡及び調整に関すること。 7 遺体及び行方不明者の把握及び収容に関すること。 8 福祉部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。
<p>災対建築部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること。 2 区有施設の応急修理に関すること。 3 応急仮設住宅等の設置に関すること。 4 応急危険度判定等のボランティアの活動支援に関すること。 5 崖及び擁壁の応急復旧に関すること。
<p>災対土木部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急道路における障害物の除去及び応急の補修に関すること。 2 がれきの処理に関すること。 3 道路、橋梁、公共溝渠等の災害対策及び被害調査に関すること。 4 公園、児童遊園等の災害対策及び被害調査に関すること。 5 飲料水の配送に関すること。 6 備蓄物資、支援物資及び資材の輸送に関すること。 7 車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関すること。
<p>災対教育部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育施設における避難所の開設の連絡及び調整に関すること。 2 学校及び幼稚園等との連絡及び調整に関すること。 3 園児、児童及び生徒の避難計画に関すること。 4 被災した園児、児童及び生徒の救援並びに教育活動の再開に関すること。 5 東京都教育庁及び教育委員会委員との連絡及び調整に関すること。 6 学校教育施設の再開準備に関すること。 7 教育推進部の所管施設(区立小中学校及び区立図書館を除く。)の災害対策及び被害調査に関すること。

第2 後期（8日目～）

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
<p>災 対 本 部 事 務 局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の庶務及び統括に関する事。 2 災害情報の分析及び対策立案に関する事。 3 本部の指示及び要請の発議に関する事。 4 東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡に関する事。 5 他の地方公共団体等への要請に関する事。 6 本部長室の庶務に関する事。 7 各部との連絡及び調整に関する事。 8 その他本部長が特に必要があると認めた事。
<p>災 対 情 報 部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 区内の情報収集に関する事。 2 災害情報の集約及び整理に関する事。 3 防災行政無線の管理及び統制に関する事。 4 災害についての広報及び広聴に関する事。 5 被災者の相談業務の連絡及び調整に関する事。 6 報道機関への連絡に関する事。 7 災害資料の収集及び記録に関する事。 8 災害対策の予算に関する事。 9 災害救助法の適用による財政措置に関する事。 10 住民情報システムの復旧に関する事。 11 災害復旧及び復興計画の立案に関する事。 12 区報臨時号の発行に関する事。
<p>災 対 総 務 部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員数の把握に関する事。 2 職員の服務及び食糧に関する事。 3 シビックセンターの復旧及び整備に関する事。 4 他の地方公共団体等からの支援職員の受入れに関する事。 5 現金及び物品の出納及び保管に関する事。 6 区有施設の被害調査の統括に関する事。 7 区議会に対する災害情報の連絡に関する事。 8 文京区議会地震等災害対策本部に関する事。 9 男女平等施設の復旧及び整備に関する事。 10 他の部に属さない事。

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
<p>災対区民部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 帰宅困難者の支援に関する事。 2 災害時の一般ボランティアの受入れ及び総合調整に関する事。 3 災害時の一般ボランティアの活動支援に関する事。 4 支援物資の受入れ、保管及び配分に関する事。 5 支援物資の配付に関する事。 6 商工業関係の融資に関する事。 7 各種民間事業者等との連絡及び調整に関する事。 8 住家被害認定調査に関する事。 9 り災証明書の発行に関する事。 10 義援金の受領に関する事。 11 災害り災者見舞金の支給に関する事。 12 融資等の支援対策に関する事。 13 住民登録の管理に関する事。 14 被災工場の実態調査及び公害防除に関する事。 15 被災地域の環境整備に関する事。 16 ごみ、し尿等の処理に関する事。 17 被災建築物のアスベスト含有調査等に関する事。 18 死体埋葬・火葬許可書の発行に関する事。 19 区民部、アカデミー推進部及び資源環境部の所管施設の復旧及び整備に関する事。
<p>避難所運営部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所及び妊産婦・乳児救護所の運営管理に関する事。 2 避難所及び妊産婦・乳児救護所の環境衛生に関する事。 3 国民健康保険料の減免又は徴収猶予に関する事。 4 国民年金保険料の免除に関する事。 5 区税等の徴収猶予又は減額若しくは免除に関する事。 6 区立小中学校の復旧及び整備に関する事。 7 区立図書館の復旧及び整備に関する事。 8 被災した児童及び生徒への学用品等の支給に関する事。
<p>災対保育部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 文京区事業継続計画に基づく保育所等の運営管理に関する事。 2 保育所等の復旧及び整備に関する事。 3 保育所等の再開準備に関する事。

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
医療救護部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療、助産及び応急救護に関すること。 2 医療機関等との連絡及び調整に関すること。 3 医療応援者の受入れ、編成及び活動支援に関すること。 4 医療資器材、医薬品等の調達、保管及び輸送に関すること。 5 被災者の健康管理、健康相談、栄養管理指導及びメンタルヘルスケアに関すること。 6 防疫、環境衛生監視及び環境衛生管理に関すること。 7 食品及び飲料水の衛生に関すること。 8 動物救護活動に関すること。 9 保健衛生部の所管施設の復旧及び整備に関すること。
災対福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者及び障害者等の安全対策及び支援に関すること。 2 福祉避難所の開設及び運営管理に関すること。 3 高齢者及び障害者等の実態調査に関すること。 4 応急仮設住宅等の入居募集及び運営管理に関すること。 5 生活困窮者の保護に関すること。 6 義援金の配分及び配付に関すること。 7 災害弔慰金、災害障害見舞金等に関すること。 8 社会福祉団体との連絡及び調整に関すること。 9 遺体及び行方不明者の把握及び収容に関すること。 10 福祉部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。
災対復旧部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害街区の復興計画に関すること。 2 復興に伴う防災都市づくりに関すること。 3 災害救助法の適用による住宅の応急修理に関すること。 4 応急仮設住宅等の設置に関すること。 5 応急危険度判定等のボランティアの活動支援に関すること。 6 倒壊建物の解体及び処理に関すること。 7 災害復旧工事に関すること。

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
<p>災対土木部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害物の除去に関すること。 2 がれきの処理に関すること。 3 道路、橋梁、公共溝渠等の復旧及び整備に関すること。 4 公園、児童遊園等の復旧及び整備に関すること。 5 飲料水の配送に関すること。 6 備蓄物資、支援物資及び資材の輸送に関すること。 7 車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関すること。
<p>災対教育部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育施設における避難所の運営管理の連絡及び調整に関すること。 2 学校及び幼稚園等との連絡及び調整に関すること。 3 東京都教育庁及び教育委員会委員との連絡及び調整に関すること。 4 教育活動の再開に関すること。 5 学校教育施設の再開準備に関すること。 6 文化財の災害対策及び被害調査に関すること。 7 被災した児童及び生徒への教科書等の支給に関すること。 8 教育推進部の所管施設(区立小中学校及び区立図書館を除く。)の復旧及び整備に関すること。

第3 臨時災害対策本部 発災期（発生直後～3時間）、初動期（3時間～72時間）

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
本部班	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨時災対本部の設置、庶務及び統括に関すること。 2 臨時災対本部の指示及び要請の発議に関すること。 3 東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡に関すること。 4 他の地方公共団体等への要請及び支援職員の受入れに関すること。 5 区内の情報収集に関すること。 6 災害情報の集約及び整理に関すること。 7 災害情報の分析及び対策立案に関すること。 8 防災行政無線の管理及び統制に関すること。 9 災害についての広報及び広聴に関すること。 10 報道機関への連絡に関すること。 11 職員の動員数の把握に関すること。 12 職員の服務及び食糧に関すること。 13 シビックセンターの災害対策及び被害調査に関すること。 14 シビックセンターの復旧及び整備に関すること。 15 区議会に対する災害情報の連絡に関すること。 16 文京区議会地震等災害対策本部に関すること。 17 文京区災害対策本部の設置準備及び庶務に関すること。 18 本部長室の庶務に関すること。 19 各班との連絡及び調整に関すること。 20 他の班に属さないこと。 21 その他本部長が特に必要があると認めたこと。
救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療、助産及び応急救護に関すること。 2 医療機関等との連絡及び調整に関すること。 3 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。 4 緊急道路における障害物の除去及び応急の補修に関すること。 5 備蓄物資、支援物資及び資材の輸送に関すること。 6 帰宅困難者の誘導及び支援に関すること。
地域活動センター班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域活動センターの事業を行う地域における被害状況の把握、調査及び報告に関すること。 2 地域活動センターの事業を行う地域における倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関すること。
避難所開設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所及び妊産婦・乳児救護所の開設及び運営管理に関すること。 2 被災者の安否等の情報収集に関すること。 3 避難者の誘導に関すること。

第3節 都関係機関等

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
建設局 第六建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川施設の保全及び復旧に関すること。 2 道路及び橋梁^{りょう}の整備、保全及び復旧に関すること。 3 水防に関すること。 4 河川及び道路における障害物の除去に関すること。
建設局 東部公園緑地 事務所	都立庭園、公園の保全及び震災時の利用に関すること。
交通局	<ol style="list-style-type: none"> 1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関すること。
水道局 中央支所 文京営業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。(水道局中央支所) 2 応急給水に関すること。
下水道局 北部下水道 事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレのし尿の受入れ及び処理に関すること。
警視庁 第五方面本部 富坂警察署 大塚警察署 本富士警察署 駒込警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 交通の規制に関すること。 3 被災者の救出救助に関すること。 4 被災者の避難誘導に関すること。 5 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 6 死体の調査等及び検視に関すること。 7 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁 第五消防方面 本部 小石川消防署 本郷消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。
小石川消防団 本郷消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること。 2 火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること。 3 人命の救出及び応急救護に関すること。 4 区民の防災知識及び防災行動力の向上に関すること。

第4節 自衛隊

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
第一師団 第一普通科連隊	1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 (1) 災害関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 文京区地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援 又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲 与に関すること。

第5節 指定地方行政機関

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
関東地方整備局 東京国道事務所 万世橋出張所	1 管轄する道路についての計画工事及び管理に関すること。 2 防災上必要な訓練、防災に関する施設及び設備の整備、災害危険 区域の選定又は指導、豪雪害の予防に関すること。 3 災害に関する予報及び警報の発表、伝達、災害に関する情報の収 集及び広報、災害時における交通の確保、災害時における応急工事 等災害応急対策に関すること。

第6節 指定公共機関

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
日本郵便株式会社 小石川郵便局 本郷郵便局	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関 すること。 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
東日本電信電話 株式会社	1 電気通信設備の建設及び保全に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。 3 気象予警報の伝達に関すること。 4 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 5 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。
東京電力パワー グリッド株式会 社大塚支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。
東京ガスグループ	1 ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること。 2 ガスの供給に関すること。

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
日本赤十字社 東京都支部 文京区地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急救助、災害時の復旧被災者の更生援護に関すること。 2 避難所の運営に関すること。 3 義援金の受領、配分及び募金に関すること。
首都高速道路 株式会社 東京西局	<ol style="list-style-type: none"> 1 首都高速道路の保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。

第7節 指定地方公共機関

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
東京地下鉄 株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
一般社団法人 東京都トラック 協会文京支部	災害時における貨物自動車（トラック）による救急物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。

第8節 公共的団体

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
一般社団法人 小石川医師会 文京区医師会	災害時における医療活動の協力に関すること。
一般社団法人 東京都文京区小 石川歯科医師会 東京都文京区歯 科医師会	災害時における歯科医療活動の協力に関すること。
一般社団法人 文京区薬剤師会	災害時における医薬品の調剤、服薬指導及び医療品の管理に関するこ と。
東京都柔道整復 師会文京支部	災害時における応急救護活動の協力に関すること。
区民防災組織 (町会・自治 会)	1 避難誘導及び避難所内の世話・業務の協力に関すること。 2 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等の協力に関するこ と。 3 その他被害状況調査等災害対策業務全般についての協力に関す ること。
避難所運営協議会	1 避難所の運営管理に関すること。 2 避難所に関する行政及び防災関係機関との連絡・調整に関するこ と。

第2編 震災対策

第1章 区民と地域の防災力向上

第2章 安全な都市づくりの実現

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第4章 応急対応力の強化

第5章 情報収集態勢の確立及び情報通信体制の強化

第6章 医療救護・保健等対策

第7章 帰宅困難者対策

第8章 避難者対策

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第10章 住民の生活の早期再建

第1部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）

第1章 区民と地域の防災力向上

第1節 現状及び課題

阪神淡路大震災や東日本大震災等の過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって、多くの命が救われており、災害時における自助・共助の重要性が明らかになっている。

また、本区の住宅の建て方別割合（平成30年）は、中高層共同住宅（3階以上）が約75%となっており、今後も増えていくことが予想される。都の被害想定においても、区内で閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止が500台以上発生すると予想されており、災害時におけるエレベーターの閉じ込め対策等、中高層共同住宅特有のリスクに対する対策の強化も重要である。

本章では、自助・共助の担い手となる区民や地域、事業者、ボランティア、消防団等による取組を定めており、これらの主体は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、各主体間の相互連携、相互支援を強化し、自助、共助による区民及び地域の防災力の向上を推進していく必要がある。

第2節 具体的な取組（予防対策）

第1 自助による区民の防災力向上

1 区民による自助の備え

区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

区民が実施する必要がある主な防災対策
○保存食・飲料水（1日一人3リットル）・簡易トイレ・衛生用品・ラジオ・医薬品等、在宅避難に向けた備蓄（最低3日間分、推奨1週間分）とローリングストックの実施
○建築物やその他工作物の耐震性及び耐火性の確保
○日頃からの出火防災対策の実施
○消火器及び住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
○家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下・飛散防止
○ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策
○避難所や避難経路、家族への連絡方法等の確認
○貴重品や生活必需品等の非常持出用品、ヘルメット等の避難用具の準備
○保険への加入等、被災後の生活再建に向けた事前の備え
○防災訓練や防災事業への積極的な参加
○町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の協力

- 避難行動要支援者がいる家庭における個別避難計画の作成や、円滑かつ迅速な避難に向けた避難支援等関係者との協力関係の構築
- 適切な情報収集方法の確認

2 防災意識の啓発

区民一人一人が「自らが防災の担い手」であることを自覚し、主体的に防災対策に取り組めるよう、区や警察署、消防署等の防災関係機関は、共同又は単独で、全ての年代の人に対し、継続的で総合的な防災教育・防災訓練等を実施し、防災意識の啓発を行う。

(1) 区

ア 防災啓発資料等による啓発

区は、防災ガイド及びハザードマップ等の防災啓発資料や、防災ポータル、防災アプリ等のオンライン媒体を活用するとともに、地震体験車や煙体験ハウスの出張、防災講話等の実施により、区民等の防災意識の啓発を図る。

イ 備蓄の啓発

区は、区民等の備蓄（推奨1週間分、最低3日間）の推進を図るため、防災用品のあっせん事業等を活用し、意識啓発を行う。

ウ 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

区は、防災訓練や防災講話等の機会を活用し、家具転倒防止器具設置助成制度や防災啓発資料等を活用した対策の推進を図る。

エ 安価で信頼できる防災用品の普及促進

区は、住宅の耐震補強工事が困難な方などが、就寝中に地震に襲われて住宅が倒壊した場合なども想定し、安全な空間を確保するために作られた防災ベッドや簡易シェルター等の防災用品の普及促進を図る。

オ 東京都の啓発資料等を活用した防災意識の啓発

区は、都が作成している「東京防災」や「東京くらし防災」等に加え、東京備蓄ナビや東京子どもホームページ等を必要に応じて活用し、区民等の防災意識の啓発を図る。

(2) 警察、消防等

機関名	主な対策内容
都水道局	○地震発生時の水道局の応急対策、飲料水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由に係る広報の実施
警察署	○予防として区民等の採るべき措置等に係る広報の実施 ○防災展、防災訓練、各種会議及び講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等、諸警察活動を通じたの防災に係る広報の実施

機関名	主な対策内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ、SNS等への掲載 ○大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの確保及び教養訓練の実施 ○地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会及び合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育を推進
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施 ○要配慮者に対し、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発 ○消防団、災害時支援ボランティアや女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○「はたらく消防の写生会」の開催や「防火防災標語」の募集を通じた、防火防災意識の啓発 ○各家庭への訪問により、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施 ○出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○家具類の転倒・落下・移動防止について、普及用リーフレットやハンドブック、映像資料等を活用した啓発 ○家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施 ○「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発 ○長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発 ○町会・自治会等を対象とした講演会の開催による防災意識の啓発 ○講習会、防災イベント、防災のつどいなどによる広報 ○女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ○区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 ○区民防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○初歩的な訓練のほか、都民防災教育センターにおけるVRコーナー等を活用した体験訓練の実施や、VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 ○デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実 ○自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 ○AEDの使用方法を含めた救命講習の実施 ○小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨

第2編 震災対策／第1章 区民と地域の防災力向上
第2節 具体的な取組（予防対策）

機関名	主な対策内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 ○教育機関（学校等）と連携した総合防災教育の実施 ○消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施
郵便局	○災害発生時における郵便局の取組の啓発
NTT東日本	<ul style="list-style-type: none"> ○防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用体験、防災パンフレット等の配布 ○災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用方法等の紹介 ○事前設置型災害用公衆電話の運用訓練支援 ○公衆電話の利用方法に関する啓発活動
東京電力	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止等について、ホームページ等へ記載 ○停電・復旧情報等のホームページ、及び携帯サイトへの掲載 ○災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防災対策のホームページへの掲載
東京ガスグループ	<ul style="list-style-type: none"> ○マイコンメーターの復帰操作やガスの供給・復旧状況を掲載する復旧マイマップ等のホームページ掲載 ○地震や台風等の自然災害時の安全対策等の啓発 ○防災・安全対策に関する取組の紹介
日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> ○区民及び学校等を対象に、救急法等の講習会や防災・減災に関するセミナーの実施 ○東京都赤十字救護ボランティアを対象とする災害時のボランティア活動に必要な基本的な知識・技術の習得を内容としたセミナーの開催 ○各地区奉仕団や各学校、各種団体等における災害時の救護活動及び災害状況等の記録ビデオの活用 ○防災情報及び救護活動状況等のホームページ等への掲載
首都高速道路	<ul style="list-style-type: none"> ○地震発生時の対応等の情報を周知するパンフレットの配布 ○震災時において、利用者等が適切な判断や行動ができるよう、防災対策に関する知識や避難対応などの情報を、ホームページにて紹介
東京地下鉄	○メトロニュースによる災害対策の啓発
都営地下鉄	○ホームページやポスター等により、地下鉄利用者に対する災害対策の案内の実施

3 外国人支援対策

区は、外国人への防災知識の普及啓発を図るため、地震体験車や煙体験ハウス等を活用した防災教室等の実施に加え、外国語版のハザードマップや、やさしい日本語を活用した防災啓発資料を作成・配付する。また、防災ポータルや防災アプリの多言語機能を活用し、適切な情報発信を行う。

さらに、緊急避難場所標識や避難所案内板等の多言語表記やピクトグラムの活用等

を検討し、外国人への支援の充実を図る。

第2 区民防災組織等の防災力向上

大規模災害の発生時において、被害を最小限にとどめるためには、地域の実情に精通した町会や自治会等の区民防災組織等の活動が重要となる。

各機関は、日頃から区民防災組織等の主体的な防災活動を支援するとともに、特に、避難所運営をはじめとする災害時の活動について、率先して周囲をけん引する地域のリーダーの育成に努める。

1 区

(1) 区民防災組織等の活動支援

区は、区民防災組織等が自主的に行う防災訓練に対して、防災訓練の実施に係る経費及び備蓄品の購入に係る経費の一部を助成する。

また、区民防災組織等と地域における中高層共同住宅との協力体制を構築するため、両者が連携して防災訓練を実施する場合、備蓄品購入に係る経費の助成金額を増額するなど、区民防災組織等と中高層共同住宅の連携を推進していく。

さらに、専門知識を有する防災アドバイザーを区民防災組織に派遣することにより、防災訓練等の企画提案・運営サポートを行う。

(2) 地域のリーダーとなる人材の育成

区は、体験型の防災訓練や防災講話等のあらゆる機会を活用し、女性をはじめとして、災害時に自ら行動し、周囲をけん引することのできる人材の育成を図る。

(3) 防災士の育成・活動支援

区は、防災士の資格取得費用の助成や、防災士のスキルアップ研修の実施、防災士の活動内容等を掲載した広報誌の作成等により、防災士の育成・活動の支援を行う。

(4) 区民防災組織等への資器材等の貸与

区は、区民防災組織に対して、可搬式動力ポンプ等の資機材を貸与し、区民防災組織の防災力の向上を図る。

2 警察、消防等

機関名	主な対策内容
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○可搬式動力ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策の指導 ○区民防災組織等への具体的な訓練指導マニュアルの策定 ○区民防災組織のリーダーに対する実践的な講習会等を開催 ○地域の区民防災組織等が事業所の自衛消防組織等と互いに協力して連携できる体制を整備
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○区民防災組織の活動計画及び訓練計画の策定に関する必要な指導及び助言を行うとともに、積極的に合同訓練を実施

機関名	主な対策内容
区民防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の住民や中高層共同住宅等と連携した防災訓練の実施 ○可搬式動力ポンプやスタンドパイプ等の防災資機材の点検 ○初期消火や救護活動の技術習得 ○区や地域住民と連携した避難所運営訓練の実施 ○日頃からの資機材の点検や必要物資の補充 ○地域における防災イベントへの積極的な参加

第3 マンション防災における自助・共助の構築

1 防災意識の啓発

区は、備蓄の推進や長周期地震動のリスク、地域との協力連携等、中高層共同住宅特有の防災対策を盛り込んだマニュアルを作成及び配布し、災害発生時に住民が施設内に安全にとどまることができるよう、マンション居住者への啓発活動を行う。

2 防災訓練等の支援

区は、中高層共同住宅等を管理する団体・個人に対し、当該年度に防災訓練を実施することを条件に、防災訓練の実施及び備蓄品購入に係る経費やエレベーター閉じ込め対策（トイレ、飲料水等）の購入経費の助成を行う。

また、中高層共同住宅と地域における区民防災組織等との協力体制を構築するため、両者が連携して防災訓練を実施する場合、備蓄品購入に係る経費の助成金額を増額するなど、中高層共同住宅と区民防災組織等の連携を推進する。

さらに、専門知識を有する防災アドバイザーを中高層共同住宅等に派遣することにより、防災訓練等の企画提案・運営サポートを行う。

3 防災士資格の取得支援

区は、管理組合等から推薦を受けた中高層共同住宅の所有者又は居住者を対象に、防災士の資格取得に係る経費を助成する。

4 備蓄倉庫及びマンホールトイレの設置促進

区は、新たに建設される一定規模以上の中高層建築物に対し、防災備蓄倉庫及びマンホールトイレ設備の設置を促進するなど、中高層共同住宅における防災力の向上を図る。

5 東京とどまるマンション等の推進

区は、都が実施する東京とどまるマンションやマンション管理士派遣事業等について、都と連携を図り、取組を推進する。

第4 消防団の活動体制の充実

1 消防団員の確保

消防署は、女性、学生等の対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページ等、多様な手段で消防団をPRし、入団の促進を図る。

2 消防団員の教育訓練

消防団員の災害対応能力の向上に向けて、次の訓練等を実施する。

主な対策内容
○各種資機材やマニュアル等を活用した地域特性に応じた教育訓練や、消防隊との連携訓練による、災害活動能力及び安全管理能力の向上
○教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上
○新入団員への入団教育の実施による災害活動技能の早期習得
○震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう、消防団員が有している重機操作及び自動車等運転の各種資格に関する訓練の推進
○消防団の活動等に係る自主学習用教材を活用するなど、団員の生活に配慮した訓練方法による団員の仕事や家庭との両立の推進
○訓練において、東京消防団 e-ラーニングを活用するなど、消防団員の能力開発の促進

3 消防団資機材・分団本部施設等の整備

消防署は、震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団の活動拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な資機材や可搬ポンプ積載車等を整備する。

4 地域等と連携した防災対策の推進

消防署は、消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。

また、地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて、消防団と地域住民等との連携を強化するとともに、大規模災害団員等の制度の活用、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築により、地域防災力の向上を図る。

第5 事業所による自助・共助の強化

1 区

(1) 事業所と地域の連携

区は、災害時における事業所相互の協力体制に加え、地域での救助活動や避難行動要支援者の安否確認・避難支援等、事業所と区民防災組織等との連携体制づくりを支援する。

また、区民防災組織等と地元事業者間において協定を締結した事例紹介等により、地域と事業者間の新たな関係を構築するための働きかけなどを行う。

(2) 事業者のBCP（事業継続計画）策定支援

区は、事業者が事業活動への被害の最小化と事業継続を図るため、BCPの策定を支援することから、BCPに関するセミナーを実施するほか、産業情報誌ビガヤや中小企業サポートブック等でBCP策定について周知し、策定への働きかけを行っていく。

また、中小企業支援員による訪問相談において、BCPを含む経営課題について、伴走型の支援を強化する。

さらに、東京都中小企業振興公社等と連携して、BCP策定講座の開催や専門コンサルタントの派遣を通じて、中小企業者におけるBCP策定の支援を行う。

2 警察署

(1) 事業所と地域の連携

事業者に対し、地域の一員として、地域の救出活動及び事業の継続を通じて、社会的責任を果たす重要性を周知する。

また、近隣事業者等と相互に連携した防災組織の構築について、必要な指導及び助言を行うとともに、積極的に合同訓練を実施する。

3 消防署

(1) 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実・強化

ア 防火管理者の選任を要する事業所

消防法（昭和23年法律第186号）第8条、第8条の2等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施等が規定されている。これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進し、活動能力の向上を図る。

イ 自衛消防組織の設置義務のある事業所

消防法第8条の2の5により、一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務付けられている。これらの規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるよう、組織行動力の育成を図る。

ウ 防災管理者の選任を要する事業所

消防法第36条により、防災に関する消防計画に基づき、自衛消防隊の編成、避難訓練の実施等が規定されている。この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるよう組織行動力の育成を図る。

エ 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事務所

ホテル、旅館、百貨店等の多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者のうちから、自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）を配置することが義務付けられている。震災時には、自衛消防活動の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中心となって活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。また、自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機や震災時に有効なバール等の救出器具、応急手当用具等の配備を推進する。

オ 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の4により、自衛消防活動

を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。震災発生時においては、編成された組織が自衛消防隊として活動できるよう訓練等の指導を推進し、活動能力の向上を図る。

(2) 事業所の救出・救護活動能力の向上

自衛消防隊が震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員やその他の従業員等の救出技術の向上を図る。

(3) 事業所防災計画の作成指導

ア 防火管理者の選任を要する事業所

東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に基づく事業所防災計画に関する告示で定める事項「震災に備えての事前計画」、「震災時の活動計画」及び「施設再開までの復旧計画」について、消防計画に定めるよう指導する。

イ 防災管理者の選任を要する事業所

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める事項「震災に備えての事前計画」、「震災時の活動計画」及び「施設再開までの復旧計画」について、事業所の実態に応じて、必要な事項を防災管理に関する消防計画に定めるように指導する。

ウ 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

小規模事業所に対し、事業所防災計画の作成資料として、事業所防災計画表を公表し、作成を指導する。

エ 防災対策上重要な施設の事業所防災計画

都市ガス、電気、鉄道・軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。

(4) 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等を対象とした講習会等の実施

防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び区民を対象とした講習会等を実施する。

(5) 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成及び配布

事業所に対して、事業所防災計画の作成促進を目的とした冊子を配布するとともに、東京都震災対策条例第10条及び第11条に規定する事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。

(6) 区民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及

発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、火災予防条例第55条の5に規定する自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促

進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。

4 事業所

事業所は、災害時の企業の果たす役割を遂行するため、次の対策を図る必要がある。

主な対策内容
○「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、事業所防災計画及び事業継続計画等の計画に反映する。さらに、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記する。
○社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日間が目安）等による従業員や顧客の安全確保対策及び安否確認体制を整備する。
○重要業務継続のための事業継続計画を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保及び迅速な安否確認等の事前対策を推進する。
○地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の活用を積極的に図るよう努める。
○組織力を活用した地域活動への参加や帰宅困難者対策の確立等、地域社会の安全性向上対策を実施する。
○東京商工会議所や東京経営者協会等、横断的組織を通じた災害時の地域貢献を促進する。
○要配慮者利用施設においては、社会福祉法等関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。
○法令に規定された防火管理者や防災管理者、危険物取扱者が、実効性のある防災訓練等を積極的に実施する。

第6 ボランティア体制の整備

1 文京区災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等の実施

区及び社会福祉協議会は、文京区災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施し、訓練等で出た課題を適宜マニュアルに反映する。

2 災害支援NPO・NGOとの連携

区は、社会福祉協議会及び全国組織の支援団体と協力し、災害支援を行うNPO・NGO（非政府組織）の支援を受ける体制づくりを行う。

3 一般ボランティアの育成推進

区は、ボランティア意識の啓発やボランティアスタッフの育成等を推進する。

4 専門ボランティアの養成

区は、平成27年8月から登録制度を開始した文京区災害時専門ボランティア（語学、医療、福祉及び手話通訳分野）について、平常時において区内の避難所等で行う避難

所運営訓練及び区が主催する研修会等への参加を促す。

5 大学等との連携強化

区は、ボランティアとしての人的支援をあらかじめ確保するため、大学等との協定締結項目にボランティア募集を加えるなど、学生ボランティアの確保に努める。

また、障害者等を支援するボランティア団体との協力体制を構築するとともに、災害時における連携方法等について検討を行う。

6 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

小石川消防署及び本郷消防署では、震災時に消防活動を支援する専門ボランティアとして、「災害時支援ボランティア」の募集及び育成を平成7年から行っている。

また、災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、小石川消防署及び本郷消防署における災害時支援ボランティアの一層の充実強化を図る。

さらに、小石川消防署及び本郷消防署の災害時支援ボランティア用救助資機(器)材を整備し、震災時の消防と連携した活動能力向上を図る。

東京消防庁災害時支援ボランティアの出動要件及び活動内容

東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した小石川消防署、本郷消防署へ自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動等を実施する。

7 交通規制支援ボランティアとの連携

交通規制支援ボランティアは、大震災等の発生時に交通規制を支援するボランティアである。警察署は、交通規制支援ボランティアと連携を図り、交通の整理誘導、交通広報及び交通規制用装備資器材の搬送及び設置等を実施できるような体制を整備する。

8 赤十字ボランティアの整備

赤十字のボランティアは、各種活動を行う赤十字個人ボランティア登録者（災害救護ボランティアを含む）及び各種赤十字奉仕団等により構成される。

日本赤十字社東京支部は、日頃から個人を対象に防災知識の普及に努め、災害時には、ボランティアが組織として、安全かつ効果的な活動が展開できるように、体制づくりやボランティア養成計画等の整備を図る。

9 東京都防災ボランティアの案内

東京都では、災害時のボランティア活動のうち、一定の知識、経験や特定の資格を必要とするものについては、氏名、連絡先、活動の種類などをあらかじめ把握し、災害時に速やかに対応できるようにしている。現在、応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、道路等公共土木施設の応急復旧を支援する東京都建設防災ボランティア、被災外国人を支援する防災（語学）ボランティアがある。区は、適宜区民等に防災ボラン

第2編 震災対策／第1章 区民と地域の防災力向上
 第2節 具体的な取組（予防対策）

ティアへの活動参加を案内する。

ボランティア名 【窓口】	活動内容
防災（語学）ボランティア 【都生活文化スポーツ局】	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
応急危険度判定員 【都都市整備局】	余震等による建築物の倒壊等の二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被災宅地危険度判定士 【都都市整備局】	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災ボランティア 【都建設局】	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

第7 区及び防災関係機関、区民、事業所等の連携

1 地域防災体制の強化促進及び合同防災訓練等の実施

区及び防災関係機関、地域の区民防災組織や事業所、ボランティア等が相互に連携するため、合同で防災訓練等を実施するなど、協力体制の推進を図る。

2 地区防災計画の作成等の支援

区の一定の地区内の居住者及び事業者による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度は、災害対策基本法第42条の2に規定され、区の判断で地区防災計画を地域防災計画に規定することができるほか、地区居住者等が、区防災会議に対し、地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組みを定めている。

区では、地区防災計画に関する周知や地区居住者等からの地区防災計画の作成及び訓練等の相談を行っており、引き続き、それらの支援を行っていく。

第3節 具体的な取組（応急対策）

第1 区民自身による応急対策の実施

区民は、次に掲げる応急対策を実施する。

主な対策内容
○災害時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。 ○災害情報及び避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。 ○地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等のライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料、飲料水、簡易トイレ等の備蓄物資を活用する。

第2 区民防災組織等による応急対策の実施

区民防災組織は、次に掲げる応急対策を実施する。

主な対策内容
○安否や被害についての情報収集 ○初期消火活動 ○初期救護活動 ○負傷者の手当及び搬送 ○住民の避難誘導活動 ○避難行動要支援者等の避難支援 ○区や地域住民と連携した避難所の運営 ○区及び防災関係機関の情報伝達 ○炊出しなどの給食・給水活動等

第3 マンション管理組合等における応急対策の実施

マンション管理組合等は、次に掲げる応急対策を実施する。

主な対策内容
○初期消火活動 ○初期救護活動 ○負傷者の手当及び搬送 ○住民の避難誘導活動 ○避難行動要支援者等の避難支援 ○区や地域住民と連携した避難所の運営 ○区及び防災関係機関の情報伝達 ○炊出しなどの給食・給水活動等 ○マンション居住者の安否確認 ○マンション共有の資器材を用いた救出活動支援 ○マンションの集会室等を利用した避難場所の運営

第2編 震災対策／第1章 区民と地域の防災力向上
第3節 具体的な取組（応急対策）

- | |
|--|
| ○マンションの建物被害調査と二次被害防止
○マンションのライフライン復旧状況の確認
○在宅避難継続のためのマンション居住者への支援
○マンションの復旧に向けた準備 |
|--|

第4 消防団による応急対策の実施

【第2編／第1部／第4章／第3節／第2／3 消防活動（109ページ）】参照

第5 事業所による応急対策の実施

事業所は、次に掲げる応急対策を実施する。

主な対策内容
○来訪者及び従業員等の安全を確保し、救助活動及び救護活動を行う。 ○出火防止措置を実施する。 ○火災が発生した場合には、安全確保した上で初期消火を実施する。 ○正確な情報を収集し、来訪者及び従業員等に伝達する。 ○施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。 ○事業所での災害対策完了後、地域の消火活動や救助活動及び救護活動を実施する。

第6 ボランティアとの連携

1 文京区災害ボランティアセンターの開設及び運営

(1) 文京区災害ボランティアセンターの開設

区は、文京区社会福祉協議会と連携し、文京区民センター又はシビックセンター地下2階「区民ひろば」及び「産業とくらしプラザ」に文京区災害ボランティアセンターを開設する。

文京区災害ボランティアセンターの設置要件
①区が要請した場合 ②区内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ③文京区社会福祉協議会会長が必要と認めた場合 ※②及び③の場合は、区からの要請の有無にかかわらず開設される。

(2) 資材保管場所等の確保

区は、ボランティア活動に係る資材の保管や車両の配車拠点等が必要になる場合は、礪川公園等を確保して利用する。

(3) 文京区災害ボランティアセンターの運営

区社会福祉協議会は、文京区災害ボランティアセンターを運営する。

文京区災害ボランティアセンターの主な業務

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ボランティアの募集及び受付○ボランティアの派遣等需給調整○ボランティア（団体）間及び関係機関の連絡調整○東京都災害ボランティアセンターからのボランティアコーディネーターや資機材の受入れ及び連絡調整○区等との連絡調整○災害活動に関する情報の収集及び発信に関すること○前各号に掲げるもののほか、災害時における応急及び復旧支援に関すること |
|---|

（4）文京区災害ボランティアセンターの活動環境の整備

区は、ボランティア等の活動環境を整備するため、文京区社会福祉協議会から必要な情報や物資等を確認の上、随時提供する。

また、文京区災害ボランティアセンターの運営事務上、必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

（5）ボランティア活動状況の情報共有

文京区災害ボランティアセンターは、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報及び被災者のニーズや支援活動の全体像を区や関係者と積極的に共有する。

2 一般ボランティアの受入れ

文京区災害ボランティアセンターで特別な知識や技術が不要な一般ボランティアを受け入れる。

なお、区では、災対区民部に担当部門を設置し、都との連絡調整や庁内における一般ボランティアに関するニーズのとりまとめ、文京区社会福祉協議会が設置する文京区災害ボランティアセンターとの連携・支援業務を行う。

災対区民部のボランティア関連業務

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○都や文京区災害ボランティアセンターと連絡調整○文京区災害ボランティアセンターへの職員派遣○文京区災害ボランティアセンターへの設置場所や必要物品及び財政の支援○避難所や災対各部からの一般ボランティアニーズの収集及び振り分け |
|--|

3 専門ボランティアの受入

区は、文京区災害時受援応援計画に基づき、特別な知識や技術が必要な専門ボランティアの受入れを行う。

第2章 安全な都市づくりの実現

第1節 現状及び課題

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るとともに、震災時における都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが重要である。

都の被害想定では、木造住宅密集地域を中心に、建物の倒壊や地震火災の被害が発生するとされている。

また、区内には、建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建設された建築物が多数あることに加え、十分な安全性が確保されていないブロック塀等は、大地震の際に倒壊のおそれがある。

地震による被害を抑えるため、建築物の耐震化・不燃化、崖等の整備を促進していく必要がある。また、震災時の同時多発火災及び市街地大火に対応するため、消火器の設置や可搬式動力ポンプの配備等の各種対策を推進していくことにより、初期消火体制の強化を図っていく必要がある。

第2節 具体的な取組（予防対策）

第1 安全に暮らせる都市づくり

1 防災都市づくり

（1）木造住宅密集地域の環境改善

老朽木造住宅が密集している地域においては、建物の倒壊による人的被害や避難路の遮断及び同時多発火災が発生する危険性が高く、延焼による火災の被害が拡大するおそれもある。また、細街路も多く、緊急車両が進入できる道路が不足しているため、救助・消防活動が困難となっている。

区は、このような地域において、住宅等の倒壊や火災による被害の軽減に向けて、区民と協働で、住宅等の耐震化を促進し、併せて不燃領域率の向上と細街路の拡幅整備を進める。また、地域の防災力の向上を図るために、地域の課題解決に向けた協働・協治のまちづくりを区民とともに検討し、地域環境の改善を目指す。

なお、地域危険度が高く、首都直下地震により大きな被害が予想されている大塚五・六丁目地区において、文京区不燃化推進特定整備事業を展開している。

（2）延焼遮断帯の形成

区は、幹線道路沿道に防火地域を指定している。また、都による都市計画道路の整備に併せ、都と連携して防火地域等を指定する。

都による幹線道路の整備、区による防火地域指定及び沿道建築物の建替えに伴う不燃化により、延焼遮断帯の形成率の向上を目指す。

（3）細街路の整備

細街路拡幅整備事業により、後退用地等の整備を行う。

（4）公園・緑地の整備

ア 避難場所等の機能確保

区内に多く分布する公園や児童遊園は、火災の延焼防止及び遅延効果が期待されるだけでなく、震災後、避難場所等のスペースとして活用することができる。そのため、区は引き続き、公園や児童遊園の整備拡充を図る。

イ 擁壁等危険箇所の改修

災害時における擁壁等の倒壊等により、被害の拡大や消防・救援活動に支障を来すことを防止するため、区は引き続き、老朽化した擁壁等危険箇所の改修を推進する。

ウ 緑化の促進

緑は火災時の延焼防止効果を有するため、区は引き続き、公園等の緑化を促進する。

【公園・緑地の現況】

（令和5年9月1日現在）

区分	公園			児童遊園	総計
	都立	区立	小計		
園数	2	46	48	66	114
面積	158,656.58 m ²	211,207.46 m ²	369,864.04 m ²	21,608.93 m ²	391,472.97 m ²

2 中高層建築物、地下街等における安全対策

（1）中高層建築物に対する防災備蓄倉庫及びマンホールトイレ設備の設置促進

区は、「文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」に基づき、新たに建設する一定規模以上の中高層建築物に対し、防災備蓄倉庫及びマンホールトイレ設備の設置を促進する。

（2）建築物の防火安全対策

消防署は、高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、火災予防審議会を受けて策定した次の防火安全対策を講じるように指導する。

防火安全対策
○高層建築物の防火安全対策
○乾式工法を用いた防火区画等の漏えい防止対策（100メートル以上の高層建築物を対象とした安全対策）
○大規模建築物群等の消防アクセス確保対策
○鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策
○高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策

（3）火災予防対策、避難対策等

消防署は、関係事業所に対し、次の対策を指導する。

種別	指導内容
火災予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ○火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進 ○火気使用場所の環境設備及び可燃性物品の転倒落下防止措置 ○内装材料、家具調度品及び装飾物品の不燃化 ○消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進
避難対策（混乱防止対策）	<ul style="list-style-type: none"> ○避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保 ○ビルにおける防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備 ○ショーケース、看板複写機等の転倒・落下・移動の防止 ○避難誘導員の事前指定や訓練指導者の育成 ○避難口及び避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底 ○警報設備及び避難設備の機能確保による避難対策の推進
防火・防災管理対策	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員に対する消防計画の周知徹底 ○管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底 ○ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底 ○救命講習の受講促進等、救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備 ○防火・防災管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育 ○実践的かつ定期的な訓練の実施
消防活動対策	<ul style="list-style-type: none"> ○消防活動上、必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進

（4）高層建築物及び地下街における避難誘導等の適正化対策

警察署は、高層建築物及び地下街における避難誘導や救出救助活動等の適正化を図るため、次の対策を実施する。

種別	対策
高層建築物	<ul style="list-style-type: none"> ○地下街を含めた震災対策に関する管理者対策の実施 ○関係機関との連携による合同防災訓練の実施
地下街	<ul style="list-style-type: none"> ○地下街警備要図の作成 ○地下街関係者との合同防災訓練の実施 ○管理者対策の推進による防災標識等の明確化 ○パンフレット、チラシ等の作成・配布

3 崖・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止

崖・擁壁・ブロック塀の所有者等は、その責任において自主的に管理し、かつ、安全に維持するよう努めなければならない。

（1）ブロック塀の安全化

区は、避難道路や通学路沿いなどのブロック塀の実態把握を進めるとともに、建築基準法の仕様規定を満たしていないなど、危険度の高い塀の所有者等に対し、必要な補強等を行うよう改善を求め、引き続き必要に応じて、調査等を行う。

（2）崖・擁壁の維持管理の啓発

区は、土砂災害特別警戒区域が指定された原因となる崖・擁壁の所有者に対して、維持管理に関する普及啓発を図る。

（3）崖・擁壁の実態調査

区は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された原因となる崖・擁壁の実態調査を定期的に行う。

（4）改修等への助成、誘導

区は、安全確保のため必要に応じて適切な指導を行うとともに、崖等整備資金助成、ブロック塀等改修工事費助成又は生垣助成制度の活用を図り、所有者に対する適切な維持保全の啓発を図るとともに、改修等を促進する。

4 土砂災害防止法に基づくソフト対策

区は、土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域について、区民等に情報提供を行うとともに、避難情報等について周知徹底を図る。

なお、区内では、自然斜面 12 か所、人工斜面 36 か所の計 48 か所が急傾斜地崩壊危険箇所指定され、また、106 か所が土砂災害警戒区域（うち、土砂災害特別警戒区域 63 か所）に指定されている。

第2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

1 建築物の耐震化の促進

（1）住宅及び建築物の耐震化促進

区は、令和元年度の耐震化率の状況等を踏まえ、令和3年3月に文京区耐震改修促進計画を改定し、対象建築物の種類ごとにおける令和5年度末及び令和7年度末の目標値を定め、耐震診断・耐震改修等の助成制度を活用し、住宅及び建築物の耐震化を促進している。

建築物の耐震化について、チラシ等の作成・配布や専門家による相談会等の開催、耐震化アドバイザーの派遣、戸別訪問等により、意識啓発に努める。

（2）公共建築物等の耐震化

区は、平成7年度において実施した耐震調査の結果に基づき、三次診断又は補強

方法等の検討を行った上、施設整備との整合性を図りながら、危険度の高い施設や避難所等の防災拠点等について、優先順位を付けて耐震補強工事を計画的に実施してきた。その結果、避難所となる学校施設は、耐震化が完了した（教育委員会施設台帳ベース）。

また、防災上重要な公共建築物についても、耐震化が完了しており、今後さらに、区立小中学校等の避難所については、バリアフリー化の推進を図る。

さらに、区有建築物については、従来どおり用途係数を採用した耐震設計により、保有水平耐力の割り増しを行うこととする。

2 エレベーター対策

（1）エレベーターの改修促進

区は、震災時におけるエレベーター閉じ込めを防止するため、エレベーターの改修に関する相談窓口を設置するとともに、事業者やマンション管理者向けにリーフレットを作成するなど、エレベーター設備の改修を促進し、安全性の向上を図る。

また、区所有の施設については、エレベーター閉じ込め防止装置の設置を都の施設の対策に準じて進める。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

（2）エレベーター閉じ込め対策の助成

区は、中高層共同住宅等を管理する団体・個人に対して、当該年度に防災訓練を実施することを条件に、エレベーター閉じ込め対策（トイレ、飲料水等）の購入経費を助成する。

（3）迅速な救助体制の構築

消防署は、日本エレベーター協会から講師を招き、エレベーター閉じ込め事故の指導者研修を実施し、迅速な救助体制を整備する。

（4）復旧ルールの周知

地震で停止装置の作動や故障により多くのエレベーターが停止し、ビルやマンションの機能が麻痺することが予想されるが、エレベーターの保守要員は限られている。そのため、「1ビルにつき1台」のエレベーターを復旧させることを原則と

し、できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図ることが必要であり、区は、復旧ルールの徹底などをあらかじめ周知する。

3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

(1) 屋外広告物等に対する規制

区は、東京都屋外広告物条例等に基づき、広告塔、広告板、装飾灯の設置者に対し、許可申請時に維持管理の指導を行っている。

【区で設置許可している広告塔、広告板及び装飾灯数】

(令和5年9月1日現在)

広告塔	広告板	装飾灯
39	1,113	350

(2) 窓ガラス等の落下防止

区は、区有建築物において、施設利用者や職員の安全を確保するため、窓ガラス等の飛散防止対策を適切に行っていくものとする。

(3) 区有施設における家具類の転倒・落下・移動防止対策

区は、震災時の家具類の転倒・落下・移動による人的被害を最小限に抑えるため、区有施設におけるオフィス家具の転倒・落下・移動防止対策の推進を図っていく。

4 文化財施設の安全対策

【区内の文化財数】

(令和5年9月1日現在)

国指定文化財	国登録文化財	都指定文化財	区指定文化財
158	55	32	87

(1) 区有の文化財施設の対策

区は、区有の文化財施設で定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の防災訓練等を実施する。

また、消防用設備及び防災設備等の点検及び整備を実施するとともに、文化財防災点検表を作成する。

(2) 普及啓発事業

区は、文化財愛護週間や文化財防火デー（毎年1月26日）等を中心に、文化財管理者や区民に対して、区報やSNS等を通じて防災面からの文化財保護について意識啓発する。

また、適宜彫刻等の転倒防止や絵画等の落下防止策について指導助言に努める。

（3）震災に関わる文化財の保護に関する事業

区は、文化財の管理、修理その他の保存行為及び保護活動を奨励するため、文化財の防災施設の整備事業に対し、補助金を交付する。

（4）防災関係機関等との協力

区は、文化財の安全を確保するため、防災関係機関の事業や活動等を奨励するとともに、防災関係機関との積極的な連携及び協力を行う。

主な対策内容
<ul style="list-style-type: none"> ○東京都教育委員会の「文化財防火デー（毎年1月26日）」の事業保護計画に積極的に協力する。 ○文化財の防火のため、消防法に基づく消防用設備を設置し充実を図る。 ○文化庁作成の「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」に基づき、文化財の防災に努める。

（5）文化財施設の安全対策

文化財施設の所有者は、次の文化財施設の安全対策を実施する。

種別	具体的な取組
文化財周辺の整備・点検	文化財の定期的な見回り・点検 文化財周辺環境の整備・整頓
防災体制の整備	防災計画の作成 巡視規則や要領の作成等 防災訓練の実施
防災知識の啓発	国、都等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加 ポスターの掲示、防災訓練の参加の呼び掛け
防災設備の整備と点検	外観点検、機能点検、総合点検及び代替措置の整備
緊急時の体制整備	消防機関への円滑な通信体制の確立、隣者の応援体制及び文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

5 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備

（1）区有施設

区は、区有施設が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備する。

（2）その他の施設

施設の管理者は、所有する施設が被災した場合に備え、必要に応じて、応急危険度判定の実施方法を確保する。

※社会公共施設等

区立施設、区立以外の公立施設及び民間施設のうち、警察署、消防署、災害対策本部が設置される庁舎の外、避難所に指定されている学校施設等、福祉避難所に指定されている社会福祉施設等、災害拠点病院等に指定されている医療機関等、防災上特に重要な建築物及び応急仮設住宅となり得る公的住宅等を総称している。

第3 液状化、長周期地震動対策の強化

1 液状化対策

(1) 液状化のおそれのある地域における建築物等の安全確保

区は、建築確認申請の際に、液状化が発生するおそれのある敷地である場合、適切な対策を講じているかを確認する。

また、都が作成した液状化マップ、東京都土地履歴マップ及び地盤調査データ等を活用し、液状化の可能性や具体的な対策の普及啓発を推進する。

(2) インフラ施設等の液状化対策

ア 耐震継手管への取替

都水道局は、液状化危険度や耐震継手化の進捗等を踏まえ、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域について、優先的に水道管路を耐震継手管に取り替える。

イ マンホールの浮上抑制

都下水道局は、液状化の危険性が高い地域の下水道機能及び交通機能を確保するため、避難所や災害復旧拠点等から排水を受ける下水道管や緊急輸送道路等の下にある下水道管を対象にマンホールの浮上抑制対策等の液状化対策を進める。

2 長周期地震動対策

室内の安全確保として、区及び消防署は、長周期地震動の危険性や、家具等の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について広く区民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

第4 出火、延焼等の防止

1 消防水利の整備、防火安全対策

(1) 出火等の防止

ア 火気使用設備・器具等の安全化

消防署は、地震時の火気使用設備・器具等からの出火を防止するため、火災予防条例に基づく「対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底」、「火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策」の継続した推進を図るとともに、適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備についての指導の徹底を図る。

イ 化学薬品の安全化

消防署は、昭和62年3月に火災予防審議会が答申した、「地震における地域別の総合出火危険予測と対策」の提言を踏まえ、化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等に対しては、個別的具体的な安全対策を指導し、保管の適正化を促進している。

主な指導事項	<ul style="list-style-type: none">○化学薬品容器の転倒・落下防止措置○化学薬品収納棚の転倒防止措置○混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置○化学薬品等収納場所の整理整頓○初期消火資器材の整備
--------	---

ウ 電気設備等の安全化

消防署は、電気設備等の安全化について、火災予防条例に定める出火、延焼防止の規則や熟練者による維持管理の義務付けなどにより推進を図るとともに、耐震化及び不燃化を強力に指導する。また、電機器具や配線からの出火を防止するため、感震機能付分電盤等の普及促進等の安全対策や停電復旧時の通電火災防止対策等、信頼性の高い安全装置の設置を推進する。

エ その他出火防止のための査察・指導

消防署は、地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物や多量の火気を使用する工場、作業場等に対する立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時の従業員の対応要領等を指導する。

その他の事業所及び一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導する。

また、各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

さらに、発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、区民等への指導を行っていく。

オ 感震ブレーカーの普及・設置

区は、震災時の電気器具の転倒による火災や停電後の電気復旧時に火災が発生する通電火災の被害を最小限に抑えることを目的に、避難行動要支援者名簿に掲載されている木造密集地域に居住する希望世帯を対象に、感震ブレーカーの配付を行う。

(2) 初期消火体制の強化

ア 消火器の配備

区は、震災時における火災防止対策の一環として、初期消火体制の強化を図るため、町会や自治会等と協議の上、街頭や主要道路に消火器を設置している。

(令和5年9月1日現在)

種 類	型 式	数 量
車両用消火器（昭和53年度開始）	10型	754本
街頭用消火器（昭和47年度開始）	10型	2,001本
大型消火器（昭和60年度開始）	50型	313本
合 計		3,068本

イ 可搬式動力ポンプ等の整備

区は、同時多発的な火災に対する初期消火活動態勢の強化を図るため、区民防災組織に対して可搬式動力ポンプを貸与する。

なお、貸与に当たっては、道路狭隘等により円滑な消火活動が困難な地域、操作隊の編成や訓練体制、設置場所の確保等を考慮するものとする。

また、簡易水道消火装置（街かど水道消火器具）については、根津地区及び大塚地区に設置している。

(令和5年9月1日現在)

消防署管内	簡易水道消火装置	可搬式動力ポンプ（C級）	可搬式動力ポンプ（D級）
小石川消防署	7	1	11
本郷消防署	16	0	11

可搬式動力ポンプ（C級）・・・車輪の付いた可搬型消火器具で1分当たり350ℓ以上の放水が可能（区で貸与）

可搬式動力ポンプ（D級）・・・車輪の付いた可搬型消火器具で1分当たり224ℓ以上の放水が可能（区で貸与）

ウ スタンドパイプの整備

区は、木造密集地域等における初期消火活動態勢を強化するために、消火栓に直接取付け放水が可能で、軽量のスタンドパイプを区民防災組織へ支給している。

また、消防署と連携して訓練等を行い、取扱技術の向上を図る。

(令和5年9月1日現在)

消防署管内	スタンドパイプ（区支給）
小石川消防署	58
本郷消防署	57

スタンドパイプ・・・消火栓に直接結合して放水する消火器具

エ 初期消火資器材の普及

区は、家庭や事業所等における初期消火を確実にを行うための各種資器材の普及を図る。

オ 消防用設備等の適正指導

消防署は、消防用設備等が地震時にもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうち消火できるよう、耐震措置の実施について指導を進めるとともに、特に屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備等が地震時にも機能するよう指導を強化する。

カ 住宅用防災機器等の普及

消防署は、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ、住宅用防災機器等の普及を図る。

キ 区民指導の強化

消防署は、各家庭において平素から出火や拡大防止策を図るため、住宅用火災警報器をはじめ、住宅用防災機器等の普及を図るとともに、地震時の出火防止等の徹底を図るため、出火防止に関する知識や地震に対する備えなどの防災教育の推進、実践的防災訓練による防災行動力の向上を推進する。

出火防止に関する備えの主な指導事項

- 住宅用火災警報器の普及
- 消火器の設置、風呂の水のくみ置きやバケツの備えなどの消火準備の徹底
- 対震自動消火装置付火気器具の点検整備及びガス漏れ警報器や漏電遮断器等、出火を防ぐための安全な機器の普及
- 家具類の転倒・落下・移動防止措置の徹底
- 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- カーテン等の防災製品の普及
- 灯油等の危険物の安全管理の徹底
- 防災訓練への参加

出火防止に関する教育・訓練の主な指導事項

- 地震体験車を活用した「出火防止体験訓練」を推奨する。
- 受傷事故防止のため、揺れの大小にかかわらず、身の安全を図り、揺れが収まるまで様子を見る。
- 火を使っているときは、揺れが収まってから、慌てず火の始末をする。出火したときは、落ち着いて消火する。
- 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓の遮断確認等、出火防止措置を徹底する。
- ライフラインの機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止措置を徹底する。

ク 消防車両及び消防資機材の整備

消防署及び消防団では、以下の消防車両や消防資機材を整備している。

（令和5年9月1日現在）

	小石川消防署	本郷消防署	合計
署員	161	160	321
ポンプ車	5	5	10
はしご車	1	1	2
指揮隊車	1	1	2
特殊災害対策車	0	1	1
救急車	2	2	4
人員輸送車情報収集二輪車	4	4	8
その他	9	7	16

（令和5年9月1日現在）

	小石川消防団	本郷消防団	合計
団員定数	200	200	400
分団施設	10	7	17
可搬式動力ポンプ（B級）	8	7	15
可搬式動力ポンプ（D級）	0	0	0
可搬ポンプ積載車	3	3	6

可搬式動力ポンプ（B級）・・・車輪付台車に積載し搬送ができる消防動力ポンプで1分当たり1,200ℓ以上の放水が可能

可搬ポンプ積載車・・・軽四輪自動車をベースに赤色警光灯及び電子サイレンを装備し、緊急走行を可能とした車両で、4名乗車、後部には可搬式動力ポンプ本体やホース等を積載した機動力のある車両

（3）火災の拡大防止

ア 消防活動路の確保

区は、袋小路のない道路ネットワークの整備、道路側溝等の暗きょ化、無電柱化等を行うことで消防活動路を確保する。

イ 消防水利の整備

消防署は、震災時の同時多発火災及び大規模市街地火災に対応対処するため、延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に防火水槽の設置及び河川等のあらゆる水源を有効活用する施策を進める。

主な対策内容
○民間の開発行為や市街地再開発事業等の機会を生かした耐震性を有する防火水槽の設置を進める。
○公共機関が行う集合住宅の建設や民間の開発事業等に際し、耐震性を有する防

火水槽等の確保を働きかける。

- 都、区及び関係機関と連携して、都市基盤整備に合わせた都市河川や洪水調節池の有効活用を図る。
- 震災時の同時多発火災や市街地大火に備え、耐震性を有する防火水槽や巨大水利としての深井戸を整備する。
- 木造住宅密集地域等の道路狭隘^{あい}地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、区民防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
- 防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、区民防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。
- 経年防火水槽を再生し、震災時の消防水利を確保する。
- 消防水利が不足する地域に対し、耐震性を有する防火水槽や深井戸等の整備を推進するとともに、都や区と連携した水利整備の推進に努める。
- 民間の建築工事に合わせて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。

ウ 消防活動困難区域への対策

震災時には、道路の狭隘に加え、木造住宅の密集等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想されるため、消防署は、消防水利の充実、消防隊用可搬ポンプ等の整備、消防団体制の充実等の施策を推進する。また、消防活動の阻害要因の把握及び分析並びに延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消防活動が困難な地域の解消に努める。

2 危険物施設、毒物・劇物取扱施設等の安全化

(1) 石油等危険物施設の安全化

消防署は、危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施等、出火防止や流出防止対策の推進を図る。

製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても、立入検査等を実施し、適正な貯蔵や取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は、作成を指導する。

消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。

(2) 毒物・劇物取扱施設の安全化

毒物・劇物取扱施設の事業者は、漏えいを防止するための体制を整備する。

区は、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施し、保守点検等の励行、事

故発生時の対応措置及び定期的な防災訓練の実施等を指導する。

（3）アスベスト飛散防止対策

ア 法令に基づく飛散防止対策

区は、大気汚染防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、アスベスト含有建築物の解体等工事に係る届出があったときは、アスベスト飛散防止対策等について審査・指導を行っている。

イ 区独自のアスベスト飛散防止対策

区は、「文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱」（平成17年11月1日施行）の規定に基づく、解体工事事前周知報告書の提出時にアスベスト建材の使用確認と適正処理について指導を行っている。

ウ 事業者等への周知

区は、災害時のアスベスト飛散による被害を防止するため、建築物所有者向けのリーフレット等を活用し、啓発を行う。

また、建築物石綿含有建材調査者協会から講師を招き、区職員向けに建材の見極め方を主とした研修を開催する。

（4）放射性物質に関する必要な情報提供

区は、国及び都との役割分担を明確にした上で、震災による被害の状況等を踏まえ、放射性物質に関する必要な情報提供体制を整備するとともに、原子力防災に関する教育の充実に努める。

3 危険物等の輸送の安全化

（1）法令基準に適合するよう指導取締りの実施

区は、毒物・劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。

（2）関係機関との連絡通報体制の確立

区は、要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、都保健医療局等との連絡通報体制を確立する。

（3）タンクローリー等による危険物輸送の指導及び安全対策の実施

消防署は、タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査等を適宜実施し、構造や設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導に当たっては、隣接自治体と連絡を密にし、安全指導を進める。

（4）イエローカードの車両積載の確認及び活用推進

消防署は、「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエロ

第2編 震災対策／第2章 安全な都市づくりの実現

第2節 具体的な取組（予防対策）

一カード)」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

(5) 危険物等運搬車両の通行路線の検討

警察署は、危険物等運搬車両の通行路線を検討する。

(6) 危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りの推進等

警察署は、路上点検を行い、指導取締りを推進するとともに、関係機関等の連絡通報体制を確立する。

第3節 具体的な取組（応急対策）

第1 河川施設、社会公共施設等の応急対策

1 河川施設等の応急対策

区は、区内の河川施設等の被災箇所について、損傷の状況を調査し、必要に応じて、都と協力して二次災害防止対策を実施する。

2 社会公共施設等の応急対策

（1）区有施設

各施設の責任者は、施設内の区民等の安全の確保と施設の被害を最小限にとどめるため、防災計画に基づいた自衛防災組織を編成し、施設の被害情報等を収集するとともに、避難行動、消火活動等を的確に行う。

（2）福祉施設等

福祉施設等の責任者は、発災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認するとともに、必要に応じて、応急修理を行い、安全を確保する。

業務継続計画等に基づき、施設利用者の安否確認や安全確保及び業務の継続を行う。施設単独での復旧が困難である場合は、区災害対策本部に連絡し、支援を要請する。

被害を受けなかった施設の責任者は、支援を必要とする福祉施設等に積極的に協力し、施設利用者の安全を確保する。

（3）医療機関

医療機関は、事業継続計画等に基づき、患者の生命保護を最重点に対応するとともに、通信手段の確保に努め、状況に応じて必要な措置を採る。

（4）学校施設

学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画の作成や自衛防災組織の編成等を行い、必要な措置を講じる。

また、学校施設の応急修理が必要な場合は、迅速に応急修理を実施する。

（5）文化財施設

ア 文化財の被害調査

区は、文化財の破損等が発生した場合、破損状況を記録するとともに、被害調査を実施する。被害調査結果を都教育委員会に報告する。

イ 文化財の保全

区は、文化財の破損等が確認された場合は、応急措置を実施する。

また、文化財建造物が損壊した場合は、安全確認ができた後、ブルーシートで覆うなどの保存措置を講じる。

（6）区営住宅

区営住宅は、応急仮設住宅となり得るため、区は、速やかに被害概況を調査し、必

要に応じて、応急措置を講じる。

3 社会公共施設等の応急危険度判定

(1) 区有施設

区は、区有施設が被災した場合、必要に応じて、応急危険度判定を実施する。
応急危険度判定技術者等が不足するなどにより、判定作業が困難な場合は、文京区災害時受援応援計画に基づき、支援を要請する。

(2) その他の施設

施設の管理者は、管理する施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

4 土砂災害に関する応急対策

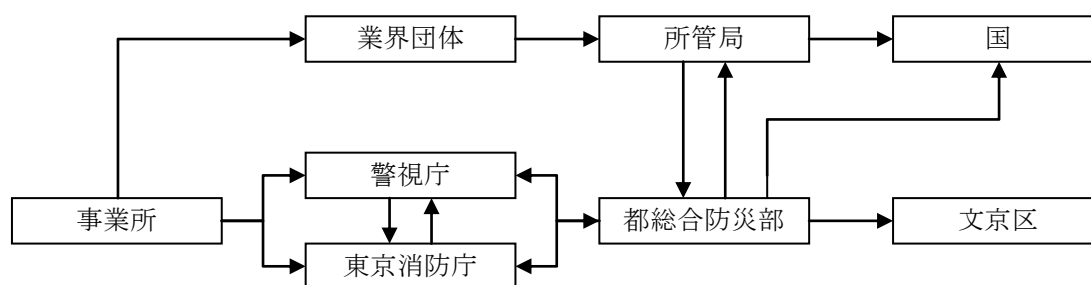
区は、区民や警察、消防等から、急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域における災害の前兆現象や、災害発生等の情報を収集し、必要に応じて都建設局に報告する。

また、土砂災害の危険性が高い箇所について、区民や消防署、警察署等の関係機関に周知する。土砂災害が発生するおそれがある場合は、関係機関と連携し、避難誘導等の適切な対応を行う。

第2 危険物等の応急措置による危険防止

1 危険物施設、高圧ガス取扱施設、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

<一般的な事故報告等の流れ>



(1) 石油等危険物施設の応急措置

ア 区

石油等危険物施設で事故が発生した場合、必要に応じて、区民への避難指示及び避難誘導、避難所の開設運営、区民への情報提供及び関係機関との連絡等を実施する。

イ 警察署

石油等危険物施設で事故が発生した場合は、関係機関と連絡通報を行うとともに、避難区域内への車両の交通規制、避難路の確保及び避難誘導を行う。

区が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は区から要求があった

ときは、避難の指示を行う。

ウ 消防署

事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、当該危険物施設の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。

また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより、応急措置命令等を行う。

主な指導事項	○危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検並びに出火等の防止措置 ○混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策 ○災害状況の把握及び状況に応じた従業員・周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動
--------	--

エ 事業者等

施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(2) 高圧ガス取扱施設の応急措置

ア 区

高圧ガス取扱施設で事故が発生した場合は、必要に応じて、区民への避難指示及び避難誘導、避難所の開設運営、区民への情報提供及び関係機関との連絡等を実施する。

イ 警察署

ガス漏れなどの事故が発生した場合は、関係機関と連絡通報を行うとともに、避難区域内への車両の交通規制、避難路の確保及び避難誘導を行う。

区が避難の指示を行うことができないと認めたとき又は区から要求があったときは、避難の指示を行う。

ウ 消防署

災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合は、区へ通報する。

人命への危険が著しく切迫し、通報する時間的余裕のない場合、避難指示等を実施し、その後、区へ通報する。

また、広報活動及び警戒区域に対する規制を実施するとともに、適宜関係機関との情報共有を図る。

エ 事業者等

高圧ガス取扱施設について、が被害を受けた場合や事故が発生した場合又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施

する。

（3）毒物・劇物取扱施設の応急措置

ア 区

関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る情報の収集及び伝達に努める。

毒物・劇物取扱事業者から施設被害の連絡を受けた場合は、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を実施するよう指示する。

毒物・劇物取扱事業者から、毒物・劇物の飛散、漏えいなどの事故発生連絡を受けた場合は、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。また、必要に応じて、区民への避難指示及び避難誘導、避難所の開設運営、区民への情報提供及び関係機関との連絡等を実施する。

イ 警察署

毒物・劇物の飛散や漏出等の事故が発生した場合は、関係機関と連絡通報を行うとともに、避難区域内への車両の交通規制、避難路の確保及び避難誘導を行う。

区が避難の指示を行うことができないと認めたとき又は区から要求があったときは、避難の指示を行う。

ウ 消防署

災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合は、区へ通報する。

人命危険が著しく切迫し、通報する時間的余裕のない場合、避難指示等を実施し、その後、区へ通報する。

また、広報活動及び警戒区域に対する規制を実施するとともに、適宜関係機関との情報共有を図る。

エ 事業者等

施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

（4）化学物質関連施設の応急措置

ア 区

（ア）化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて、同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。

（イ）PCB（ポリ塩化ビフェニル）対策

PCB保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて、同事業者等に破損し、漏えいしている機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びPCB汚染状況を表示するよう指示する。また、関係機関に情報を提供する。

イ 警察署

化学物質関連施設で事故が発生した場合は、関係機関と連絡通報を行うとともに、避難区域内への車両の交通規制、避難路の確保及び避難誘導を行う。

区が避難の指示を行うことができないと認めたとき又は区から要求があったときは、避難の指示を行う。

ウ 消防署

災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合は、区へ通報する。

人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合、避難指示等を実施し、その後、区へ通報する。

また、広報活動及び警戒区域に対する規制を実施するとともに、適宜関係機関との情報共有を図る。

エ 事業者等

（ア）化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者は、事故により危険が想定される場合は、速やかに区及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

（イ）PCB（ポリ塩化ビフェニル）対策

発災により PCB 機器が破損・漏えいしている場合又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

（5）放射線等使用施設の応急措置

ア 区

関係機関との連絡を密にし、事故が発生した場合は、必要に応じて、区民への避難指示及び避難誘導、避難所の開設運営、区民への情報提供及び関係機関との連絡等を実施する。また、健康相談に関する窓口を開設するほか、放射線量等の測定等の必要な対策を講じる。

イ 警察署

放射線等使用施設で事故が発生した場合は、関係機関と連絡通報を行うとともに、避難区域内への車両の交通規制、避難路の確保及び避難誘導を行う。

区が避難の指示を行うことができないと認めたとき又は区から要求があったときは、避難の指示を行う。

ウ 消防署

放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に対して、施設の破壊による放射線源の露出や流出防止の緊急措置、放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等の人命安全に関する応急措置を採るよう要請する。

第2編 震災対策／第2章 安全な都市づくりの実現
第3節 具体的な取組（応急対策）

また、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

エ 事業者等

施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(6) アスベストを含む含有建築物等の応急措置

ア 区

区民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。

また、都環境局及び都の協定締結団体と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。

さらに、建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行い、必要に応じて、応急措置を実施する。

イ 建築物所有者等

アスベストの露出等が確認された場合は、速やかに飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

(7) 放射線量等の情報提供

区は、区内の放射線量や放射性物質の測定や検査を実施し、結果を区民へ公表する。

2 危険物輸送車両等の応急対策

(1) 区

危険物の輸送中に事故が発生した場合は、必要に応じて、区民への避難指示及び避難誘導、避難所の開設運営、区民への情報提供及び関係機関との連絡等を実施する。

(2) 警察署

ア 災害応急対策の実施

関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の必要な措置を実施する。

イ 応急措置の指示

運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。

ウ 事故の状況把握及び広報

事故の状況把握に努め、把握した事故の概要、被害状況等について、区民等に

広報する。

（3）消防署

関係機関と密接な情報連絡を行い、災害応急対策は震災消防活動により対処する。

（4）事業者等

危険物輸送車両等が被害を受けた場合や事故が発生した場合又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

3 核燃料物質輸送車両等の応急対策

（1）区

核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合は、必要に応じて、区民への避難指示及び避難誘導、避難所の開設運営、区民への情報提供及び関係機関との連絡等を実施する。

（2）警察署

核燃料物質の輸送中の事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について区民等に対する広報する。

施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。

関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の必要な措置を実施する。

（3）消防署

核燃料物質の輸送中の事故発生の通報を受けた場合は、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

（4）事業者等

核燃料物質の輸送中の事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を実施する。

警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。

4 流出油の応急対策

（1）区

周辺住民に対する火気管理の徹底指導及び災害状況の周知、陸上への被害拡大防止、周辺住民に対する避難指示等、第六建設事務所に対応を要請する。

（2）警察署

被災者の救出救助、警戒・立入制限及び消火資器材輸送への協力を実施する。

また、河川における火気使用禁止に係る広報、周辺住民に対する避難指示等の伝達及び避難誘導並びに交通規制及び警戒区域の設定を実施する。

（3）消防署

人命救助、オイルフェンスの展張、流出油の処理、火災発生防止のための油処理剤の散布、初期消火・延焼防止措置、警戒・立入制限、油処理剤、消火剤、オイルフェンス等の応急資材の調達輸送、消火資器材の確保その他の応急処理を実施する。

また、河川における火気使用禁止に係る広報、周辺住民及び危険物貯蔵所等に対する火気管理の指導・広報、周辺住民への被害拡大防止措置の指導、周辺住民に対する避難指示や退去命令の伝達及び避難誘導、危険物貯蔵所の自衛措置の強化指導その他必要な措置を実施する。

5 特定危険動物の逸走時対策

（1）区

住民が飼養している特定動物等の逸走の通報があった場合は、必要に応じて、区民への避難指示及び避難誘導、避難所の開設運営、区民への情報提供及び関係機関との連絡等を実施する。

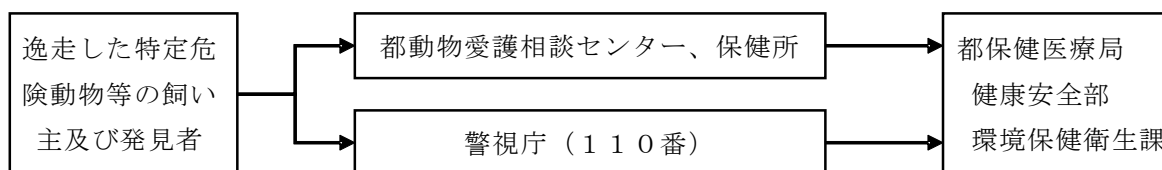
（2）警察署

必要に応じて、関係機関と情報を共有するとともに、区民の避難、危害防止等の必要な措置を採る。

（3）消防署

必要に応じて、関係機関と情報を共有するとともに、被災者の救助及び搬送を行う。

<危険動物の逸走に関する情報の流れ>



第4節 具体的な取組（復旧対策）

第1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

1 河川施設等の復旧

区は、河川施設等に被害が生じている場合は、都建設局等と連携して、河川施設等の復旧対策を実施する。

2 社会公共施設等の復旧

各施設の責任者は、施設利用者の安全確保に努めるとともに、施設の被害状況に応じた復旧作業を行う。

（1）学校施設

区は、学校施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。また、児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

（2）文化財施設

区は、被災した文化財等の廃棄及び散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会及び文化財管理者で修復等を協議する。

3 二次的な土砂災害防止対策

区は、地震による地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所（土砂災害特別警戒区域等）について、二次災害防止の観点から、消防署や警察署等の関係機関及び区民等に周知を図るとともに、所有者又は管理者等による復旧対策の促進を図る。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 現状及び課題

道路や鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、区民の生命を守るため、発災時においてもその機能を確保することが重要である。

また、発災後の区民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには、上下水道をはじめとした各種ライフラインの機能を確保するとともに、こうした施設を機能させるため、電力等のエネルギーの確保が不可欠である。

これらを踏まえ、区民生活や都市機能を支える交通ネットワークやライフライン、エネルギー（電力）等の確保を推進していく必要がある。

第2節 具体的な取組（予防対策）

第1 道路、橋梁等

1 区

(1) 道路の整備

ア 歩車道の分離及び危険防止対策の実施

避難路や延焼防止機能を確保するため、歩車道の分離や、拡幅及び崖崩れによる危険防止等の対策を講じている。

イ 側溝、道路付属物等の維持又は整備

道路の側溝、ガードレールその他の道路付属物については、安全な状態を保つよう維持に努め、老朽化又は破損しているものは、逐次整備するとともに、必要箇所への設置促進を図っている。

さらに、安全・安心かつ円滑な通行を確保するため、路面下空洞調査を実施する。

なお、対象路線は、緊急輸送道路、路線バス運行路線及び幹線道路を中心に実施する。

(2) 橋梁等の整備

神田川については、現在も護岸整備を進めている。これに合わせて計画高水位より低い橋梁9橋の拡幅架替等の工事を行う。

(3) 無電柱化の推進

電柱や電線を無くすことにより、災害時に電柱倒壊の道路閉塞による避難や緊急活動への支障を防ぐとともに、電線類の被災を軽減し、電気や電話などのライフラインの安定供給を確保するため、無電柱化の推進を図る。

【無電柱化路線一覧表（区道）】

路線名	始点	終点	延長(km)	整備方式	事業年度
特別区道文 第890号	本郷一丁目23番	本郷二丁目14番	0.58	単独地中化	昭和61年度
特別区道文 第853号	本駒込六丁目14番	本駒込六丁目16番	0.31	単独地中化	昭和63年度
特別区道文 第900号	湯島二丁目4番	湯島一丁目11番	0.26	単独地中化	昭和64年度
特別区道文 第836号	本郷三丁目39番	本郷三丁目15番	0.34	単独地中化	平成4年度
特別区道文 第893号	小石川四丁目15番	小石川五丁目1番	0.42	単独地中化	平成6年度
特別区道文 第891号	春日一丁目16番	春日一丁目2番	0.12	単独地中化	平成7年度
特別区道文 第1046号	千駄木五丁目1番	千駄木四丁目10番	0.74	電線共同溝	平成17年度
特別区道文 第195号	後楽二丁目6番	後楽二丁目5番	0.12	再開発に伴う 整備	平成22年度
特別区道文 第206号	小石川一丁目4番	小石川一丁目3番	0.10	再開発に伴う 整備	令和2年度

（4）緊急道路障害物除去体制の整備

災害時における円滑な緊急車両等の通行のため、関係機関と連携し、年1回以上の連絡調整会議の実施や必要に応じたマニュアルの見直しなどにより、緊急道路障害物除去体制の整備を図る。

2 首都高速道路

（1）道路構造物等の安全性の向上

道路構造物の安全性の向上として、平成28年4月に発生した熊本地震を踏まえ、ロッキング橋脚等を有する橋梁の耐震補強を推進する。

（2）道路構造物、管理施設等の定期点検

（3）災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の定期点検

（4）利用者等の安全確保

利用者等の安全を確保するため、利用者等への情報伝達の充実及び避難・誘導施設の整備を行う。

第2 鉄道施設

1 都営地下鉄（都交通局）

（1）保守点検の実施

環境条件の変化等によって生ずる危険箇所を発見するため、定期的に又は必要に応じて点検を実施していく。

（2）施設の補修、補強等

線路構造物、電気施設、車両等の補修及び補強を推進し、耐震性及び耐火性の維持、向上に努めるとともに、エレベーターの安全対策を推進していく。

（3）防災訓練の実施

災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、訓練計画に基づき、非常招集訓練、情報伝達訓練、救出救護訓練、避難誘導訓練、浸水防止訓練その他必要な訓練を実施していく。

2 東京地下鉄

（1）保守点検の実施

環境条件の変化によって生ずる危険箇所等を発見するため、定期又は必要に応じて随時に点検を実施していく。

（2）施設の補修、補強等

路線構造物、電気施設、車両等の補修・補強を促進し、耐震性及び耐火性の維持、向上に努めるとともに、エレベーターの安全対策を推進していく。

（3）防災訓練の実施

災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、訓練計画に基づき、非常招集訓練、情報伝達訓練、救出救護訓練、避難誘導訓練、災害想定訓練（大地震）その他必要な訓練を実施していく。

3 消防署

震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条及び第11条の規定により、事業所防災計画の作成を指導する。

第3 緊急輸送ネットワーク

区及び防災関係機関は、都による緊急輸送ネットワークの整備において、応急活動の中心となる施設を緊急輸送ネットワークの拠点として指定している。

※緊急輸送ネットワーク

震災時の救助や救急、医療活動、緊急輸送を円滑に行うため、応急活動の中心となる施設（指定拠点）と指定拠点相互間を、陸・海・空・水上・地下の多ルートで結ぶネットワーク

第4 水道

1 水道施設の耐震化の推進

震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、浄水処理の系列ごとに工事を進め、施設の能力

低下を可能な限り抑制するほか、隣接する給水所の同時施工を避けるなど、計画的に推進する。また、その他の水道施設についても、耐震化を一層推進する。

2 管路の効果的な耐震継手化の推進

より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消する。また、避難所等への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化を実施している。

3 バックアップ機能の強化

震災等で個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施設の二重化や広域的な送水管のネットワーク化等を進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化する。

4 自家用発電設備の新設及び増強

大規模停電時等、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家発電設備を新設及び増強し、必要な電力を確保する。

第5 下水道

1 下水道施設の耐震化対策の推進

避難所や災害復旧拠点等の下水道機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化等を推進しており、現在は、一時滞在施設や災害拠点連携病院等に対象を拡大し、対策を推進している。

2 マンホール浮上抑制対策の推進

震災時の交通機能を確保するため、液状化の危険性が高い地域の緊急輸送道路等を対象に、マンホールの浮上抑制対策を推進しており、現在は、無電柱化している道路や区が指定している緊急道路障害物除去路線等に対象を拡大し、対策を推進している。

3 水再生センター・ポンプ所等の耐震化を推進

水再生センター・ポンプ所等について、想定される最大級の地震動に対し、最低限の下水道機能（揚水、沈殿及び消毒機能）に加え、水処理施設の流入きよ、導水きよなどを対象としたほか、汚泥処理関連施設についても対象とし、震災時に必要な下水道機能を全ての系統で確保する耐震化を推進する。

4 停電時の下水道機能を維持

停電時等の非常時においても下水道機能の維持に必要な電力を確保するため、非常用発電設備を全ての施設に設置し、必要となる電力の確保等、非常用発電設備を更に整備する。

太陽光発電設備の導入拡大や老朽化 NaS 電池の再構築を進めるとともに、灯油と都市ガスのどちらでも運転可能なデュアルフューエル発電設備の導入、断水時でも運転可能な無注水ポンプの設置を推進する。

5 ネットワーク化の推進

水再生センター間に連絡管を整備し、バックアップ機能を確保するとともに、震災に強い下水道光ファイバーケーブルを活用した情報通信網の整備を促進する。

区と連携し、仮設トイレを設置可能なマンホールの指定拡大や、区が収集・運搬するし尿の受入体制について拡充する。

6 大都市間の相互応援体制の構築

区部の下水道施設が損傷した場合、早期に復旧を図るため、「21 大都市災害時相互応援に関する協定」等に基づく大都市間の相互応援体制の構築を図る。

7 災害復旧用資機材の整備

迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センター・ポンプ所等に災害復旧用資機材を備蓄するとともに、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し、資機材の提供について協力を求める。

第6 電気・ガス・通信

1 電気施設（東京電力）

（1）電気施設の耐震化

震災時の被害を最小限にとどめるよう、次のとおり、電力設備の耐震性能を確保している。

施設名	耐震設計の考え方
変電設備	機器の耐震は、予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいた設計とする。
地中送配電設備	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。
架空送配電設備	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

（2）災害時における系統連携の強化

電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても系統の切替え等により、早期に停電が解消できるよう、系統連携の強化に努める。

（3）日常における電気設備の保守点検

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修を行っている。

2 ガス施設（東京ガスグループ）

（1）製造所・整圧所設備の安全化対策

重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ、安全性を確保する。
防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止に努める。

（2）供給施設の安全化対策

導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上に努める。全ての地区ガバナーにSI センサーを設置し、揺れの大きさ（SI値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。この情報を解析し、高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

【施設別安全化対策】

施設名	都市ガス関連の安全化対策
製造施設	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保 ○緊急遮断弁、防消火設備、LNG 用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害を防止
供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ○新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強 ○二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備
通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ループ化された固定無線回線の整備 ○可搬型無線回線の整備
その他の安全設備	<ul style="list-style-type: none"> ○LNG 基地、整圧所及び幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナー（整圧器）には感震・遠隔遮断装置を設置 ○建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置

3 通信施設（NTT東日本）

（1）震度7クラスの地震においても機能を維持する設備構築

ア 電気通信設備等の高信頼化

豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を実施する。

暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を実施する。

地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を実施する。

イ 電気通信システムの高信頼化

災害時においても、確実に電気通信システムを運用するため、以下の対策を講じる。

対策内容
○主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。 ○主要な中継交換機を分散設置する。 ○大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。 ○通信ケーブルの地中化を推進する。 ○主要な電気通信設備について、必要な予備電源（移動電源車配備、燃料確保/供給オペレーション等）を確保する。 ○重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

（2）非常用電源の長時間化

基地局等において、非常用発電機による無停電化やバッテリー長時間化に取り組む。

（3）通信網の多ルート・中継拠点分散化

避難者や帰宅困難者が多く発生する可能性のある地域での通信確保等、柔軟で迅速なサービス復旧を行うため、移動基地局車、可搬型基地局、移動電源車等を配備する。

（4）災害時用公衆電話の整備

設置要望のあった避難所に災害時用公衆電話を事前に設置することにより、災害時における避難者の通信手段を確保することを可能とする。

また、地震対策協議会又は、自治体が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することにより、災害時における帰宅困難者の通信手段を確保する。

第7 エネルギーの確保

1 非常用発電機の整備

区は、シビックセンターでの停電長期化に備え、非常用発電機の電力自給可能期間を3日間から7日間に延長するとともに、電力供給範囲を拡大する。

また、避難所となる小・中学校においても、改築等の機会を捉え、非常用発電機の整備を推進する。

2 再生可能エネルギーの活用促進

区は、新たな施設整備の機会を捉え、公共施設での太陽光発電設備の導入を推進する。

また、区民等に対して、各種広報媒体等を活用し、再生可能エネルギーの活用について啓発するとともに、新エネルギー・省エネルギー設備設置に係る費用の助成事業等により、災害時におけるエネルギー等の確保を支援する。

3 非常用電源設備の点検及び操作訓練の実施

区は、非常電源設備等の安全性の確保に努め、平常時からの点検及び操作訓練を確実に行う。

4 電気自動車の活用

区が所有する電気自動車については、搭載するバッテリーを災害時の非常用電源として利用することが可能であるため、活用方法等を検討する。

5 協定締結の推進

区は、災害時における緊急車両等の活動、避難所の運営等に必要となる燃料等の更なる確保のため、事業者との新たな協定を推進する。

第3節 具体的な取組（応急対策）

第1 道路・橋梁^{りょう}

1 道路交通規制等

警察は、大地震が発生した場合に速やかに次の交通規制等を実施する。

（1）第一次交通規制

ア 通行禁止

道路の損壊等により都心部の交通に著しい支障があると認めるときは、一時的に区域又は路線を指定して広域的に車両の通行を禁止する。

イ 緊急自動車専用路における通行禁止

首都高速道路、国道17号（白山通り、水道橋交差点以北）、都道8号（目白通り・新目白通り、飯田橋交差点以北）及び都道405号（外堀通り）は、緊急自動車及び道路点検車等以外の車両の通行を禁止する道路として緊急自動車専用路に指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。

（2）第二次交通規制

ア 被災状況に応じた交通規制

被害状況、道路交通状況、災害応急対策の進展状況等により、規制範囲を拡大し、若しくは縮小し、又は別の路線を指定して交通規制を実施する。

イ 緊急交通路の指定

第一次交通規制で指定した緊急自動車専用路を緊急交通路として指定するとともに、被害状況等に応じて、原則として、国道254号（春日通り、春日町交差点以西）を緊急交通路に指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

（3）緊急通行車両の確認

交通検問所を設置して、交通の整理誘導及び緊急通行車両の確認事務を行うとともに、警察署においても緊急通行車両の確認事務を行う。

（4）交通規制の方法等

ア 主要交差点への要員の配置

緊急交通路等の主要交差点に要員を配置し、緊急交通路等の確保に努める。

イ 交通管制システム等の運用

防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板等の交通管制システム等を運用する。

（5）広報活動

ア 報道機関への放送要請

報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制及び交通規

制への協力呼び掛けなどについて、広報の要請を行う。

イ 運転者に対する広報

交通規制の実施状況及び運転者の採るべき措置について、サインカー、誘導標識車、交通取締用四輪車、警ら用無線自動車、白バイ、広報車等の車両により広報を行う。

主な広報内容
○原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。
○現に車両を運転中の運転者は、速やかに環状7号線の外側の道路又は緊急自動車専用路若しくは緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。
○首都高速道路及び高速自動車国道を通行している車両の運転手は、次の原則を守ること。 <ul style="list-style-type: none">・慌てずに減速した後、右車線を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けること。）、エンジンを止める。・カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を聞いて状況を把握する。・危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しない。・カーラジオ、交通情報版等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導に従って行動する。
○やむを得ず車両を道路上において避難する場合は、次の原則を守ること。 <ul style="list-style-type: none">・交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。・エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとする。・窓を閉め、ドアはロックしない。・貴重品を車内に残さない。

(6) 高速道路が緊急交通路等に指定された場合の措置等

ア 道路交通の確保協力

首都高速道路株式会社は、高速道路が緊急交通路に指定された場合、これに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力する。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金收受業務に関し、適切な措置を実施する。

イ 証明書の発行

首都高速道路株式会社は、災害ボランティア車両高速道路通行証明の申請があった場合、証明書を発行する。

2 緊急道路障害物除去

(1) 緊急道路障害物除去路線の選定

都及び区は、事前の指定を踏まえて、災害時の緊急道路障害物除去路線等を選定

する。

ア 都

（ア）選定基準

緊急交通路等の交通規制を行う路線、緊急輸送道路ネットワークの路線（緊急輸送道路）、避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線

※上記は、原則として、幅員 15m以上の道路の路線

イ 区

（ア）選定基準

国道及び都の選定路線に連結した道路で、備蓄倉庫、避難所、給水拠点、救急病院、妊産婦・乳児救護所等を結ぶ路線

（イ）選定路線

38路線 8,240m

（2）緊急道路障害物除去

ア 区

区の緊急道路障害物除去路線については、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「同細目協定」に基づき、障害物の除去等を実施する。

緊急道路のうち、区が障害物除去作業を担当する区道のほか、区が協力して作業を実施する必要があると認められる道路について被害調査を実施し、迅速な障害物除去作業に努める。

障害物除去作業には、文京舗装協会等保有の建設機械、資機材及び区が備蓄する資機材を使用する。

都総務局から緊急通行車両の通行ルートを確認するための指示を受けた場合は、障害物除去作業を調整する。

緊急道路障害物除去作業の留意事項
<ul style="list-style-type: none">○ 落下物、倒壊物、放置された自動車等によって生じた路上障害物を除去し、上下各1車線分の走行帯を確保する。○ 陥没、亀裂等の舗装破損は、上下各1車線分の走行帯を確保する。○ 放置車両については、災害対策基本法に基づき措置を行う。

イ 警察署等

各警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊は、放置車両の排除を実施するほか、道路管理者及び関係機関と協力し、道路上の障害物の除去に当たる。

ウ 首都高速道路

（ア）状況把握

震災後、直ちに状況把握のための緊急点検を実施し、道路の損壊状況、道路

利用者の被害状況、沿道の状況等の把握に努めるとともに、他の関係防災機関と緊密な連携を図る。

（イ）作業態勢

緊急道路障害物除去等作業に当たっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線及び区間の優先順位の決定を行うとともに、関係機関及び関係業界が迅速な連携・協力体制を確立して対応する。

道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理する。

作業マニュアルを作成するなど態勢の充実を図る。

（ウ）緊急道路障害物除去

残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等と協力の上、所管する首都高速道路上の障害物等の除去を実施する。

3 その他応急措置

（1）首都高速道路における応急措置

首都高速道路株式会社は、首都高速道路が消防その他の緊急車両の通行に利用され、一般車両の通行が禁止されることから、警察が実施する交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者等に広報する。

利用者等の被災状況を速やかに把握し、消防等防災関係機関への迅速な情報伝達及び出動・協力要請により、被災者の救出救護その他の安全確保に努める。

道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。

工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

第2 鉄道施設

1 都営地下鉄

（1）初動措置

ア 運転規制の内容

（ア）震度4の場合

25 km以下の徐行運転とする。

（イ）震度5弱以上の場合

運転中止とする。

イ 乗務員の対応

（ア）列車の運転

強い地震を感知し、運転継続が危険と認めた場合又は総合指令から指示があった場合には、直ちに安全な箇所で停止する。異常が認められない場合は、総合指令の指示により、前途支障の有無に注意し、5 km以下の徐行運転により、

次駅まで走行する。駅に停車中の場合は、出発を見合わせ、駅長の指示に従う。

（イ）乗客への対応

車内放送により、乗客の動揺防止及び車外脱出の防止を行い、安全確保に努めるとともに、負傷者の有無を確認する。

ウ その他の措置

地震による運転規制が実施された場合には、関係各所（駅、保守区等）は、あらかじめ指定した箇所を点検し、速やかに総合指令に点検結果を報告する。

（2）事故発生時の救護活動

地下鉄駅係員は、負傷者の救護措置を行い、旅客の生命の安全を図る。

2 東京地下鉄

（1）初動措置

ア 地震警報装置による運転規制

震度4以上の場合、全列車を緊急停止とする。

イ エリア地震計情報装置による運転規制

震度3以下の場合、注意運転とする。

震度4の場合、25km/h以下の注意運転とする。

震度5弱以上の場合、運転見合せとする。

ウ 乗務員の対応

（ア）列車の運転

列車を緊急停止させた後、状況を総合指令所に報告し、指示を受ける。

停止した箇所が橋梁、築堤上等であって危険のおそれがあるときは、進路の安全を確かめ、列車を移動させる。この場合、総合指令所に状況を報告し、指示を受ける。

エ 乗客への対応

車内放送により、状況を旅客に説明し、動揺防止及び車外脱出の防止に努める。

オ その他の措置

被害状況の把握及び施設・設備の点検を実施する。

また、震度5弱以上の場合、歩行点検を実施する。

（2）事故発生時の救護活動

災害が発生した場合、社員は互いに協力し、旅客の安全確保を第一の使命として行動する。

○旅客の人命救助及び避難誘導を行う。

○旅客に被害が拡大しないように二次災害及び付帯事故の防止措置を行う。

- 死傷者のあるときは、救出及び応急救護に努めるとともに、119番通報し、救急隊の出動を要請する。
- 現地対策本部は、救援隊を編成して旅客の救出、応急救護、負傷者搬送並びに消防隊・救急隊の出動要請及び活動に協力する。

第3 水道

1 給水対策本部の設置

都水道局は、地震発生により水道施設に甚大な被害が生じた場合や都に災害対策本部が設置された場合など、一定の場合に給水対策本部を設置する。

2 水道施設の被害状況の把握

地震発生後、速やかに浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路に設置されたテレメータやスマートメータ等の記録等から、異常箇所の情報を把握するとともに、水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

3 被害調査及び巡回点検の実施

貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。管路については、あらかじめ定めた重要点検箇所の巡回点検を実施し、管路の水圧、漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあっては被害の程度等の把握に努める。

4 異常等の情報収集

お客さまセンターが区民等から寄せられる通報によって水道施設や給水に関する異常等の情報を把握する。

5 応急措置の実施

取水塔、取水せき等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて、取水・導水の停止又は減量を行う。

漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。

配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。

浄水場及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗に合わせ、再調整を実施する。

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

水道水源林が被災した場合は、ドローン等を用いて被災箇所の調査を実施する。

第4 下水道

1 下水道施設の調査、点検等を実施

下水道管の緊急調査、水再生センター・ポンプ所等の被害状況調査、工事現場の点検等を行う。

2 応急措置等の実施

各施設の点検を行い、施設の被害に対して、被害箇所や被害程度に応じた応急措置を実施する。

応急復旧に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

被害状況に応じ、他の大都市等へ支援を要請し、その受入れに対応する。

第5 電気・ガス・通信

1 電気施設（東京電力）

（1）情報伝達

情報伝達の経路は、あらかじめ社内で定められたとおりとし、その伝達方法は保安通信設備等により、迅速かつ的確に行う。

（2）要員の確保

震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入る場合は、社員は呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき、所属事務所に出勤する。交通途絶等により、所属する本（支）部に出動できない社員は、最寄りの事業所に出勤し、所属する本（支）部に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

（3）資材の調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達、他支部との相互流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により、可能な限り速やかに確保する。

（4）輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている取引先の車両や舟艇、ヘリコプター等により行う。

（5）復旧資機材置場等の確保

災害時において、復旧資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要なになり、この確保が困難と思われる場合は、区災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

（6）災害時における危険予防措置

原則として、災害時においても送電を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

（7）災害復旧順位

人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況や被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施す

る。

（8）災害時における電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」及び広域機関の指示に基づき、電力の緊急融通を行う。

2 ガス施設

（1）東京ガスグループ

ア 非常事態対策本部の設置

地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する。被害状況に応じて、あらかじめ定めたBCP（事業継続計画）を発動し、災害対応業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。

イ 被害情報の収集

社内事業所、官公庁、報道機関等から、被害情報の収集を行う。

ウ 施設の点検

施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

エ 被害推定に基づく応急措置

ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め、適切な応急措置を行う。

オ 遠隔再稼働による速やかなガス供給再開

被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。その他現場の状況により、二次災害防止のための適切な措置を行う。

カ 資機材等の調達

復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、平素から分散して備蓄する。

（2）その他のガス事業者

ア 対策本部の設置

各社の規定に基づいて、対策本部の設置等の態勢をとる。

イ 避難所等へのLPガス供給

震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを支援物資として供給するよう努める。

3 通信施設（NTT東日本）

（1）災害対策本部の設置

地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。

（2）通報及び連絡

各対策組織相互の通報及び連絡は、情報を統括する組織を窓口として行う。

（3）情報の収集及び報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡・周知を行う。

収集する情報の種類
○気象状況、災害予報等
○電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
○当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
○被災設備、回線等の復旧状況
○復旧要員の稼働状況
○その他必要な情報

（4）重要通信の確保

災害等の発生に際し、次の措置を臨機応変に行い、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

実行する内容
○応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を採ること。
○通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を採ること。
○非常、緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の電報に優先して取り扱うこと。
○警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
○電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

（5）被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、被災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）を避難所等に設置するように努める。

（6）携帯電話の貸出し

災害救助法が適用された場合等には、災害対策本部や避難所等への携帯電話の貸出しに努める。

（7）災害用伝言ダイヤル等の提供

地震や日本国内にて津波警報以上が発表された場合又はその他の災害等の発生により、著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

第6 エネルギーの確保

区は、区が所有している電気自動車や避難所等に備蓄している非常用発電設備、LPガス等を活用するとともに、協定締結事業者と連携し、災害時におけるエネルギーの確保を図る。

第4節 具体的な取組（復旧対策）

第1 道路・橋梁

1 道路の障害物除去及び応急復旧

（1）区

緊急道路障害物除去路線以外の区道についても、障害物を除去する。

被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行う。

災害復旧事業に係る工事の実施体制その他地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認める場合、大規模災害からの復興に関する法律に基づく支援（工事の権限代行を含む。）を都に要請する。

（2）首都高速道路

首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。

災害復旧については、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

第2 鉄道施設

1 都営地下鉄

長期にわたり営業・運転の再開が困難で、大規模な復旧工事が必要と考えられる場合、都交通局の災害対策本部で復旧活動の基本方針を策定する。その基本方針に基づき、施設の管理部が実施計画を策定し、施設の復旧を行う。

施設等の安全性に重大な影響は与えず、補修工事等により営業・運転再開が可能な場合、施設の管理部が復旧の実施計画を策定し、施設の復旧を行う。

2 東京地下鉄

震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに鉄道施設の応急復旧を行い、輸送の確保に努める。

応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様の被害を受けないよう、本復旧計画を策定し、実施する。

第3 水道

1 取水・導水施設の復旧対策

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。

2 浄水・配水施設の復旧対策

浄水施設及び配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

3 送・配水管路、給水装置の復旧対策

管路の復旧に当たっては、随時、配水系統等の変更等を行いながら、あらかじめ定

めた順位を基に、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

送・配水管路における復旧活動は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながら、あらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況に合わせ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等が自ら行うことを原則とする。ただし、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、応急措置を実施する。

第4 下水道

1 下水道施設の復旧対策

被害が発生したときは、主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、枺・取付管の復旧を実施する。

2 応援要請

被害状況に応じ、他の大都市等へ支援を要請する。

第5 電気・ガス・通信

1 電気施設（東京電力）

災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

各設備の復旧は、災害状況や被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保等、あらかじめ定めた手順により実施する。

停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。

公衆感電事故、電気火災を防止するため、切れた電線には触らない、屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ることなどについても広報する。

2 ガス施設

（1）東京ガスグループ

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

さらに、必要に応じて、次の対応を行う。

対応内容
<p>○社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所等には、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。</p> <p>○地震災害等の大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し、一日も早い供給再開に向けて対応する。</p> <p>○地震が発生したときには、安全な換気方法やガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定等の情報を一早く広報する。</p>

（2）その他ガス事業者

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

LPガスの使用の再開に当たっては、安全の確認を十分に行う必要がある。

3 通信施設（NTT東日本）

（1）災害復旧

応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき、必要な改良事項を組み入れて、災害復旧工事を計画、設計する。

被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。

（2）復旧の順位

順位	復旧する電気通信設備
1	<ul style="list-style-type: none"> ○気象機関に設置されるもの ○水防機関に設置されるもの ○消防機関に設置されるもの ○災害救助機関に設置されるもの ○警察機関に設置されるもの ○防衛機関に設置されるもの ○輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○選挙管理機関に設置されるもの ○新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ○預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ○国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。）
3	○第1順位及び第2順位に該当しないもの

第4章 応急対応力の強化

第1節 現状及び課題

大規模な震災が発生した場合、発災直後の迅速かつ的確な初動対応が多くを命を救うことにつながる。そのため、区においては、被害の状況に応じて機動的な対応がとれるような態勢強化を図るとともに、震災時においても都をはじめとした各防災関係機関との迅速かつ円滑な連携ができる体制を構築している。

引き続き、区の応急対応力の強化を図るとともに、防災訓練等を通じて、各防災関係機関との連携体制の強化を図っていく必要がある。

第2節 具体的な取組（予防対策）

第1 初動対応体制の整備

1 動員態勢の強化

（1）態勢の明確化・周知

区は、組織改正が行われた場合等により、初動期の活動内容に変更が生じた場合は、職員防災行動マニュアルの見直しを行い、常に職員の活動内容等の明確化に努める。

発災時間にかかわらず、迅速に職員初動態勢を構築し、円滑な災害対応を図るため、災害対策本部編成員及び臨時災害対策本部編成員をあらかじめ指定しておく。

指定内容を職員一人一人に周知徹底するため、発災後の職員の行動についてまとめた職員防災行動ハンドブックを配付し、研修を実施するなど、災害発生時における初動態勢の強化を図る。

（2）防災職員住宅の設置

区は、職員の勤務時間外における初動態勢の充実強化を図るため、防災職員住宅を設置している。

（3）地域活動センターの活用

区は、地域の被災状況の把握及び避難所の開設状況や帰宅困難者の受入場所等の情報提供を行う拠点として、地域活動センターを活用する。

（4）災害対策本部事務局における職員体制の強化

区は、区の災害対応力を強化するため、総務部防災課での勤務経験を有する職員について、災害対策本部事務局に編成員として指定することができる。

（5）職員勤務体制の整備

区は、職員の勤務ローテーション、初動期の帰宅ルールの整理、就寝スペース等の確保、健康相談体制の整備等を検討し、持続可能な職員体制を構築する。

(6) 職員の安否及び参集状況の把握

区は、災害発生時における職員の安否及び参集状況を把握するため、職員参集システムを活用する。

2 訓練の実施

(1) 訓練等を通じた職員防災対応力の向上

区は、災害時に職員が迅速かつ的確に応急対策業務を遂行できるよう、定期的に災害情報システムを活用した災害対策本部の運用訓練や職員防災研修、普通救命講習、無線通信訓練、避難所の開設訓練等を実施する。

(2) 総合防災訓練の実施

区は、区民や区民防災組織、消防署、警察署等、様々な防災関係機関等の参加を推奨し、実効性のある総合的な訓練を実施する。これにより、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立し、地域防災計画の内容の充実と防災意識の高揚を図る。

なお、総合防災訓練は、毎年度、次に掲げる事項について、実施要領を定めて実施する。

ア 避難所総合訓練

(ア) 事業計画

区内を、礪川・大原地域活動センター管内、大塚・音羽地域活動センター管内、向丘・湯島地域活動センター管内、根津・汐見・駒込地域活動センター管内の4ブロックに編成し、各ブロック内で、年1回、1か所の避難所を訓練会場として、年間を通じた事業計画を検討する。以後、ブロック内から輪番で訓練会場を選定し、約8年間で33避難所全てが、避難所総合訓練を実施する。

(イ) 参加機関

区、避難所運営協議会、消防署、警察署、医師会等

(ウ) 訓練内容

避難所開設キットを使用した避難所開設・運営訓練や宿泊型の訓練を実施するほか、各避難所の課題を踏まえ、避難所運営協議会がより主体的に取り組めるよう、実施内容を検討する。

また、当該避難所の避難所運営協議会で作成したマニュアルを活用した訓練について、実施を検討する。

なお、訓練の実施に当たっては、避難所が抱える多くの課題を避難所運営協議会と学校、区で共有するとともに、限られた環境の中で、発災時における様々な状況を想定した、実効性の高い避難所訓練等を実施する。

イ 防災フェスタ

(ア) 概要

区民等の防災意識に啓発を図るとともに、発災時において区及び防災関係機

関が協力し、円滑かつ的確に災害対策活動が行えるよう、総合的で実践的な防災訓練を実施する。

（イ）実施場所

教育の森公園

（ウ）参加機関

区、消防署、警察署、自衛隊、指定公共機関、災害時応援協定事業所等

（エ）訓練内容

- 一斉防災（危険回避）訓練
- 観覧型訓練
- 体験型訓練
- 展示及び相談コーナー
- 協定を締結した団体の活動内容の展示 等

（3）防災関係機関の防災訓練の実施

防災関係機関は、地域の実情に応じた防災訓練等を今後も継続して実施し、区民等の防災意識の啓発と防災行動力の向上を図る必要がある。防災訓練の実施に際しては、防災に関心の高い区民に加え、様々な区民が参加できるよう、警察署、消防署、消防団、災害時支援ボランティア、事業所、区民等を対象として、基本的防災訓練を個別に行うとともに、連携活動を重視した訓練を実施する。

第2 業務継続体制の確保

1 区のBCP（事業継続計画）見直し

区は、大規模災害が発生した際に、区の行政機能が低下した場合であっても、区民の生命、生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持するために、優先して実施する業務を明確にするとともに、必要な資源の確保や業務の実施体制を定め、業務の継続又は早期再開につなげることを目的として、文京区事業継続計画を策定している。

今後も、大規模災害の教訓や防災関係計画等の改定内容を踏まえ、必要に応じて、見直しを行う。

第3 消火・救助・救急活動体制の整備

1 消防署

（1）消防活動体制の整備強化

平常時の消防力を地震時においても最大限有効活用するため、過去の主な震災における地震被害状況や活動状況を踏まえた各種の計画等を策定し、震災図上訓練、震災実動訓練及び総合震災消防訓練を実施し、有事即応体制を強化する。

震災時に重機等の特殊な車両やドローン等の資器材の円滑な活用が図れるよう、平常時から技術者養成や訓練を継続して行うことで更なる災害対応力の向上に努める。

震災時に同時多発する救助事象に対応するため、整備計画に基づいて救助体制の強化を図るとともに、救助用資器材を配置する。

（2）資器材の整備

同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するため、消火活動、救助活動及び救急活動に有効な資器材を整備する。

（3）体制の充実強化

長期間に及ぶ消防活動を間隙なく継続するため、震災時等における職員の後方支援体制や、消防車両の整備体制の充実強化を図る。

（4）関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立

傷病者の速やかな搬送及び区民等への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。

東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。

（5）外国人への救急対応の充実強化

多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し、外国人への救急対応の充実強化を図る。

（6）区民の自主救出・救助活動能力の向上

ア 救出活動技術の普及・啓発

震災時には、多数の建物の倒壊が予想され、地域住民による救出活動も必要となる。このため、区民防災組織や区民に対し、救出活動に関する知識や技術の普及啓発活動を積極的に推進する。

イ 応急救護知識及び技術の向上

震災時における多数の傷病者に対応するためには、区民自らが適切な応急救護処置を行える能力を身に着ける必要がある。このため、区民に対し、応急救護知識及び技術を防災訓練等で普及することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

ウ 情報連絡体制の充実強化

救助・救急体制の強化を図るため、区や警察等との情報連絡体制の強化を図る。

2 警察署

（1）装備資器材の整備及び充実強化

災害時に必要な装備資器材の充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速・的確・安全な救出救助活動体制を整備する。

発災時に迅速な救出救助活動が実施できるよう、警察署に平素から、機動隊等の

レスキュー隊経験者を中心とした救出救助部隊を編成し、各種訓練を反復し、継続して実施することにより、署員の災害対処能力の向上に努める。

大震災等発災時における集団警備力としての機動隊の更なる災害対応力の向上を図るため、被災者の救出救助等に関する実践的・効果的訓練を行うとともに、各種震災対策用資器材の整備を図る。

（2）緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化

発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施するとともに、交通規制用資器材の整備を図る。

第4 広域連携体制の構築

1 相互応援協定等の締結

区は、災害時において、他の地方公共団体や事業者等から円滑な協力が得られるよう、協定の締結を促進し、広域的かつ多様な協力体制の構築を図る。

2 災害時受援応援計画の策定

区は、災害対策の中核機能として、大規模災害が発生した際に、救助や避難誘導、物資供給、施設復旧等、膨大な業務を行わなければならない。しかし、ライフラインや庁舎が被災し、行政機能の低下が想定される中で、区職員や避難所運営協議会のみで全てに対応することは困難であるため、国や都、協定を締結している自治体、事業者、団体等の応援を、迅速かつ効果的に活用するため、受援の組織、対象業務、手順及び役割等を定めた文京区災害時受援応援計画を令和3年3月に策定した。

引き続き、災害時受援応援計画に基づき、災害時における人的・物的支援を円滑に受け入れる体制の構築を図る。

3 防災関係機関との連携

（1）資料等の共有

区及び防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。

（2）協力態勢の確立

区及び防災関係機関は、平素から法令やこの計画の定めるところに従って協議を行うとともに、合同で防災訓練等を実施することなどにより、災害時における円滑な連携体制の構築を図る。

第5 応急活動拠点の整備

1 オープンスペースの確保

公園や児童遊園等のオープンスペースは、災害時における避難者の安全確保や火災の延焼防止に役立つだけでなく、がれき置場やボランティアの活動拠点等、様々な対策を円滑に行うためにも重要な役割を果たす。

区は、可能な限りオープンスペースの確保に努める。

2 大規模救出救助活動拠点の確保

広域支援・救助部隊等が被災者の救出及び救助等を行うため、区部・多摩地域で大きな被害が想定される地域に近接し、大型ヘリコプターの臨時離発着スペース及び広域応援部隊の活動スペースとして1.5ha以上の活動面積を有することが必要であり、都は、これらの要件を満たす大規模な都立公園や河川敷などを大規模救出救助活動拠点の候補地としている。

区は、大規模救出救助活動拠点の確保について、必要に応じて都と協議を行う。

3 ヘリコプター活動拠点の確保

(1) ヘリコプター緊急離着陸場候補地

区は、迅速な救出・救助活動、消防活動及び物資輸送等に資するため、ヘリコプターの緊急離着陸場の確保について、国・都及び防災関係機関と連携を図る。

医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場については、都が指定する災害拠点病院からおおむね5km以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場を選定する。

(2) 災害時臨時離着陸場候補地

区は、救出・救助、消防活動、物資輸送等以外の用途のヘリコプター離着陸場について、目白台運動公園等を候補地として、あらかじめ選定する。

(3) 緊急救助用スペース

緊急用ヘリコプターが上空停止（ホバリング）等ができる建築物の屋上施設であり、消防署は、所有者又は管理者等に対し、維持管理等に関する適切な指導を実施する。

施設名	所在地
東京ドームホテル	後楽一丁目3番61号
コートレジデントタワー	後楽一丁目4番11号
住宅金融支援機構ビル	後楽一丁目4番10号
後楽森ビル	後楽一丁目4番14号
住友不動産飯田橋ファーストタワー	後楽二丁目6番1号
住友不動産後楽園ビル	小石川一丁目4番1号
アトラスタワー小石川	小石川一丁目9番14号
エルアージュ小石川	小石川一丁目17番1号
東洋大学新2・3号事務・研究棟	白山五丁目28番20号
日火江戸川橋ビル第1	関口一丁目45番15号
ホテル椿山荘東京	関口二丁目10番8号
講談社新社屋	音羽二丁目12番21号
日本サッカー協会ビル	本郷三丁目10番15号
東京医科歯科大学医歯学総合研究棟Ⅱ期（M）	湯島一丁目5番45号

施設名	所在地
&Dタワー)	
湯島ビル	湯島三丁目 15 番 2 号
ビュータワー本駒込B棟	本駒込二丁目 28 番 1 号
文京グリーンコート	本駒込二丁目 28 番 8 号
パークコート文京小石川 ザ・タワー	小石川一丁目 5 番 1 号

4 ヘリサインの整備

区は、避難所等の災害対策上重要な施設を上空から即時に特定するための応援航空部隊の道しるべとして重要な役割を果たすヘリサインの整備を推進する。

第6 応急教育及び応急保育

1 区立学校（園）の防災対策

（1）学校の防災計画の充実

平成9年に示された「文京区立学校防災計画検討委員会報告書」を見直し、平成26年に改訂した「文京区立学校防災計画の基準」に基づき、各学校（園）の防災計画の充実を図るとともに、区教育委員会は、区、防災関係機関、区民防災組織等との連携を図れるよう企画・連絡・調整に努める。また、災害時における避難所運営協議会との連携について、学校の防災計画と避難所運営マニュアルとの整合を図る。

（2）学校の防災計画の周知

学校の防災計画について、教職員への周知を徹底するとともに、必要な事項に関しては、幼児・児童・生徒等に十分理解させ、保護者や地域の人々に対し連絡を密にする。特に、幼児・児童・生徒等の避難場所や保護者等への引渡しの方法等を明らかにする。

（3）学校施設・設備の安全管理の充実

校舎内外の施設や設備の安全点検を実施する。戸棚、靴箱、体育用具等の転倒防止、掲示板その他の設備の落下防止、避難通路の障害物の除去等を行う。特に、薬品類や火気の管理に格段の配慮をする。また、緊急地震速報を活用して、地震被害の防止・軽減を図る。

（4）避難訓練等の安全指導の充実

年間を通じて、教育課程の中に避難訓練等を適切に位置付け、計画的に実施するとともに、多様な場面・事態を想定した指導の充実を図る。また、形式的・表面的な避難訓練にならないよう、予告なしでの訓練実施、屋内消火栓や消火器等防災用具の活用、緊急地震速報のチャイム音を用いるなど、緊迫感、臨場感を持たせるような様々な工夫をする。これらを通して、幼児・児童・生徒が自ら命の安全確保のために適切な行動がとれるよう指導する。

（5）食料等の物資の配備

災害時において、幼児・児童・生徒を施設内で保護し、保護者等への引渡しまでの間に必要な食料等の物資を配備する。

（6）教職員の研修の充実及び安全管理・指導体制の強化

災害から幼児・児童・生徒の生命や身体の安全を守るため、学校における防災体制や防災教育の重要性と緊急性を十分認識し、教職員の防災に関する自らの意識や対応能力、指導力を一層高めるような研修や訓練を充実させ、組織的かつ的確な活動体制の強化を図る。

（7）地域と連携し、他者や社会の安全に貢献できる防災教育

都教育委員会が作成した「安全教育プログラム」「地震と安全」「3・11を忘れない」等を活用し、学校と地域が連携した防災教育（訓練）の普及を図る。

また、児童・生徒の学年に応じた初期消火活動、救出活動、応急手当、避難生活での補助等、災害ボランティア活動について普及啓発を推進する。

加えて、災害発生時には自分の命を守るとともに、身近な人を助け、更に地域の安全に貢献できる人間を育てることを目的に、学校防災宿泊体験を実施する。

2 区立及び私立保育園の防災対策

（1）避難訓練及び通信訓練の実施

職員の災害対応能力の向上と園児の発達段階に応じた安全能力の育成のため、計画的に避難訓練を行う。保護者への円滑な引渡しのため、年1回、通信機器を活用した訓練を行う。

（2）連絡体制の整備

区及び保育園は、発災後の園の様子や保護者への引渡状況等の情報を把握するとともに、必要に応じて、情報伝達や指示等ができるよう、連絡体制を整備する。

（3）食料等の物資の配備

災害時において、保護者は、速やかに園児を引取りにくることが原則となっているが、交通機関や道路状況の混乱等により引取りが遅れることも想定されるため、保護者が迎えにくるまでの間に必要な食料等の物資を配備する。

（4）区立保育園の行動マニュアルの作成

区は、保護者への引渡訓練や避難訓練を通じて、適宜、区立保育園の行動マニュアルを改定する。

3 児童館及び育成室の防災対策

区は、児童館及び育成室における児童等の安全確保を図るため、発災時における保護者への連絡体制や児童等の引渡方法等の整備を行う。

第3節 具体的な取組（応急対策）

第1 初動態勢

1 勤務時間内の活動態勢

(1) 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部の設置

区長は、平日午前8時30分から午後5時15分までに、区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、区内に大規模な災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合に、速やかに区長を本部長とする災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置する。

イ 災対本部の設置の通知

本部長は、災対本部を設置したときは、直ちに次に掲げる者のうち、必要と認められた者に災対本部を設置したことを通知する。

災対本部設置の通知先
○各部長 ○都知事（総務局総合防災部防災対策課） ○防災関係機関の長又は代表者 ○指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者 ○他の特別区の区長

ウ 災対本部の掲示

災対本部を設置した場合、本部室に「文京区災害対策本部」の掲示を行う。

(2) 災対本部の組織及び運営

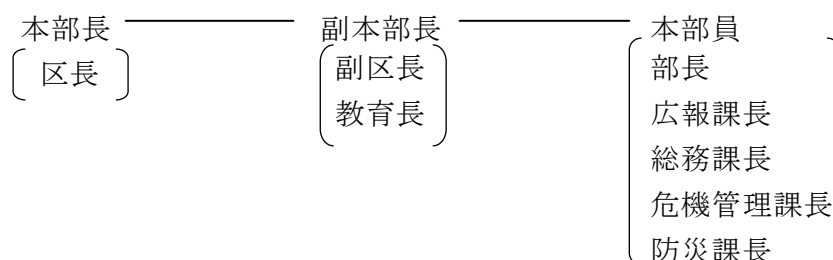
ア 災対本部の組織

災対本部は、本部長室のほか、災対本部事務局、災対情報部、災対総務部、災対区民部、避難所運営部、災対保育部、医療救護部、災対福祉部、災対建築部（災対復旧部）、災対土木部及び災対教育部をもって構成する。

イ 本部長室の組織及び運営

(ア) 本部長室の組織

本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。



（イ）本部長等の職務

○本部長（区長）

災対本部の事務を総括し、災対本部の職員を指揮監督する。

○副本部長（副区長、教育長）

本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

○本部員（本部を構成する部長等）

部長（部長）

本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

部長以外

本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

（ウ）本部長の代理

本部長に事故のあるとき、本部長の職務を代理する場合の順位は、副区長、教育長の順とする。

（エ）本部長室の運営

本部長室は、次の事項について、災対本部の基本方針を審議・策定する。

審議内容
○災対本部の非常配備態勢の確立及び廃止に関すること。
○水防その他の応急措置に関すること。
○重要な災害情報の収集、伝達及び報告に関すること。
○警報の伝達及び警告に関すること。
○避難所の開設及び閉鎖に関すること。
○避難指示に関すること。
○教育委員会に対する災害予防又は応急対策の指示に関すること。
○災害救助法の適用の申請に関すること。
○警戒区域の設定の要請に関すること。
○自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
○東京都知事に関する応援等の要請に関すること。
○災害対策基本法の規定による指定地方行政機関の長に対する職員の派遣の要請に関すること。
○被災者の救出に関すること。
○応急公用負担等に関すること。
○災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
○部長会議の招集に関すること。
○持続可能な職員体制の構築に関すること。
○災害対策従事職員の健康管理に関すること。
○前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

ウ 職員の配置等

本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、災対本部を設置したときは、非常配備の命令を発し、災害対策に従事する職員を配備する。

部長は、部の分掌事務を遂行するため、非常事態における災対本部の事務に従事すべき職員の名簿を備えておかなければならない。

部長は、非常配備の命令を受けたときは、直ちに次の措置を採らなければならない。

- 各部の分掌事務に基づき、職員を所定の部署に配置すること。
- 職員の参集方法及び交替方法を周知徹底させること。
- その他非常事態に应付するために必要な職員配置の措置等を講ずること。

災害対策業務を遂行するため、流動的な職員配置が必要な場合は、災対本部事務局の部長が職員の割当を発議し、災対本部が決定する。災対総務部の部長は、その決定に基づき職員の配置を行う。

エ 災対本部の組織編成の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めた場合は、組織の変更及び各部の人員を増減することができる。

(3) 災対本部の廃止

本部長は、区の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災対本部を廃止する。

災対本部の廃止等の通知は、「(1) 災害対策本部 イ 災対本部の設置の通知」に準じて処理する。

2 夜間、休日等の活動態勢

(1) 臨時災害対策本部の設置

ア 臨時災害対策本部の設置

区長は、夜間、休日その他職員の勤務時間外に区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、区内に大規模な災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合に、初期における事態に迅速に対処するため、速やかに区長を本部長とする臨時災害対策本部（以下「臨時災対本部」という。）を設置する。

イ 臨時災対本部の設置の通知

本部長は、本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち、必要と認められた者に本部を設置したことを通知する。

本部設置の通知先
○各部長
○都知事（総務局総合防災部防災対策課）
○防災関係機関の長又は代表者
○指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

○他の特別区の区長

ウ 臨時災对本部の掲示

臨時災对本部が設置された場合、臨時災对本部室に「文京区臨時災害対策本部」を掲示する。

(2) 臨時災对本部の組織及び運営

ア 臨時災对本部の組織編成及び班の業務分掌

臨時災对本部は、本部長室のほか、本部班、救護班、地域活動センター班及び避難所開設班をもって構成する。

イ 臨時災对本部長室の組織及び運営

(ア) 臨時災对本部長室の組織

本部長室は、本部長、副本部長及び本部員（班長及び副班長）をもって構成する。

(イ) 臨時災对本部長等の職務

○本部長（区長）

臨時災对本部の事務を総括し、臨時災对本部の編成員を指揮監督する。

○副本部長（区長があらかじめ指定する管理職）

本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。

○班長

本部長の命を受け、班の事務を掌理する。

○副班長

班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

(ウ) 臨時災对本部長室の運営

本部長室は、次の事項について、本部の基本方針を審議・策定する。

○本部班が収集した災害に係る区内外の情報を分析し、応急対策の方針を決定する。

○上記に掲げるもののほか、臨時災对本部の他の班に属しないこと。

ウ 臨時災对本部の編成員

(ア) 編成員の指定

区長は、文京区臨時災害対策本部要領に基づき、次に掲げる職員を本部の編成員としてあらかじめ指定する。ただし、病弱者その他区長が特に認めた職員は除くものとする。

○本庁舎又は地域活動センターから5 km 以内の区域に居住する職員

○上記に掲げるもののほか、臨時災对本部の編成に当たり、区長が特に必要があると認めたときは、編成員以外の職員を編成員として指名することができる。

（イ）編成員の配備

編成員は、夜間・休日等において、次に掲げる事態が生じたときは、家族の安全を確認の上、速やかにあらかじめ指定した場所に直接参集し、臨時災对本部の職務に従事しなければならない。

- 文京区で震度5弱以上の地震が発生したとき。
- 文京区で特別警報が発表されたとき。
- 上記に掲げるもののほか、文京区で災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、臨時災对本部長室から登庁の指示があったとき。

（ウ）編成員以外の職員の配備

編成員以外の職員は、夜間・休日等において、次に掲げるいずれかの事態に該当するときは、家族の安全を確認の上、速やかに登庁し、災对本部が設置されるまでの間、臨時災对本部の編成員に協力して事態に対処しなければならない。

- 文京区で震度5強以上の地震が発生したとき。
- 文京区で特別警報が発表されたとき。
- 文京区で災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、臨時災对本部から参集の指示があったとき。

（3）臨時災对本部の廃止

本部長が被害状況等を勘案の上、臨時災对本部の設置を不要と認めた場合又は災对本部が設置された場合は、臨時災害対策本部を廃止する。

3 本部機能の移転

区は、不測の事態により、災害対策本部を設置する防災センターが使用できない場合は、シビックセンター5階の会議室又は16階の庁議室を代替場所として使用する。

また、甚大な被害により、シビックセンターが一時的に使用できない場合は、文京スポーツセンターへの本部機能の移転を検討する。

4 発災初期における応急対策活動方針

災对本部又は臨時災对本部で展開する活動のうち、発災からおおむね72時間までは、救出・救助活動、消火活動、医療救護活動、輸送路の確保活動等の人命に係る応急対策活動に重点を置く。

5 職員の服務

職員は、本部が設置された場合、次の事項を遵守しなければならない。

遵守する事項
○常に災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること。
○不急の行事、会議及び出張等を中止すること。

- 正規の勤務時間が終了しても、上司の命令があるまで退庁しないこと。
- 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、上司と連絡を取ること。
- 夜間、休日その他職員の勤務時間外において、地震、大雨、洪水等の非常事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合においては、「文京区臨時災害対策本部要領」に基づき、参集すること。
- 職員は、自らの言動によって、区民に不安を与え、区民の誤解を招き、本部の活動に支障を来すような行為は厳に慎むこと。

6 防災会議の招集

防災会議の会長は、区の地域に係る防災に関する重要事項の審議や、災害発生後の災害復旧対策等に関し、防災関係機関等相互の連絡調整を図る必要があると認めたときは、防災会議を招集する。

防災会議の委員は、必要があると認めたときは、会長に防災会議の招集を要請することができる。

第2 消火・救助・救急活動

1 警察の活動態勢

(1) 警備本部の設置

大震災が発生した場合、警視庁本部ほか、文京区を管轄する第五方面本部及び警察署にそれぞれ警備本部を設置して、指揮体制を確立する。

(2) 防災コーディネーターの派遣

防災コーディネーターを区災対本部に派遣し、連絡体制を確立する。

(3) 警察署の部隊編成

各警察署は、部隊を編成し、被害実態の把握及び各種情報の収集、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。

(4) 警備活動等の実施

建物倒壊、火災等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。

警備活動等

- 被害実態の把握及び各種情報の収集
- 交通規制
- 被災者の救出救助
- 被災者の避難誘導
- 行方不明者の捜索及び調査
- 死体の調査等及び検視
- 公共の安全と秩序の維持

2 消防の活動態勢

災害活動組織として東京消防庁本部庁舎に警防本部、第五消防方面本部に方面隊本部、小石川消防署及び本郷消防署に署隊本部をそれぞれ常設している。

項 目	活 動 態 勢
震災第一非常 配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生した場合又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生して必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災第二非常 配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生した場合又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生して必要と認めた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	1 震災第一非常配備態勢が発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。 2 震災第二非常配備態勢が発令したときは、全消防職員及びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

3 消防活動

	内 容
活 動 の 方 針	1 延焼火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。 2 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助、救急等の活動を行う。 3 延焼火災が少ない場合は、救助、救急活動を主力に活動する。
部 隊 の 運 用 等	1 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により、所定の計画に基づき、部隊運用及び現場活動を行う。 2 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等を活用し、効率的な部隊運用を図る。
消 火 活 動	1 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 2 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所、避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を運用する。 3 道路閉塞、がれき等により、消火活動が困難な地域では、

	<p>消防団、区民防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。</p>
<p>情報収集等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 警防本部、方面隊本部及び署隊本部は、所定の計画に基づき、地震被害予測システムの結果、119番情報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職（団）員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、ドローンによる上空からの状況確認、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 2 震災消防対策システム等を活用し、円滑な情報伝達及び管理を行う。 3 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。 4 区災対本部会議等へオブザーバーとして職員を派遣する。
<p>消防団の活動</p>	<p>消防団は、地域に密着した防災関係機関として、区民に対し、出火防止、初期消火、救出救護及び応急救護の指導を実施する一方、火災その他の災害に対して、現有装備を活用した消火活動等に当たる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出火防止 <p>発災と同時に、周辺の区民に対し、出火防止と初期消火の呼び掛けを行う。</p> 2 情報活動 <p>災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機を活用し、消防活動上、必要な情報や被害状況の情報収集及び伝達を行う。</p> 3 消防活動 <p>消防団独自又は消防署隊と協力して、建物等の消火活動又は救出救護活動を行う。</p> 4 消防署隊への応援 <p>消防署隊応援要員として、消火活動等の応援をするとともに、活動障害を排除するなどの活動を行う。</p> 5 救出救護 <p>地域住民との協働による要救助者の救出と負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。</p> 6 避難場所の防護等 <p>避難のための指示が出された場合は、これを区民に伝達すると同時に、防災関係機関との連絡を取りながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。</p>

第3 応援協力・派遣要請

1 本部の受援体制

区は、文京区災害時受援応援計画に基づいて、災对本部事務局受援班が災対各部受援担当のニーズにより、人的支援の要請を行う。

【受援対象業務】

対象業務	主担当部
広報活動	災対情報部
広聴活動	災対情報部
区有施設の調査、復旧	災対建築部
食料・生活必需品の供給	災対区民部
住家被害認定調査	災対区民部
り災証明書の発行	災対区民部
帰宅困難者の支援	災対区民部
し尿対策	災対区民部
遺体の処理	災対福祉部
避難所の管理・運営支援	避難所運営部
妊産婦・乳児救護所の支援	避難所運営部
保育再開の支援	災対保育部
応急医療救護	医療救護部
保健衛生	医療救護部
精神保健衛生	医療救護部
防疫対策	医療救護部
要配慮者の支援	災対福祉部
災害廃棄物の処理	災対区民部
住家の解体撤去	災対建築部
被災建築物応急危険度判定	災対建築部
被災宅地の危険度判定	災対建築部
応急仮設住宅の確保	災対建築部
住宅の応急修理業務	災対建築部
道路障害物の除去	災対土木部
道路、橋梁等の調査・復旧	災対土木部
公園の調査・復旧	災対土木部
給水活動	災対土木部
学校授業再開の支援	災対教育部
文化財の調査・保全	災対教育部
災害弔慰金等の支給	災対福祉部
動物救護活動	医療救護部
アスベスト飛散防止	災対区民部

2 応援要請等の実施

（1）都への要請等

区長は、知事に応援又は応援のあっせんを求める場合、次の事項を都本部に対して口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

要請内容
○災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっせんを求める場合はその理由）
○応援を希望する機関名
○応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
○応援を必要とする場所、期間
○応援を必要とする活動内容
○その他必要な事項

（2）区市町村への要請

区は、特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定を締結している特別区、災害時における相互応援に関する協定等を締結している他自治体に応援を要請する。要請方法については、文京区災害時受援応援計画や各協定書に基づいて実施する。

（3）協定事業者・団体等への要請

区は、災害時に非常時優先業務の支援を得るため、協定を締結している協定事業者・団体等に支援を要請する。要請方法については、文京区災害時受援応援計画や各協定書に基づいて実施する。

（4）自衛隊への災害派遣要請

ア 災害派遣要請の手続等

災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合で、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、自衛隊の災害派遣を要請するときは、次の事項を明らかにし、電話又は口頭等をもって都総務局（総合防災部防災対策課）に依頼するものとする。また、事後速やかに文書を送達する。

要請内容
○災害の状況及び派遣を要請する事由
○派遣を希望する期間
○派遣を希望する区域及び活動内容
○その他参考となるべき事項

イ 緊急の場合の通報

緊急避難、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、直接部隊等に通報するものとし、事後所定の手続を速やかに行うものとする。

【連絡先及び担任部隊】

陸上自衛隊練馬駐屯地 住所 練馬区北町4-1-1

部隊名称 (駐屯地・基地名)	連絡責任者	
	時間内	時間外
第一師団司令部	第3部長又は同部防衛班長 (3933)1161 内線 2230・2750	司令部当直長 (3933)1161 内線 2708
第一普通科連隊	第3科長又は運用訓練幹部 (3933)1161 内線 2503・2531	部隊当直司令 (3933)1161 内線 2505

ウ 災害派遣部隊の受入体制

区は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備を確保するなどして、可能な限り必要な設備に配慮するものとする。

エ 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	安否不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
消火活動	火災に対しては、利用可能な消防車両その他の防火用具 (空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たる。 (消火薬剤等は、通常防災関係機関の提供するものを使用)
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 (薬剤等は、通常防災関係機関の提供するものを使用)
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び支援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
支援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、支援物資を無償貸付し又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物、有毒ガス等の危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	そのほか、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項の規定により、区市町村長、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

オ 経費の負担

区は、自衛隊の救援活動に要した経費を、原則として負担し、自衛隊が2以上の地域にわたって活動した場合、該当の自治体と協議して負担割合を定める。

経費の内容
○派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
○派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
○派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
○天幕等の管理換に伴う修理費
※その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

第4 応急活動拠点の調整

1 オープンスペースの状況把握及び報告

区は、区内の被害状況から、オープンスペースとして活用できる場所や、ヘリコプター緊急離着陸場候補地、災害時臨時離着陸場候補地の状況を継続的に把握して、都本部に報告する。

2 使用要望の提出

区は、報告したオープンスペース等を使用する場合、使用要望を都本部に提出する。

3 使用状況の報告

区は、オープンスペース等の使用状況について、定期的に都本部に報告する。

第5 応急教育及び応急保育

1 区立学校（園）の防災対策

（1）幼児・児童・生徒の安全確保

学校長等は、在校（園）中や、休日等のクラブ活動等で幼児・児童・生徒が管理下にあるときに震度5弱以上の地震が発生した場合は、在校（園）する幼児・児童・生徒等を施設内で保護し、保護者等による引き取りがない限り、原則として施設内で保護する。また、電話、学校・幼稚園情報配信システム、X（旧twitter）、災害用伝言ダイヤル等の手段を活用して、保護者との連絡に努める。

（2）保護者等への引渡し

学校長等は、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、幼児・児童・生徒を帰宅させる。また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、幼児・児童・生徒の安全な引渡しを図る。

なお、幼児・児童・生徒が帰宅することが困難な場合に備え、校（園）舎内残留等の保護と安全確保を図るため、保護計画を作成する。

（3）被害状況の把握及び報告

学校長等は、災害の規模、幼児・児童・生徒や職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ連絡するとともに、区の災害対策への協力や学校の管理維持に必要な職員を確保するなど、万全の態勢を確立する。

学校長等は、状況に応じ、教育委員会と連絡の上、臨時休校（園）等の適切な措置を採る。

（4）応急教育の実施

学校長等は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した臨時の教育体制をつくるなど応急の指導を行う。また、施設が避難所となっている場合は、教育活動再開のための場所の確保を図る。

学校長等は、応急教育の実施に当たって、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに幼児・児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。

教育委員会は、学校長に災害対策本部長の指示及び情報を速やかに流すとともに、適切な緊急対策を指示する。

2 園児、児童等の安全確保及び引渡し

（1）園児、児童等の安全確保（保育園、児童館、育成室、子育て支援施設）

園長、施設管理者等は、園児、児童、保護者等の安全確保を図り、安全な場所へ避難誘導する。

園児や児童、保護者等が負傷した場合、応急手当を行い、医療機関への搬送が必要な場合、区に連絡する。

（2）被害状況等の把握

園長、施設管理者等は、園児、児童等の被災状況、施設の使用可否、周辺地域の被

第2編 震災対策／第4章 応急対応力の強化

第3節 具体的な取組（応急対策）

害状況を把握し、施設内で滞在が可能な場合は、施設内の安全を確認の上、施設内で園児、児童等の安全を確保する。

（3）園児、児童等の引渡し

園長、施設管理者等は、保護者等に被害情報を発信し、確実に保護者等へ園児、児童等を引き渡す。

（4）避難所等への避難誘導

園長、施設管理者等は、避難所等に避難する場合、施設の出火防止措置後、避難先の貼紙の掲示や保護者等へ情報発信し、施設内に残留児がいないか確認の上、安全な避難経路で園児、児童等の避難誘導を行う。

3 応急保育の実施

区は、保護者が災害対策従事者であるなどの理由により、保育に欠ける園児の保育を行う必要がある場合、BCP保育園（千石保育園）の構成員の参集状況を把握するとともに、BCP保育園の受入基準を確認する。

BCP保育園で園児の受入準備が整備された場合、応急保育を実施する。

第4節 具体的な取組（復旧対策）

第1 教育及び保育の再開

1 災害復旧時の態勢

（1）態勢の整備

教育委員会は、被災学校（園）ごとに職員、指導主事の分担を定め、情報及び指令の伝達について、万全を期する。

教育委員会及び学校（園）長は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

（2）学校災害時対策本部等での分担決定及び対策立案

学校長等は、教職員を掌握するとともに、学校災害時対策本部等の会議等において、次の事項の分担を決め、速やかに対策を立て、結果を教育委員会教育指導課に報告する。

学校災害時対策本部等での分担決定事項
○幼児・児童・生徒の被災状況と安否確認と健康状態の把握
○職員の被災状況
○教材、教具等の備品の被害状況
○保健指導
○生活指導
○幼児・児童・生徒の訪問指導
○教育活動の早期正常化への対応

（3）幼児・児童・生徒への指導等

学校長等は、応急教育計画に基づき、学校（園）へ収容可能な幼児・児童・生徒を収容し、指導する。また、指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにするとともに、教育センター等と連携し、心のケア対策にも十分留意するよう努めるものとする。

疎開した幼児・児童・生徒については、職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努めるとともに、疎開先を訪問するなどして、指導を行うよう努める。

（4）授業の再開

教育活動の再開に当たっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。

避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用できない場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設等の確保を図り、早急の授業の再開に努める。

学校長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業（保育）に戻すよう努める。その時期については、早急に保護者に連絡する。

2 施設の再開

（1）児童館及び育成室の再開

第2編 震災対策／第4章 応急対応力の強化
第4節 具体的な取組（復旧対策）

区は、施設の被害状況、受入可能人等を踏まえ、施設再開に向けた児童等の受入計画を検討し、児童館及び育成室を順次再開する。

（2）保育施設及び子育て支援施設の再開

区は、施設の被害状況、受入可能人等を踏まえて、施設の再開に関する方針を決定する。

園長、施設管理者等は、施設再開に向けた園児の受入計画を検討し、保育施設や子育て支援施設を順次再開する。

第5章 情報収集態勢の確立及び情報通信体制の強化

第1節 現状及び課題

区の被災状況等の災害関連情報は、防災関係機関による応急対策等の具体的な活動を展開する上で欠かせない情報であり、区内で収集された災害関連情報を防災関係機関や区民等に迅速かつ的確に伝達するためには、災害時に機能する通信網を確保していくことが重要である。

災害時において、区の災害関連情報の迅速かつ的確な収集態勢の確立と収集した情報の伝達に資する情報通信体制の強化を図っていく必要がある。

第2節 具体的な取組（予防対策）

第1 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備

1 区の通信連絡体制の整備

（1）情報の収集伝達機器の整備

通常のNTT回線のほか、NTT優先電話、携帯電話、優先携帯電話、東京都防災行政無線、文京区防災行政無線（地域系防災行政無線、移動系防災行政無線、固定系防災行政無線）、屋上高所カメラ、地震計等の機器を整備している。

災害時における連絡体制や早期復旧協力体制の整備を図るため、引き続き、情報通信機器事業者やNTT東日本等と協議していくものとする。

また、災害時における被害情報の収集手段として、ドローンの活用を検討し、ICTを活用した情報収集体制の充実を図る。

（2）災害情報システムの整備

災害時における情報の収集・伝達、避難所の開設・運営状況の管理等の災害対策活動を円滑に実施するため、令和4年4月に災害情報システムの更新を行った。

また、消防署等の関係機関において、災害情報システムでの情報共有ができるよう、整備を行った。

災害情報システムに障害が発生した場合に迅速な復旧ができるよう、保守体制を整備し、適正な運用を図る。

今後も、情報技術の進展を見据えながら、適宜、災害情報システムの改修を検討していく。

（3）地域系防災行政無線の整備

災害時に災害情報等を相互に連絡するため、避難所及び防災関係機関等の施設に対し、地域系防災行政無線の整備を行っている。今後、新たに設置が必要となる施設（福祉避難所等）については、検討の上、早期の導入を図る。

（4）地域系防災行政無線の子局の設置場所

区と防災関係機関が相互に災害情報等を連絡する目的で設置している。

第2編 震災対策／第5章 情報収集態勢の確立及び情報通信体制の強化
第2節 具体的な取組（予防対策）

なお、避難所となる区立小・中学校等に、平成25年度から福祉避難所と妊産婦・乳児救護所にも設置している。

（令和5年9月1日現在）

設置形態	設置数	設置場所
半固定型	86台	地域活動センター、区立小・中学校等、福祉避難所、妊産婦・乳児救護所、消防署、警察署、東京電力、東京ガス等
携帯型	52台	区役所（23台）、地域活動センター（27台）、防災職員住宅（2台）
車載型	20台	区所有車

（5）地震計ネットワーク・震度分布即時把握システムの活用

平成30年9月、文京スポーツセンターに設置してある計測震度計を更新し、ケーブル配線により、防災センター（シビックセンター15階）の処理部と接続するとともに、通信回線（東京都防災行政無線・NTT回線）を介して、東京都防災センターへ震度情報の提供を行っている。

震度5弱以上の地震発生時に、文京区固定系防災行政無線により、「地震発生・警報放送」を自動的に一斉放送する。

（6）Lアラートの周知

各家庭のテレビを通じて災害関連情報が伝達されるため、特に避難指示等の重要情報の収集に活用するよう、Lアラートについて広く周知を行う

（7）通信機器の習熟

現在確保している複数の通信機器及び情報伝達手段について、運用方法マニュアルを作成するとともに、必要に応じて、内容の見直しを行う。また、関係職員に対して、定期的に通信機器を活用した操作訓練等を実施する。

機器操作に従事する職員に対して、無線技士免許取得を奨励し、免許取得者の増大・確保を図る。

（8）地域活動センターにおける通信機能の確保

災害時の管内における通信機能を確保するため、防災行政無線や蓄電池等を配備している。

（9）障害者に対する情報伝達・通報体制等の充実

区は、障害の種類及び程度に応じて、障害者が防災等に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、情報伝達体制の充実や設備又は機器の設置等の必要な対策を講じる。

（10）臨時災害FM放送局の活用

区は、災害時における生活関連情報や避難所情報等を伝達する手段として、臨時

災害FM放送局を整備している、今後、防災訓練等の機会を活用し、専用周波数である77.1MHz帯を利用した定期的な放送試験を実施するとともに、臨時災害FM放送局について、区民等への周知・広報活動等を行う。

2 警察署の通信連絡体制の確保

(1) 防災行政無線の管理

防災行政無線の定期的な通信試験を実施する。

(2) 非常通信手段の確保

無線機の外、衛星電話等非常通信手段の保守点検を実施する。

(3) 電源の確保

電源喪失時に備え、非常用電源装置の保守点検及び稼働訓練を実施する。

3 消防署の通信連絡体制の整備

(1) (署所) 端末装置等の活用

各種端末装置、携帯無線機及び受令機を活用し、迅速な情報収集を実施する。

(2) 情報収集ネットワークの構築

無線機の活用や情報収集伝達に関する教育訓練を推進し、消防団情報連絡体制の強化を図るとともに、区民防災組織、東京消防庁災害時支援ボランティア等を含めた情報収集ネットワークを構築する。

第2 区民等への情報提供体制の整備

1 固定系防災行政無線の整備

区は、防災行政無線設置の難聴エリアを解消するため、音達調査や試験放送等で得られた結果を基に、屋外スピーカーや戸別受信機の整備を行っていくほか、新たに建設する一定規模以上の中高層建築物への防災行政無線設置の協力を求めていく。

また、区では、24時間以内に防災行政無線で伝達した内容を電話で確認できる電話応答システムを導入している。

2 固定系防災行政無線の子局の設置場所

区は、区民等に災害情報等を広域的に伝達するため、固定系防災行政無線の子局を設置している。

シビックセンター内に設置している計測震度計の測定値(震度5弱以上)に基づき、自動放送システムで区民等に地震の発生を周知する。

(令和5年9月1日現在)

設置形態	設置数	設置場所
屋外スピーカー	94 か所	公園、児童遊園、学校、地域活動センター等
戸別受信機	約 470 か所	町会・自治会、警察署、消防署、学校等

3 情報伝達手段の充実

区は、区民等に対して緊急情報を伝達するために、東日本大震災を契機に導入した緊急速報メール（エリアメール）やSNS等の情報伝達手段、J－A L E R T（全国瞬時警報システム）と防災行政無線との連動等、多様な手段や仕組みを活用し、瞬時に重要情報を伝達する。

また、災害時において、区ホームページへのアクセス集中に伴い、区ホームページが閲覧しにくい状況を解消するため、事業者との協定を締結し、民間のポータルサイトの活用を図る。

さらに、防災ポータル、防災アプリ及び防災情報一斉通知アプリを活用し、避難情報やライフライン等の情報を提供する。なお、防災情報一斉通知アプリについては、防災アプリと統合し、利便性の向上を図っていく。

今後も、災害情報の伝達手段等を適宜見直し、区民等が容易に情報を入手しやすい環境の整備を図る。

4 情報伝達体制の啓発

区は、緊急地震速報、気象情報、災害情報等を携帯電話に配信する「文の京」安心・防災メール、緊急速報メール（エリアメール）、SNS、防災アプリ、「Yahoo!防災速報」等の情報伝達手段について、防災訓練や防災教室等の機会を活用するとともに、パンフレットの配布等の様々な手段を用いて、周知する。

第3 区民相互の情報連絡等の環境整備

1 安否確認手段の周知・啓発

区は、個人の安否確認手段として、「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話の「災害用伝言板」等の周知・啓発を図る。

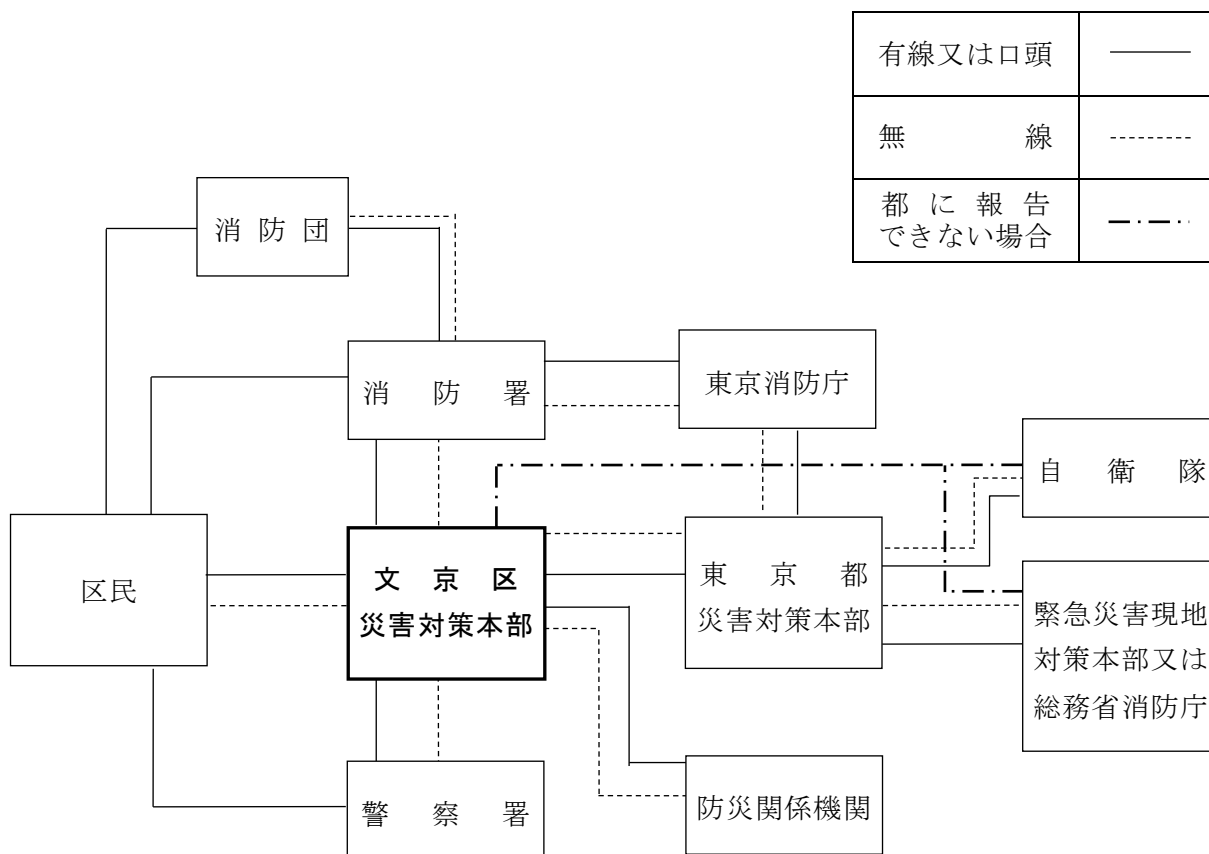
第3節 具体的な取組（応急対策）

第1 情報通信連絡体制

1 警報及び注意報等の第一報

(1) 情報連絡体制

災害時の情報通信連絡体制は、下記のとおり



(2) 情報連絡窓口の設置

区は、情報連絡の錯そうを避けるため、災害対策本部に情報連絡の責任者を置き、情報連絡窓口の統一を図る。

(3) 都本部への連絡又は通報

都本部に対する情報連絡は、東京都災害情報システム（DIS）端末又は東京都防災行政無線を使用する。

災害の状況により、都本部に連絡することができない場合は、国の緊急災害現地対策本部又は総務省消防庁、自衛隊に対して直接連絡する。

災害が発生するおそれのある異常な現象を確認した場合又はその通報を受けた場合には、都及び気象庁に通報する。

(4) 災害原因に関する重要な情報の周知

区は、災害原因に関する重要な情報について、都又は防災関係機関から通報を受

第2編 震災対策／第5章 情報収集態勢の確立及び情報通信体制の強化

第3節 具体的な取組（応急対策）

けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災関係機関や区民等に周知する。

災害の発生が予見されており、かつ、緊急性や危険度が非常に高く、通常の連絡手段による時間的余裕がない場合、通常の通信連絡に加え、都からのホットラインで連絡を受ける。

（5）津波警報等についての伝達及び周知

区は、津波警報等の情報を得た場合は、必要に応じて、防災関係機関や区民等に周知する。

（6）避難指示等の情報提供

区は、区民等に対し、必要に応じて、避難指示等に関する情報提供を行う。

2 被害状況等の収集

（1）地震計ネットワークによる情報収集

区は、文京スポーツセンターに設置した計測震度計を活用し、区内の状況を早期に把握する。

（2）防災センター機器による情報収集

区は、災害情報システム端末、高所カメラ、テレビ、ラジオ、東京都災害情報システム（DIS）端末、Jアラート端末等の防災センター機器により、被害情報を収集する。

（3）避難所（区立小・中学校等）からの情報収集

区は、避難所に配備しているタブレット等を活用し、避難所の開設・運営状況や避難者情報等を収集する。

（4）地域活動センターからの情報収集

区は、各地域活動センター班の職員がそれぞれの管轄地区において収集する被害状況（人的被害、建物被害、崖地の状況、車両や滞留者の状況等）を定期的に把握する。

（5）区有施設からの情報収集

区は、各施設の責任者が収集した、施設やその周辺の被害情報等を把握する。

（6）被害状況等の情報交換

区は、収集した被害状況等について、消防署や警察署等の防災関係機関と情報の共有を図る。

3 被害状況等の報告

（1）報告方法

区は、災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで、東

京都災害情報システム（DIS）により、都に被害状況等を報告する。

システム障害等により、東京都災害情報システムへ入力できない場合は、東京都防災行政無線、電話、FAX等の手段により報告する。

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同上	被害数値報告
災害年報		4月20日	被害数値報告

（2）報告すべき事項

報告すべき事項
<ul style="list-style-type: none"> ○災害の原因 ○災害が発生した日時 ○災害が発生した場所又は地域 ○被害状況（被害程度は、認定基準に基づき報告） ○災害に対して既に採った措置 ○今後採ろうとする措置 ○災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ○その他必要な事項

（3）都へ報告できない場合の対応

区は、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に規定する被害状況を都に報告できない場合には、総務省消防庁に報告する。

（4）災害救助法に基づく報告

【第2編／第1部／第10章／第3節／第10 災害救助法の適用（205ページ）】参照

第2 広報体制

1 区の広報活動

区は、区内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各防災関係機関と密接な連絡を図り、時間経過ごとに、次の事項を中心に広報活動を行う。

（1）広報内容と手段

ア 災害発生直後に行う広報

災害発生直後は、区広報媒体や報道機関を活用し、迅速かつ広範囲に広報を行う。

主な広報内容
1 被害・避難等の情報 （1）発生した災害の情報 （2）ライフライン、交通等の情報 （3）救助活動情報 （4）二次被害防止情報 （5）避難に関する情報（避難指示の発令、避難所の開設・混雑状況等） （6）デマ情報やフェイクニュースへの注意 2 生存関連情報 （1）医療救護所の開設状況 （2）水、食料等の物資情報 3 帰宅困難者向け情報 4 再開する通常業務に関する情報

イ 生活の復旧時期に行う広報

生活の復旧の程度には、様々な段階があることから、各段階で提供する情報を各種の広報手段と組み合わせて、きめ細かい広報を行う。

主な広報内容
1 第1段階（復旧当初） （1）生活関連情報 ア ライフライン復旧情報 イ 交通及び道路情報 ウ 生活に関する基礎情報（商店及び風呂等） エ 医療情報 オ 教育関連情報 カ 各種相談窓口情報 （2）区災害対策関連情報 2 第2段階（復旧途上～収束） （1）避難所や仮設住宅等の被災者向け情報 （2）通常生活に復旧した区民向けの情報

ウ 広報手段

次の広報手段を活用して、区民等に広報を実施する。

主な広報手段
<input type="checkbox"/> 区ホームページ <input type="checkbox"/> CATV <input type="checkbox"/> 区報臨時号

- 報道発表
- 文京区民チャンネル
- 臨時災害FM放送局
- SNS（X（旧twitter）、facebook、LINE公式アカウント）
- 文京区防災ポータル
- 文京区防災アプリ
- 防災情報一斉通知アプリ
- 防災行政無線
- 緊急速報メール（エリアメール）
- Lアラート（公共情報コモンズ）
- Yahoo!防災速報
- 「文の京」安心・防災メール
- 青色防犯パトロールカー

※ 報道機関の対応については、「報道機関対応指針」を参照し、混乱が生じないよう配慮する。また、文京区内において大規模な災害が発生した場合は、必要に応じてシビックセンター内に記者会見場を開設する。

（2）要配慮者に対する情報伝達

区は、災害時において、迅速かつ的確に情報を収集することが困難な要配慮者（障害者、外国人等）に対し、防災ポータル、防災アプリ等の翻訳機能や自動翻訳アプリ、一斉情報通知アプリ等を活用することで、的確な情報伝達を図る。

また、必要に応じて、都が設置する外国人災害時情報センターへ外国人に関する情報提供を行うとともに、外国人災害情報センターから、外国人が必要とする情報の収集を行う。

（3）臨時災害FM放送局の開設

区は、臨時災害FM放送局を開設するため、文京区アマチュア無線局災害非常通信連絡会及び東京ケーブルネットワーク株式会社に協力を要請し、臨時災害FMを通して、被害状況や避難所情報等を伝達する。

（4）放送要請

区は、各放送機関による広報が必要な場合は、都総務局に要請する。

（5）被災場所等の記録

区は、被災場所や避難所の様子等を写真や映像に収め、復旧対策や広報活動の資料として活用する。

2 防災関係機関の広報内容

（1）都水道局

地震発生直後、応急対策開始後及び応急対策の進捗の各段階において、ホームページやSNSの活用、報道機関の協力により、水道施設の状況、応急給水の実施状況、復旧見込み等を広報する。

水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報は、拡声機付き自動車による路上広報及び区の協力を得た防災行政無線等による広報を行う。

(2) 都下水道局

下水道施設の被害状況や復旧状況、下水道の使用制限、使用自粛等について、広報を行う。

下水道事務所等が区と連携して地域広報を実施する。

(3) 警察署

避難を必要とする情報、混乱防止に関する情報、人心の安定を図るための情報、デマや流言打ち消し情報等を広報する。

(4) 消防署

出火防止及び初期消火の呼び掛け、救出救護及び要配慮者への支援の呼び掛け、火災及び水災に関する情報、避難指示等に関する情報、救急告示医療機関等の診療情報その他区民が必要としている情報を広報する。

(5) NTT東日本

通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。

公衆電話の無料化、災害時用公衆電話の開設、避難所Wi-Fi等の開設、料金減免の措置を行った場合は、公式ホームページのほか、報道機関や区との協力により、広報を行う。

(6) 東京電力

テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）、新聞等の報道機関及びホームページ、SNS等、区の防災行政無線、広報車等による直接当該地域への巡回により、電気による二次災害等を防止するための方法、避難時の電気安全に関する心構えについての情報、電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報を広報する。

(7) 東京ガスグループ

ホームページ、SNS、テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体を活用して、ガス供給状況、供給停止地区の復旧状況や見通し、マイコンメーター復帰方法、ガス機器の使用上の注意事項を広報する。また、大地震発生時に各報道機関へ「マイコンメーター復帰方法の映像」の放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まった利用者が自身で復帰できる手順を案内する。

(8) 首都高速道路

災害状況や応急対策状況等の災害に関する情報、道路の通行危険箇所、交通規制状況あるいは迂回路などの道路交通情報を、道路情報提供設備のほか、ラジオ・SNS

等の各種メディアを通じて正確かつ迅速に提供する。

（9）鉄道事業者

都営地下鉄及び東京地下鉄は、災害の規模、被害範囲、駅周辺、沿線の被害状況等を広報する。

第3 広聴体制

1 区

（1）相談窓口の設置及び相談活動の実施

地域活動センターや避難所等から、被害状況や区民ニーズの収集・分析を行う。

災害後の生活や被災者支援等に関する相談窓口を設置し、区民相談に応じるとともに、担当各課等との円滑な連携により、問題の解決に努める。

文京法曹会や東京都行政書士会文京支部と連携し、専門家による生活の再建のための相談業務を実施する。

多岐にわたる相談に対応するため、専門家による巡回相談等の体制を整備する。

（2）安否情報の提供

被災者の親族等から安否情報の照会があった場合には、必要な範囲において適切に情報提供を行う。

安否情報の提供に当たっては、被災者本人及び第三者等の利益を不当に侵害することのないよう配慮し、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

消防署、警察署及び医療機関等において得られた安否情報を積極的に収集し、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

（3）安否不明者の氏名等の公表

要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化、円滑化のために必要と認めるときは、都に安否不明者の情報を提供し、都本部が安否不明者の氏名等を公表する。

2 警察署

（1）相談所の設置及び対応

警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、行方不明者等の把握、困りごとの相談等に当たる。

3 消防署

（1）相談等の対応

災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に応じる。

第6章 医療救護・保健等対策

第1節 現状及び課題

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れなどにより、多数の負傷者が発生することが想定されるため、災害発生直後から多数の負傷者に対し、迅速に医療救護活動を行わなければならない。

また、遺体については、死者の尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に対応することが重要である。

そのため、区や防災関係機関同士で密に連携を図り、発災時における初動医療体制を確立するとともに、医薬品・医療資器材の確保、遺体の取扱いに関する体制整備を推進していく必要がある。

第2節 具体的な取組（予防対策）

第1 初動医療体制の整備

1 情報連絡体制の確保

区は、区の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う区災害医療コーディネーターを任命するとともに、区災害医療コーディネーターが区内の被災状況や医療機関の活動状況等について、迅速に把握できるよう、情報連絡体制を構築する。

また、日頃から、医療対策拠点、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び区内医療機関等と密に連携を図ることで、災害時における円滑な情報連絡体制を構築する。

加えて、平常時から区中央部災害医療コーディネーター等との連携を図り、災害時の連絡体制の構築に努める。

2 医療救護活動等の確保

(1) 医療救護班等の確保

災害時の医療救護活動を的確に行うため、区は、小石川医師会、文京区医師会、小石川歯科医師会、文京区歯科医師会、文京区薬剤師会等と協定を締結し、災害時に医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班を編成するなど、災害時における避難所への医師等の派遣体制を整備している。

(2) 避難所医療救護所及び緊急医療救護所の確保

避難所医療救護所は、原則として、避難所となる区立小中学校等に設置し、緊急医療救護所については、災害拠点病院等の近接地等に設置場所を確保する。

(3) 医療救護活動拠点の確保

区は、避難所医療救護所や医療機関等との情報共有、医療ニーズの把握等を行う医療救護活動拠点として、シビックセンターを指定している。

（4）東京DMATとの連携

消防署は、都保健医療局等とともに、東京DMATと連携した救出救護活動の訓練を実施する。

（5）医療救護活動訓練の実施

区は、医師会、歯科医師会及び薬剤師会と連携し、災害時における医療救護活動マニュアルに基づいた医療救護活動訓練を定期的実施する。

医療救護活動マニュアルでは、区と関係機関との情報連絡体制や避難所に設置される医療救護所の運営及び活動内容等について、具体的に定めている。

3 負傷者等の搬送体制の確保

区は、緊急医療救護所及び避難所医療救護所における傷病者の搬送体制の構築を図る。

4 防疫体制の確保

区は、防疫活動で使用する資器材の備蓄を行うとともに、資器材が不足した場合に備え、資器材の調達等の体制を確保する。

5 医療依存度の高い在宅療養者への支援

区は、関係機関との密な連携により、在宅人工呼吸器使用者の把握に努め、希望者へ災害発生時を想定した個別支援計画の作成及び見直しを実施する。

また、在宅の人工呼吸器使用者の非常用電源の確保に努める。

第2 医薬品・医療資器材の確保

1 医薬品及び医療資器材の備蓄

区は、小石川医師会、文京区医師会、小石川歯科医師会、文京区歯科医師会、文京区薬剤師会等と連携し、発災から3日間で必要な量を目安として、医療救護所等で使用する医薬品及び医療資器材を備蓄している。また、文京シビックセンター健康センターで歯科セットを備蓄している。

備蓄している医薬品及び医療資器材について、関係機関からの意見を踏まえながら、適正な更新及び管理を行っていく。

2 医薬品等供給体制の構築

区は、災害薬事センターで活動する文京区薬剤師会と連携して、災害薬事センターの運営方法や役割分担等を協議することにより、円滑な医薬品等供給体制を構築する。

第3 遺体の取扱い

1 遺体収容所の運営体制の整備

区は、警察署や遺体収容所に指定している施設管理者等と遺体収容所の運営等に関する次の事項を協議する。

○遺体収容所の管理者の指定等の管理全般に関する事項

第2編 震災対策／第6章 医療救護・保健等対策

第2節 具体的な取組（予防対策）

- 行方不明者の捜索及び遺体搬送に関する事項
- 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

2 遺体収容所の指定及び公表

区では、次の条件を満たす施設を遺体収容所として、ライフライン及び交通手段の確保も可能な限り考慮した上で、指定する。

- 屋内施設
- 避難所や医療救護所等、他の用途と競合しない施設
- 検視・検案が実施可能な一定の広さを有する施設
- 身元不明者の一時保存場所として、使用可能な施設

※指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

第3節 具体的な取組（応急対策）

第1 初動医療体制

1 情報連絡体制の確保

（1）医療救護活動拠点の設置

区は、シビックセンターに医療救護活動拠点を設置し、医療対策拠点に報告する。

（2）医療情報等の収集及び報告

区は、医師会等と連携して、区内の診療所、歯科診療所及び薬局の被害状況及び活動状況を収集し、医療対策拠点に報告する。

また、災害対策本部内で把握している区内の人的被害の情報を医療対策拠点に報告する。

（3）相談窓口の設置等の実施

区は、区民等に対する相談窓口の設置や、医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況等の周知を実施する。

2 初動期の医療救護活動

（1）医療救護所の設置

区は、避難所となる区立小・中学校等に避難所医療救護所を設置する。

また、発災直後においては、被災者が災害拠点病院に集中することが想定されるため、災害拠点病院と連携して、近接地等に緊急医療救護所を設置する。

なお、災害現場や緊急避難場所等における救護所については、被災状況や避難状況に応じて設置する。

（2）医療救護班等の編成

ア 医療救護班の編成

区は、災害により医療救護の必要があると認めるときは、「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、小石川医師会及び文京区医師会に速やかに連絡し、出動を要請する。

消防署は、災害の状況から多数傷病者が発生し、緊急に医療救護班を災害現場等に派遣する必要があると判断した場合には、小石川医師会、文京区医師会に直接連絡し、出動を要請することができる。要請後は、直ちに区へ要請した旨を連絡する。

区から要請を受けた小石川医師会及び文京区医師会は、医療救護班を編成し、医療救護所等において、医療救護活動を実施するものとする。ただし、医療救護班を出動させる時間的余裕がないなどのやむを得ない事情があるときは、診療所等において医療救護活動を実施することができる。

イ 歯科医療救護班の編成

区は、災害により歯科医療救護の必要があると認めるときは、「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づき小石川歯科医師会及び文京区歯科医師会に

速やかに連絡し、出動を要請する。

区から要請を受けた小石川歯科医師会及び文京区歯科医師会は、歯科医療救護班を編成し医療救護所等において、歯科医療救護活動を実施する。

ウ 薬剤師班の編成

区は、医療救護所等における調剤、服薬指導及び医療品管理等の医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、「災害時における救護活動についての協定」に基づき、文京区薬剤師会に速やかに連絡し、出動を要請する。

区から要請を受けた文京区薬剤師会は、薬剤師班を編成し、医療救護所等において、救護活動を実施する。

エ 柔道整復師応急救護班の編成

区は、災害により医療救護の必要があると認めるときは、「災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定」に基づき、柔道整復師会に速やかに連絡し、出動を要請する。区から要請を受けた柔道整復師会は、応急救護班を編成し、医療救護所等において、医療救護班の指示の下、救護活動を実施する。

【医療救護班等の活動内容】

班名	活動内容
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○傷病者に対するトリアージ ○傷病者に対する応急処置及び医療 ○傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 ○死亡の確認及び遺体の検案への協力 ○助産救護 ○その他都と協議の上必要と認められる業務
歯科医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○傷病者に対するトリアージの協力 ○歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療及び衛生指導 ○検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所等における傷病者等に対する調剤・服薬指導 ○傷病者に対するトリアージの協力 ○医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注 ○一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ○避難所の衛生管理・防疫対策への協力
柔道整復師応急救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護班の指示による医療救護所における傷病者に対する応急救護

（3）医療救護所の運営管理

避難所医療救護所では、医師会等から派遣される医療救護班等が診療、避難所運営協議会の救護衛生班が応急措置と医療救護班の支援を担当する。

緊急医療救護所では、現地の災害拠点病院が診療部門、区職員が運営部門（一部）を担当する。

（4）医療機関の確保

区は、医療機関等における傷病者等の受入状況及び受入可能な医療機関等を把握し、区内の医療機関や医療救護所から連絡を受けた場合、受入先の調整を行う。

（5）応援要請の実施

区は、現状の体制では医療救護活動が困難と判断した場合には、地域災害医療コーディネーターに対し、都医療救護班、都歯科医療救護班及び都薬剤師班の派遣を要請する。

（6）避難所等における医療救護の活動

発災直後から超急性期（発災から72時間）においては、主に外傷の対応とし、急性期（72時間～1週間）以降においては、主に内科系、慢性疾患、精神科等の対応とする。

3 負傷者等の搬送体制

（1）負傷者の搬送

医療救護所等の責任者は、負傷者を医療機関に搬送する必要があると認めるときは、区災害対策本部や東京消防庁救急隊（119番）への搬送要請等により対応する。

（2）医療スタッフの搬送

区は、医療救護所等に派遣する医療救護班等の医療スタッフについて、医師会等と協議し、搬送体制を確立するよう努める。

4 助産救護活動

区は、災害時における助産救護活動の必要がある場合、小石川医師会及び文京区医師会と連携して、助産救護活動を行う。助産救護の内容は、分娩の介助、分娩前後の処置及び衛生材料の支給とする。

5 保健衛生体制

（1）保健活動

ア 保健活動班の編成

区は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士、その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。

イ 保健活動班の活動内容

- 被災者の健康管理
- 避難所における健康相談
- 地域における巡回健康相談
- その他必要な保健活動

ウ 他班との連携

避難住民等の健康管理に関する活動の際には、環境衛生指導班、食品衛生指導班及び防疫班と連携する。

エ 応援要請の実施

区だけでは対応が困難な場合には、都保健医療局を通じて、他自治体に保健師等の派遣を要請し、又は協定締結自治体に保健師等の派遣を要請する。

また、応援職員の受入れ、搬送体制の確立及び活動拠点の確保を図る。

(2) メンタルヘルスケアの実施

ア 相談窓口等の設置

区は、必要に応じて電話や来所による相談窓口を設置する。

イ 巡回相談の実施

保健活動班に臨床心理士等を編成し、避難所での巡回相談を実施する。

ウ 精神科病院等の外来実施状況の情報提供

都保健医療局から精神科病院及び診療所の外来実施状況を把握し、被災者への情報提供に努める。

エ 応援要請の実施

区だけでは対応が困難な場合には、都保健医療局に東京DPAT及び他県DPATの派遣を要請する。

また、相互協力協定等締結自治体に被災者のメンタルヘルスケア業務に従事する保健師、精神科医、臨床心理士及び看護師等の派遣を要請する。

6 医療依存度の高い者への対応

(1) 在宅難病患者への対応

区は、在宅難病患者の状況把握に努め、できる限り在宅療養ができるよう救援体制の支援に努める。

搬送や救護体制の支援が必要な場合は、都保健医療局に要請する。

(2) 在宅人工呼吸器使用者への対応

区は、在宅人工呼吸器使用者災害対策リストに基づき、災害時個別支援計画で定めた方法により、できる限り在宅療養ができるよう支援を行う。

また、人工呼吸器使用者及び家族に対し、被害状況や医療機関の開設状況等の情報を提供する。

災害時個別支援計画による支援が困難な場合、都保健医療局へ支援を要請する。

（3）透析患者等への対応

区は、都を通じて日本透析医会災害時情報ネットワークへ情報提供を行い、発災時に、患者から区への問合せがあった場合は、受診可能な医療機関を把握している同ネットワーク連絡先を紹介する。

第2 医薬品・医療資器材の供給

1 災害薬事センターの設置

区は、文京シビックセンターに災害薬事センターを設置し、文京区薬剤師会と連携して医療救護所等へ医薬品等の供給活動を行う。

なお、災害薬事センター長は、災害薬事コーディネーターから選任する。

災害薬事コーディネーターの業務
○救護所等で必要になる医薬品等の受給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等
○薬剤師班の差配、支援要請等
○病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握、薬事関係者の調整等

2 災害薬事センターの運営

文京区薬剤師会が中心となって、災害薬事センターを運営する。

3 医薬品・医療資器材の調達

医療救護所において使用する医薬品等の調達手順は、次のとおりとする。

【医薬品等の調達手順】

① 区市町村の備蓄品を使用する

災害発生時には区市町村の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場合は、地区薬剤師会医薬品・情報管理センターや薬局等へ提供を要請する。

② 都の備蓄品を使用する

区市町村の備蓄が不足する場合に、区市町村は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区市町村へ配送する（状況に応じて、都への備蓄供出要請の前に、③に示す卸からの調達を行う。）。

③ 区市町村が卸から調達する

区市町村は、卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は、災害薬事センターが取りまとめて行う。）。

③ 都が卸から調達する

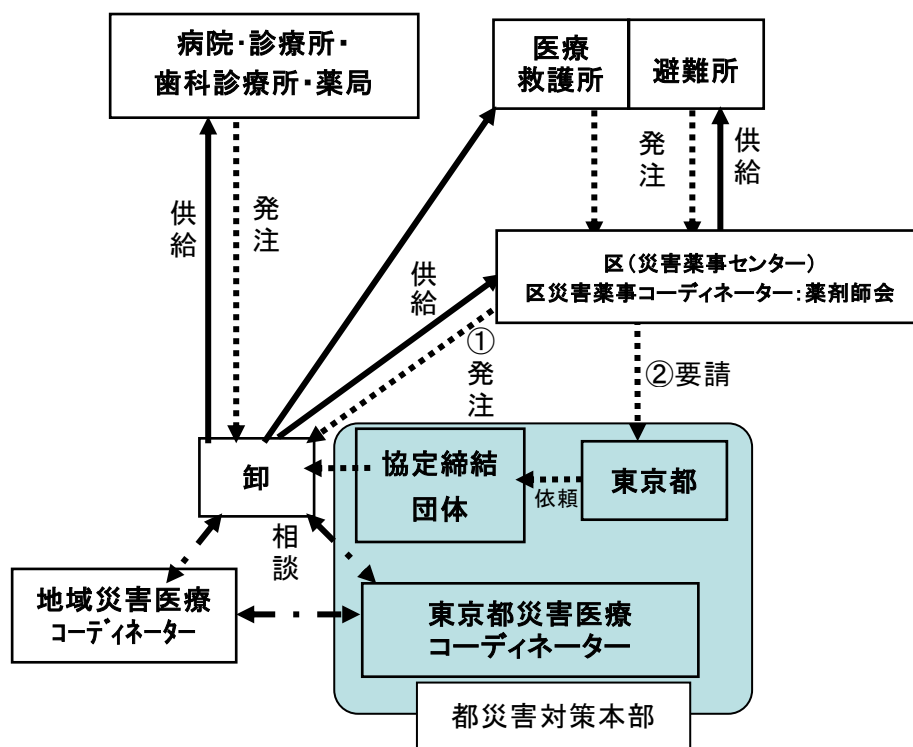
区市町村は、都に対し調達を要請する。都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。

区市町村での調達が
不可能な場合

④ 卸売販売業者が医薬品等を納入

卸売販売業者は、区市町村へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ納品する）。

【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】



- ① 区市町村は、卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が区市町村へ納品する。
- ② 区市町村での調達不可能的な場合は、区市町村は、都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が区市町村へ納品する。
- ③ ①②どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法及び卸売販売業者からの納品方法は、以下のとおりとする。

（医療救護所）

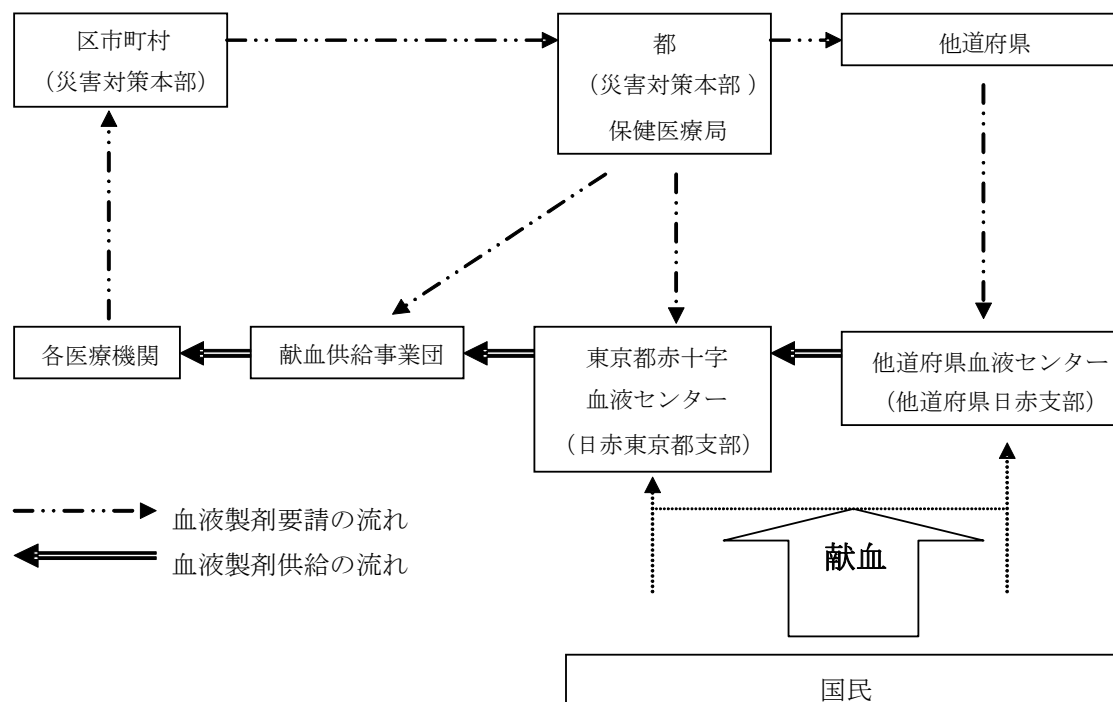
発注：区災害薬事センターで取りまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸が各医療救護所へ直接納品

4 血液製剤の調達要請

区は、血液製剤が必要な場合、都保健医療局に要請する。

【血液製剤の供給体制】



第3 医療施設の確保

区は、多くの負傷者等に対応するため、都保健医療局と連携して、医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。

第4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

1 行方不明者の搜索

(1) 区

都、警察署等と連携し、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索を総括する。

また、次の書類・帳票を整備する。

- 救助実施記録日計票
- 搜索用機械器具燃料受払簿
- 遺体の搜索状況記録簿
- 遺体の搜索用関係支出証拠書類

(2) 都総務局

防災関係機関との連絡調整に当たり、搜索作業が円滑に実施できるよう支援する。

（3）警察署

区の実施する遺体の捜索に協力するとともに、救出救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。

また、各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。

2 遺体の搬送（遺体収容所まで）

区は、警察署等の防災関係機関の協力を得て、遺体収容所の管理者等に連絡の上、遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。

なお、区単独での遺体の搬送が困難な場合、都総務局に協力を依頼する。

3 遺体収容所の設置

（1）遺体収容所の設置

区は、区内の人的被害の状況を踏まえ、遺体収容所が必要と判断した場合は、遺体収容所の開設準備を行うとともに、都保健医療局及び警察署に連絡する。

遺体収容所に適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設備する。

なお、区の対応能力のみでは十分ではないと認められるときは、都及び防災関係機関に応援を要請する。

（2）遺体収容所の設営

区は、警察署等と連携し、遺体搬出入の導線、検視・検案スペースの中身が見えないよう配慮したレイアウトを検討し、遺体収容所を設営する。

（3）区民等への周知

区は、遺体収容所の設置について、区ホームページ等を活用し、区民等に周知する。

（4）管理責任者の配置

区は、開設した遺体収容所の単位で管理責任者を配置する。

（5）使用資器材の確保

区は、ドライアイスや棺等の物品の確保については、全東京葬祭業連合会及び社団法人全日冠婚葬祭互助協会に協力を要請する。

また、必要に応じて、都保健福祉局に応援を要請する。

（6）検視・検案体制の整備

区は、都保健福祉局及び警察署と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備する。

また、同一場所で集中的に検視・検案が実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。

(7) 死者に関する情報提供

区は、都総務局及び警察署と連携し、区庁舎及び遺体収容所への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等により、災害に伴う死亡者に関する情報を広報する。

4 遺体収容所の運営

(1) 検視、検案

ア 警察署（検視）

遺体収容所に検視班等を派遣する。

遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を行う。

検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。

各遺体収容所における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。

イ 監察医務院（検案）

遺体収容所に検案班を派遣する。

検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行その他の必要な措置を講じる。

(2) 身元確認

ア 警察署

行方不明者と身元不明者の照合、DNA型鑑定等の身元調査を行う。

身元が判明したときは、着衣・所持金品とともに、遺体引渡班に引き継ぐ。

おおむね2日間調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品及び遺体を区に引き継ぐ（引き継いだ後も、身元調査は継続する。）。

イ 区

身元不明者と身元不明遺体の保管について、区民等に周知する。

警視庁（身元確認班）から引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努める。

(3) 遺体の引渡し

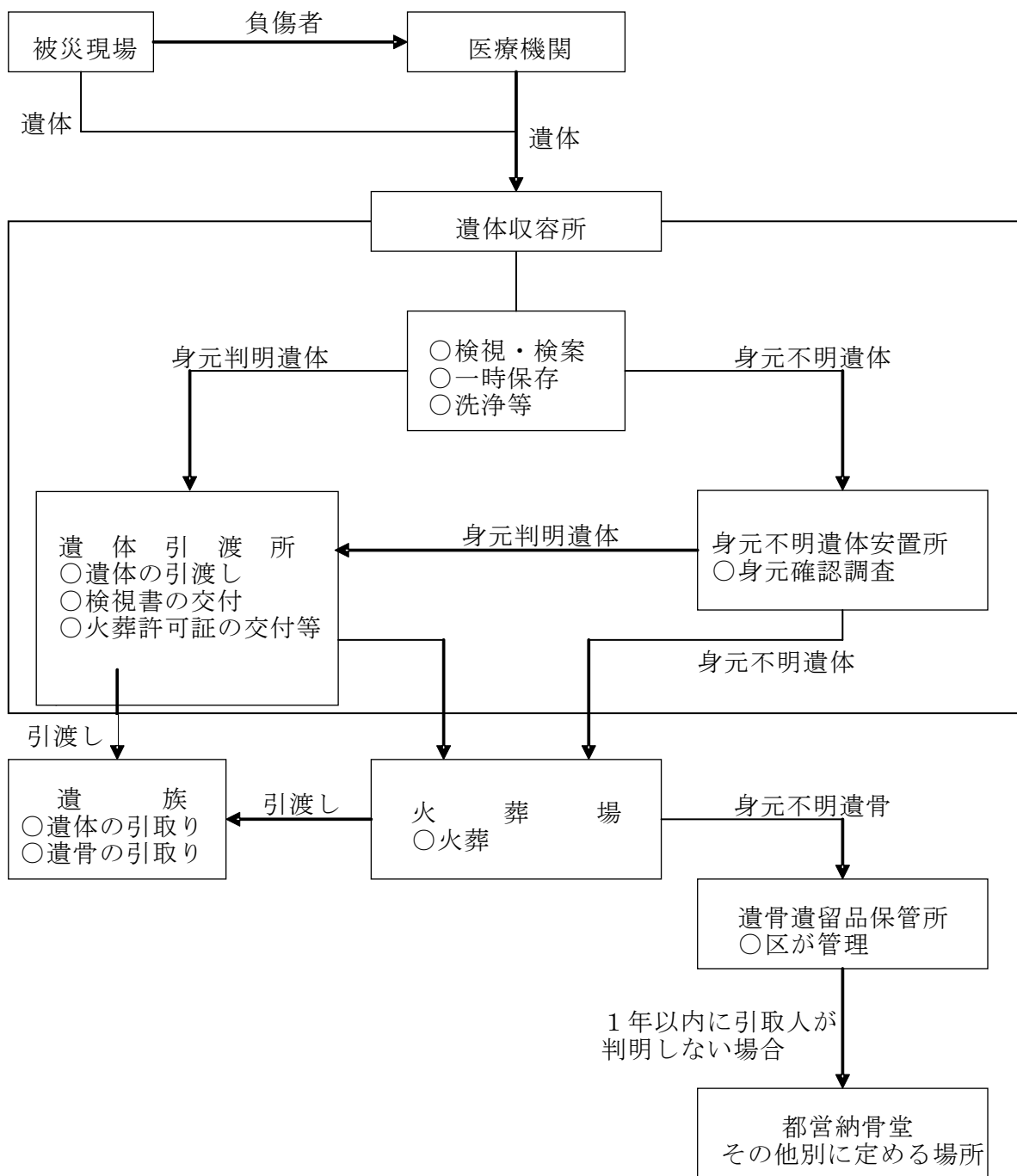
区は、遺体収容所で警視庁（遺体引渡班）の指示に従って、検視・検案を終えた遺体を遺族に引き渡す。

(4) 死亡届の受理、火葬許可証等の発行

区は、遺体収容所で遺族等に引き渡された遺体の死亡届を受理する。

死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。

【遺体取扱いの流れ】



第4節 具体的な取組（復旧対策）

第1 防疫体制の確立

1 防疫活動

（1）防疫班の編成

区は、避難所を設置した場合又は災害の状況により防疫活動が必要と認めた場合は、防疫班を編成する。防疫活動の実施に当たって、区の対応能力では十分でないとする場合は、都保健医療局に協力を要請する。

（2）防疫班の業務

区の防疫班は、次の業務を実施する。

防疫班の主な業務内容
○健康調査及び健康相談
○感染症予防のための広報及び健康指導
○避難所の防疫指導及び感染症状況の把握
○避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
○感染症患者発生時の消毒の実施及び指導
○消毒薬の配布及び消毒の適正実施の確認

（3）防疫班の活動

防疫班は、医療救護班、保健活動班、食品衛生指導班及び環境衛生指導班と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、避難所等の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。

避難所内の避難者に対し、手洗いの励行や、台所、トイレ等の衛生管理並びに消毒等の感染症発生予防のための広報及び健康指導を行う。

（4）感染症発生時の対応

避難所等において、感染症の発生が確認された際には、消毒の適正実施指導を行うほか、感染症の流行状況を踏まえた予防接種を行う。

また、必要に応じて、保健所や都と連携し、感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

2 食品衛生活動

（1）食品衛生指導班の編成

区は、避難所等における食品衛生面の助言及び指導が必要な場合は、食品衛生指導班を編成する。人員が不足している場合は、都保健医療局、相互協力協定等締結自治体への受援を検討する。

（2）食品衛生指導班の業務

区の食品衛生指導班は、次の業務を実施する。

食品衛生指導班の主な業務内容
<ul style="list-style-type: none"> ○炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ○食品集積所の衛生確保 ○避難所に配備している「避難所ですぐに使える食中毒予防ブック」を活用し、食中毒予防の啓発及び指導を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 ・ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ・ 手洗いの励行 ・ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ・ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ・ 情報提供 ・ 殺菌、消毒剤の調整 ・ 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導 ○その他食品に起因する危害発生の防止 ○食中毒発生時の対応

（3）食品衛生指導班の活動

食品衛生指導班は、食品の安全を確保するとともに、避難者に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

3 環境衛生活動

（1）環境衛生指導班の編成

区は、避難所を設置した場合又は災害の状況により環境衛生が必要と認めた場合は、環境衛生指導班を編成する。環境衛生活動の実施に当たって、区の対応能力では十分でないとする場合は、都保健医療局に協力を要請する。

（2）環境衛生指導班の業務

区の環境衛生指導班は、次の業務を実施する。

環境衛生指導班の主な業務内容
<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水の塩素による消毒の確認 ○残留塩素の確認方法の指導 ○避難所内の過密状況や衛生状態を調査・指導 ○避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ○避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導

（3）環境衛生指導班の活動

環境衛生指導班は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているかの確認を行う。

4 防疫活動等に必要な資器材等の確保

防疫活動等に必要な資器材や薬品は、区の現有するものを優先的に使用し、不足が生じる場合は、都や協定締結事業者等から調達する。

5 衛生確保の支援

区は、保健所等が収集する情報により、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、必要に応じ、避難者に対して情報の提供と衛生確保の支援を実施する。

第2 火葬

1 火葬の実施

区は、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携し、棺や火葬場を確保する。火葬体制が整い次第、火葬場と調整の上、通行可能な道路にて速やかに遺体を火葬場へ搬送する。

2 広域火葬の実施

区は、都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬態勢の円滑な実施に努める。

平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、その火葬場で火葬を行うことが困難と判断した場合は、都に広域火葬の応援・協力を要請する。

区民に対し、都内全域が広域火葬態勢に当たることを周知し、理解と協力を求める。

都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。

遺体の搬送に必要な車両を確保する。

なお、交通規制が行われている場合には、災害対策基本法施行令第32条の2に定める緊急自動車により行う。また、遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

3 引取りのない身元不明遺体の処置

区は、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。

引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに、遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。

第7章 帰宅困難者対策

第1節 現状及び課題

大規模な地震が発生した場合、通勤・通学者、買い物客等の帰宅困難者が多数発生し、大きな混乱が予測される。多くの帰宅困難者の移動によって、道路や歩道が車や人で埋まり、警察・消防・自衛隊等の車両が速やかに現場に到着できず、救助・救命活動に支障を来すこととなる。都の被害想定では、東京都全体で約453万人の帰宅困難者の発生が想定されており、文京区では約14万人の帰宅困難者が発生すると予測されているが、この帰宅困難者対策は、行政エリアを超え、かつ、多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、行政機関、事業者、外出者等、社会全体で対策を進めていく必要がある。

区においても、事業者による一斉帰宅の抑制や関係機関と連携した駅前滞留者の分散帰宅等、帰宅困難者の発生抑制に取り組むとともに、帰宅困難者の一時滞在施設の更なる確保と的確な運営に向け、受入施設の事業者等との連携を促進する必要がある。

第2節 具体的な取組（予防対策）

第1 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知

1 区

(1) 東京都帰宅困難者対策条例の周知啓発

帰宅困難者を保護するため、「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、区民、区内の事業者、大学、駅、集客施設等に対して、従業員、学生、施設利用者等の施設内待機、物資の備蓄等について、都と連携を図り、区ホームページや防災啓発資料等で周知を行う。

(2) 事業所防災リーダー制度等の周知

都総務局が実施する事業所防災リーダー制度等について、事業所の防災対策や帰宅困難者対策の強化を図るため、都と連携して周知を行う。

(3) 駅前滞留者対策協議会の設置

駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、都と連携し、あらかじめ駅ごとに、区、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする駅前滞留者対策協議会を設置し、災害時の防災関係機関の役割や地域の行動ルールを定め、混乱を防止する体制づくりを推進する。

また、春日・後樂園駅周辺において、モデル的な検討を行う。

(4) 帰宅困難者用物資の備蓄

「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、都と連携の上、職員、区有施設利用者及び帰宅困難者用の備蓄の充実を図る。

2 警察署

駅前滞留者対策協議会等に対して、計画の策定や広報及び誘導要領等の作成に関し、助言するとともに、駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練を実施する。また、地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動を推進する。

3 消防署

事業所における事業所防災計画の作成状況を確認するとともに、作成に関する指導を実施する。

また、区内の駅前滞留者対策協議会等に対して指導及び助言を実施する。

4 事業者

(1) 事業者等における施設内待機計画の策定

「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、従業員等の施設内待機に係る計画を策定し、あらかじめ事業所防災計画又は事業継続計画（BCP）に反映させておくことが重要である。また、テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

冊子等により、施設内待機計画に係る計画を、従業員等に周知する。

(2) 従業員向けの備蓄の確保

従業員等が事業者等の施設内に一定期間待機するため、3日間の水、食料、生活用品等をあらかじめ備蓄しておくとともに、円滑な備蓄品の配布ができるよう、備蓄場所についても考慮する。震災の影響の長期化に備え、3日間以上の備蓄についても検討する。

高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。また、備蓄スペースの確保や災害時における業務負担の軽減、従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。

(3) 帰宅困難者向けの備蓄

外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者等）のために、10%程度の量を余分に備蓄することも検討する。

(4) 体制等の整備

次のとおり、体制等の整備を行う。

主な内容
○施設内に従業員が留まれるように、日頃から耐震診断や耐震改修、オフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、ガラス飛散防止措置等に努める。
○災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。

- 高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。
- 発災時における従業員等との連絡の手段や手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する。
- 帰宅時間が集中しないための対応として、日頃から、従業員等の居住地、家庭の事情、従業員の帰宅する方面等の把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。また、帰宅状況を把握するために、従業員等が安全に帰宅したことを災害用伝言ダイヤル（171）等の方法により確認する。
- 自衛消防訓練等を定期的実施する際に、施設内待機に関する訓練を行い、施設内待機の手順等について確認し、必要な場合の改善を行う。

（5）事業所防災リーダーへの登録

都からの防災情報等を活用するため、事業所防災リーダーへの登録を行う。

5 集客施設及び駅の事業者

（1）利用者の保護に係る計画の作成

「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映させていく。その際、他の事業者等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても、可能な範囲で明記する。

テナントビルの場合や事業者が存在する複合ビルの場合は、ビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、役割分担を取り決める。

また、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知し、必要な箇所に配備する。

（2）体制等の整備

次のとおり、体制等の整備を行う。

主な内容
○施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画する。
○事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場等がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。
○利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。また、必要と考えられる備蓄品の確保や提供方法、要配慮者、通学中の学生、急病人への対応等の具体的な内容についても検討する。
○日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止装置、施設内のガラス飛散防止措置等に努める。また、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じる。

- 施設の特性や事情に応じて、利用者保護のために必要となる飲料水や毛布等を備蓄しておくことが必要である。
- 訓練等を定期的実施することにより、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行い、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させる。

6 学校等

学校危機管理マニュアル等に基づくとともに、必要に応じて、災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平常時から整備し、発災時には、児童・生徒等を学校内又は他の安全な場所に待機させるとともに、保護者への引渡しまでの間に必要な食料等を配備するなど、児童・生徒等の安全確保のために必要な対策を講じる。

第2 一時滞在施設の確保及び運営の支援

1 支援態勢の構築

区は、都と連携し、一時滞在施設への誘導方法や情報提供方法等、帰宅困難者の支援態勢の構築を図る。

2 一時滞在施設の確保

区は、区有施設のうち、帰宅困難者を受け入れることが可能な施設を一時滞在施設に指定する。

また、大規模集客施設や民間施設を所有する区内事業者に協力を要請し、一時滞在施設の提供に関する協定の締結を推進する。

3 一時滞在施設に関する普及啓発

区は、一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について区民等に対して周知啓発に努めるとともに、警察署、消防署等の防災関係機関等に周知する。

4 企業防災アドバイザー派遣等の推進

区は、都総務局が実施する企業防災アドバイザーの派遣を推進し、一時滞在施設以外の民間事業者も含めて事業所防災に係るコンテンツやアドバイスを発信し、事業者自身の事業継続と地域防災への関心を高めることで、一時滞在施設の確保を促進する。

また、都総務局が実施する事業所防災リーダーとも合わせ、都と連携した周知を行っていく。

5 訓練の実施

区と一時滞在施設に指定された事業所等は、相互協力に関する協定等に基づき、相互に連携して、災害時における帰宅困難者の避難誘導や受入れを想定した避難者受入訓練等の実施を推進する。

第3 帰宅困難者への情報通信体制整備

1 区

震災時の帰宅困難者等に対する安否確認及び災害関連情報等の提供を行うため、都等と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。

また、区の防災ポータルや防災アプリ、都の帰宅困難者向けポータルサイト等を活用し、情報提供を行う。

2 警察署

適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材を整備する。

第4 帰宅支援のための体制整備

1 区

(1) 混乱収拾後の帰宅方法及びルールの周知

鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法やルールの事前策定について、区民及び事業者にも周知する。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの拡充

区内で営業する事業者と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努めるとともに、帰宅支援道路等の沿道において、帰宅支援を行う体制を整備する。

(3) 訓練の実施

都、区、通信・交通事業者、その他事業者、学校等は相互に連携し、災害時帰宅支援ステーションの開設や企業等の帰宅ルールの検証等を行い、帰宅支援の充実を図る。

2 事業者

(1) 混乱収拾後の帰宅方法・ルールの事前策定

帰宅抑制の後、混乱が収拾してから従業員等が安全に帰宅できるよう、次の事例を参考に、事前に帰宅のためのルールを設定する。

ア 帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地や家族の事情等の把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ決めておく。その際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

イ 帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。

また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの周知啓発

災害時帰宅支援ステーションの意義について周知啓発する。

（3）災害時帰宅支援ステーション運営の協定締結

区内のみで営業をしている場合、区と災害時帰宅支援ステーションの運営に関する協定締結を検討し、帰宅困難者対策に協力する。

第3節 具体的な取組（応急対策）

第1 初動対応

1 情報収集と判断

（1）滞留者への呼び掛け

区は、災害発生直後から、ホームページやSNS、報道機関等を活用し、迅速に安全確保のための行動を区内の滞留者に対して呼び掛ける。

（2）駅周辺の状況や交通機関の運行状況等の情報収集

区は、滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の可否等を判断するため、主要駅周辺の混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設に指定している施設の被害状況等について、情報収集する。

（3）帰宅困難者対策の対応判断

区は、収集した情報を踏まえて、一斉帰宅抑制の対策や一時滞在施設の開設の可否を判断する。

2 一時滞在施設の開設及び運営

（1）区有施設における一時滞在施設の開設及び運営

区は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合は、一時滞在施設に指定している区有施設（文京シビックセンター、文京スポーツセンター）を一時滞在施設として開設する。

シビックセンターでは、地震発生時における来館者の安全確保を行った後、シビックセンター低層階を帰宅困難者の一時滞在施設として、災害対策本部の判断により順次開放し、帰宅困難者を受け入れる。

また、区内の帰宅困難者の発生状況を勘案し、スポーツセンターを開放して帰宅困難者を受け入れる。

【目標となる一時滞在施設の運営の流れ】

時期	実施項目
発災直後から一時滞在施設開設まで (発災直後からおおむね6時間後まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の安否確認 ○建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認 ○施設内の受入スペースや女性優先スペース、立入禁止区域等の設定 ○職員等による運営組織の編成や備蓄及び設備の確認等の運営準備 ○施設利用案内の掲示等 ○電話や災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX、Wi-Fi等の通信手段の確保 ○都等への一時滞在施設の開設報告
帰宅困難者の受入等(おおむね12時間後まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○帰宅困難者の受入開始 ○携帯トイレ・簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置等の保健衛生活動

	<ul style="list-style-type: none"> ○計画的な備蓄の配布 ○し尿処理・ごみ処理のルール確立 ○テレビやラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達 ○受入可能人数を超過した場合の都等への報告
運営体制の強化等 （おおむね1日後から3日後まで）	<ul style="list-style-type: none"> ○受入者も含めた施設の運営及び都等への運営状況報告 ○公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等の帰宅支援情報の提供
一時滞在施設の閉設（おおむね4日後以降）	<ul style="list-style-type: none"> ○一時滞在施設閉設の判断 ○帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導

（2）民間施設における一時滞在施設の開設要請及び運営支援

ア 一時滞在施設の開設要請

区は、一時滞在施設の提供に関する協定を締結している事業者等に対し、必要に応じて、一時滞在施設の開設及び運営を要請する。

イ 一時滞在施設の運営支援

区は、民間一時滞在施設の開設状況や運営状況を情報収集し、滞在している帰宅困難者への情報提供や施設運営の支援等を実施する。

（3）都への報告

区は、把握した一時滞在施設の開設・運営状況を適宜東京都災害情報システム（DIS）等で報告する。

3 滞留者、一時滞在施設等への情報提供

区は、滞留者、一時滞在施設等に対して、ホームページ、SNS等により、災害に関する情報や一斉帰宅抑制等に関する情報を広く周知する。

第2 駅周辺での混乱防止

1 駅周辺での混乱防止

（1）区

駅周辺の滞留者に対して、一時滞在施設の開設状況等の情報を提供するとともに、帰宅困難者を一時滞在施設に誘導する。

（2）警察署

駅周辺の混乱防止対策に係る支援を実施する。

（3）消防署

災害情報を区に提供するとともに、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を実施する。

(4) 事業者等

区、警察署及び消防署と連携し、一時滞在施設への誘導を実施する。

2 集客施設及び駅等における利用者の保護

(1) 集客施設及び駅等の事業者

ア 施設の安全性の確認

(ア) 施設の安全の確認

事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。

(イ) 施設の周囲の安全の確認

都や区の一斉帰宅抑制の呼び掛けなどを受け、提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。

(ウ) 利用者の保護

安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

イ 一時滞在施設への誘導等

(ア) 事業者等による案内又は誘導

区や関係機関と連携し、保護した利用者を一時滞在施設へ誘導する。

(イ) 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合

一時滞在施設への誘導が困難な場合、事業所の管理する施設を一時滞在施設として、利用者を一時的に受け入れることを検討する。一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受入れについても検討する。

ウ 建物や周辺が安全でないために、施設内滞在ができない場合の対応

区や関係機関と連携し、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。

エ 要配慮者への対応

利用者の滞在に当たって、区や関係機関と連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者のニーズに対応する。

オ 利用者に対する情報提供

災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を都、区、報道機関等から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。

(2) 鉄道事業者

駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。

また、駅利用者に対し、列車や代替輸送等の運行情報を提供する。

3 避難所及び地域活動センターにおける支援

区は、帰宅困難者が学校等の避難所に避難を求めてきたときは、学校運営に支障のないエリアで休憩場所の提供及びトイレの提供等の一時的な支援を行うとともに、帰宅困難者の一時滞在施設を案内する。

また、地域活動センターでは、避難所の開設状況や帰宅困難者の一時滞在施設等について情報提供を行う。

第3 事業者等における帰宅困難者対策

1 事業所

(1) 災害情報や防災行動の確認

都や区からの情報を基に、一斉帰宅の抑制や利用者の滞在等、事業所内で適切な災害対策を実施する。

(2) 従業員等の施設内待機

従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。

国や都の一斉帰宅抑制の呼び掛け等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。

来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で滞在させるようにする。

建物や周辺が安全でない場合は、一時滞在施設等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導するか、避難場所へ従業員等を誘導する。

(3) 防災活動への参加

事業継続のための要因を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。

(4) 情報提供体制の確保

災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する。

2 学校等

学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて、備蓄物資等を提供するとともに、児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

3 指定管理者

指定管理者により管理される施設については、東京都帰宅困難者対策条例の規定に基づき、利用者及び施設の安全確認を行う。

また、利用者等へ一時滞在施設等の情報提供及び誘導を行うとともに、利用者の希望があれば一定時間当該施設内で滞在できるよう配慮する。

第4節 具体的な取組（復旧対策）

第1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

1 帰宅ルールの周知

（1）区

都と連携して、交通機関の運行情報、区内の混雑状況及び分散帰宅等の方法を帰宅困難者等に周知する。

（2）事業者等

都や区から発信される情報や報道機関からの情報を収集し、事前に策定した安全な帰宅のためのルールに基づいて、従業員等の帰宅を実施する。特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず、少しずつ分散させるなど呼びかける。

2 鉄道運行情報等の提供

（1）区

都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関に誘導して、帰宅を支援する。

（2）鉄道事業者

折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を区及び報道機関等に提供する。

3 代替輸送手段の確保

区は、国や都が確保した代替輸送手段及び利用方法を確認し、徒歩帰宅者を誘導する。

第2 徒歩帰宅者の支援

1 区

都、警察署、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供や誘導等の円滑な徒歩帰宅支援を行う。

2 警察署

交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行うとともに、被害状況等の徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。

3 事業者・学校等

帰宅経路沿いの被害状況等の情報や、都、区及び防災関係機関から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等、あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については、自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に、段階的に帰宅させることも検討する。

第2編 震災対策／第7章 帰宅困難者対策

第4節 具体的な取組（復旧対策）

4 災害時帰宅支援ステーションの指定施設

施設が災害時帰宅支援ステーションに指定されている事業者は、災害時帰宅支援ステーションを開設して徒歩帰宅者を支援する。

第8章 避難者対策

第1節 現状及び課題

都の被害想定では、文京区の避難所生活者数は26,000人を超え、区の約11%に当たる。

大規模な災害が発生した場合、区は避難所を開設するが、避難所では収容人数に限界があるほか、物資の不足や衛生環境の悪化、感染症のまん延などのリスクもある。そのため、区では、自宅の損傷や倒壊の危険性が少ない場合の避難行動として「在宅避難」を呼びかけている。区は、平常時から在宅避難について積極的な周知啓発を行うとともに、災害時に在宅避難している被災者の状況把握や備蓄物資の配給方法等の支援について検討し、支援体制の整備に取り組んでいかなければならない。

一方、避難所は、災害時に自宅が倒壊又はそのおそれがある等の被害を受けた被災者の生活場所となることから、避難所の環境は、可能な限り日常に近い生活を送ることができるように整備することが求められる。

さらに、災害時において避難行動要支援者が適切な避難行動がとれるよう、関係機関と連携の上、避難支援体制の整備を推進していく必要がある。

なお、避難者の中には、平常時においても生活のしづらさを抱える区民が含まれること、そうした区民が災害前の生活に戻るためにはさまざまな支援を必要とすることから、災害ケースマネジメントの考え方を取り入れ、伴走型の支援体制を構築していく必要もある。

第2節 具体的な取組（予防対策）

第1 在宅避難の推進

在宅避難は、災害時でも慣れ親しんだ自宅で安心して生活できるとともに、避難所等への避難者を最小限にとどめることで、避難所の不足や避難所での感染症リスクを軽減することにもつながる。区は、日頃から、区民等に対して、在宅避難の周知啓発に取り組むとともに、各家庭での備蓄やライフライン機能の確保等、対策強化を図る。

1 区民への周知啓発

区は、防災ガイドやリーフレットのほか、ホームページや動画コンテンツ等を活用して、区民に対し、在宅避難の必要性や日頃からの備え等について周知啓発に取り組む。また、区民防災組織やマンション管理組合等に対するアドバイザー派遣事業により、在宅避難に関する訓練に合わせて備蓄品を配付するなど、効果的な啓発を行う。

2 自宅の安全性の確保

災害時においても、自宅で安心して生活することができるよう、区は、建物の不燃化や耐震化を促進するとともに、家具転倒防止器具設置助成により、各家庭の安全性の確保に努める。

3 備蓄の推進

区は、区民に対し、3日間分（推奨1週間分）の食糧や生活必需品等を備蓄するよ

第2編 震災対策／第8章 避難者対策

第2節 具体的な取組（予防対策）

う、啓発活動を行うとともに、ローリングストック法の活用により、無駄なく、常に災害に備えることができるよう周知する。

また、区が実施する各種啓発事業で備蓄品の配付や備蓄資機材等の紹介等を行うほか、防災用品あつせん事業やマンション管理組合等の防災活動に対する助成金等により、各家庭や中高層共同住宅等における備蓄を促進する。

第2 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む。）

1 区

（1）発災時に備えた地域の実情の把握

避難指示等の発令区域やタイミング、避難誘導等の警戒避難態勢をあらかじめ計画する。その際、台風等による河川の氾濫等の水害と土砂災害、火山災害等の同時発生等、複合的な災害が発生することも考慮するよう努める。

また、地域や町会・自治会における避難行動等の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

（2）緊急避難場所及び避難所等の周知

防災ガイドや防災地図等の防災啓発資料の配布や防災訓練、防災講話等により、緊急避難場所、避難所、福祉避難所及び妊産婦・乳児救護所について、広く区民等に周知する。

（3）都等と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施

都及び消防署と連携し、区民防災組織等を中心とした要配慮者対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

（4）避難行動要支援者に関する情報の管理

ア 避難行動要支援者名簿の整備

平常時から、登録希望者を対象とした避難行動要支援者名簿を整備し、災害時に備える。

（ア）関係機関共有方式名簿

区が定めた避難行動要支援者及び一定の条件の下、名簿掲載を希望した者が掲載された名簿

（イ）同意方式名簿

関係機関共有方式名簿に掲載された者のうち、平常時から区民防災組織等に情報提供することに同意した者のみ掲載された名簿

イ 避難行動要支援者名簿の配付

区は、作成した避難行動要支援者名簿のうち、避難支援等関係者へ同意方式名簿を提供する。

なお、災害時にあつては、関係機関共有方式名簿を避難支援等関係者へ提供することができる。

ウ 避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成

災害発生時において、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、避難所等での生活支援を的確に行うため、同意方式名簿の避難行動要支援者一人一人に対して、個別避難計画を作成する。

なお、同意方式名簿に同意していない避難行動要支援者についても、個別避難計画の作成を行うことによる情報収集把握は災害時に有効であることから、今後、作成収集方法や同意方式の情報提供範囲等について検討を進める。

エ 避難支援等関係者となる者

区における避難支援等関係者は、以下の範囲とし、避難行動要支援者の避難支援体制づくりを推進する。

なお、マンションにおいて自発的な防災活動を行う管理組合等も、区民防災組織として位置付けることが有効であることから、今後、避難支援等関係者の範囲についても、検討を進める。

避難支援等関係者の範囲	
<input type="checkbox"/>	区民防災組織（町会・自治会）
<input type="checkbox"/>	民生委員・児童委員
<input type="checkbox"/>	消防署、警察署
<input type="checkbox"/>	文京区社会福祉協議会
<input type="checkbox"/>	福祉サービス提供事業者
<input type="checkbox"/>	区の福祉関係事業受託事業者
<input type="checkbox"/>	安否確認者

オ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

区における避難行動要支援者は、以下の範囲とする。

項目	詳細
要介護者	要介護 3～5
障害者（児）	○身体障害者手帳 上肢1～2級、下肢1～2級、 体幹1～3級、視覚障害1～2級、聴覚2級 ○愛の手帳 1～3度 ○精神障害者保健福祉手帳 1級
難病患者	難病医療費受給者（日常生活全介助者）
いずれかに該当する者 で、名簿掲載を希望する者 （上記で指定された者以外）	○65歳以上の単身世帯 ○65歳以上の高齢者のみ世帯 ○要介護・要支援認定者 ○身体障害者手帳、愛の手帳所持者又は精神障害者 保健福祉手帳所持者 ○難病医療費受給者

その他、区長が必要と
 認めた者

- ※ 社会福祉施設入所者や長期入院患者については、対象者の所在が明らかであり災害発生後についても、当該施設内にて対応を図ることから、対象範囲から除く。
- ※ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲については、平常時に支援等を担う関係者等の意見や災害が発生した場合の避難行動の状況等を参考にしながら、継続的に見直していく。

カ 名簿作成に必要な個人情報及びその収集方法

名簿に掲載される個人情報は、下表のとおり収集する。

個人情報の項目	収集方法
<ul style="list-style-type: none"> ○氏名 ○生年月日 ○性別 ○住所又は居所 ○住所地の避難所 ○避難支援等を必要とする理由 ○町会・自治会名 ○民生・児童委員名 	区で管理している情報を集約する。
<ul style="list-style-type: none"> ○本人連絡先 ○情報提供についての同意の有無及び個別計画の有無 ○本人の日常生活動作等の支援に必要なとなる情報 ○利用している福祉サービス提供事業者 ○安否確認者の連絡先 	区から名簿掲載対象者等に対して送付する「避難行動要支援者情報の外部提供同意書」に、対象者本人（又はその家族等）が記入した情報を利用する。

- ※ 名簿作成に必要な個人情報及びその収集方法については、平常時に支援等を担う関係者等の意見や災害が発生した場合の避難行動の状況等を参考にしながら、継続的に見直していく。

キ 名簿の管理及び更新に関する事項

(ア) 区が保有する名簿の管理と更新

○管理

区は、災害発生時の状況を考慮し、紙媒体と電子データで名簿を管理する。紙媒体の管理は、施錠のできる書庫等で管理し、電子データの管理は、あらかじめ所属長が指定した職員のみが、データの管理、更新等を行い、パスワード等により厳正な管理を行う。

なお、電子データは災害情報システムにおいて管理し、避難所別、町会・自治会別、民生委員・児童委員の地区別、避難行動要支援者の住所地別に検索できるようにし、災害時のバックアップ体制を確保する。

○更新

区は、名簿情報の更新を年1回行う。

更新の際には、情報提供の同意を得られなかった者に対して、継続的に同意の意思確認を行い、地域における避難体制の確立に努める。

また、避難行動要支援者の転居や死亡、病院への長期入院や社会福祉施設への長期入所等が確認された場合は、名簿から削除する。

（イ）避難支援等関係者が保有する名簿の管理と更新

○管理

避難支援等関係者は、紙媒体で名簿を管理する。

名簿は厳正に管理を行い、名簿の複製及び複写は認めない。また、提供先が団体である場合は、取り扱う者をあらかじめ限定する。

○更新

区は、名簿情報の更新（年1回）に併せて、避難支援等関係者へ名簿を提供し、古い名簿を回収する。また、区は、避難支援等関係者が名簿の適正管理及び個人情報保護を徹底できるよう、個人情報保護対策を講じる。

ク 個人情報の取り扱いについて

名簿及び個別計画は、避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報が含まれる。

よって、名簿及び個別計画の提供を受ける避難支援等関係者についても、その取扱いに注意を要するため、区では以下の個人情報保護対策を講じる。

（ア）受領書の徴収

名簿及び個別計画の提供を受けた避難支援等関係者は、受領書兼誓約書を提出し、個人情報の適正管理を行う。

遵守事項
○秘密の保持を厳守すること。 ○名簿及び個別計画の紛失等がないよう適正に管理すること。 ○個人情報を目的以外に使用しないこと。 ○第三者へ情報提供しないこと。 ○災害時の情報提供については、救助活動に必要な範囲内で提供すること。 ○同意方式名簿及び個別計画を複製し、及び複写しないこと。 ○上記に反する事態が生じたとき、速やかに区へ報告すること。 ○同意方式名簿に登録された者から、登録内容の変更等の届出を受けたときは、速やかに区へ通知すること。

（イ）説明会の実施

名簿及び個別計画を提供した避難支援等関係者について、個人情報の取扱いに関する説明会を必要に応じて実施する。

（ウ）避難行動要支援者名簿及び個別計画の取扱措置

○提供の形態

名簿及び個別計画は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するなど、提供、共有の範囲は必要最小限度とし、一地区の避難支援等関係者に対して区内全体の名簿及び個別計画を提供することはしない。

○守秘義務

災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人にも守秘義務が課されていることを十分に説明する。

○名簿及び個別計画の管理

施錠可能な場所等への保管を指導し、提供先が団体である場合は、その団体内部で取り扱う者を限定する。また、名簿及び個別計画の複製及び複写は禁止する。

ケ 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時において、避難支援等関係者（安否確認者等）については、まず自分自身と自身の家族の安全確保が最優先となる。

避難行動要支援者と避難支援等関係者（安否確認者等）の間で、個別計画を作る際に、双方が安全確保についてのルールを理解し、災害発生時の状況によっては、直ちに支援に來られない場合もあることを、互いに理解していることが必要である。

コ 安否確認や介護等の体制整備

安否確認を的確に実施するため、避難支援等関係者と連携・協力し、具体的な実施体制を構築するとともに安否情報の集約方法を明確化する。また、集約した情報について、適切に共有化を図り、支援に反映させていく。

聴覚障害や視覚障害等、障害福祉団体等に対して、災害時における会員同士の安否確認方法等を平常時から、組織的に検討するよう要請する。

サ 避難行動要支援者訓練の実施

区は、避難支援関係者等が連携して、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認訓練等を実施し、安否確認態勢の検証及び改善を図るとともに、地域防災行動力の向上に努める。

シ デジタル技術の活用

区は、被災者支援業務の迅速化や効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新にデジタル技術を活用する。

ス 防災スマートフォンの貸与

災害時における避難行動要支援者への情報伝達手段として、貸与希望者に対し、防災スマートフォンの貸与を実施しており、引き続き、貸与希望者に対し、

防災スマートフォンの貸与を継続していく。

セ 避難行動要支援者避難支援プランの整備

区は、文京区避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）を作成しており、避難行動要支援者対策に関する様々な課題について検討を行うとともに、必要に応じて、プランの見直しを行う。

（5）障害特性に応じた避難支援体制の整備

避難行動要支援者名簿や個別避難計画の活用にあたり、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にし、迅速かつ円滑な避難誘導体制の整備を推進する。

（6）福祉避難所への避難体制の構築

避難所での生活が困難な要配慮者を福祉避難所に搬送する際の優先度を判定するため、スクリーニング（優先度判定）の基準、搬送の方法、役割分担等の避難体制の整備を図る。

また、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、要配慮者の避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう体制を整備する。

（7）福祉施設と地域との協力体制の整備

社会福祉施設等入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけではなく、周辺地域の協力が不可欠である。このため、特別養護老人ホーム等の福祉施設において、地元町会・自治会との災害応援協力協定の締結を推進し、災害が発生した場合の協力体制の整備を図る。

2 消防署

区、町会・自治会、民生委員・児童委員等と協働して、要配慮者等に対する防火防災訓練を実施するなど、要配慮者等を地域で助け合う地域協力体制づくりを推進することにより、地域の防災行動力の向上に努める。

区が整備する救急直接通報等を活用し、対象者の情報収集及び安全確保を図る。

社会福祉施設等の被災に備え、区民防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

社会福祉施設と事業所、町会・自治会等との間及び社会福祉施設相互間で災害時応援協定を締結するよう、その促進を図る。

「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断及び住まいの防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。

第3 避難所等の指定及び安全化

1 避難所の指定等

避難所とは、震災等による大規模な災害が発生した際に、家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた人又は被害のおそれのある人のうち、避難した区民等を災害の危険性が無

くなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった区民等を一時的に滞在させるための施設をいう。

（1）避難所の指定

ア 避難所の指定基準

区は、原則として、町会・自治会を単位とした避難所を設置する。
耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公共施設等）を指定する。

イ 避難所の収容基準

避難所の収容基準は、文京区避難所運営ガイドライン（新型コロナウイルス感染症対策編）に基づき、避難所が過密にならないよう努める。なお、居室面積の参考としては、おおむね 3.3 m²当たり 2 人を目安とする。

ウ 避難所ごとの町会・自治会割当

区は、避難所毎に収容する町会・自治会を定め、災害時の混乱を防止する。

エ 二次的な避難所の指定

区は、地域活動センター、地域アカデミー、交流館及び区民会館等を二次的な避難所として指定している。

オ 二次的な避難所等に関する新たな協定締結の推進

区は、二次的な避難所等の確保を図るため、区内の私立中学校・高校やホテル等との協定締結を推進する。

（2）避難所の整備

ア 避難所機能の向上

区は、避難所となる区立小・中学校等において、以下の対策を講じ、避難所機能の向上を図る。

- 非常用電源の整備
- 体育館等への空調（冷房）設備の整備
- 出入口のバリアフリー整備
- トイレの洋式化や、車椅子利用者対応トイレの設置、育児・介助者同伴等、性別にかかわらず利用できるトイレ、マンホールトイレの整備
- 停電時や夜間における避難所の視認性を高める避難所誘導ソーラー灯の設置
- 体育館の非構造部材（天井・照明等）の耐震性能の点検・調査・改修

イ 避難所運営協議会の設置・支援

区は、震災時における避難所の円滑な運営を進めるため、文京区避難所運営協議会設置要綱（19文総防第14号平成19年4月2日区長決定）に基づき、避難所ごとに避難所運営協議会を設置し、災害時における様々な状況を想定しながら、事前に避難所を開設・運営するために必要なルール等を検討するとともに、避難所

開設・運営に係る訓練経費等を助成するなどの支援により、地域防災力の向上を図る。

ウ 避難所運営における女性等の参画推進

区は、女性等のニーズに配慮した避難所運営を行うため、避難所運営協議会に女性等の役員の参加を促すなど、意思決定の場への女性等の参画を推進し、男女双方の視点や子ども、LGBTQ等当事者に配慮した運営を行う。

エ 性自認および性的指向に関する対応方針を踏まえた対策

区は、避難所運営協議会等に対して「性自認および性的指向に関する対応方針」の周知啓発を図り、避難所運営に携わる全ての人が、性自認及び性的指向を正しく理解することで、誰もが安心して避難所生活を送れるよう努める。また、当事者の意向にも配慮し、必要に応じてプライバシー確保の対応や必要物資の備蓄等を行う。

オ 要配慮者の支援体制の整備

区は、平常時から、社会福祉協議会と協力して、区内の福祉関係ボランティアグループと連携した災害時における福祉活動について、検討を行う。

平常時から福祉ボランティア（手話通訳者、介護ヘルパー、点訳・要約筆記者、ガイドヘルパー等）を確保するため、社会福祉協議会と協力して、区民、学生等への呼び掛けを推進する。

また、区内の福祉関係団体等と福祉職員のボランティア派遣に関する協定を締結するなど、避難所における要配慮者の支援体制を整備する。

カ 医療依存度の高い在宅療養者への支援

区は、自宅外への避難が困難な在宅療養者（在宅人工呼吸器使用者）の非常用電源として、各避難所における発電機等を、予備電源確保のための充電ステーションとしても利用できるよう支援体制を整える。

キ 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認

消防署は、指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について、確認し、必要に応じて指導を行う。

ク 二次的な避難所の運営方法の検討

区は、二次的な避難所の開設時に行う安全点検の方法や避難所への移送手段、支援物資の搬送等の検討を進めていく。指定管理者により管理運営する施設を使用する場合には、指定管理者に依頼する業務をあらかじめ協議の上、業務内容について検討を図っていく。

ケ 感染症対策資器材の備蓄

区は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄する。

コ 避難所運営管理マニュアルの作成

区は、避難所運営が混乱なく円滑に行われるよう、避難所の運営方法等を定めた文京区避難所運営ガイドラインを作成しており、各避難所の避難所運営協議会は、文京区避難所運営ガイドラインに基づき、避難所ごとの特性を踏まえた避難所運営管理マニュアルを作成する。

サ 開設キットの見直し

区は、災害発生直後から、参集した誰もが躊躇なく迅速に施設の開設を図るため、開設キットを導入しており、訓練等を通じて、必要に応じて、キットの内容の見直しを行う。

シ 個別マニュアルの作成

区は、避難所運営に関する仮設トイレの設置体制・維持管理方法などの個別業務のマニュアルを作成する。

2 緊急避難場所の指定等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所をいう。

（1）緊急避難場所の指定

東京都震災対策条例に基づき、大地震火災時の市街地大火から区民の生命を守るため、あらかじめ安全な場所を避難場所として都が指定している。区は、都が指定する避難場所を、地震に伴う大規模な火災時における区の緊急避難場所として指定する。

（2）緊急避難場所等の整備

ア 緊急避難場所の地区割当て

区内には7か所の緊急避難場所を指定しており、緊急避難場所ごとに避難する町会・自治会を割り当てている。ただし、地域の実情や災害の状況に応じて、安全な緊急避難場所に避難するものとする。

イ 仮設トイレ等の確保等

区は、仮設トイレ等の確保や組立式トイレ等の備蓄やマンホールトイレの整備等により、トイレ機能の確保に努める。

ウ 緊急避難場所等の水利整備

消防署は、緊急避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水利整備基準に基づき、区と連携し、当該地域に防火水槽等を整備する。

3 福祉避難所の指定等

震災等による大規模な災害が発生した際に、家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた人又は被害のおそれのある人のうち、区立小中学校等に設置される避難所での生活に支障が生ずるなど、特別な配慮を必要とする避難者を対象に開設する避難所をいう。

(1) 福祉避難所の指定

ア 福祉避難所の指定基準

区は、原則として、耐震・耐火・鉄筋構造を備え、バリアフリー化された建物等を福祉避難所として指定する。

イ 福祉避難所の収容基準

2人（うち1人は介助者）当たり3.3 m²以上とし、避難所が過密にならないよう努めるものとする。

ウ 福祉避難所における受入対象者の公示

区は、福祉避難所に受入れを想定していない避難者の避難を抑止するため、必要に応じて、福祉避難所における受入対象者を特定して公示する。

エ 新たな協定の締結

区は、特別養護老人ホームをはじめとした福祉施設について、避難所で生活することが困難な要配慮者が避難することができるよう、運営事業者と協定を締結し、福祉避難所として活用するとともに、必要な物資・器材等を整備する。

また、避難生活が長期化する場合を想定し、要配慮者等が避難する避難施設として旅館やホテル等との協定締結を進める。

(2) 福祉避難所の整備

ア 情報連絡体制の確立

区は、相互協力協定を締結した施設との災害時における情報連絡体制を図るため、地域系防災行政無線、戸別受信機及び衛星携帯電話を設置する。

イ 物資の備蓄

区は、協定を締結した施設へ、福祉避難所の運営に必要な物資を備蓄し、適正に管理及び更新を行う。

ウ 福祉用物資専用の備蓄倉庫の設置

区は、今後新たに福祉施設が建設される場合、福祉避難所として指定することを前提に運営事業者と協議し、施設内に福祉用物資専用の備蓄倉庫を設置する。

エ 開設キットの見直し

区は、災害発生直後から、参集した誰もが躊躇なく迅速に施設の開設を図るため、福祉避難所の開設キットを導入しており、訓練等を実施する中で、必要に応じて、キットの内容の見直しを行う。

オ 福祉避難所設置・運営マニュアルの整備

区は、福祉避難所設置・運営マニュアルを作成しており、災害時要配慮者対策・福祉避難所検討会において、福祉避難所に関する様々な課題について検討を行うとともに、必要に応じて、マニュアルの見直しを行う。

カ 福祉避難所開設運営訓練等の実施

区は、福祉避難所設置・運営マニュアルの実効性の確認と職員の対応力向上を目的とした福祉避難所開設運営訓練や検討会を実施する。

4 妊産婦・乳児救護所の指定等

震災等による大規模な災害が発生した際に、家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた人、又は、被害のおそれのある人のうち、妊婦、乳児（0歳児）及びその母親等を一時的に受け入れ、避難生活の支援等を行う施設をいう。

（1）妊産婦・乳児救護所の指定

ア 妊産婦・乳児救護所の指定基準

区は、原則として、耐震・耐火・鉄筋構造を備え、バリアフリー化された建物等を妊産婦・乳児救護所として指定する。

イ 救護所の収容基準

2人当たり3.3㎡以上とし、救護所が過密にならないよう努めるものとする。

ウ 協定の締結

区は、災害時に妊産婦や乳児等を持つ保護者が安心して避難生活を送れるように、区内の大学等との協定を締結している。

エ その他支援団体との協定

区は、母乳支援団体等との協定等支援団体との協定を締結している。

（2）妊産婦・乳児救護所の整備

ア 情報連絡体制の確立

区は、妊産婦・乳児救護所の情報連絡体制の確立を図るため、地域系防災行政無線、戸別受信機及び衛星携帯電話を設置する。

なお、情報発信手段として、平常時に妊産婦あてに送っているメールマガジンを活用して、災害時には可能な限り、災害情報や妊産婦・乳児救護所に係る情報提供を行う。

イ 物資の備蓄

区は、協定を締結した大学等に妊産婦・乳児救護所の運営に必要なお産セットやその他妊産婦・乳児に特に必要な物資（例えばアレルギー対応ミルク等）・資材

等の備蓄を行う。

ウ 開設キットの見直し

区は、災害発生直後から、参集した誰もが躊躇なく迅速に施設の開設を図るため、妊産婦・乳児救護所の開設キットを導入しており、訓練等を実施する中で、必要に応じて、キットの内容の見直しを行う。

エ 妊産婦・乳児救護所運営マニュアルの整備

区は、協定を締結した大学等の関係機関と連携し、妊産婦・乳児救護所運営マニュアルを作成しており、訓練等を通じて、適宜マニュアルの見直しを行う。

オ 妊産婦・乳児救護所開設運営訓練等の実施

区は、協定を締結した大学等との連絡協議会や合同訓練を定期的の実施し、各施設の特性に合わせて、円滑な妊産婦・乳児救護所の開設運営体制を整備する。

5 ICT 技術を活用した効率化

区は、避難所等における受付の電子化等、災害時における業務の効率化に向け、ICT技術等の活用を検討する。

6 避難所等での支援体制の構築

区は、避難所等で発生する各種トラブル（事件・事故等）や、避難者の健康等の各種相談業務に対応するため、平常時から警察や協定締結団体（文京法曹会や東京都行政書士会文京支部等）等と連携し、避難者等への支援体制を構築する。

7 専門家等との情報交換等

区は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との情報交換や避難生活支援に関する知見の把握に努めるとともに、各地域における避難所運営のノウハウを有する人材の確保及び育成を図る。

第4 車中泊発生抑制に向けた周知啓発

区は、車中泊を抑制するため、区ホームページやSNS等を活用し、区民に対して次の事項を周知啓発する。

主な啓発事項
○東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
○大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
○緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること。
○都内の大規模な公園等は、発災時の用途が定められていること
○過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在し得ること。

第5 動物愛護

1 愛護動物の同行避難の体制整備

区は、都、都獣医師会等と連携し、愛護動物の同行避難の体制づくりを推進するとともに、都及び関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する

また、区は、動物の飼養場所確保のために必要なペットサークル等を避難所に備蓄するとともに、避難所の環境に応じて、避難所内又は近接した場所に動物飼育場所を確保する。

区は、避難所の環境に応じて、避難所内又は近接した場所に動物飼育場所を確保する。

さらに、飼い主に対して、避難所へのペットの同行避難について周知するとともに、避難所での生活も想定した日頃からのしつけについて、啓発を行う。

第3節 具体的な取組（応急対策）

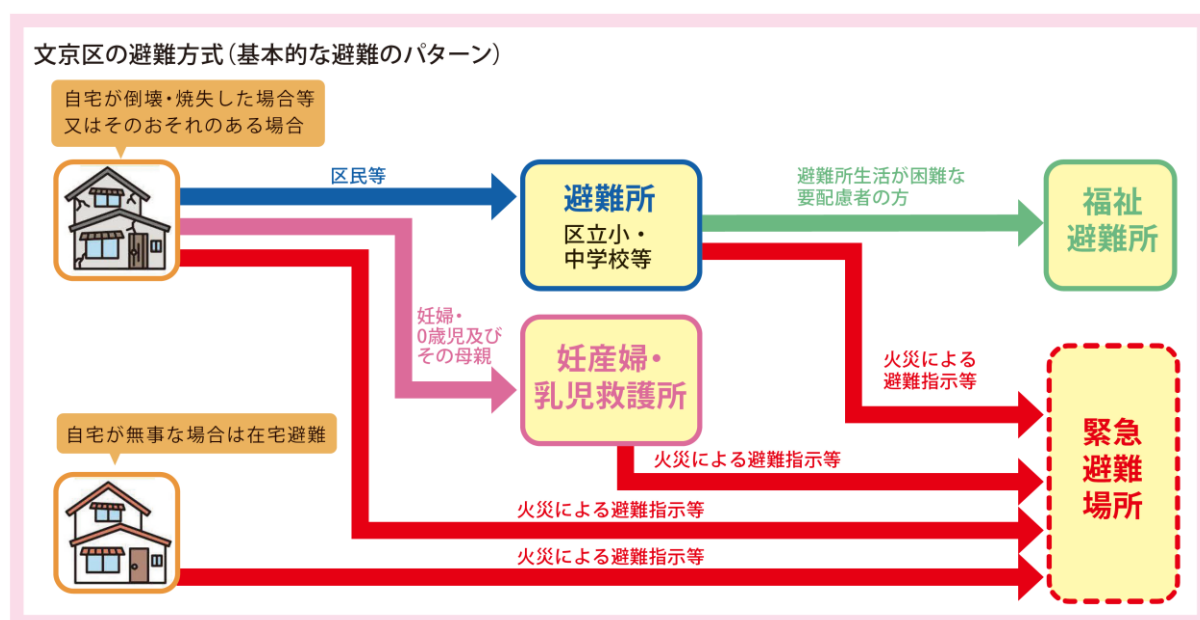
第1 避難指示及び避難誘導

1 避難方式

震災時における避難方式は、区民等の避難行動の実態にあった実効性のある方式にする必要がある。

このため、本区では、自宅が安全な場合は在宅避難を行うことを基本としつつ、地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が高まったときや家屋の倒壊等により、一時的に避難する必要があると認められるときは、原則として、近隣住民、区民防災組織、事業所等の人々と一緒に避難所となる最寄りの区立小・中学校等へ避難する。

また、延焼拡大等により当該避難所が危険になった場合等は、緊急避難場所又は他の避難所へ移動する。



2 避難指示の発令

(1) 避難指示の基準

地震による火災や土砂崩れ等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、これらの危険地域の区民等を速やかに安全な場所へ避難させる。

(2) 避難指示の発令

ア 区

区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、区長は、警察署長及び消防署長と協議の上、避難対象地域、対象者及び避難先を定めて、避難を指示する。この場合、直ちに都本部に報告するものとする。

なお、避難のための立退きを行うことによって、かえって生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するため

の措置を指示する。

イ 警察署

警察署長は、区長が避難の指示をすることができないと認める場合又は区長から避難指示の要請があった場合は、警察官が区民等に避難の指示を行う。この場合、ただちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方法及び避難先等を通知する。

ウ 消防署

消防署長は、人命危険が著しく切迫し、通報する時間的余裕のない場合、区民等に避難の指示を行う。この場合、直ちにその旨を区長に通報するものとする。

(3) 避難指示等の助言要求

区長は、避難指示等に当たり、必要に応じて、国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して、対象地域、判断時期等の助言を求める。

(4) 警戒区域の設定

区長は、区民の生命及び身体を保護するため、必要に応じて、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

3 避難誘導

避難指示等を発令した場合、区、警察署、消防署等は協力して、なるべく地域又は区民防災組織（町会・自治会）単位に集団を形成し、避難所となる区立小・中学校等に誘導するものとする。

(1) 防災関係機関の分担

ア 区

区は、避難者の誘導に協力するほか、避難所への職員の派遣等を行い、避難所運営協議会及び施設管理者と連絡を密にし、避難所運営に支障を来たさないようにする。

イ 指定管理者導入施設

指定管理者により管理される施設については、指定管理者は、東京都帰宅困難者対策条例の規定に基づき、利用者及び施設の安全確認を行った後、利用者等へ避難所等の情報提供を行うとともに、利用者の希望があれば、一定時間当該施設内で滞在できるよう配慮する。

ウ 警察署

避難行動要支援者を優先して避難させる。

避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場での個別広報を行う。

火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民や事業所の責任者等のリーダーとの連絡を通じて、必要な避難措置を講じる。

避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。

現場の警察官は、危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき避難等の措置を採る。

エ 消防署

災害の進展等により、区民等を避難させる必要がある場合は、区へ通報する。

避難指示等が発令された場合は、災害の規模、道路橋梁^{りょう}の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区及び関係機関に通報するとともに、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の活用等により避難指示等の伝達を行う。

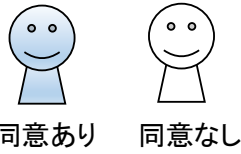
4 避難行動要支援者の避難支援

区は、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿を基に、避難行動要支援者の安否確認に必要な情報を一元管理できる体制の整備を図る。区は、収集した情報を、必要に応じて、警察署及び消防署へ提供し、安否確認、救助・救出活動等を依頼する。

また、区は、収集した福祉サービスの情報を区内福祉サービス提供事業所等に提供し、避難所等での生活ができるように努める。

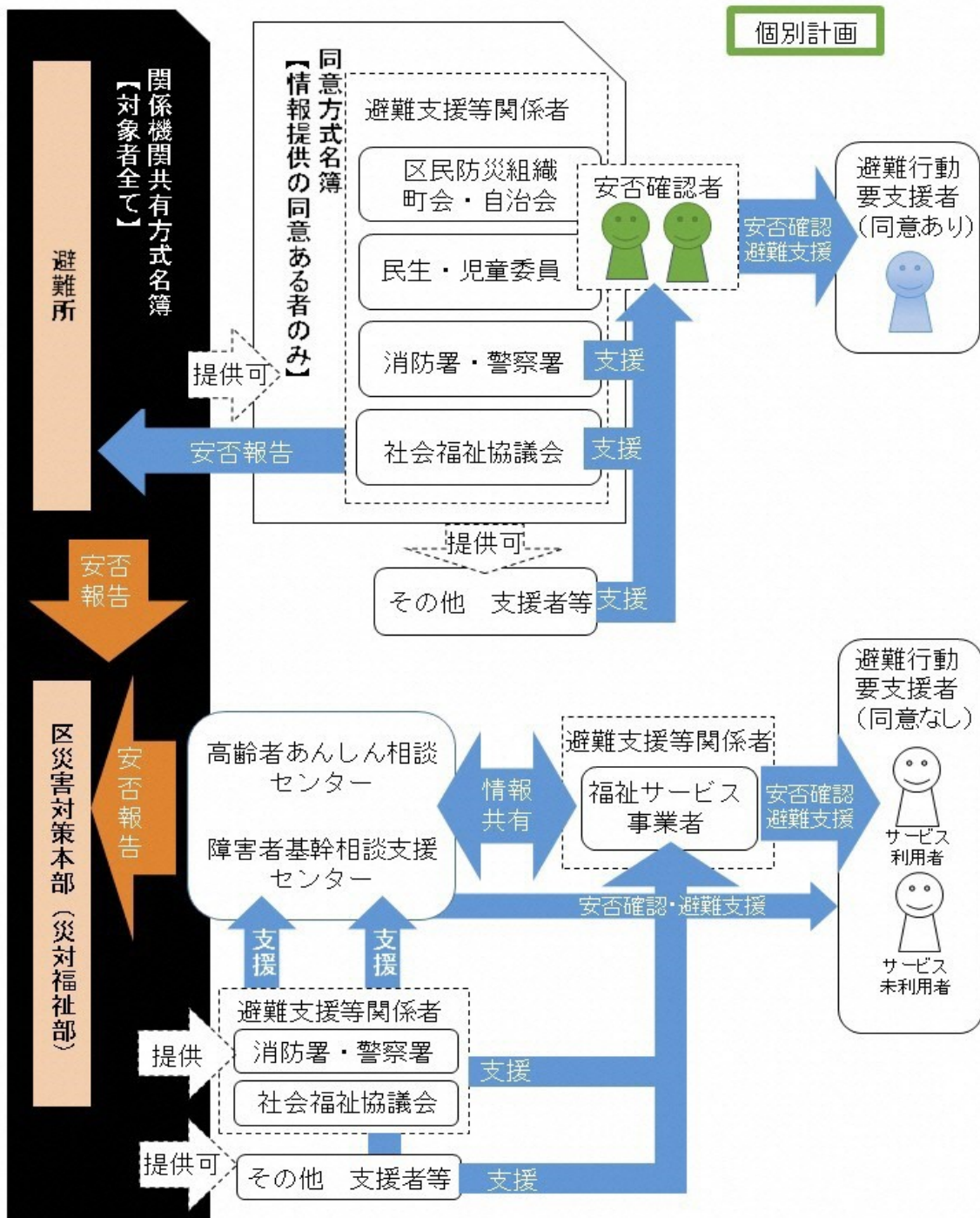
さらに、おおむね65歳以上で身体上慢性疾患があるなど、常時注意を要する状態にある一人暮らしの高齢者等の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムを継続して実施する。

<避難行動要支援者の安否確認から避難までの流れ>



個別避難計画を活用し、安否確認者による安否確認や避難支援、情報伝達等を行う。

また、緊急時においては、同意の有無にかかわらず、必要な限度で名簿情報を支援者へ提供できることとし、安否確認、避難支援を行う。



第2 緊急避難場所の開設及び運営管理

1 緊急避難場所の開設

（1）開設基準

火災の延焼等により、区民等の生命に危険が切迫している場合等に開設する。

（2）開設準備

区は、緊急避難場所の施設管理者等に連絡し、被災状況等を確認した上で、緊急避難場所を開設する必要がある場合、職員を派遣し、緊急避難場所の開設を行う。

2 緊急避難場所の運営

（1）区

警察署、消防署等と協力して、情報収集伝達手段を確保し、適宜情報を提供するとともに、応急救護活動を行う。

緊急避難場所での避難がある程度長期間にわたる場合には、緊急避難場所近接の避難所等から、食料、簡易トイレ等を調達し、避難者に配付する。また、避難者を延焼のおそれのない避難所へ誘導し、食料等の提供を行うものとする。

避難場所の運営で都の協力が必要な場合は、都本部に必要な措置の実施を要請する。

緊急避難場所周辺の被害状況を定期的を確認し、避難者が安全に移動できることが確認できた場合は、近隣の避難所又は避難者の自宅等へ避難誘導を行う。

（2）警察署

避難場所には、可能な限り、所要の警戒員を配置し、防災関係機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集、広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。

第3 避難所の開設及び運営管理

1 感染症流行時の対応

区は、新興感染症等の流行により、感染拡大の防止等を行う必要がある場合は、文京区避難所運営ガイドライン（新型コロナウイルス感染症対策編）を参照し、避難所の開設及び運営を実施する。

なお、新興感染症等の感染拡大防止の具体的な対応については、最新の情報を確認し、適切に対応していくものとする。

2 避難所の開設

（1）震度5弱の対応

避難所の開設の決定は、文京区内に震度5弱の地震が発生したとき、災害対策本部が行う。避難所の開設は、災害対策本部の管理及び責任の下、区職員、学校長及び学校教職員が行う。

避難所の開設決定がされた後、あらかじめ定められた区職員、学校長及び学校教職員は、速やかに避難所を開設し、被災者の受入体制を整える。避難所は、数日間の

範囲内の運営を想定しているため、原則として、区による運営とする。

なお、避難所は、被災者の状況等に応じて、区職員、学校長（施設管理者）及び学校教職員それぞれが、独自に先行して被災者を受け入れることができる。

災害対策本部から避難所閉鎖指示が出された時点で、区民等が避難している場合は、被災状況等を踏まえ、災害対策本部の指示により、地域活動センター等の施設内に一時的な避難所を開設し、当該区民等の支援を行う。

（2）震度5強以上の対応

避難所の開設の決定は、文京区内に震度5強以上の地震が発生したとき、災害対策本部が行う。避難所の開設は、災害対策本部の管理及び責任の下、区職員、学校長及び学校教職員が避難所運営協議会と協働して行う。

避難所の開設決定がされた後、あらかじめ定められた区職員、学校長及び学校教職員は、速やかに避難所を開設し、避難所運営協議会と協働して、被災者の受入体制を整える。

なお、避難所は、被災者の状況等に応じて、区職員、学校長（施設管理者）、学校教職員及び避難所運営協議会それぞれが、独自に先行して被災者を受け入れることができる。

（3）震度5弱以上共通

避難所には、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容する。また、乳幼児・高齢者・障害者等を優先して収容する。

避難所の開設においては、各避難所の備蓄倉庫や主事室に配置している避難所開設キット（平成30年度導入）を活用し、避難所開設を行う。

（4）収容対象者

震災等による大規模な災害が発生した際に、家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた人又は被害のおそれのある人

（5）避難所開設時の留意事項

区及び避難所運営協議会は、備蓄倉庫の位置及び物資の確認、避難者の受入体制（待機場所・避難スペース・仮設トイレ設置場所・ごみ収集場所等）を、あらかじめ協議・検討し、整えておく。

区は、避難所を開設したときは、開設の状況（日時、場所、避難者数、開設予定期間等）を防災関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）により都へ報告する。

避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、区長は、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。

3 二次的な避難所等の開設

避難所が不足する場合、避難所運営協議会及び参集職員からの避難所状況報告を受けた区災害対策本部は、報告被災者数や被災地域等の被災状況、避難収容対象施設の収容力・設備等を総合的に判断し、必要に応じて、地域活動センター、地域アカデミー、交流館及び区民会館等を二次的な避難所として開設する。また、公共施設を二次的な避難所として開設した後に更に被災者を収容する場合には、避難所に関する災害時協定を締結している大学や高校、事業所等に開設を依頼する。

なお、区立幼稚園及び区立児童館は、幼児等の二次的な避難所として、男女平等センターは、女性・子どもの二次的な避難所等として活用する。

二次的な避難所を開設したときは、開設の状況（日時、場所、避難者数、開設予定期間等）を防災関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）により都へ報告する。

4 野外受入施設の開設

避難所が不足する場合、一時的に被災者を受け入れるため、都に必要な資材を要請し、目白台運動公園等の野外受入施設を開設する。

なお、野外の受入施設の開設期間は、応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

野外受入施設を開設したときは、開設の状況（日時、場所、避難者数、開設予定期間等）を防災関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）により都へ報告する。

5 避難所の運営

（1）震度5弱の対応

職員の勤務時間内に震度5弱の地震が発生した場合には、避難所は、災害対策本部の管理及び責任の下、区職員、学校長及び学校教職員が運営する。

夜間、休日その他職員の勤務時間外に震度5弱の地震が発生した場合には、避難所は、臨時災害対策本部編成員及び非常配備態勢により参集した学校長、学校教職員が運営する。

避難所は、数日間の運営を想定しているため、原則として、区（区職員及び学校長）による運営とする。

（2）震度5強以上の対応

職員の勤務時間内に震度5強以上の地震が発生した場合には、災害対策本部の管理及び責任の下、区職員、学校長及び学校教職員は、避難所運営協議会と協働して、避難所を運営する。

夜間休日その他職員の勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合には、臨時災害対策本部編成員、非常配備体制により参集した学校長及び学校教職員は、避難所運営協議会と協働して、避難所を運営する。

避難所を開設した後、区職員、学校長及び避難所運営協議会は、協働して避難所運営本部を設置する。

避難所に多数の避難者が避難し、避難所運営本部だけでは対応が難しい場合、避

難者に対して、積極的に避難所運営に参加協力をしてもらえるように要請を行う。

（3）震度5弱以上共通

ア 避難所運営体制の構築

（ア）地域との連携

区は、文京区避難所運営ガイドラインに基づき、避難所運営協議会と連携し、効果的な活動を展開する。

また、地域全体で避難者を支えるため、専門家、NPO、ボランティア等との避難生活支援に関する知見を避難所運営協議会と共有するとともに、各地域における避難所運営のノウハウを有する人材に対して協力を要請する。

さらに、避難所の子どもからも意見等を聞き取り、可能な限り、避難所の環境整備に反映させていく。

（イ）避難所内の安全対策

避難所における各種トラブル（事件・事故等）の発生を防止するため、照明の増設、避難所内の動線の工夫、女性・男性のトイレや更衣室等の場所をフロアで分ける等ゾーニングの工夫、注意喚起のためのポスターの掲載、各種トラブルの際の相談場所の明示など、避難者の安全に配慮する。

（ウ）避難所内の環境把握及び対処

区は、トイレ清掃等の状況、配食等の状況、ごみの処理状況、手洗い場の状況、暑さ・寒さ対策の必要性等、避難所の環境の把握に努め、必要な措置を実施する。

また、インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難者に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を実施する。

（エ）防火担当責任者の指定

避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。

（オ）炊き出し

区は、原則として、道路障害物除去が本格化する4日目以降は、米飯による炊き出しを実施するため、対応要員、実施場所、炊き出し用食料、使用する資器材、調理器具等を確保する。対応要員については、文京区赤十字婦人奉仕団、区民防災組織、ボランティア、避難者の協力を求め、感染症対策を十分に講じながら実施する。

なお、被災者に対する炊き出しや、その他による食品等の給与の実施が困難な場合は、都福祉局に応援を要請する。

イ 要配慮者への支援

（ア）要配慮者に配慮した環境づくり

避難所運営においては、要配慮者に配慮した運営を推進するために、トイレ使用時の配慮、視覚・聴覚障害者への丁寧な情報伝達、介護を必要とする高齢者や生活支援が必要な障害者の優先的な避難スペースである要配慮者専用スペースの確保等、要配慮者が安心して避難生活を送れる環境づくりを行う。

（イ）妊産婦等への支援

災害時に妊産婦や乳児等をもつ保護者が安心して避難生活を送れるように専用の避難スペースの確保に努めるとともに、避難生活の支援・応急的な食料・支援物資等の配給、復興支援情報の提供、医療、健康相談などを行う。専用スペースでの避難生活が困難な者については、必要に応じて、区内に設置される妊産婦・乳児救護所に誘導や搬送を行う。

（ウ）福祉避難所の活用

介護が必要な要介護認定者や障害者等のうち、避難所の要配慮者専用スペースでの避難生活が困難な者については、必要に応じて、区内に設置される福祉避難所への搬送や近接県等の被災していない社会福祉施設への入所の検討を行う。

（エ）介護サービス等の提供

避難所運営本部は、要配慮者に対して、民生委員・児童委員とともに、文京区避難行動要支援者支援プランに基づく個別避難計画等を基に、介護等必要なサービスの提供など可能な限り配慮に努める。

ウ 女性やLGBTQ等当事者への配慮

（ア）女性等に配慮した環境づくり

避難所運営においては、女性の視点に配慮した避難所運営を推進するために、女性専用の更衣場所、トイレ、洗濯物干場の設置等、女性の視点を積極的に避難所での意思決定の場や運営に取り入れるとともに、女性の声が届きやすい環境づくりを行う。

（イ）性自認等への理解

区は、「性自認および性的指向に関する対応指針」を踏まえ、誰もが安心して避難所生活を送れるように、避難所運営者及び避難者に対してSOGIに対する理解を求めるとともに、プライバシー確保などの対応を行う。

6 避難所の縮小・閉鎖

（1）避難所の縮小

区は、各避難所の避難者数が減少傾向にある場合、避難所医療救護所や各種相談所等の規模を縮小し、他の区有施設等への避難者の移動を検討する。

（2）避難所の閉鎖

区は、避難所等を閉鎖する場合、施設の片付け及び清掃、未使用物資の移送等を実施する。

第4 福祉避難所の開設及び運営管理

1 福祉避難所の開設

（1）開設条件

災害時において、原則、要配慮者は、避難所において支援等を行うが、避難所生活を続けることが困難となった要配慮者に対して、災害対策本部が避難所では十分な支援活動が実施できないと認めた場合に、福祉避難所を開設する。

（2）対象者

- 住家が全壊（焼）、半壊（焼）等（破壊消防による全、半壊等を含む）の被害を受けた者又は被害のおそれのある者のうち、避難所で生活することが著しく困難な高齢者・障害者等とその介助者
- 旅館等の宿泊人、一般家庭の来訪者、通行人等で、自己の住家の被害とは直接関係なく現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者のうち、避難所で生活することが著しく困難な高齢者・障害者等とその介助者

（3）開設準備

区は、福祉避難所の協定を締結している施設に福祉避難所の設置を連絡する。
福祉避難所を開設した場合、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、所定様式により、都福祉局、警察署、消防署等に連絡する。
現地の開設職員は、福祉避難所開設キットの手順書に従って、開設作業を行う。

2 福祉避難所の運営

福祉避難所は、災害対策本部の管理及び責任の下、区職員及び施設管理者が運営する。

運営は、福祉避難所の避難者の介助者やボランティア、地域における企業や住民、施設スタッフや福祉事業者等からの応援スタッフの協力を得ながら行う。

その他運営に関しては、福祉避難所設置・運営マニュアルに基づき、実施する。

3 都への派遣要請

福祉避難所の運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所への派遣を調整する。

第5 妊産婦・乳児救護所の開設及び運営管理

1 妊産婦・乳児救護所の開設

（1）開設条件

妊産婦・乳児救護所の開設の決定は、文京区内に震度5弱以上の地震が発生した

とき、災害対策本部の決定に基づき行うものとする。

（2）対象者

- 住家が全壊（焼）、半壊（焼）等（破壊消防による全、半壊等を含む。）の被害を受けた者、又は被害のおそれのある者で、日常起居する居住の場所を失った者のうち、妊婦、乳児（0才児）及びその母親
- 旅館等の宿泊人、一般家庭の来訪者、通行人等で、自己の住家の被害とは直接関係なく現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者のうち、妊婦、乳児（0才児）及びその母親

（3）開設準備

区は、妊産婦・乳児救護所の関係大学に妊産婦・乳児救護所の開設決定を連絡する。

また、東京都助産師会、東京都助産師会館（八千代助産院）及び順天堂大学医学部附属順天堂医院に対し、助産師や医師等の派遣要請を行う。

現地の開設職員は、妊産婦・乳児救護所開設キットの手順書に従って、開設作業を行う。

区は、妊産婦・乳児救護所を開設したときは、開設の状況（日時、場所、避難者数、開設予定期間等）を防災関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）により都へ報告する。

2 妊産婦・乳児救護所の運営

（1）運営者及び協力者

災害対策本部の管理及び責任の下、区職員、施設管理者、助産師及び主任児童委員等が運営する。また、避難者、ボランティア及び最寄りの町会等の協力を得ながら行う。

助産師の主な役割
○妊産婦・乳児救護所等の巡回又は管理運営
○妊産婦等に対する心身のケア
○助産院又は後方医療施設等への転送の要否及び転送順位の決定
○助産院又は後方医療施設等への転送が困難な妊産婦等に対する措置

（2）その他運営

その他運営に関しては、妊産婦・乳児救護所運営マニュアルに基づき、実施する。

第6 避難所外避難者（車中泊避難者を含む。）

1 車中泊者への対応

（1）車中泊者の発生状況の調査

区は、車中泊が可能と思われる場所を巡回するなど、車中泊者の発生状況について調査し、車中泊者が発生している場合、発生箇所を集約して、定期的な巡回体制

を整備する。

（2）車中泊者発生抑制に向けた周知啓発

区は、発災時の混乱防止に向け、「都における震災時の車中泊に係る基本的考え方」を踏まえ、区民へ積極的な呼び掛けを実施する。

また、車中泊者の健康状態が良好でないと判断した場合、対象者に医療救護活動を実施する。

主な啓発事項
○東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
○大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
○緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること。
○都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること。
○過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在し得ること。
○都内における車中泊が原則として認められていないこと。
○在宅避難又は避難所への避難
○エコノミークラス症候群及び生活不活発発病等の予防

2 避難所外避難者への対応

（1）情報収集

避難所以外の場所で避難している被災者（避難所外避難者）については、避難所受付カードにより、物資の配給要望等、避難所外避難者の状況を把握するとともに、避難所運営部及び災対区民部地域活動センター班が連携し、町会・自治会や民生委員・児童委員、ボランティア等と協力して、地域における避難所外避難者の情報を収集する。

なお、在宅避難を推進する一方、災害時において、災害対応に当たるヒューマンパワーに限りがある中、今後の在宅避難を含む避難所外避難者の情報収集や支援のあり方については、ICTの活用も含め、より実効性の高い仕組みを構築する。

（2）健康指導等の実施と食料、飲料水等の提供

区は、収集した情報を基に、関係機関と連携を図りながら、感染症、エコノミークラス症候群、生活不活発発病等の予防に重点を置き、必要に応じて、被災者の健康チェックを行うとともに、健康体操等のチラシ等を配付することで、健康への注意喚起を行う。

また、食料や飲料水等については、原則として、各避難所において提供する。

第7 動物愛護

1 被災地域における動物の保護

区は、都や東京都獣医師会文京支部等の関係団体、動物愛護ボランティア等と協力

し、飼い主の分からない負傷した動物を保護し、動物保護施設に搬送する。

2 避難所における動物の適正な飼養

(1) 動物飼養場所の確保

区は、避難所の環境に応じて、避難所内又は近接した場所に動物飼育場所を確保する。

(2) 都と連携した適正飼養

区は、都と協力して、飼い主とともに避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼養を指導する。

- 避難所におけるペット受入れ等についてのルールの策定（飼養場所等の確保等）及びその啓発、適正飼養の指導
- 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、都・関係団体への情報提供、獣医師の派遣等
- 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- 他区市への連絡調整及び要請

第8 被災者の移送、受入

1 他地区への被災者の移送

区長は、避難所に被災者を受け入れることが困難と判断したときは、被災者を「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、支援区に移送を要請する。特別区間で対応ができない場合は、その他の地区への移送について、都知事（都福祉局）に移送を要請する。

各避難所から、被災者の他の地区への移送の要請があった場合、区長は、職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の地区に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させることを原則とする。

2 他地区からの被災者の受入

特別区又は都から被災者の受入れを要請された場合、区長は直ちに避難所を開設し、受入体制を整備する。また、移送された被災者の避難所の運営は、原則として、移送元の自治体が行い、被災者を受入れた区は運営に協力するものとする。

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第1節 現状及び課題

災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料、水、生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給することが重要である。また、過去の災害では、地域内輸送拠点で受け入れた支援物資の非効率な荷さばきや仕分け作業、ノウハウの欠如等から避難所に支援物資が配送されない事態が度々発生している。

これらを踏まえ、物資の備蓄や調達手段の確保、地域内輸送拠点の開設・運営体制の整備等の各種対策を推進していく必要がある。

第2節 具体的な取組（予防対策）

第1 食料、水、生活必需品等の確保

1 食料、飲料水、生活必需品の備蓄

区は、災害時に避難所等の避難者に物資を提供できるよう、都と連携し、発災後3日間の物資の確保に努める。

(1) 食料の備蓄

区は、都と連携し、被害想定における避難者数の1日3食分（主食及び副食）を最低基準として、拠点となる備蓄倉庫及び避難所等に分散して、食料を備蓄している。被災乳幼児（2歳未満）用の調製粉乳等については、区と都が協力しておおむね7日分を確保する。

また、避難所生活が長期化すると、避難所での配布食料では食物アレルギーのある乳幼児等に対し、健康への重大な影響が発生するため、食物アレルギー対応食品の備蓄又は確保に努める。

さらに、区施設利用者、職員、区立小・中学校等に残留した児童・生徒等の帰宅困難者に対する備蓄物資を整備する。

(2) 飲料水の備蓄及び管理

区は、拠点となる備蓄倉庫を中心に飲料水を備蓄している。

(3) 生活必需品の備蓄

区は、拠点となる備蓄倉庫及び避難所となる区立小・中学校等に生活必需品を分散して備蓄している。

(4) 食料等の点検整備

区は、食料等の品質及び良好な保管体制を確保するため、点検整備を行うとともに、食品等の入替えの時期や方法の検討を行い、数量の平準化を図る。

また、あらかじめ品目や数量を電子データ化し、備蓄の適正管理に努めるものとする。

（5）食料等備蓄物資の充実

ア 地域活動センター

区は、災害時の一時的な避難所として、地域活動センターにおいて食料等備蓄の充実を図る。

イ 区立福祉施設

区は、通所施設の利用者が、災害時に交通機関や道路状況の混乱によって、家族の引取りが遅れる場合等を想定し、家族が迎えに来るまでの間の食料等を備蓄する。

また、文京福祉センター江戸川橋及び湯島においては、区内の高齢者の外、区民が多数、利用する施設であるため、災害時に安全が確保されるまでの間、地域福祉振興施設の利用者が施設にとどまることを想定し、残留者に対する食料等を備蓄する。

ウ その他民間福祉施設

入所施設においては、災害時は物資の調達が困難となることが想定されるため、物資の調達が可能となるまでの間の食料等を備蓄するように促す。

通所施設においては、災害時に区立福祉施設と同様に安全が確保されるまでの間、施設にとどまることも想定されるため、食料等の備蓄をするように促す。

（6）事業者等との協定の締結

区は、食料等の不足に備え、事業者、団体等と協定を締結し、多様な調達ルートの確保に努める。

2 飲料水及び生活水の確保

（1）都水道局

ア 災害時給水ステーション（給水拠点）の整備

都は、震災時の飲料水等を確保するため、災害時給水ステーション（給水拠点）となる施設（浄水場、給水所、応急給水槽等）を確保している。電気設備や自家用発電設備などの老朽化に対応して計画的な更新を図る。また、浄水場（所）、給水所等に仮設給水栓など応急給水用資器材の計画的な更新を図り、資器材の整備を推進するとともに、これら資器材を収納する倉庫を整備する。

イ 活動環境の整備

区や区民防災組織等が、都水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、浄水場（所）・給水所の災害時給水ステーション（給水拠点）において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、常設給水栓、照明設備等の整備を行う。

災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水を補完するため、消火栓等からの応急給水について、応急給水用資器材の貸与及び訓練を実施する。

（2）区

ア 区設貯水槽の整備

生活用水を確保するため、区内の公園及び児童遊園内に容量 40 m³の貯水槽 31 か所、20 m³の貯水槽 1 か所を整備しており、定期的に清掃等を実施している。

イ 防災協定井戸の拡充及び適正管理

生活用水を確保するため、協定未締結の手動式及び電動式ポンプ井戸の所有者の承諾を得て、防災協定井戸の拡大を図るとともに、災害時に有効活用が図れるよう、ポンプの設置や交換に必要な費用を助成している。

ウ 受水槽への給水用蛇口の設置

給水が容易に行えるよう、避難所となる区立小・中学校等の受水槽に給水用の蛇口を設置している。

エ 給水活動に使用する給水器材の整備

各避難所の備蓄倉庫に備蓄しているろ過機の維持・管理に努めるとともに、給水タンク、給水袋、ポリバケツに加え、拠点備蓄倉庫に配備するエンジン式浄水機の有効活用を図る。さらに、各避難所に飲料水を給水するために、各避難所等に備蓄している車載用給水槽及び応急給水栓を活用するなど、多様な給水手段を確保する。

オ 区民への周知

消火栓等からの応急給水、仮設給水器材の整備等多様な応急給水への取組を積極的に周知する。

カ 事業者等との協定の締結

区は、飲料水の不足に備え、事業者、団体等と協定を締結し、多様な調達ルート確保に努める。

第2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

1 備蓄倉庫の充実・整備

区は、災害時における備蓄の充実を図るため、平成28年4月には区民センターに、平成30年10月には丸山町遊び場に新たな備蓄倉庫を設置した。今後、施設の再整備等の機会を捉え、必要に応じて新たな備蓄倉庫の設置や拡充を図る。

2 福祉用物資の備蓄

区は、文京総合福祉センター施設内に福祉用物資専用の備蓄倉庫を設置している。これまでに整備を行った福祉施設に加え、区内の福祉施設に対して福祉避難所の指定及び備蓄倉庫の設置について協議を行う。

また、今後新たに特別養護老人ホーム等の福祉施設が建築される際は、福祉避難所

として指定されることを前提に運営法人と協議し、施設内に福祉用物資専用の備蓄倉庫を設置する。

3 地域内輸送拠点の整備

区は、国や都から搬入される緊急支援物資の管理を適切に行うため、あらかじめ地域内輸送拠点のレイアウトを決定しておく。また、緊急支援物資の搬入・搬出に当たっては、東京都トラック協会文京支部の支援により、物流コーディネーターの派遣を受け、避難所への支援物資を円滑に配送する態勢を構築する。

区では、文京シビックセンター、文京スポーツセンター及び文京総合体育館を地域内輸送拠点の候補施設として指定している。

4 備蓄物資の登録

区は、国が整備した物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資の登録に努める。

第3 輸送体制の整備

1 緊急通行車両の交付状況の確認

区は、区所有車両における緊急通行車両等事前届出済証の届出状況を把握し、届け出していない車両については、事前に交付を受けることで、災害時に使用可能な車両を確保する。

2 物資輸送団体との連携強化

区は、東京都トラック協会文京支部及び赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部と地域内輸送拠点の開設及び運営に関する実践的な訓練等を実施することにより、災害時における円滑な物資輸送体制の整備を図る。

第3節 具体的な取組（応急対策）

第1 食料、生活必需品等の供給

1 備蓄物資の供給

区は、拠点となる備蓄倉庫及び避難所となる区立小・中学校等に分散して備蓄している食料、水及び生活必需品を被災者に供給する。

2 食料等の配布基準

配布基準は、原則として、災害救助法施行細則（昭和38年10月東京都規則第136号）に定めるところによる。

事情によりこの基準によりがたい場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様、別途、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得る。ただし、緊急を要する場合は、被災者への配布を優先して実施し、事後に報告する。

備蓄品目の例示
○1食分をアルファ化米、2食分をリゾットとクラッカー
○おかゆは、乳幼児、高齢者、病弱者用とする。
○乳児粉ミルクは、乳児1人1日150gとする。
○水のペットボトルは、乳児粉ミルク用（1.5ℓ）、飲料水用（500ml）とする。

3 配布方法

（1）食料の配布

区は、原則として、避難所において食品を配布する。

食品を必要とする避難所以外の場所（自宅等）で生活している被災者等についても、避難所において配布する。

避難所において、食料の配布を一時に多数に行うことは困難と思われるため、要配慮者等を優先し、避難所運営本部が公平かつ円滑に実施する。

災害時において、栄養に配慮した食品を可能な限り提供できるよう支援するため、「災害時における栄養・食生活支援活動マニュアル」（平成24年3月特別区栄養指導業務連絡会作成）を活用する。

（2）生活必需品の配布

区は、次の事項を事前に定めた配布計画に基づいて生活必需品を配布する。

○配布対象者

○配布方法

○配布に際しての民間協力

○配布場所

○関係書類（給与簿・交付申請書・交付通知書・受領書）

4 都備蓄物資の放出要請

区は、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

第2 飲料水の供給

1 情報の収集

区及び都水道局は、相互に協力して、地震災害に伴う災害時給水ステーション（給水拠点）等の被害や断水地域等の把握に努める。

また、給水状況や区民等の避難状況等の必要な情報を把握し、応急給水の実施に関わる計画を定め、給水態勢を確立する。

2 都及び区の給水体制

本郷給水所における給水については、都が、応急給水に必要な資機材等を設置し、区が区民等への応急給水を行う。

※敷地の一部を柵で区切った浄水場（所）・給水所では、応急給水エリアの鍵を都の到着を待たずに区が解錠し、あらかじめ設置された蛇口等から区が給水を行う。

教育の森公園内の応急給水槽における給水については、「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」に基づき、都が災害時給水ステーション（給水拠点）の維持管理を行い、区が応急給水に必要な資器材の設営及び被災者への応急給水活動を行う。

車両輸送を必要とする医療施設及び福祉施設への応急給水では、給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両、雇上車両等によって都が輸送する。

区設貯水槽等からの給水は、区が行う。

給水態勢は、本郷給水所及び教育の森公園内応急給水槽での給水活動及び車両による給水班のほか交替要員を含めて、給水活動の拡充を図る。また、各避難所に飲料水を給水するために、各避難所等に備蓄している車載用給水槽等の活用を検証し、給水方法の整備を行う。

給水に当たっては、他自治体の応援職員、区民防災組織、ボランティア等の協力を得ていく。

3 給水基準

被災初期の段階で目標とする応急給水量は、1人1日当たり3ℓとするが、給水状況や復旧状況、区民等の被災状況等を勘案しながら、段階的に増やしていくものとする。

4 給水活動

（1）災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水

給水場所は原則として、区内の災害時給水ステーション（給水拠点）である本郷給水所、教育の森公園内応急給水槽、避難所となる学校とする。被災状況等により、区内の災害時給水ステーション（給水拠点）での給水が困難な場合は、関係区と調整の上、新宿区立鶴巻南公園（応急給水槽）、東京都立上野恩賜公園（応急給水槽）等の給水拠点を活用する。

（2）受水槽等での応急給水

備蓄倉庫にある給水袋等を活用し、避難所の受水槽等から応急給水を実施する。

また、避難所周辺の水道が断水していない場合は、給水用スタンドパイプ、給水栓等の仮設給水資器材を路上の消火栓等に接続し、避難所又は避難所周辺で応急給水を実施する。

（3）車両輸送による応急給水

給水拠点からの距離がおおむね2km以上離れている避難場所等で応急給水が必要な場合は、都水道局に応急給水を要請する。

（4）その他公園や公共施設等での応急給水

被災状況等により、きめ細かな給水場所の配置が必要な場合は、応援体制等給水体制の整備状況を勘案して、公園や公共施設等を給水場所とすることを検討する。

（5）生活用水の確保

区設貯水槽、防災協定井戸及び公立学校に設置されている井戸等は、飲料に適さないため、原則として、生活用水として活用する。

5 広報活動

震災発生時は、区と都水道局が連携し、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等の広報活動を行う。

第3 地域内輸送拠点の開設及び運営

1 被害状況の確認

区は、地域内輸送拠点の候補施設である文京シビックセンター、文京スポーツセンター、文京総合体育館の被害状況を確認し、使用施設を決定する。

2 支援物資担当の主な業務

区は、地域内輸送拠点に支援物資担当を設置し、東京都トラック協会文京支部から派遣される物流コーディネーターの支援の下、支援物資の総括的な管理を担う体制を整備する。

支援物資担当の主な業務は、以下のとおりとする。

- 物資輸送拠点内の支援物資の受入れ及び管理
- 物資輸送拠点から避難所への物資配分計画作成
- 避難所ごとの支援物資在庫数の集約
- 避難所ごとの不足物資の集約及び必要物資の算出
- 避難所への支援物資の輸送 等

3 物流コーディネーター、資機材等の要請

区は、東京都トラック協会文京支部に物流コーディネーターの派遣を要請するとともに、必要なフォークリフトやその操作員等の応援を協定締結団体に要請する。

4 物資の受入準備

区は、物流コーディネーター等と協力して、物資の保管場所や荷さばき場等を検討し、物資集積場所での役割分担や集配作業の流れを確認する。

5 物資輸送ルートの設定

区は、地域内輸送拠点から避難所への支援物資の輸送ルートを設定し、東京都トラック協会文京支部及び赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部に輸送を依頼する。

6 物資の受入及び搬出

区は、物流コーディネーター等と協力して、地域内輸送拠点に物資を搬入して保管する。また、避難所に輸送する物資を搬出し、輸送事業者に物資を引き渡す。

第4 物資の調達要請

1 物資ニーズ等の把握

区は、避難所等の避難者数や物資ニーズ、災害対策に従事している職員の物資ニーズ等の情報を収集する。

2 食物アレルギー対応食料の確保

区は、食物アレルギーの避難者のニーズを把握し、食物アレルギーに対応した食料の確保等に努める。

3 調達方法

区は、把握した物資ニーズに基づいて調達計画を策定し、必要に応じて、都、協定事業者・団体等又は相互協力等協定締結自治体へ物資供給の応援を要請する。

なお、都に要請する際には、物資調達・輸送調整等支援システムにより要請する。

第5 義援物資の取扱い

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

区での対応は、以下のとおりとする。

- 物資の要請及び受入れについては、都・国、協定等自治体、事業者・団体等からの物資を基本とし、それら以外の事業者・団体等から、まとまった量の支援の申出があった場合は、その種類、数量等を登録し、区が必要となった時点で提供先に連絡し、供給を受ける。
- 個人等からの小口の物資は、受入れの対象外とする。

第6 物資の輸送

1 車両の調達

(1) 庁有車

区所有の車両については、災対土木部が統括し、有効活用を図る。

(2) 乗用車・貨物自動車

区所有の車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、「災害時における物流業務に関する協定」に基づき、東京都トラック協会文京支部又は赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部から車両を調達する。

なお、所要車両が調達不能になった場合は、都本部（物資・輸送調整チーム）へ調達あっ旋を要請する。

2 配車

(1) 配車方針

配車に当たっては、災害状況や輸送目的等に基づき緊急度等を考慮し、優先順位を付けて効率的に運用する。

[優先順位が高い内容]

区内の情報収集、救出救護人員及び救出器具等の輸送、負傷者等の救急輸送、医療人員や応急医療用資器材の輸送、避難所開設人員の輸送、道路障害物除去作業要員の巡回輸送、要配慮者の移送、備蓄物資・支援物資の輸送 等

(2) 配車手続

各部において車両を必要とするときは、車種、トン数、台数、引渡場所及び日時を明記の上、災対土木部に請求する。

(3) 車両の待機

災害の発生のおそれがあるとき、災対土木部は、東京都トラック協会文京支部との協定に基づき、その状況に応じ、対応可能な範囲内で、東京都トラック協会文京支部所属の会社に車両を待機させることができる。また、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部においても、協定に基づき、その状況に応じ、32台の範囲内で赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部所属の会社等に待機させることができる。

各部において、待機車両を必要とするときは、災対土木部に請求し、当該部用として待機させ、又は確保することができる。

乗用車・貨物自動車の使用料は、平常時の契約料金を準用する。

(4) 人員及び救助物資等の輸送計画

ア 人員輸送

事前に避難指示等が発せられた場合、避難行動要支援者の自主的避難促進のため、都交通局の協力を得て、緊急輸送を行う。

イ 避難行動要支援者の搬送

避難行動要支援者を福祉避難所等に搬送するために、新たな輸送手段の確保について検討する。

ウ 妊産婦等の搬送

避難所での生活が困難な妊産婦等は、妊産婦・乳児救護所等に搬送する。

エ 物資等の輸送

食料、生活必需品等は、各部の要請に従い、災対土木部が輸送する。

3 水上ルートによる緊急輸送

災害時に河川を利用した緊急物資の輸送や区民の避難等の機能を果たすため、都建設局の安全確認点検後、防災船着場の運用主体として、引継ぎを受け、神田川市兵衛河岸（後楽一丁目：水道橋上流左岸）を防災船着場として使用する。

物資や人員の輸送で防災船着場を使用する場合、都本部に船舶の確保を要請する。

4 ヘリコプター等による輸送

ヘリコプターの緊急離着陸場の被害状況を都に報告し、必要に応じて、都が調達したヘリコプター等で輸送される医療従事者、医薬品、医療資器材、食料品、飲料水等を緊急離着陸場で受け入れる。

第4節 具体的な取組（復旧対策）

第1 多様なニーズへの対応

1 避難者ニーズの把握

区は、避難所避難者や在宅避難者等のニーズを把握し、要配慮者や女性、子どもなどの避難者の特性によって必要となる物資や、時間の経過とともに変化する必要物資を把握する。

2 ニーズに基づいた物資の調達

区は、把握したニーズに基づき、都や協定締結事業者等から物資を調達し、被災者への配布に努める。

第2 物資の輸送

区は、避難者ニーズに基づいて調達する物資の輸送及び配分の方法を定め、地域内輸送拠点で受け入れた物資を避難所等へ輸送する。

第10章 住民の生活の早期再建

第1節 現状及び課題

大規模な震災が発生した場合は、被災後の全ての生活再建支援の手続の基礎となるり災証明書の発行手続や、震災に伴い発生する大量の災害廃棄物への対応等を迅速かつ的確に実施していくことが重要である。また、被災者の生活再建に必要な情報等を的確に提供していくとともに、災害ケースマネジメントの考え方にに基づき、支援を必要とする被災者に対して、関係機関が連携して被災者自らの意思決定によって生活再建に取り組むことができるよう、さまざまな支援制度を活用し、見守りや継続した相談等の伴走型の支援体制を構築していく。

第2節 具体的な取組（予防対策）

第1 二次被害防止のための事前準備

1 応急危険度判定実施体制の整備

区は、余震等による被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、迅速かつ的確に応急危険度判定を実施できるよう、マニュアルの作成や人員の確保等の体制整備を図る。

2 被災宅地危険度判定実施体制の整備

区は、宅地の危険度を判定し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することで二次災害の防止を図るため、被災宅地危険度判定の体制整備を図る。

第2 生活再建のための事前準備

1 り災証明書交付に向けた実施体制の整備

ア り災証明書の交付体制等の構築

区は、災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドラインに基づいた住家被害認定調査や、り災証明書交付体制等の実施体制を整備する。

区では、被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となるり災証明書の早期発行が可能となる、被災者生活再建支援業務に係るシステムを導入している。

イ 住家被害認定調査等に関する職員研修や訓練の実施

区は、住家被害認定調査やり災証明書の交付事務手続等に関する職員研修や訓練を実施する。

また、「災害時における住家被害認定調査等に関する協定書」を締結している公益財団法人東京都不動産鑑定士協会が主催し又は共催する研修会等へ参加する。

ウ 連携体制の整備

区は、消防署との事前協議により、り災証明書交付に係る情報収集や連携体制

を整備する。

また、都主税局と連携し、り災証明書の交付に必要な固定資産関連情報の受領体制を整備する。

エ 住宅に関する各種調査に関する案内

区は、住宅に関する各種調査（応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査）に関し、それぞれの調査の目的等について、必要に応じて、案内する。

2 義援金の配分事務の明確化

区は、都の義援金募集等に協力する場合と区独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にする。

3 応急仮設住宅建設候補地の決定

区は、災害により住宅が滅失し又は破損し、避難所閉鎖後も居住する住家を得られない者を収容するため、応急仮設住宅の建設候補地を事前に定める。

区内における建設型応急仮設住宅の建設候補地は、区は、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況（埋設配管）及び避難所等の利用の有無を考慮の上、区内における建設型応急仮設住宅の建設候補地を決定し、都住宅政策本部に報告する。区は、常に最新の建設予定地の状況を把握し、年に1回都に報告する。

4 災害ケースマネジメントによる被災者支援の整備

区は、被害のあった地域の実情及び被災者の個別な事情や状況等に応じた災害ケースマネジメント等の被災者支援の仕組を整備する。

第3 し尿処理体制の確保

区は、避難所等に設置した仮設トイレからし尿を収集し、水再生センター又はし尿受入用マンホールへ運搬するため、東京都環境保全協同組合と協定を締結している。

特別区では、東京環境保全協会、東京廃棄物事業協同組合と「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定」を締結している。

また、携帯トイレの収集及び運搬については、災害時のごみの出し方ガイドブックや区HPで排出方法を周知しており、特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインにおいて、都に支援を要請することとしている。

第4 災害廃棄物処理体制の構築

（1）仮置場候補地の指定

区は、収集した災害廃棄物の仮置場（応急集積場所、地区集積所及び一次仮置場）の候補地の確保等について検討する。

なお、候補地の指定に当たっては、庁内関係部署及び所有者と事前の協議及び調整を踏まえて、決定する。

（2）必要な資機材等の検討

区は、仮置場等の類型別に、必要な資機材等の抽出とその数量を推計し、調達体制を構築する。また、必要に応じて、資機材等の調達先と協定締結先の検討を行う。

（3）一次仮置場の管理・運営方法の検討

区は、一次仮置場の設置、管理及び運営を事業者に委託することを前提に、検討を行う。

（4）計画やマニュアルの改定等

区では、大規模災害に伴い発生した災害廃棄物を、迅速かつ適正に処理することにより、区民の生活環境の保全と公衆衛生を確保するとともに早期の復旧・復興に資することを目的に、文京区災害廃棄物処理計画を策定した。今後、国や都の動向を踏まえ、文京区災害廃棄物処理計画を適宜改定する。

また、仮置場等の開設・管理に関するマニュアルを作成する。

第5 災害救助法等

1 災害救助法等の理解促進

区は、災害救助法の適用基準や激甚災害の指定手続等に関する職員への理解を促進し、迅速に対応できる体制を整備する。

第3節 具体的な取組（応急対策）

第1 応急危険度判定

1 応急危険度判定実施本部の設置

区は、区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置して、判定の要否を決定する。判定を実施する場合、実施本部長は、実施本部に人員を配置する。

2 応急危険度判定員の確保

区は、都との緊密な連携と協力を図り、防災ボランティア制度に基づき登録している応急危険度判定員の派遣を要請する。

3 応急危険度判定の実施

区は、都及び応急危険度判定員と協力して、実施本部が設定した判定実施区域内の判定対象建築物について、応急危険度判定を実施する。

4 応急危険度判定結果の表示

応急危険度判定員は、当該建築物の居住者だけでなく、通行人に対しても見やすい場所に判定結果を表示する。

第2 被災宅地危険度判定

1 被災宅地危険度判定実施本部の設置

区は、二次災害を軽減・防止し、区民等の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

2 被災宅地危険度判定士の確保

区は、都と緊密に連携を図り、防災ボランティア制度に基づき登録している被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。また、協定自治体等に対する職員の派遣を要請する。

3 被災宅地危険度判定の実施

区は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災した宅地について調査・判定を実施し、調査結果を取りまとめる。

4 被災宅地危険度判定の結果の表示

区は、被災宅地危険度判定の結果である「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第3 リ災証明書の交付準備

1 区

(1) 住家被害認定調査及びり災証明書交付の実施体制を構築

住家被害認定調査の実施やり災証明書の交付に向け、関係部署や関係機関等と連携し、体制を構築する。

(2) システム稼働に向けた準備や資機材を確保

被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。

(3) 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定

住家被害認定調査の調査方針、調査体制及び業務日程等を含む調査計画を策定し、関係部署や関係機関と共有した上で、被害認定調査を実施する。

(4) 火災による被害に係るり災証明書交付のための情報共有

災害対策基本法が適用される大規模災害時は、火災被害・倒壊被害に係るり災証明書は、区が発行する。

なお、平常時の火災による被害に係るり災証明書は、消防署が交付する。

2 消防署

(1) 火災による被害状況調査の実施に向けた調整

火災による被害状況調査の実施に向け、区と必要な情報を共有するなどの連携を図る。

第4 義援金の募集及び受付

1 義援金の募集の検討

区は、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。

なお、義援金の募集を決定した場合は、義援金品の受付窓口及び義援金受付専用口座を開設し、周知を図る。

2 防災関係機関と情報を共有

区は、義援金の募集及び受付に関して、都、日赤東京都支部等と情報を共有する。

3 義援金の受付

区は、義援金を受領した場合、寄託者に受領書を発行する。ただし、義援金受付専用口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

なお、受領した義援金品の受付状況については、都義援金配分委員会に報告する。

第5 し尿処理

1 仮設トイレ等の設置状況の把握

区は、避難所等に設置した貯留式仮設トイレ等の設置状況や設置場所を把握する。

なお、貯留式仮設トイレの設置場所が収集作業の支障になる場合、場所の変更を要請する。

2 不足するトイレの確保

区は、避難所等で備蓄分のトイレが不足した場合には、協定締結先に対して要請し、必要数を確保する。

さらに、広域応援等により避難所のトイレの必要数を確保するように都に要請する。

3 下水道関連施設の被害状況の確認

区は、下水道の被災状況、水再生センターし尿受入用マンホール（区部）の使用可否を都下水道局に確認する。

4 搬入道路の状況把握

区は、避難所から水再生センター、し尿受入用マンホール（区部）等のし尿処理施設等までの搬入道路の被災状況を把握する。

5 し尿収集計画の策定

区は、収集した情報に基づいて、し尿収集車の収集経路及び搬入経路、収集現場や搬入先等の人員配置等を確定し、し尿収集計画を策定する。

6 収集体制の整備

区は、「災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定書」に基づき東京都環境保全協同組合にバキューム車及び作業員の派遣を要請する。

なお、資機材等が確保できない場合は、都に応援を要請する。

7 し尿収集及び搬入

区は、避難所等から収集したし尿を指定された下水道施設（水再生センター及び管路の受入人孔）への投入を優先して処理する。

8 家庭への周知

下水道施設の被災状況に応じ、家庭のトイレの使用可否について区民に周知するとともに、家庭のトイレが使用可能な場合はその使用を優先することを周知する。また、断水している場合は風呂水のくみ置き等を利用して、下水道機能を利用するよう併せて周知する。

第6 ごみ処理

1 活動体制

区は、避難所で排出される避難所ごみ及び在宅避難者宅から排出されるごみに関して、環境衛生対策統括担当及びごみ処理対策担当並びに文京清掃事務所が連携し、災害廃棄物としての適正な処理を実施する。

2 被害状況の確認

区は、避難所に設置される臨時集積所の設置状況及び既存の集積所の被災状況を確認

認するとともに、中間処理施設及び中間処理施設までの搬入経路における被災状況を確認する。

3 臨時集積所収集計画の策定

区は、収集した情報に基づいて、臨時集積所収集計画を立案する。

4 必要な車両や要員の要請

区は、臨時集積所収集計画及び事業継続計画に基づく収集計画から、清掃車両の必要台数を東京二十三区清掃協議会に要請する。

5 ごみの収集及び搬入

(1) 避難所ごみの収集及び運搬

区は、臨時集積所収集計画に基づき、応援組織が避難所ごみの収集及び運搬を実施する。

(2) 在宅避難者宅から排出されるごみの収集及び運搬

区は、事業継続計画に基づく収集計画を作成し、在宅避難者等に対し、事業継続計画によるごみの収集運搬を実施する。

(3) 東京二十三区清掃一部事務組合管理施設の搬入調整

区は、清掃一組管理施設の稼働状況の確認及び清掃工場への搬入調整についても、清掃一組施設管理部管理課計画調整係を通じて確認を行う。

6 区民等への周知

区は、災害時におけるごみの収集体制、ごみやがれきの分別排出ルール等を効果的に広報する。

第7 災害廃棄物処理

1 がれき処理対策臨時組織の設置

区は、発災後速やかに、環境衛生対策統括担当及びがれき処理対策班を設置する。

2 がれきの発生量の推計

区は、所管の区域における被害状況を確認し、がれきの発生量を推計する。

3 応急集積場所の設置及び管理

区は、推計した各がれきの発生量を踏まえ、救助活動、緊急道路啓開等により発生するがれきを適切に管理するため、被害の甚大な地域及び道路啓開現場付近に、所有者の許可を得て、仮置場として応急集積場所を設置し、管理する。

4 緊急道路障害物除去作業に伴うがれきの運搬及び搬入

区は、応急集積場所を確保した場合、緊急道路啓開がれきの運搬及び応急集積所へ

搬入する。

5 地区集積所の設置及び管理

区は、通常のごみ収集体制では、家財道具等の片付け作業に伴う片付けごみを収集・運搬することができないため、地区集積所を設置し、管理する。地区集積所は、発災後、地区集積所候補地一覧から決定する。

6 災害廃棄物処理実行計画の策定

区は、発災後2～3週間程度を目途に、災害廃棄物処理実行計画を策定し、公表する。

7 一次仮置場の選定及び管理

区は、応急集積場所、地区集積所、倒壊家屋等の解体・撤去に伴うがれき置場として、一次仮置場を設置する。一次仮置場が確保できない場合は、都環境局に要請する。

8 一次仮置場への運搬

区は、一次仮置場を設置した場合、応急集積場所及び地区集積所のがれき類を一次仮置場へ運搬する。

第8 土石、竹木等の除去

1 相談窓口の設置

区は、住居又はその周辺に運ばれた障害物（土石、竹木等）の除去に関する相談窓口を地域活動センター等に設置し、要員を配置する。

また、都に障害物の除去制度における役割分担、申込様式、申込受領に関する様式及び事業者リストについて確認する。

2 申請内容の審査

区は、被災者に窓口で障害物の除去制度の概要を説明し、申込みを受け付け、申請内容を審査する。

3 障害物の除去作業の発注

区は、申請者が選定した事業者へ障害物（土石、竹木等）の除去に関する見積依頼を実施する。見積書を確認し、選定事業者への障害物の除去作業を発注する。

第9 その他の生活確保

1 日本郵便

（1）非常災害応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、非常災害応急対策として、次に掲げる業務を行う。応急対策業務に対しては、所属社員の一部、又は全部の者が防災に関する措置に当たれるよう事前に立てた配置計画等に基づき取り組む。

○被害状況等の情報収集・周知連絡及び広報活動

- 郵便業務運行の確保
- 要員配置・被災社員の援護等
- 応急用事業品の調達、輸送災害応急対策等
- 被災した社屋・設備等の復旧
- その他必要な措置

（2）情報連絡等連携の確保

郵便局は、災害時における必要な対応を円滑に遂行するため、「文京区と日本郵便株式会社郵便局との災害時における相互協力に関する協定」に基づき、文京区との間において情報連絡等緊密な連携の確保に努めるものとする。

第10 災害救助法の適用

1 災害救助法適用手続

災害に際し、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、区長は、直ちに次の事項を都知事に報告する。

- 災害発生時の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 法の適用を要請する理由
- 法の適用を必要とする期間
- 既に採った救助措置及び今後の救助措置
- その他必要な事項

なお、災害の事態が急迫して、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができない場合は、区長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告して、その後の処置に関して都知事の指示を受ける。

2 災害救助法に基づく救助の実施

区長は、災害救助法に基づき知事が救助に着手した場合、知事を補助し、区地域防災計画に基づいて必要な救助を実施する。

3 災害報告

区は、災害発生の際の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階があるため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握し、速やかに都知事に報告する。

4 救助実施状況の報告

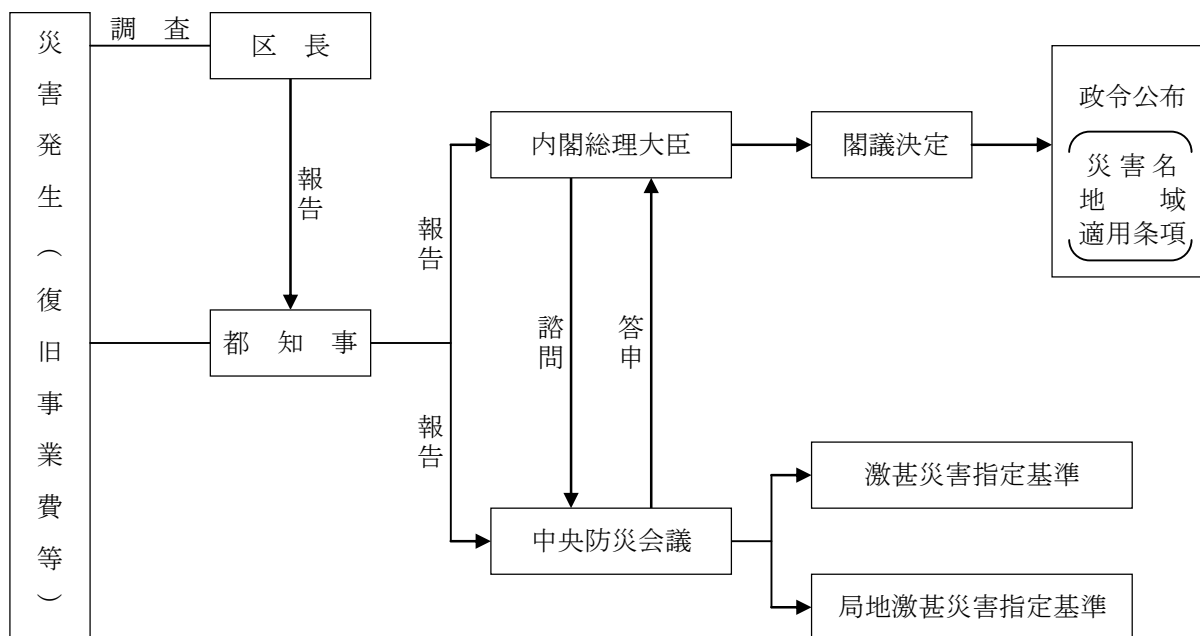
区は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録・整理し、都知事に報告する。

第11 激甚災害の指定

1 激甚災害指定の手続

激甚災害指定の手続は、次のとおりである。

【激甚災害指定の手続フロー図】



注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続を行う。

2 激甚災害に関する被害状況等の報告

区内に大規模な災害が発生した場合、区長は、被害状況等をもとに検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部課に必要な調査を行わせる。

また、局地激甚災害の指定については、1月から12月までの間に発生した災害について、関係部課に必要な調査を翌年当初において行わせる。

区は、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3 特別財政援助の交付手続

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各部局に提出する。

第4節 具体的な取組（復旧対策）

第1 住家被害認定調査の実施

1 調査対象建物の把握

区は、区内における被災後の航空写真や応急危険度判定で把握した家屋被害の状況を確認し、家屋被害の状況を把握する。

2 自己判定方式の対応検討

区は、被害が軽微なのが明らかな物件に対しては、自己判定方式での対応を検討する。

3 調査計画の策定

区は、住家被害認定調査の調査対象、調査対象地域、調査手法等を決定し、対象となる調査件数を算出して調査計画を策定する。

4 調査体制の構築

区は、住家被害認定調査の班体制を編成し、必要な資機材や書類等を準備する。
また、人員が不足している場合等は、都災害対策本部や相互協力協定等締結自治体への受援を検討する。

5 住家被害認定調査の実施

区は、調査対象地域で災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき、住家被害認定調査を実施する。調査の実施に当たっては、「災害時における住家被害認定調査等に関する協定書」を締結している公益財団法人東京都不動産鑑定士協会への協力要請を検討する。

第2 り災証明書の交付

1 交付準備

区は、住家被害認定調査の進捗状況や応急仮設住宅入居等の日程を確認し、交付日程を関係部署と調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。

2 交付日程、交付会場等の広報

区は、り災証明書の交付日程や交付会場、必要な持ち物等について、被災者に広報する。

3 交付会場の設営

区は、り災証明書を交付する会場に机、椅子、パーテーション、パソコン、複合機及び電話等の資機材を搬入して設営する。

4 り災証明書の交付

区は、住家被害認定調査の結果を被災者に説明し、被災者生活再建支援システムを活用してり災証明書を交付する。

被災者から同意が得られない場合は、第2次調査を実施する。

(1) 証明手数料

証明手数料は免除とする。

(2) 証明の範囲

ア 住家、住家以外の建造物の被害

全壊（壊）、流失、半壊（焼）、床上浸水、床下浸水、水損

イ 人的被害

死亡、行方不明、負傷

※被害程度の判定基準については、資料編による。ただし、消防署長が発行する火災による証明書の様式は、東京消防庁が定める。

5 消防署との連携

区は、火災によるり災証明書の交付について、消防署と連携を図る。

6 火災によるり災証明書の発行

災害対策基本法が適用される大規模災害時は、火災被害・倒壊被害にかかるり災証明書は、区が発行する。なお、平常時においては、消防署長は、区と調整し、火災によるり災証明書を発行する。

第3 被災住宅の応急修理

1 対象者

災害のため住家が半壊し、又は半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者を対象とする。

2 対象者の調査及び選定

被災者の資力、その他生活条件の調査及びり災証明書に基づき、都が定める選定基準により、区が募集・受付・審査事務を行う。

3 修理の方法

区は、都から提供を受けた応急修理業者リストにより、業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等の生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

4 修理の期間

原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する。

なお、国の災害対策本部が設置された災害においては、6か月以内に完了する。

5 帳票の作成

区は、応急修理を実施した場合、必要な帳票を整備する。

第4 応急仮設住宅の供給等

1 応急仮設住宅等の需要調査及び必要戸数の推計

被災住宅の被災度判定調査結果等を基に応急仮設住宅の需要調査を実施し、応急仮設住宅等の必要戸数を推計する。

応急仮設住宅等の必要戸数を東京都に報告し、応急仮設住宅等の設置を依頼する。

2 入居者の募集・選定

区は、都が確保した応急仮設住宅等への入居者の募集及び選定に関する依頼を受けた場合、区内の被災者に対し、募集を行う。

次の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

応急仮設住宅等への入居資格
○住家が全焼し、全壊し又は流失した者
○居住する住家がない者
○自らの資力では住家を確保できない者
※使用申込みは、1世帯1箇所限りとする。
※都が入居者の選定基準を策定し、それに基づき、区が入居者の選定を実施

応急仮設住宅等の種類
○建設型応急住宅 都が関係団体と協力して建設し、被災者に提供する。
○民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅 都が関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。
○公的住宅の活用による一時提供型住宅 都が都営住宅等の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村等に空き住戸の提供を求め、被災者に提供する。

3 応急仮設住宅等の管理

区は、応急仮設住宅等の入居者及び建物の管理を実施し、必要な帳票を整備する。
また、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

第5 被災者の生活相談等の支援

1 区

(1) 被災者生活実態調査の実施

都と連携し、避難所における避難者、在宅避難者、区外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査を実施する。

(2) 生活再建活動に必要な情報提供

被災者の相談窓口において、被災者の生活再建に係る活動に必要な情報を提供す

る。

また、災害ケースマネジメントの考え方を踏まえて、被災者の要望等の聴取及び解決を図るほか、必要に応じて、関係機関と連携して対応するとともに、伴走型の支援体制の構築の必要性についても、関係機関で検討を行う。

2 消防署

(1) 出火防止の指導の実施

地震後における出火防止を図るため、次のような指導を実施する。

- 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底
- 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底
- 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化

第6 義援金の募集、受付及び配分

1 都義援金配分委員会による審議及び決定

被災世帯に義援金を公正に配分するため、都、被災区市町村、日本赤十字社東京都支部及び関係機関の代表者で構成される都義援金配分委員会にて、配分計画を審議・決定する。

2 義援金の一時保管

区は、寄託者から受領した義援金については、都義援金配分委員会に報告し、都義援金配分委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。

3 義援金の受入

区は、都義援金配分委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都福祉局に報告する。

4 義援金の支給及び報告

区は、配分計画に基づき、都義援金配分委員会から送金された義援金を速やかに被災者に義援金を支給する。

また、被災者への義援金の支給状況について、都義援金配分委員会に報告する。

第7 被災者の生活再建資金援助等

1 災害弔慰金の支給

区は、文京区災害弔慰金の支給に関する条例に基づき、災害により死亡した区民の遺族に災害弔慰金を支給する。

種別	内容
対象となる災害	○1つの区市町村の区域内において、5世帯以上の住家が滅失した場合の災害

	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県内において、5世帯以上の住居が滅失した区市町村が3つ以上ある場合の災害 ○都道府県内において、災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害 ○災害救助法が適用された区市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
経費負担	<ul style="list-style-type: none"> ○国 2分の1 ○都 4分の1 ○区 4分の1
支給対象	<p>死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母</p> <p>※上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹（死亡時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）</p>
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 ○それ以外の場合 250万円 <p>※災害障害見舞金の支給を受けている場合は、災害弔慰金から、その災害障害見舞金の額を控除する。</p>

2 災害障害見舞金の支給

区は、文京区災害弔慰金の支給に関する条例に基づき、区民が災害により負傷し又は疾病により障害があるとき、災害障害見舞金を支給する。

種別	内容
対象となる災害	<ul style="list-style-type: none"> ○1つの区市町村の区域内において、5世帯以上の住家が滅失した場合の災害 ○都道府県内において、5世帯以上の住居が滅失した区市町村が3つ以上ある場合の災害 ○都道府県内において、災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害 ○災害救助法が適用された区市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
経費負担	<ul style="list-style-type: none"> ○国 2分の1 ○都 4分の1 ○区 4分の1
支給対象	<p>災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者</p>
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者1人につき主たる生計者の場合 250万円 ○それ以外の場合 125万円

3 災害援護資金の貸付

区は、文京区災害弔慰金の支給に関する条例に基づき、自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付

第2編 震災対策／第10章 住民の生活の早期再建
第4節 具体的な取組（復旧対策）

ける。

種別	内容（国制度）	内容（都制度）
対象となる災害	○区内において災害救助法が適用された場合 ○都内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合	
経費負担	○国 3分の2 ○都 3分の1	○都 10分の10
貸付対象	<p>自然災害により家屋等の被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <p>○1人世帯 220万円 ○2人世帯 430万円 ○3人世帯 620万円 ○4人世帯 730万円 ○5人以上世帯 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>（注）住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>	
貸付額	<p>ア 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>イ 家財等の損害 （ア）家財の3分の1以上の損害 150万円 （イ）住居の半壊 170万円（250万円） （ウ）住居の全壊 250万円（350万円） （エ）住居の全体が滅失又は流失 350万円</p> <p>ウ 前記 アとイの重複の場合 （ア）ア＋イの（ア）の重複 250万円 （イ）ア＋イの（イ）の重複 270万円（350万円） （ウ）ア＋イの（ウ）の重複 350万円</p> <p>〔ただし、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合は、（ ）内の額〕</p>	<p>次のいずれかに該当する場合150万円を上限に貸付</p> <p>ア 世帯主の1か月以上の負傷 イ 家財の1/3以上の損害 ウ 住居の半壊 エ 住居の全壊 オ 住居の全体が滅失又は流失</p>
貸付条件	○据置期間 3年（特別の事情がある場合5年）	○据置期間 3年（特別の事情がある場合5年）

種別	内容（国制度）	内容（都制度）
	○償還期間 据置期間経過後7年 （特別の事情がある場合5年）	○償還期間 据置期間経過後7年 （特別の事情がある場合5年）
	○償還方法 年賦、半年賦又は月賦	○償還方法 年賦、半年賦又は月賦
	○貸付利率 年3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子）	○貸付利率 年1%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子）
	○延滞利息 年5%	○延滞利息 年5%

4 生活福祉資金の貸付

文京区社会福祉協議会が窓口となって、被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金や緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の緊急小口資金を貸し付ける。

（1）生活福祉資金（福祉資金）

種別	内容
貸付対象	低所得世帯のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯
実施主体	東京都社会福祉協議会
貸付金額	1世帯 150万円以内
貸付条件	○据置期間 貸付けの日から6か月以内 ○償還期間 据置期間経過後7年以内 ○貸付利率 連帯保証人を立てた場合：無利子連帯保証人を立てない場合：年1.5%（据置期間中は無利子） ○連帯保証人 原則必要 ○償還方法 月賦 ○申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、文京区社会福祉協議会に申し込む。

（2）生活福祉資金（緊急小口資金）

種別	内容
貸付対象	低所得世帯のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯
実施主体	東京都社会福祉協議会
貸付金額	1世帯 10万円以内
貸付条件	○据置期間 貸付けの日から2か月以内 ○償還期間 据置期間経過後12か月以内 ○貸付利率 無利子

	<p>○連帯保証人 不要</p> <p>○償還方法 月賦</p> <p>○申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、文京区社会福祉協議会に申し込む。</p>
--	---

5 被災者生活再建支援金の支給（福祉部）

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援する。

6 非常災害向け緊急事業資金融資（区民部）

中小企業者のうち区内の一定地域における広範囲な非常災害を受けた者又は防水板の設置及び関連工事を行おうとする者が、事業活動の正常化を図るための資金融資である。

種別	内容
貸付条件	<p>○限度額 500万円</p> <p>○利 子 契約利率 年1.7%</p> <p>本人負担 年0.4%</p> <p>区負担 年1.3%</p>

第8 労働力の確保

1 労働者の確保手続

(1) 労働者の確保の要請

区は、所要人員を一括して東京労働局に労務供給（労働者の確保又は求職者の紹介）の要請をする。

要請を受けた東京労働局は、職業安定部を経由の上、ハローワーク（公共職業安定所）に連絡する。

連絡を受けたハローワーク（公共職業安定所）は、速やかに職業紹介を行い、要請人員を確保し、労働者を所内に待機させる。

(2) 労働者の引渡し

区は、労務確保の報告受理後、速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、ハローワーク（公共職業安定所）において、公共職業安定所職員の立会いの下に、労働者の引渡しを受ける。

また、作業終了後は、労働者をハローワーク（公共職業安定所）又は交通機関まで輸送する。

(3) 賃金の支払

賃金は、都に準じて定め、就労現場において作業終了後に直ちに支払うものとする。

第9 租税等の徴収猶予及び減免等

1 特別区民税及び軽自動車税の減免等

（1）期限の延長

災害により納税義務者が、期限内に申告、その他書類の提出又は区税の納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

ア 災害が広範囲にわたる場合

区長が職権により、適用の地域及び期日を指定する。

イ その他の場合

災害が収まった後、速やかに被災納税義務者の申請により、区長が期日を指定する。

（2）徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が区税を一時に納入し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内の期間に限り、徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

（3）滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産になるなどの被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予等、適切な措置を講ずる。

（4）減免等

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について、申請に基づき減免を行う。

ア 特別区民税（都民税個人分を含む。）

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

イ 軽自動車税

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

2 介護保険料、介護サービス利用料の減免等

（1）減免

災害により財産に一定以上の損害を受け、介護保険料を納付すること又は介護サービス費の本人負担金額を支払うことが困難と認められるときは、被保険者の申請に基づき、6か月を限度として、本人負担額の減免を行う。

（2）徴収猶予

災害により財産に損害を受けた納付義務者が、介護保険料を一時に納付することができないと認められるときは、被保険者の申請に基づき、6か月を限度として、徴収を猶予する。

3 障害福祉サービス等利用料の減免

災害により財産に著しい損害を受け、障害福祉サービス費等の本人負担金を支払うことが困難と認められるときは、支給決定障害者等の申請に基づき減免を行う。

4 国民健康保険料、一部負担金の減免等

（1）減免

災害等により、保険料の納付義務者又は一部負担金の支払義務者が著しくその生活が困難となった場合において、必要があると認められたときは、世帯主の申請により、保険料又は一部負担金を減免する。

（2）徴収猶予

災害等により、保険料の納付義務者又は一部負担金の支払義務者が一時的にその生活が困難となった場合において、必要があると認められたときは、世帯主の申請により、6か月を限度として、保険料又は一部負担金の徴収を猶予する。

5 後期高齢者医療保険料、一部負担金の減免等

（1）減免

災害等により、保険料の納付義務者又は一部負担金の支払義務者が著しくその生活が困難となった場合において、必要があると認められたときは、被保険者の申請により、保険料又は一部負担金を減免する。

（2）徴収猶予

災害等により、保険料の納付義務者又は一部負担金の支払義務者が一時的にその生活が困難となった場合において、必要があると認められたときは、被保険者の申請により、6か月を限度として、保険料又は一部負担金の徴収を猶予する。

6 国民年金保険料の免除

被保険者（強制加入）又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、被保険者の申請に基づき申請書等を年金事務所に送付し、日本年金機構において審査を行う。

7 区営住宅等使用料の減免等

災害等により著しい被害を受けたときは、使用者の申請に基づき、使用料の減免又は使用料の徴収を猶予する。

8 保育所徴収金の減額

災害により損失を受けた場合は、「文京区保育所における保育に関する条例」に基づ

き、その損失の程度に応じて減額する。

第10 学用品の調達及び支給

1 給与の対象

区は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により、学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

2 給与の期間

教科書については、災害発生の日から1か月以内、その他の学用品については、15日以内とする。ただし、交通、通信の途絶等災害の程度により学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、都知事を通じ内閣総理大臣に協議の上、必要な期間を延長できるようになっている。

3 給与の方法

原則として、学用品は都知事が一括購入し、被災児童・生徒に対する配分は、区が実施する。

なお、学用品の給与を迅速に行うため、都知事が職権を区長に委任した場合は、区長が学校長及び教育委員会の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。

4 費用の限度

(1) 教科書

小学校児童及び中学校生徒に対して支給する教科書（教材を含む。）の実費、高等学校等生徒に対して正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具及び通学用品

児童、生徒一人当たりの金額は、災害救助法施行細則の直近の改正で定める額とする。

第11 その他の生活確保

1 日本郵便

(1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が適用された場合、料額印面の付いた郵便葉書及び郵便書筒を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害救助法が適用された場合、被災者が差し出す郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）免除を実施する。

(3) 被災地宛ての救助用郵便物等の料金免除

第2編 震災対策／第10章 住民の生活の早期再建
第4節 具体的な取組（復旧対策）

総務省令の定めるところにより、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた救助用物資を内容とする郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）免除を実施する。

（4）被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

総務省令の定めるところにより、社会福祉の増進を目的とする事業を行う法人又は団体であって、総務省令で定めるものにあてた当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄付金を内容とする郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）免除を実施する。

（5）臨時郵便差出箱の設置

郵便局は、区の要請に基づき、区と協議の上、避難所等に臨時の郵便差出箱を設置する。

（6）安否確認

郵便局は、災害時における住民の安否について、区との情報連携を密にして、可能な限り対応する

2 NTT東日本

（1）料金等の減免時の周知

料金等の減免を行ったときは、ホームページ等に掲示するなど、報道発表等での旨を周知する。

第12 災害廃棄物処理の実施

1 災害廃棄物処理の実施

（1）仮置場の集積や運搬状況を把握

区は、設置している応急集積場所、地区集積所及び一次仮置場における災害廃棄物の集積状況や、一次仮置場等への運搬状況を把握する。

2 倒壊建物の解体・撤去

（1）申請受付窓口の設置

区は、発災後応急対策が落ち着いた段階で倒壊建物等の解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。申請受付が速やかに行われるよう、受付案内相談、待合所、申請書作成及び申請受付、確認業務、審査、受理票交付窓口などの各作業セクションを配置し、各種帳票、様式、事務機器等を準備する。

（2）民間業者との契約締結

区は、緊急道路障害物除去作業終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについて、建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

（3）適正処理の指導

区は、所有者からアスベスト等の有害物質の有無を聴き取る。所有者から情報を得られない場合は、近隣区民、環境政策課や所管する消防署から、情報を収集する。

当該建物内に有害物質や危険物の存在が確認された場合は、請負業者に対して、詳細な有害物質又は危険物の状況を情報提供し、二次災害防止対策を的確に行う。

（4）都への応援要請

区は、区が締結している協定先等だけでは、倒壊建物等の解体・撤去から生じることがれきの運搬車両等を確保できない場合は、都へ支援車両の要請を行う。

（5）貴重品、思い出の品等の取扱い

区は、所有者等が不明な貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は速やかに警察に届ける。所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、廃棄に回さず、区等で保管し、可能な限り所有者に引き渡す。

第2部 震災復興計画

第1章 復興の基本的考え方

第1節 復興の基本的考え方

東京に大規模な被害が発生した時は、応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。

被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に復興対策へと進行する。その中で、区は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

復興に際しては、第一に被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努めることであるとともに、脱炭素社会を志向する等の社会全体の課題解決に資する取組みも並行して進展させていかなければならない。

その上で、これまでの文京区の歴史やあり方を尊重するとともに、成熟した社会の多様な価値観や視点を踏まえ、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、環境、医療、雇用、産業などの復興に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する。

なお、被災後の不安定な社会情勢から被災者の状況に特に配慮し、災害関連死対策に取り組んでいく。

第2節 文京区震災復興マニュアルの修正

都では、平成15年3月に都市復興マニュアルと生活復興マニュアルを統合した東京都震災復興マニュアルを策定し、震災復興について取り組む指針として整備した。

区においても、東京都震災復興マニュアルの考え方を基本に、区の地域特性を踏まえた文京区震災復興マニュアルを平成18年に策定し、平成27年に一部修正した。

なお、都が平成29年に作成した区市町村震災復興標準マニュアルに準拠して、今後修正を図っていく。

第2章 震災復興本部の設置

第1節 計画方針

被災直後、災害対策本部内に、復興対策の準備に関わる「文京区震災復興本部準備室」を設置する。

また、被災直後から応急対策が一段落した段階において、復興対策を総合的かつ計画的に実施するため、災害対策本部とは別組織となる「文京区震災復興本部」を臨時的組織として設置する。

第2節 活動内容

第1 震災復興本部の設置

区長は、文京区が震災により重大な被害を受けた場合において、当該被害の重大性に照らして、都市の復興並びに区民生活の再建及び安定に関する事業（以下「震災復興事業」という。）を速やかに、かつ、計画的に実施するために必要があると認めるときは、文京区震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

第2 本部組織

復興本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

本部長は、区長をもって充てる。

本部長は、復興本部の事務を統括し、復興本部を代表する。

副本部長及び本部員は、本部長が区の職員のうちから指名する者をもって充てる。

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

本部員は、本部長の命を受け、復興本部の事務に従事する。

第3 事務局

本部長は、震災復興事業を総合的に推進する必要があると認めるときは、復興本部に事務局を置くことができる。

事務局に局長を置き、本部長が区の職員のうちから指名する者をもって充てる。

第4 廃止

区長は、震災復興事業が進捗し、本部設置の目的が達成されたと認めるときは、復興本部を廃止する。

第5 「災害対策本部」と「復興本部」の関係

1 目的と機能

「災害対策本部」は、震災発生直後からの応急・復旧対策を臨時的かつ機動的に実施することを主な設置目的とする。

「復興本部」は、震災後の復興対策及び区民生活の再建等を組織的かつ計画的に実施することを主な設置目的とする。

2 業務区分

震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものである。このため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携し、連絡しながら処理する。

第6 復興本部の業務内容

復興本部の設置・運営

復興総合計画の策定

検討会議の設置・運営

復興関係の予算及び財政措置

復興に関わる人的資源、用地、情報管理、広報、相談及び区民活動に関すること。

区有施設、家屋等の被害の把握等

がれき等の処理

都市復興の計画策定及び事業実施

時限的市街地の建設・運営

応急的な宅地の供給・管理

区営住宅等の供給・管理

民間住宅に対する住宅再建支援

区内産業の被害把握及び再建支援

医療機関の復旧状況把握及び復旧支援

被災者の健康管理及びメンタルヘルスケア

被災者の生活実態調査

被災者の生活再建支援

福祉施設及び在宅福祉サービスの支援

学校施設の再建及び授業の再開

被災児童・生徒への支援

文化・社会教育施設等の再開及び復旧支援

文化活動による心のケア

第7 復興本部の分掌事務

名称	分掌事務
企画政策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 震災復興本部の設置・運営・廃止に関する事。 2 震災復興計画の策定及び進行管理に関する事。 3 情報システムの復旧に関する事。 4 震災復興に係る予算及び財政計画等経理に関する事。 5 復興に係る広報及び広聴に関する事。 6 被災者の相談業務に関する事
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 震災復興本部の設置・運営・廃止に関する事。 2 用地の確保に関する事。 3 課税、減税等の措置に関する事。 4 人的資源の確保に関する事。 5 震災復興本部の業務と災害対策本部の業務の総合調整に関する事。 6 国、都及び関係行政機関との連絡に関する事。
区民部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者総合相談所の設置・運営に関する事。 2 町会・自治会のコミュニティ活動の支援に関する事。 3 区内産業(公衆浴場を除く。)の被害状況の把握に関する事。 4 区内産業の再建支援全般に関する事。
アカデミー推進部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況等の把握に関する事。 2 所管施設の再建に関する事。 3 文化活動によるメンタルヘルスケアに関する事。
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の生活実態調査兼地域福祉需要調査に関する事。 2 災害援護資金等の貸付けに関する事。 3 福祉サービスに関する事。 4 義援金品の配分に関する事。 5 被災者の相談業務(主に災害要援護者対応)に関する事。 6 介護保険料の減額、徴収猶予又は免除に関する事。 7 国民健康保険料の減額、徴収猶予又は免除に関する事
子ども家庭部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災児童の支援に関する事。 2 被災児童のメンタルヘルスケアに関する事。
保健衛生部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関の復旧状況に係る情報提供に関する事。 2 防疫活動の実施に関する事。 3 公衆浴場の被害状況の把握及び再開支援に関する事。 4 被災者等のメンタルヘルスケア及び健康管理に関する事。 5 食品衛生監視指導及び飲料水の検査指導に関する事。

第2編 震災対策／第2章 震災復興本部の設置

第2節 活動内容

名称	分掌事務
都市計画部	<ol style="list-style-type: none"> 1 震災復興本部の設置・運営・廃止に関する事。 2 都市復興基本方針、都市復興基本計画の策定・公表に関する事。 3 家屋・住家の被害調査に関する事。 4 宅地の応急危険度判定に関する事。 5 応急的な住宅の供給・管理に関する事。 6 応急仮設住宅の設置及び運営に関する事。 7 住宅の応急修理に関する事。
土木部	<ol style="list-style-type: none"> 1 がれき等の処理に関する事。 2 道路等の復興事業に関する事。 3 区立公園等の復旧及び土地利用の調整に関する事。
資源環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1 がれき等の障害物の処理計画に関する事。 2 ごみ及びし尿の応急的収集及び処理に関する事。
施設管理部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区有施設等の被害把握等に関する事。 2 区有施設の復旧計画及び復旧工事に関する事。
会計管理部	<ol style="list-style-type: none"> 1 復興事業の実施に係る公金の支出及び収入に関する事。
教育推進部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区立学校等の被害状況の調査に関する事。 2 区立学校等の再建に関する事。 3 被災児童及び生徒の健康の維持及び支援に関する事。 4 被災児童及び生徒への学用品等の支給に関する事。 5 被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関する事。 6 文化財の復旧に関する事。
選挙管理部	<ol style="list-style-type: none"> 1 他部との連絡調整に関する事。
監査部	<ol style="list-style-type: none"> 1 他部との連絡調整に関する事。
区議会部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区議会との調整に関する事。

第3章 復興計画

阪神・淡路大震災は、高度に発展した都市が大震災に見舞われた場合に備えて、震災予防や震災後の応急対策の充実強化だけでなく、震災復興を迅速かつ円滑に推進するために、あらかじめ都市復興の方針や対応策を準備しておくことの重要性を教訓として提起したところである。

本章では、復興計画の基本的な考え方と復興計画推進のための課題について定める。

第1節 復興の基本的考え方

第1 都市復興

震災後のまちづくりは、復旧と復興に大別される。復旧は、市街地形態と道路・鉄道・公園・ライフラインなどの都市施設を、ほぼ従前の状態に回復することであるのに対して、復興は、市街地形態を一新して、道路・公園・新エネルギーを含めたライフラインの革新・充実・改善を図るなどの都市改造を実施し、被災を繰り返さず、環境負荷のない都市づくりを行うものである。

第2 生活復興

被災者の生活を一日も早く被災前の状態に戻し、その安定を図ること、すなわち「生活の再建」を基本目標としている。また、心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の生活に戻ることが困難な被災者には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した新しい生活のスタイルを構築することができるようにすることも、復興の重要な目標となる。

第2節 復興計画策定の取組

震災後の復興を迅速かつ円滑に推進するためには、復興の行動手順や復興計画立案の指針など復興に係わる様々な課題について、事前に検討を行う必要がある。

都は、迅速かつ計画的な復興を図るために、あらかじめ震災後の復興都市づくりのあり方を都民と共有しておくことが重要であるとの認識から、平成13年5月「震災復興グランドデザイン」を策定した。

また、平成15年3月には震災後の都市復興の進め方についてまとめた「都市復興マニュアル」と「生活復興マニュアル」を統合した「震災復興マニュアル」を策定し、都民向けの「復興プロセス編」と行政職員向けの「復興施策編」に再編成した。これにより住民主体の復興を進めるための新たな仕組みと具体的な施策を提示した。

さらに、東日本大震災を契機に整備された法令等の反映や各種災害の経験等を踏まえ、平成28年3月に修正を行っている。

また、文京区では「文京区震災復興マニュアル」を平成18年に策定し、平成27年3月に一部修正し、震災復興事業における都・区の緊密な連携や適切な役割分担を定めている。

第1 都市復興

大震災が発生した場合の市街地復興の枠組みを示す復興整備条例の制定に着手する

第2編 震災対策／第3章 復興計画

第2節 復興計画策定の取組

とともに、文京区において被災直後から円滑に復興に取り組むための手順等について取りまとめた都市復興マニュアルを策定する。

なお、「震災復興グランドデザイン」は、都市復興マニュアルの中に地域復興計画のモデルプランとして組み込む。

第2 生活復興

住宅、教育、医療、保健、消費生活、産業、雇用など生活の分野に係る復興について、区民が一日も早く従前の生活を取り戻すことができるよう、「文京区震災復興マニュアル」では部門別に復興行動を定めている。今後は、社会の動向等を踏まえて、必要な計画の見直しを適宜行っていく。

第2編 風水害対策

第1部 風水害予防計画

第1章 豪雨対策

第2章 崖崩れ、土砂災害対策

第3章 浸水対策

第4章 高潮対策

第5章 都市施設対策

第6章 防災行動力の向上

第1章 豪雨対策

第1節 東京都豪雨対策基本方針

都は、頻発する局地的集中豪雨に対し、降雨特性、浸水実績、費用対効果等の検討を踏まえ、次のとおりハード・ソフト両面からの取組の方向性を明らかにした。

第1 基本的な考え方

今後の豪雨対策においては、おおむね30年後を目標に年超過確率1/20（区部で75mm/h、多摩部で65mm/h）の降雨に対し床上浸水等の防止を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命安全の確保を目指し、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進する。

第2 対策強化流域、対策強化地区の設定

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を設定する。これらの流域・地区では、河川・下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止を目指す。

文京区では、対策強化流域として神田川流域が指定されており、対策強化地区として千石・大塚・千駄木の3地区が指定されている。

第3 家づくり、まちづくり、避難方策の強化

大規模地下街の浸水対策計画の充実や豪雨災害に関する情報の提供や災害発生時の体制の整備等により、避難方策を強化する。

第2節 河川等の施設整備

第1 神田川の整備

都は、中小河川改修事業として、50mm/h程度の降雨に対処できるよう、護岸の整備を基本に、調節池や分水路を整備している。神田川流域では、調節池11か所（神田川1箇所、善福寺川4箇所、妙正寺川6箇所）と分水路4か所が完成し、現在、文京区内では、船河原橋から江戸川橋までの間において、護岸整備・橋梁架替工事を進めている。

第2 調節池の整備

都は、区部で75mm/h、多摩で65mm/hの降雨に対応する目標整備水準達成に向け、和田堀公園調節池、下高井戸調節池及び環状七号線地下広域調節池で調節池等の整備が進められている。

第3節 下水道の整備

都市機能を浸水被害から守るため、東京都豪雨対策基本方針（改定）に基づき、おおむね30年後の浸水被害解消を目標に、50mm/hの降雨に対処するポンプ所や幹線管渠等、基幹施設の雨水排水能力の増強を図るとともに、局所的集中豪雨により、浸水被害が発生している地

域において、整備水準をレベルアップした下水道施設の整備を行い、浸水被害の軽減を図っている。

なお、現在文京区では、千石（市街地対策地区）において、75 mm施設整備を行っている。

第4節 雨水流出抑制施設の整備

第1 区道の整備

区は、雨水を地中に浸透させるため、透水性舗装、浸透柵等を設置している。

第2 公園等の整備

区は、雨水を地中に浸透させるため、浸透柵、浸透トレンチや縁石の嵩上げ等、一時貯留する施設を設置している。

第3 大規模建築に伴う整備

区は、一定規模以上の建築計画に際し、「文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」に基づき、貯留・浸透施設の設置の協力を求めている。

第4 公共施設を活用した整備

区は、平成24年6月に都が策定した「緊急豪雨対策」に基づく「公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針」により、公共施設を活用した一時貯水施設等の設置を促進している。

第5節 水防災監視システム等の整備

区では、水防対策として、水防災監視システムの運用により、神田川の水位情報や区内の雨量情報を収集している。

システムで収集した情報は、防災ポータルや防災アプリ、区ホームページ等を通じて、広く区民等に周知する。

また、水防災監視システム等で把握した情報を総合的に判断し、適切な対策がとれるよう、機器の操作マニュアルを作成するほか、関係部署の職員に対し、システムの取扱方法の研修等を行う。

第1 降雨量の把握

区内に設置した6か所の雨量計の観測データ、新宿区・中野区との協定に基づく神田川上流区の雨量計の観測データを、防災センターの水防災監視システムで常時把握している。

【雨量局設置場所】

No	雨量局	設置場所	1時間 注意雨量	1時間 警戒雨量
1	大塚児童館	大塚6丁目22番19号	30mm	50mm
2	第一中学校	小石川5丁目8番9号	30mm	50mm

3	駕籠町小学校	本駒込2丁目29番6号	30mm	50mm
4	保健サービスセンター本郷支所	千駄木5丁目20番18号	30mm	50mm
5	柳町小学校	小石川1丁目23番16号	30mm	50mm
6	文京総合福祉センター	小日向2丁目16番15号	30mm	50mm

第2 神田川の水位の把握

区内の神田川の護岸に設置した2か所の水位計の観測データ及び新宿区・中野区との協定に基づく神田川上流区の水位計の観測データを、防災センターの水防災監視システムで常時把握している。

区内の神田川護岸（隆慶橋）に設置した河川監視カメラの映像を、防災センターの水防災監視システムで常時把握している。

【水位計設置場所】

No	水位計（区）	設置場所	護岸天端からの距離	
			警戒水位	危険水位
1	一休橋	関口1丁目25番	2.47m	—
2	華水橋	水道2丁目9番	2.40m	1.20m
3	白鳥橋	新宿区新小川町7丁目17番	2.20m	—
4	隆慶橋	後楽2丁目3番	2.62m	1.73m

No	水位計（都）	設置場所	川底からの距離	
			氾濫危険水位	氾濫発生水位
1	飯田橋	後楽1丁目2番	4.33m	5.93m

第3 神田川付近のサイレンの吹鳴

1 サイレン吹鳴水位とサイレン設置場所

水位計設置場所	護岸天端下距離		サイレン設置場所
	警戒	危険	
華水橋（水道2-9）	約2.4m	約1.2m	青柳保育園敷地、関口一丁目児童遊園、古川橋付近
隆慶橋（後楽2-7）	約2.62m	約1.73m	小桜橋付近、白鳥橋付近、隆慶橋付近

2 サイレン吹鳴時間

警戒 10秒吹鳴、5秒休み、10秒吹鳴の動作を3分間継続する。

危険 20秒吹鳴、10秒休み、20秒吹鳴の動作を5分間継続する。

第4 水防災監視システムの更新及び運用

1 システムの更新

区では、常に正しい情報を把握するため、システム更新後5年を目途に、再更新について検討する。

2 システムの運用

近年、大都市を中心に突発的な集中豪雨が多発している。いつ起こるか分からない集中豪雨等に対応するため、雨量計、水位計、河川監視カメラ等の観測設備、防災センター内の中央処理装置、監視用パソコン等の設備を良好な状態に保ち、常に正確な情報の収集・提供に努める。

第6節 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む。）

【第2編／第1部／第8章／第2節／第2 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）（160 ページ）】参照

第7節 気象情報の収集・伝達

第1 情報の収集

気象庁や民間気象情報会社等から、気象情報を入手した場合は、必要に応じて、防災関係機関に情報提供を行う。

第2 区民等への伝達

区は、入手した気象情報等について、防災ポータルや防災アプリ、ケーブルテレビへの河川情報送信システム等を活用し、区民等に周知する。

第8節 防災職員住宅の設置

区は、職員の勤務時間外における初動態勢の充実強化を図るため、防災職員住宅を設置している。防災職員住宅の職員に対しては、災害時に適切にシステム機器類が活用できるよう、操作方法等に関する研修等を行っている。

第2章 崖崩れ、土砂災害対策

第1節 崖崩れ対策

第1 崖・擁壁の整備に対する指導と助成制度の活用

崖・擁壁は、所有者の責任において自主的に管理され、かつ、安全に維持されなければならない。

今後、崖地に建築物や擁壁等を新たに建築する場合は、建築主及び設計者に対して建築基準法及び東京都建築安全条例に基づく指導の徹底を図っていく。

また、区は、安全確保のため必要に応じて適切な指導を行うとともに、崖等整備資金助成の活用を図り、所有者に対して改修を促していく。

第2節 土砂災害に関するソフト対策

第1 水害・土砂災害実施要領の策定

土砂災害に対する警戒避難態勢の充実を図るため、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）及び「土砂災害警戒避難ガイドライン」（国土交通省）に基づき、区の地域特性等を踏まえ、「文京区水害・土砂災害対策実施要領」を策定している。

第2 土砂災害警戒区域等の基礎調査、指定等

都は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果に基づき、令和4年12月時点で土砂災害警戒区域106箇所、うち、土砂災害特別警戒区域63箇所を区内で指定した。

なお、急傾斜地崩壊危険箇所については、区内で自然斜面12か所、人工斜面36か所の計48か所が指定されている。

区は、都が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に基づいて文京区土砂災害ハザードマップを作成し、区民に土砂災害の危険性を周知する。

第3 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への対応

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に施設の名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者が円滑かつ迅速に避難の確保を図るため、避難確保計画を策定するとともに、当該計画に基づいた訓練の実施が義務化されている。

なお、当該計画を作成した場合は、遅滞なく区に報告しなければならない。

区は、対象となる要配慮者利用施設対して、施設の避難体制の構築を図るため、避難確保計画の作成及び訓練の実施を支援していく。

第4 土砂災害ハザードマップの作成

区は、区内における土砂災害警戒区域及び特別警戒区域や避難所、避難情報等を掲載した土砂災害ハザードマップを作成し、区民等に広く周知することで、土砂災害対策への意識啓発を図る。

第3章 浸水対策

第1節 円滑かつ迅速な避難の確保

文京区水害ハザードマップや文京区防災ガイド等を区民等に広く周知し、避難所、垂直避難場所及び避難経路の確認を行うとともに、災害時に迅速に対応できる態勢を取ることができるよう啓発を行う。

第2節 水害・土砂災害実施要領の策定

水害に対する警戒避難態勢の充実を図るため、「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)及び「土砂災害警戒避難ガイドライン」(国土交通省)に基づき、区の地域特性等を踏まえ、「文京区水害・土砂災害対策実施要領」を策定している。

第3節 浸水想定区域内の地下街等又は要配慮者利用施設の把握及び周知

区は、浸水想定区域内に地下街又は要配慮者利用施設その他特に防災上配慮する必要があると認められる施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地をあらかじめ把握し、洪水予報等の情報伝達体制を構築するとともに、施設等について区民等に周知する。

第4節 浸水想定区域内の地下街等の管理者による計画の策定及び訓練の実施

水防法に基づき、浸水想定区域内に位置し、本計画に施設の名称及び所在地が定められた地下街等の管理者は、当該施設の利用者が円滑かつ迅速に避難の確保を図るため、避難確保・浸水防止計画を策定するとともに、当該計画に基づいた訓練の実施が義務化されている。

なお、当該計画を作成した場合は、遅滞なく区に報告しなければならない。

区は、対象となる地下街等に対して、施設の避難体制の構築を図るため、避難確保・浸水防止計画の作成及び訓練の実施を支援していく。

第5節 地下空間管理者による情報判断

地下を利用している施設の管理者は、日頃から浸水実績図や浸水想定区域図を基に、当該地下利用施設の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路の確保に努める。

また、気象庁等から提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じる。

第6節 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への支援

水防法に基づき、浸水想定区域内に位置し、本計画に施設の名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者が円滑かつ迅速に避難の確保を図るため、避難確保計画を策定するとともに、当該計画に基づいた訓練の実施が義務化されている。

なお、当該計画を作成した場合は、遅滞なく区に報告しなければならない。

区は、対象となる要配慮者利用施設に対して、施設の避難体制の構築を図るため、避難確

保計画の作成及び訓練の実施を支援していく。

第7節 防災拠点施設の点検及び浸水対策

区は、河川氾濫や内水氾濫時を踏まえ、災害時に防災拠点として使用する施設（シビックセンターや避難所、水防倉庫等）における浸水状況等を点検し、必要に応じて施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等の対策を推進する。

第8節 水防資器材等の整備

区は、水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び水害対策用土のうの整備並びに輸送の確保に努める。

第9節 水害、洪水ハザードマップ

第1 水害ハザードマップ

区は、区内における神田川の氾濫及び下水道の溢水により、浸水が想定される区域や浸水深等を掲載した水害ハザードマップを作成し、区民等に広く周知することで、浸水対策への意識啓発を図る。

第2 洪水ハザードマップ

区は、区内における神田川及び荒川の氾濫により、浸水が想定される区域や浸水深等を掲載した洪水ハザードマップを作成し、区民等に広く周知することで、洪水対策への意識啓発を図る。

第4章 高潮対策

第1節 円滑かつ迅速な避難の確保

都は、東京湾沿岸（東京都区間）を、高潮により相当な損害が生じるおそれのある海岸（水位周知海岸）として指定し、高潮による氾濫が発生する危険性の周知基準となる高潮特別警戒水位を令和2年度に定めたことから、文京区高潮ハザードマップによって、高潮特別警戒水位や高潮浸水想定区域等を区民に広く周知し、避難所や垂直避難場所及び避難経路の確認を行うとともに、災害時に迅速に対応できる態勢をとることができるよう啓発を行う。

第2節 水害・土砂災害実施要領の策定

高潮に対する警戒避難態勢の充実を図るため、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）及び「土砂災害警戒避難ガイドライン」（国土交通省）に基づき、区の地域特性等を踏まえ、「文京区水害・土砂災害対策実施要領」を策定している。

第3節 高潮浸水想定区域内の地下街等又は要配慮者利用施設の把握及び周知

水防法に基づき、浸水想定区域内に位置し、本計画に施設の名称及び所在地が定められた地下街等の管理者は、当該施設の利用者が円滑かつ迅速に避難の確保を図るため、避難確保・浸水防止計画を策定するとともに、当該計画に基づいた訓練の実施が義務化されている。

なお、当該計画を作成した場合は、遅滞なく区に報告しなければならない。

区は、対象となる地下街等に対して、施設の避難体制の構築を図るため、避難確保・浸水防止計画の作成及び訓練の実施を支援していく。

第4節 高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設への支援

水防法に基づき、浸水想定区域内に位置し、本計画に施設の名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者が円滑かつ迅速に避難の確保を図るため、避難確保計画を策定するとともに、当該計画に基づいた訓練の実施が義務化されている。

なお、当該計画を作成した場合は、遅滞なく区に報告しなければならない。

区は、対象となる要配慮者利用施設に対して、施設の避難体制の構築を図るため、避難確保計画の作成及び訓練の実施を支援していく。

第5節 高潮ハザードマップ

区は、台風等による高潮の影響により、神田川が氾濫することで浸水が想定される区域や浸水深等を掲載した水害ハザードマップを作成し、区民等に広く周知することで、浸水対策への意識啓発を図る。

第5章 都市施設対策

第1節 道路及び交通施設等

第1 道路施設の整備

1 警察署

風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。

- 表示板等、風圧を受けるおそれがある施設の取付けは、必要最小限度とする。
- 信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検及び風水害発生直後の特別点検を実施する。

2 首都高速道路

(1) 供用中の高速道路及び付属施設

排水ポンプ、電気設備、通信設備等の諸設備について、定期的に点検を行い、安全を確保する。

(2) 工事中の道路及び付属施設

常に現場の整理を行い、災害に対する各種資材等の需給計画を策定し、安全を確保する。

3 区

利用者の安全確保を図るため、道路及び橋梁^{りょう}の強化を行う。

第2 都営地下鉄

1 駅出入口の浸水防止設備

駅出入口及びエレベーター出入口には、止水板を設置している。

2 強風対策

強風に対しては、総合指令庁舎屋上及び新宿線荒川橋梁上に風速計を備え、各指令区が常時監視している。

第3 東京地下鉄

1 駅出入口の浸水防止設備

駅出入口及びエレベーター出入口には止水板を設置し、定期的な訓練、点検整備により、対応能力の向上及び機能維持を図っている。

2 トンネル内浸水拡大防止設備

河川の氾濫、洪水、高潮等によるトンネル内浸水による被害の拡大に備え、トンネルの全断面を閉鎖できる防水ゲートを設置して、都心への被害が拡大するのを防止している。

3 トンネル内排水設備

トンネルの勾配の低い箇所にポンプ室を設け、それぞれ毎分1立方メートルの排水量のポンプを3台設置して、トンネル内の排水を行っている。

4 強風対策

強風に対しては、地上区間の主要6橋梁部に風速計を設置し、風速監視装置に表示される風速を基に、運転規制を行っている。

第4 屋外広告物等に対する規制

【第2編／第1部／第2章／第2節／第2／3 屋外広告物等に対する規制（55ページ）】参照

第2節 ライフライン施設

第1 電気施設（東京電力）

1 系統連携の強化

電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

2 電気施設の災害対策

（1）浸水対策

施設名	安全化対策等
変電設備	浸・冠水のおそれのある箇所は、床面の嵩上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器の嵩上げを実施する。 また、屋外機器は基本的に嵩上げを行うが、嵩上げ困難なものは、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて実施する。
配電設備	浸・冠水のおそれのある供給用変圧器室は、変圧器の嵩上げ等による防水対策を実施する。
地中送配電設備	地中埋設設備については、浸水対策を施している。

（2）強風対策

強風に対しては、各施設とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

3 日常における電気設備の保守点検

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）及び自家用需要者を除く一般需要者の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修を行っている。

第2 ガス施設

1 ガス施設の定期検査

ガス事業法の規定に基づいたガス施設の定期検査を実施する。

第3 水道施設

1 水道施設のバックアップ機能の強化

浄水場等が停止しても可能な限り給水できるよう、浄水場と給水所との間や各給水所を結ぶ広域的な送水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っている。

2 水道施設の浸水対策

浸水被害のおそれのある水道施設については、施設の機能維持を図るため、出入口等に止水堰の設置、施設の嵩上げ等の浸水対策を実施している。

3 水道施設の監視及び点検

風水害による上水道施設の災害防止のため、平素から各施設について監視及び点検を実施している。

第4 下水道施設

1 施設整備

下水道幹線やポンプ所など基幹施設を計画的に整備し、雨水を排除する能力を向上させることで浸水被害を軽減するため、「経営計画2021」及び「下水道浸水対策計画2022」を策定し、特に浸水の危険性の高い地区を対策地区として重点化し、対策を進めている。

2 気象情報の把握と情報提供

レーダー雨量計システムからの降雨情報を「東京アメッシュ」としてホームページに掲載するとともに、GPS機能による現在地表示が可能なスマートフォン版を配信することなどにより、きめ細やかな降雨情報を、リアルタイムで配信している。

3 防災意識の啓発

都民用「浸水対策リーフレット」を発行し、都民が自らできる浸水への備えの紹介や降雨情報の提供(東京アメッシュ)並びに関係機関の連絡先等を紹介する。

第5 通信施設

迅速かつ的確な情報の伝達を図るため、災害による通信施設の被災を最小限に止め、また、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

第6章 防災行動力の向上

第1節 自助による区民の防災力の向上

区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

区民が実施する必要のある防災対策
○「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。
○早期避難の重要性を理解しておく。
○日頃から天気予報や気象情報等に関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況等を覚えておく。
○区が作成するハザードマップ等で自分の住む地域の地理的特徴や住宅の条件等を把握し、適切な対策を講じる。
○貴重品や生活必需品、飲料水、保存食、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品及び雨具やヘルメット等の避難用具の準備をしておく。
○買物や片付け、ローリングストックなど、日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。
○災害による道路寸断等で孤立する可能性に備えて、普段から備蓄を心掛ける。
○台風等が近づいたときの対策や避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
○風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じる。
○「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
○都や区、国がインターネットやスマートフォン等に配信する、雨量、河川水位情報及び河川監視画像を確認する。
○気象情報や区の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。
○都や区が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
○町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
○水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりを取り除くなど、水害対策を協力して行う。
○避難行動要支援者がいる家庭では、区の定める要件に従い、差し支えがない限り、区が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、安否確認者を指定して円滑かつ迅速な避難に備える。

第2節 区民の防災意識の啓発

区及び防災関係機関は、以下の広報内容を基準とし、区民等への広報を実施することにより、防災意識の向上に努める。

【第2編／第1部／第1章／第2節／第1／2 防災意識の啓発（2ページ）】

広報内容の基準

- 家庭での風水害対策
- 避難指示等に関する取扱い
- 災害情報の入手方法
- 応急救護の方法
- 避難するときの注意
- 土砂災害に対する心得
- 台風時の風に対する対策
- ゲリラ豪雨対策
- 竜巻に対する備え
- 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- 区民防災
- 組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- 台風・津波・高潮・集中豪雨に関する一般知識
- 各防災機関の風水害対策

第3節 区民防災組織等の防災力向上

【第2編／第1部／第1章／第2節／第2 区民防災組織等の防災力向上（39ページ）】
参照

第4節 マンション防災における自助・共助の構築

【第2編／第1部／第1章／第2節／第3 マンション防災における自助・共助の構築
（40ページ）】参照

第5節 事業所による自助・共助の強化

第1 区

風水害時において、事業所が自らの組織力を活用した活動ができるように、平常時から防災に関する情報提供を行うとともに、自発的な防災訓練の実施等を指導・支援し、防災行動力の育成・強化を図る。

第2 消防署

風水害を想定した自衛消防訓練等の指導を推進し、事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。

第3 事業所

事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して、風水害時に事業所が行うべき活動内容を定めるとともに、活動組織体制の確立、育成に努め、地域の防災力の向上に寄与する。

第6節 水防訓練の実施

水防法等に基づき、河川の溢水、堤防の決壊による氾濫等に的確に対処するため、水防工法の習熟等を目的とした訓練を、区、消防署（小石川、本郷）、消防団（小石川、本郷）その他防災関係機関等が連携して、原則として、年1回以上、台風上陸時期の前に実施する。

訓練項目
○部隊編成訓練
○文京区災害対策本部運営訓練
○情報通信訓練
○水防工法訓練
○救助・救急訓練
○その他水災時の活動に必要な訓練

第7節 ボランティア体制の整備

【第2編／第1部／第1章／第2節／第6 ボランティア体制の整備（44ページ）】参照

第8節 区及び防災関係機関、区民、事業所等の連携

【第2編／第1部／第1章／第2節／第7 区及び防災関係機関、区民、事業所等の連携（46ページ）】参照

第9節 区立学校（園）等における防災対策

【第2編／第1部／第10章／第2節／第6 応急教育及び応急保育（101ページ）】参照

第3編 風水害対策

第2部 風水害応急・復旧対策計画

- 第1章 応急対策の活動態勢
- 第2章 情報の収集及び伝達
- 第3章 救助・救急活動
- 第4章 応援協力・派遣要請
- 第5章 警備・交通規制
- 第6章 避難計画
- 第7章 物流・備蓄・輸送対策
- 第8章 医療救護・保健等対策
- 第9章 被災者の生活確保
- 第10章 ボランティア等との連携
- 第11章 ライフライン施設の応急・復旧対策
- 第12章 公共施設等の応急対策
- 第13章 応急教育
- 第14章 ごみ・し尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理
- 第15章 災害救助法の適用
- 第16章 激甚災害の指定

第1章 応急対策の活動態勢

第1節 水害即応態勢の活動態勢

第1 水害即応態勢の設置

区内で、台風や集中豪雨等による局地的な災害が発生するおそれがあると危機管理室長が認めた場合、水害即応態勢を設置し、初動態勢を確立する。

第2 水害即応態勢の構成

水害即応態勢は、企画政策部（広報課）、総務部（総務課・職員課・危機管理課・防災課）、区民部（区民課）、都市計画部（建築指導課）、土木部（管理課・道路課）及び施設管理部（施設管理課）をもって組織する。

第3 水害即応態勢の役割

- 災害情報等の収集・伝達
- 台風、集中豪雨等の被害に対応する初動態勢の確立
- 対応部署の役割分担の確認・共有
- 臨時水害対策本部及び災害対策本部設置の検討

第2節 区の臨時水害対策本部の活動態勢

第1 臨時水害対策本部の設置

豪雨、洪水、土砂災害等により、区若しくは周辺区に非常事態が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、初期における事態に迅速に対処するため、文京区臨時水害対策本部要領に基づき、文京区臨時水害対策本部（以下「臨時水対本部」という。）を設置する必要がある場合、危機管理室長は、企画政策部広報課長、総務部長、区民部長、土木部長及び施設管理部長と協議の上、臨時水対本部を設置する。

なお、危機管理室長は、上記関係部長等と協議する時間的余裕のない場合、臨時水対本部を設置することができ、その場合、設置後に関係部長等に報告するものとする。

また、台風、集中豪雨等による風水害の発生のおそれがある場合又は水害の発生があった場合は、企画政策部広報課長、総務部長、区民部長、土木部長及び施設管理部長は、臨時水対本部の設置を危機管理室長に要請することができる。

第2 臨時水対本部の設置の通知

臨時水対本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち、必要と認めた者に本部を設置したことを通知する。

- 各部長
- 都知事（総務局総合防災部防災対策課）
- 防災関係機関の長又は代表者
- 指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

第3 臨時水对本部の掲示

臨時水对本部が設置された場合、シビックセンター内災害対策本部室に「文京区臨時水害対策本部」の掲示を行う。

第4 臨時水对本部の組織

臨時水对本部の組織は、以下の部及び課の管理職をもって構成する。

企画政策部(広報課)、総務部(総務課・職員課・危機管理課・防災課)、区民部(区民課)、福祉部(福祉政策課)、子ども家庭部(幼児保育課)、都市計画部(建築指導課)、土木部(管理課・道路課)、施設管理部(施設管理課)及び教育推進部(教育総務課)

第5 臨時水对本部の廃止

気象情報及び被害の状況等を勘案の上、危機管理室長が臨時水对本部の配備を不要と認めた場合、又は文京区災害対策本部が設置された場合、臨時水对本部を廃止する。

第3節 区の災害対策本部の活動態勢

【第2編／第1部／第4章／第3節／第1 初動態勢(103ページ)】参照

第4節 水防活動

第1 水防活動の安全対策

区及び消防機関は、水防活動時における安全対策として、次の事項に留意して対応する。

水防活動時における安全対策
○水防活動時には、大雨、洪水、高潮等の気象情報を常に確認する。
○情報を確認するための通信手段を確保する。
○予報等が発表された場合でも、直ちに避難できる場所を常に考えながら、水防活動を行う。
○水防活動時には、ライフジャケット等を着用する。

第2 区の水防活動

1 タイムラインの活用

区は、水害及び土砂災害の応急対策について、台風を想定したタイムライン(行動の手順)に基づき、都や防災関係機関と連携して実施する。

なお、タイムラインの活用にあたっては、台風の進路、規模、雨量等の状況に応じて応急対策活動を取捨選択するなど、臨機応変な対応を行う。

また、荒川外水氾濫については、荒川下流タイムライン(国土交通省荒川下流河川事務所)を運用し、水害被害の軽減に努めている。

2 河川等の巡視

区は、水防管理者として区内の河川、堤防等を随時巡視し、水防上注意を要する箇所の現況把握に努め、その対策を確立する。

水防上注意を要する箇所以外に維持、修繕等の応急的な措置を必要とする箇所がある場合は、直ちに河川管理者に連絡をして、必要な措置を求める。

3 水防活動の要請

気象状況等により、洪水又は高潮のおそれがある場合は、直ちに事態に即応した配備態勢をとり、水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。

また、次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請し、直ちに建設局(水防本部)に報告する。

- 水位又は潮位が氾濫注意水位に達し、氾濫のおそれがあるとき。
- その他水防上必要と認めたとき。

4 防水扉等の閉鎖

神田川が溢水のおそれがある場合は、橋梁に設置してある防水扉等を閉鎖する。その際、交通管理者、隣接区及び管轄の警察署への連絡する。また、緊急時には、消防署へ協力要請するとともに、居住者等で協力体制が整った場合は、業務を任せることができる。

5 被害状況の伝達

避難情報を発表した場合、一般資産の浸水被害が発生した場合、土砂災害の発生が発生した場合は、第六建設事務所と情報を共有するとともに、東京都災害情報システム(D I S)に入力して、都総務局総合防災部に報告する。

また、区が管理している道路等の公共土木施設で被害が発生した場合、第六建設事務所及び都建設局道路管理部保全課に被害報告表をF A X等で報告する。

6 居住者に対する水防従事命令

水防のためやむを得ない必要があるときには、その区域内に居住する者又はその場にいる者を水防に従事させることができる。

7 関係機関への応援要請

水防のため必要がある場合、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

また、他の水防管理者又は消防機関の長に対しても、応援を求めることができる。

8 自衛隊の派遣要請

水防活動に対して自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、都知事(都総務局総合防災部)にその旨を依頼する。

【第2編／第1部／第4章／第3節／第3／2 応援要請等の実施(78ページ)】参照

第3 消防機関の水防活動

1 水防態勢

消防署長は、気象情報その他により水災の発生するおそれのある場合は、平常時の

勤務体制において、水防態勢を発令して防災関係機関と密接な連絡を行い、情報を収集分析し、水防非常配備態勢の発令に備えるものとする。

2 水防非常配備態勢

東京消防庁の水防非常配備態勢の発令は、警防本部長の命による。ただし、局地的な集中豪雨による被害の発生が予想され、又は発生した場合は、第五消防方面本部長又は当該消防署長が方面、署ごとに水防第1非常配備態勢又は水防第2非常配備態勢を発令することができる。

態 勢	主 た る 処 置
水防第1非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防部隊の編成及び署隊運用 2 救命ボートの運用準備 3 水防資器材の点検整備 4 防災関係機関との連絡及び情報の収集 5 庁舎施設の防護 6 河川水防施設の巡視による情報収集その他水災発生危険箇所の把握及び広報
水防第2非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 方面本部及び署隊本部機能の強化 2 水防部隊の編成及び署隊運用 3 所要の水防資器材、水、食糧、燃料等の準備 4 関係機関等への職員派遣 5 水防活動、被害状況等の把握 6 当番の職員並びに勤務時間外職員のおおむね3分の1及び所要の消防団員の動員
水防第3非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 1 方面隊本部及び署隊本部機能の強化 2 水防部隊の増強及び署隊運用 3 関係機関等への派遣連絡員の増強 4 監視警戒の強化 5 水防活動、被害状況等の把握 6 当番の職員並びに勤務時間外職員のおおむね半数及び所要の消防団員の動員
水防第4非常配備態勢	<p>前各号に掲げる事項を強化するほか、次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 長期の水防活動を行うために必要な交替制の確立 2 全水防部隊の編成 3 応援態勢又は応援受入態勢の確立 4 全職員及び全消防団員の動員

3 活動内容

消防機関の長は、水防管理者から出動要請を受けた場合又は自ら水防作業の必要を知った場合は、直ちに出動して水防作業を行う。水防作業時における工法は、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して実施する。

河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある場合は、直

ちにその管理者に連絡し、必要な措置を求める。

水防上緊急の必要がある場所においては、水防法第21条に基づき、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対し、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、水防法第24条の規定により、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。

第4 決壊時の措置

1 決壊の通報及びその後の措置

区、警察又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。

決壊後の場合においても、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

2 立ち退き

(1) 立ち退きの指示

区長又は都知事は、洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められた場合、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、水防信号その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。

この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。

(2) 避難誘導等

警察は、区と協力して、立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者を救出又は避難誘導する。

また、区は、警察署長及び消防署長と協議の上、あらかじめ立退先及び経路等について、必要な措置を講じる。

第5 排水作業

区は、大規模な洪水等により広範囲な浸水が発生した場合、都が作成した排水計画に基づいて、都と連携し、速やかに排水作業を実施する。

また、区内の浸水状況等を確認して、排水計画の範囲外の区域で排水作業が必要な場合、移動式排水ポンプ車の出動を第六建設事務所に要請する。

第6 公用負担

区、消防機関の長又は水防管理者から委任を受けた者は、水防のため緊急の必要がある場合は、水防の現場で必要に応じて、次の権限を行使する。

なお、区は、これらにより損害を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

権限行使が可能な事項
○必要な土地の一時利用
○土石、竹木その他の資材の使用又は収用
○車両その他の運搬用機器又は器具の使用
○排水用機器の使用
○工作物その他の障害物の処分（委任を受けた者は、権限を行使できない）

第7 費用負担

区は、その管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担する。

その額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と、求められた水防管理団体が協議して決める。

また、区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあっせんを申請することができる。

第8 水防活動等に関する報告

1 巡視点検の報告

区は、水防巡視点検表を作成し、要請があった場合、第六建設事務所へ提出する。

2 水防活動終了後の報告

区は、水防活動終了後3日以内に水防活動報告書（速報版）を作成し、第六建設事務所へ提出する。

また、年に4回、水防活動実施報告書を第六建設事務所へ提出する。

第5節 防災会議の招集

【第2編／第1部／第4章／第3節／第1／6 防災会議の招集（108ページ）】参照

第2章 情報の収集及び伝達

第1節 通信連絡体制

第1 区と防災関係機関等との通信連絡体制

【第2編／第1部／第5章／第3節／第1 情報通信連絡体制（89ページ）】参照

1 東京都災害情報システム（DIS）の活用

区は、平常時において、都が気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を東京都災害情報システム（DIS）端末機により情報を得ている。また、気象警報発令時等に、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に東京都災害情報システム（DIS）で受信している。

災害時には、区の被害・措置等に関する情報を入力するとともに、他区の状況等の情報の共有化を図る。

第2節 予報、警報等の伝達

第1 情報収集・伝達体制

1 区

（1）気象情報等の早期収集

区は、水害又は土砂災害の発生するおそれがある場合、水防災監視システム、気象庁、民間気象会社等の情報を活用し、以下の情報収集を行う。

また、荒川の氾濫については、国土交通省荒川下流河川事務所や気象庁からの気象情報や水位情報を収集するとともに、ホットライン等により、状況の把握に努める。

- 気象・雨量・神田川水位情報・荒川水位情報
- 環状七号線地下調節池に関する情報（第三建設事務所）
- 都内の水門操作状況（都建設局経由）
- 大雨警報（浸水害、土砂災害）、洪水警報
- 大雨特別警報
- 土砂災害警戒情報
- 記録的短時間大雨情報
- 神田川氾濫危険情報
- 荒川氾濫発生情報
- 現地確認情報
- 近隣区等における災害発生情報

（2）区民、警察、消防等からの情報収集

区は、急傾斜地（崖・擁壁）等について、区民、警察、消防等から前兆現象や災害発生等の情報を収集し、急傾斜地（崖・擁壁）等の崩壊等による被害が発生する危険があるときは、防災関係機関等に連絡するとともに、防災行政無線や広報車等を使

用して区民に注意の伝達をする。

(3) 神田川流域内の区市との情報共有

区は、集中豪雨の際に避難指示等を遅延なく発令するため、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から神田川流域内の区市と連携し、避難指示の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況などの必要な情報の共有化を図る。

(4) 職員の巡回による情報収集

区は、神田川の護岸、急傾斜地崩壊危険箇所の状況等を把握するため、職員を現地に派遣し、情報を収集する。

(5) 都総務局及び気象庁への通報

区は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、その発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けた場合又は自ら知った場合は、直ちに都総務局及び気象庁に通報する。

(6) 通報の周知

区は、都又は関係機関から災害原因に関する重要な情報に関する通報を受けた場合又は自ら知った場合は、直ちに区内の公共的団体その他重要な施設の管理者、区民防災組織、区民等に周知する。

(7) 警報、注意報等の周知

都又はN T T東日本から、特別警報、警報及び重要な注意報の通報を受けた場合、又は自らその発表を知った場合は、直ちに区内の公共的団体その他重要な施設の管理者、区民防災組織等に伝達するとともに、消防署、警察署、都等の協力を得て、区民等に周知する。

(8) 情報伝達手段の活用

区民等に、気象・雨量情報、大雨情報、神田川氾濫危険情報、高潮氾濫発生情報、荒川氾濫危険情報、荒川氾濫発生情報、土砂災害警戒情報等の災害に関する情報、避難指示や避難所の開設状況等の避難に関する情報を提供するため、様々な情報伝達手段を組み合わせ活用する。

伝達する情報	伝達手段
気象・雨量情報、大雨警報 等	ホームページ 防災ポータル 防災アプリ SNS 「文の京」安心・防災メール CATV

<p>[警戒レベル3]高齢者等避難</p>	<p>ホームページ 防災ポータル 防災アプリ SNS 「文の京」安心・防災メール Lアラート（公共情報コモンズ） C A T V 防災情報一斉通知アプリ 緊急速報メール（エリアメール） Y a h o o ! 防災速報 庁有車</p>
<p>[警戒レベル4]避難指示 （神田川氾濫危険情報、土砂災害警戒情報等を含む。）</p>	<p>ホームページ 防災ポータル 防災アプリ SNS 「文の京」安心・防災メール Lアラート（公共情報コモンズ） C A T V 防災情報一斉通知アプリ 防災行政無線 緊急速報メール（エリアメール） Y a h o o ! 防災速報 直接的な声掛け（防災関係機関等） 庁有車</p>
<p>[警戒レベル5]緊急安全確保 （高潮氾濫発生情報を含む。）</p>	<p>ホームページ 防災ポータル 防災アプリ SNS 「文の京」安心・防災メール Lアラート（公共情報コモンズ） C A T V 防災情報一斉通知アプリ 防災行政無線 緊急速報メール（エリアメール） Y a h o o ! 防災速報</p>

2 消防署

都総務局、気象庁その他関係機関から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、区民に周知する。

3 警察署

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、その旨を速やかに関係区長に通知する。

4 NTT東日本

気象庁からNTT東日本に通知された特別警報及び警報を、区に通報する。

第2 洪水予報

1 荒川洪水予報

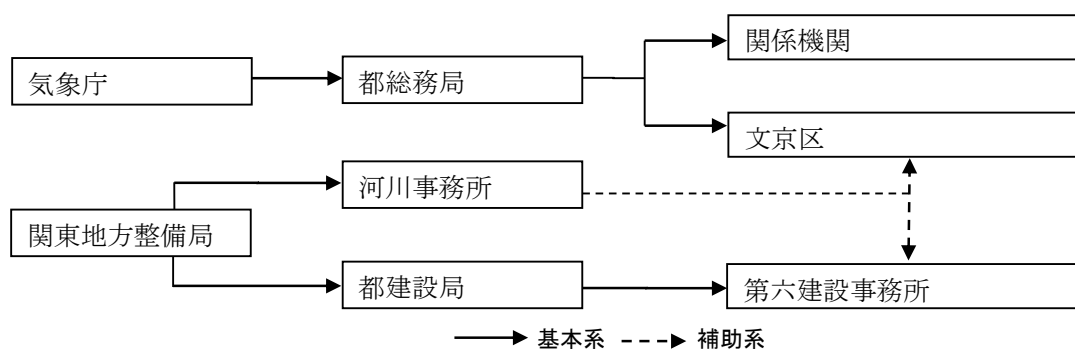
(1) 発表基準水位

単位：A.P

基準地点	水防団 待機水位 (指定水 位)	氾濫 注意水位 (警戒水 位)	氾濫 危険水位	氾濫 発生水位	計画 高水位
熊谷	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	7.507m
治水橋	7.00m	7.50m	12.20m	12.70m	14.599m
岩淵水門（上）	3.00m	4.10m	6.50m	7.70m	8.57m

※「A.P.」とは、東京湾霊岸島の量水標の目盛において、基準面零位を基準とする基本水準面（Arakawa Peil の略）

(2) 伝達系統



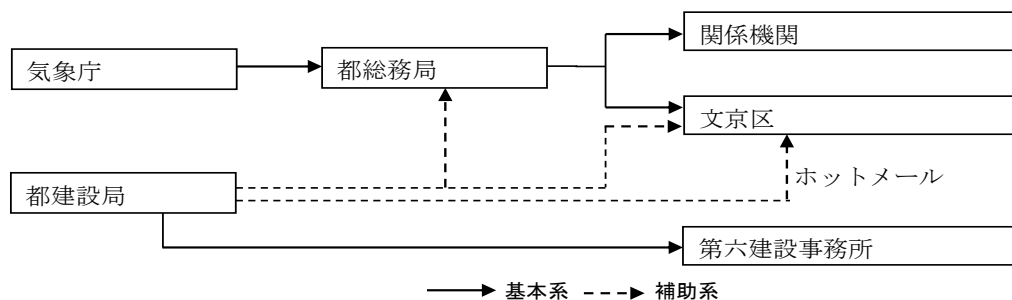
2 神田川洪水予報

(1) 発表基準水位

単位：A.P.

基準地点	水防団 待機水位 (指定水 位)	氾濫 注意水位 (警戒水 位)	氾濫 危険水位	氾濫 発生水位
番屋橋	—	—	34.10 m	34.93 m
和田見橋	—	—	29.72 m	30.59 m
南小滝橋	—	—	17.96 m	20.10 m
飯田橋	—	—	3.67 m	5.27 m

(2) 伝達系統



第3 水位周知海岸（高潮特別警戒水位）

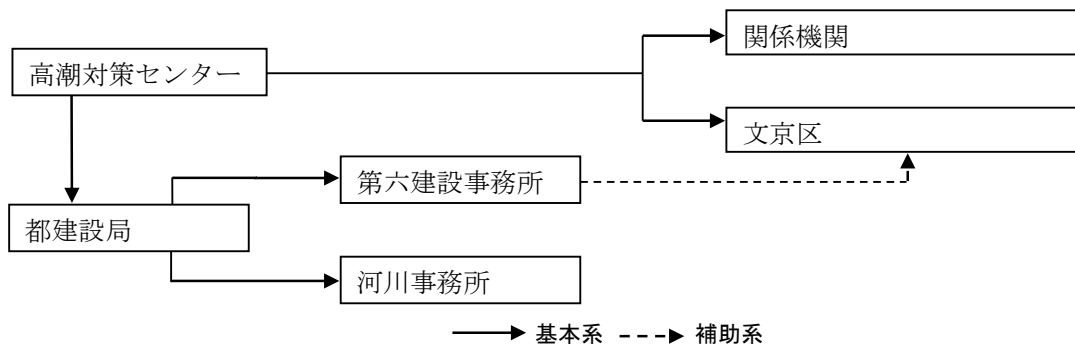
1 発表基準水位

単位：A. P.

基準水位観測所	区間名	高潮特別警戒水位
辰巳水門	4.3m 区間	4.3m
	3.9m 区間	3.9m
	3.6m 区間	3.6m

※文京区は、4.3m 区間に含まれる。

2 伝達系統

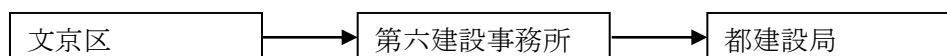


第4 水門等の操作情報

1 区が操作担当とされている水門等

施設名	種類	所在地
隆慶橋	差蓋	文京区後楽 2-3～2-6 地先 (左岸)
中之橋	陸閘	文京区水道 1-3 地先 (左岸)
小桜橋	陸閘	文京区水道 1-4～2-1 地先 (左岸)
西江戸川橋	陸閘	文京区水道 2-1～2-4 地先 (左岸)
石切橋	陸閘	文京区水道 2-5～2-6 地先 (左岸)
古川橋	差蓋	文京区水道 2-6～2-7 地先 (左岸)
	陸閘	文京区関口 1-17～1-18 地先 (右岸)
掃部橋	差蓋	文京区水道 2-7～2-8 地先 (左岸)
		文京区関口 1-18～1-19 地先 (右岸)
華水橋	差蓋	文京区水道 2-8～2-9 地先 (左岸)
		文京区関口 1-21 地先 (右岸)

2 伝達系統



第5 竜巻注意情報が発表された場合の対応周知

区は、竜巻注意情報が発表された場合、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁等とも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応について、区民等に周知する。

第3節 要配慮者利用施設に対する洪水予報等の伝達

区は、区ホームページ、SNS、防災行政無線、「文の京」安心・防災メール、緊急速報メール（エリアメール）、Lアラート、CATV、「Yahoo! 防災速報」等を活用して、避難情報等の伝達を行う。

第4節 被害状況等の報告

【第2編／第1部／第5章／第3節／第1／3 被害状況等の報告（124ページ）】参照

第5節 広報活動

第1 区の広報活動

区は、区内で災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、警察署、消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。

【第2編／第1部／第5章／第3節／第2／1 区の広報活動（125ページ）】参照

第2 防災関係機関の広報活動

1 都水道局

災害に関する情報を収集し、災害において断水事故が発生した場合、住民の不安と混乱を防ぐため、広報車等を巡回させるとともに、都、区、警察署、消防署、報道機関等の防災関係機関との協力を得て、断水地域の区民に対し、被害、復旧、応急給水等について適時適正に広報する。

2 都下水道局

災害に関する情報を収集し、下水道施設の被害及び復旧の状況並びに下水道使用自粛等の協力要請を広報する。

3 警察署

災害に関する情報を収集し、防災関係機関と協力して、気象、水象の状況、水防活動状況及び今後の見通し、被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動、感電、転落、溺

水等による事故の防止及び防疫に関する注意の喚起等に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。

4 消防署

災害に関する情報を収集し、防災関係機関と協力して、気象及び水位の状況、水災及び土砂災害に関する情報、被災者の安否情報、水防活動状況等に重点を置き、適時的確な広報活動を実施する。

5 NTT東日本

災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。

ホームページ、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機からの輻輳トキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、区との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

6 東京電力

テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）、新聞等の報道機関及びホームページ、SNS等、区の防災行政無線、広報車等による直接当該地域への巡回により、電気による二次災害等を防止するための方法、避難時の電気安全に関する心構えについての情報、電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報を広報する。

7 東京ガス

災害に関する情報を収集し、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況及び供給停止地区の復旧の見通しを広報する。

8 首都高速道路

災害に関する情報を収集し、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等を広報する。

第6節 広聴活動

【第2編／第1部／第5章／第3節／第3 広聴体制（129ページ）】参照

第3章 救助・救急活動

【第2編／第1部／第4章／第3節／第2 消火・救助・救急活動（108ページ）】参照

第4章 応援協力・派遣要請

【第2編／第1部／第4章／第3節／第3 応援協力・派遣要請（111ページ）】参照

第5章 警備・交通規制

第1節 警備

第1 警備態勢

警察署は、関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、各級警備本部を設置するなど早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

第2 警備活動

警察署は、災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

警備活動
○河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
○災害地における災害関係の情報収集
○警戒区域の設定
○被災者の救出・救護
○避難者の誘導
○危険物の保安
○交通秩序の確保
○犯罪の予防及び取締り
○行方不明者の調査
○死体の調査等及び検視

第3 その他

1 警戒区域の設定

災害現場において、区長若しくはその職権を行う区職員が現場にいない場合又はこれらの者から要求があった場合は、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を区長に通知する。

2 区に対する協力

区長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り、警備部隊を応援出動させる。

なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは、積極的に災害応急活動を実施する。

区の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

第2節 交通規制

第1 交通規制

警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等の適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

第2 車両検問

警察署は、主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

第3 その他

警察署は、交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第6章 避難計画

第1節 避難指示等の発令

水害時及び土砂災害時における避難行動は、立退き避難（避難所や安全な場所へ避難する行動）を基本として、「屋内安全確保」（※1）、適切なタイミングで避難をしなかった場合等に行う「緊急安全確保」（※2）を避難行動とする。

※1 安全な上階への移動や安全な上層階にとどまる等

※2 避難のための立退きを行うことにより、かえって危険が及ぶおそれがある場合に、時点である場所よりも相対的に安全である場所へ緊急に退避する等

第1 高齢者等避難の発令

1 区

区は、避難指示を発令することが予想される場合又は要配慮者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階の場合、必要に応じて、文京区水害・土砂災害対策実施要領に基づき、高齢者等避難を発令する。

2 警察署

区と協力の下、高齢者等に対して、早期に避難所や知人宅等への安全な場所への避難の指示及び指導を行う。

第2 避難指示の発令

1 区

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階の場合、警察署長及び消防署長と連絡の上、文京区水害・土砂災害対策実施要領に基づき、避難指示を発令する。この場合、区は、直ちに都本部に報告するものとする。

区民の生命・身体を保護するために、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は撤去を命ずる。

2 警察署

現地において、著しい危険が切迫しており、区長が避難指示を発令することができないと認める場合又は区長から要求があった場合は、警察官が直接住民等に避難の指示をする。この場合、警察官は直ちに避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を区長に通知する。

避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。

危険が切迫し、特に急を要すると認める場合は、警察官の判断により、警察官職務執行法に基づく措置を採る。

3 消防署

災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合は、区へ通報する。

また、人命危険が著しく切迫し、通報する時間的余裕のない場合は、避難の指示等

を行い、その後、区へ通報する。

第3 避難誘導

1 区

避難者の誘導に協力するほか、避難所へ職員の派遣等を行い、施設管理者と連絡を密にし、避難者の受入等に支障を来さないようにする。

学校（園）は、災害の状況に応じ、学校（園）長以下各担任教師を中心として、園児、児童、生徒等を安全に避難誘導するよう努める。

保育園、児童館、育成室等は、建物に損傷のおそれがあるなど、災害の状況に応じて、園長以下各担任保育士等を中心として、園児等を安全に避難誘導するよう努める。

2 警察署

高齢者等避難又は避難指示が出された場合には、区及び消防署等と協力して、区民等を避難誘導する。

なお、高齢者、障害者等の避難行動要支援者及び病人は、優先して避難させる。

誘導する場合は、危険箇所に標示、なわ張り等をするほか、道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報等を行い、事故防止に努め、浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用する。

また、夜間の場合は、照明器具を活用するなど、安全に配慮する。

風水害等の規模や態様により、できる限り部隊を配置し、区民防災組織や事業所等のリーダーと連携を図り、必要な避難措置を講じる。

高齢者等避難、避難指示に従わない者については、説得に努め、避難するよう指導する。

3 消防署

高齢者等避難、避難指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、道路・橋梁等の状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況等を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。

また、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難指示等を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置を採る。

第2節 避難指示等の伝達

区は、文京区水害・土砂災害対策実施要領に基づき、気象・雨量情報、大雨情報、神田川氾濫危険情報、高潮氾濫発生情報、荒川氾濫危険情報、荒川氾濫発生情報、土砂災害警戒情報等の災害に関する情報、高齢者等避難・避難指示、避難所及び垂直避難場所の開設状況、避難指示等の解除等の避難に関する情報を区民等に伝達する。

第3節 居住者等がとるべき行動

区は、区が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等により、立ち退き避難又は屋

内安全確保の行動を区内居住者等に求める。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル1】 早期注意情報	○防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報	○ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定避難所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	○高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ○高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	○危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	○避難所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保をする。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとはかぎらず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとはかぎらない。

第4節 要配慮者の支援

（1）地下街等又は要配慮者利用施設の避難支援

区は、浸水想定区域・高潮浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に含まれる要配慮者利用施設、地下街及び地下施設を確認し、高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、電話等により、高齢者等避難、避難指示の内容や避難所の情報等を施設に伝達する。

（2）在宅の要配慮者への避難支援

区は、高齢者等避難又は避難指示の発令対象地域のうち、自力で避難することが困難な在宅の要配慮者について、民生委員・児童委員や福祉サービス提供事業者等、防災関係機関等と連携を図り、高齢者等避難又は避難指示の内容を伝達し、安全かつ迅速に避難できるよう支援を行う。

第5節 区有施設利用者への避難支援

区は、避難指示等を発令した場合、施設利用時間中に利用する者がいる施設に対して、各施設所管課から電話等により、避難指示等の内容や避難所の情報等を施設に伝達する。

第6節 避難所の開設・運営等

1 新興感染症等の流行時の対応

区は、新興感染症等の流行により、感染拡大の防止等を行う必要がある場合は、文京区避難所運営ガイドライン（新型コロナウイルス感染症対策編）を参照し、避難所の開設及び運営を実施する。

なお、新興感染症等の感染拡大防止の具体的な対応については、最新の情報を確認し、適切に対応していくものとする。

2 避難所の開設

避難所の開設の決定は、臨時水対本部等が行う。避難所の開設は、臨時水対本部等の管理及び責任の下、区職員が行う。

開設時期等	避難所開設及び運営の主体
勤務時間内の場合	災害対策本部における当該避難所開設運営班職員。 ※ 目白台交流館については、関口台町小学校避難所開設運営班職員とする。
勤務時間外の場合	防災職員住宅被貸与者で、避難所開設運営班の指定職員 ※ 担当避難所は、別に指定する。
避難所の運営時間が勤務時間内から勤務時間外に及ぶ場合	17時15分に防災職員住宅被貸与者による運営に切り替える。
避難所の開設時間が24時間以上にわたること が想定される場合	防災職員住宅貸与者に加え、臨時災害対策本部及び災害対策本部の避難所開設運営班との交代制とし、勤務時間は、開設時間によってローテーションを組む。

避難所の開設が決定した場合、臨時水対本部等は、施設管理者等（副校長等）に連絡し、避難者の受入体制等について確認を行う。

避難所の開設は、原則として、[警戒レベル3]高齢者等避難の発令までには終える。

あらかじめ定められた区職員は、速やかに避難所を開設し、被災者の受入体制を整える。

避難所を開設した場合は、開設の状況（日時、場所、避難者数、開設予定期間等）を警察署、消防署等の防災関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）により、都へ報告する。

参集した区職員から避難所状況報告を受けた臨時水対本部等は、報告被災者数や被災地域等の被災状況、避難収容対象施設の収容力・設備等を総合的に判断し、避難所の追加が必要であれば、垂直避難場所等を開設する。

3 避難所の指定基準

(1) 避難所の指定基準

ア 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公共施設等）を利用する。

イ 避難所の収容基準は、避難所が過密にならないよう努める。
なお、居室面積の参考としては、おおむね3.3 m²当たり2人を目安とする。

(2) 避難所ごとの割当

避難指示等の発令対象地域ごとに避難所の割当は行わない。

4 収容対象者

避難所には、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容する。また、乳幼児・高齢者・障害者等を優先して収容する。

5 避難所の運営

避難所の運営は、区職員を中心に運営し、可能な範囲で学校長・学校教職員（目白台交流館においては、指定管理者職員）の協力を得る。

区職員は、避難所運営が混乱なく円滑に行われるよう、文京区避難所運営ガイドラインに基づき、避難所の運営を行う。

6 避難所の閉鎖

避難所の運営で使用した毛布、備蓄物資等は、区職員で片付けを行い、可能な範囲で学校長・学校教職員（目白台交流館においては、指定管理者職員）等の確認を得る。

第7節 垂直避難場所の開設・運営等

第1 区主体の施設

1 垂直避難場所の開設

区は、以下のいずれか1つに該当する場合に、垂直避難場所を開設する。

○都と気象庁から「神田川氾濫危険情報」が発表された場合

○神田川の水位計（5か所）のいずれか1つの水位が警戒水位（区）又は氾濫危険水位（都）を超えた状態で、気象情報、降水短時間予報等で、神田川上流に多量の降雨が予想される場合

○神田川の水位計（5か所）のいずれか1つの水位が警戒水位（区）又は氾濫危険水位（都）を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、多量の降雨が予想される場合

垂直避難場所の開設及び閉鎖の決定は、浸水状況や気象情報等を考慮し、原則として、臨時水对本部等が行う。

垂直避難場所の開設、運営及び閉鎖は、区が主体となって運営する垂直避難場所においては、臨時水对本部等の管理及び責任の下、区職員が行う。

開設時期等	避難所開設及び運営の主体
勤務時間内の場合	災害対策本部における避難所運営部応援職員
勤務時間外の場合	防災職員住宅被貸与者で、本部班の職員

	※ 垂直避難場所に派遣する人数及び職員は、台風や雨等の状況を踏まえ、決定する。
垂直避難場所の運営時間が勤務時間内から勤務時間外に及ぶ場合	17時15分に防災職員住宅被貸与者の本部班の職員による運営に切り替える。
垂直避難場所の開設時間が24時間以上にわたることが想定される場合	防災職員住宅貸与者の本部班の職員に加え、当該垂直避難場所近隣の避難所における臨時災害対策本部の避難所開設班又は災害対策本部の避難所運営部応援職員との交代制とし、勤務時間は、開設時間によってローテーションを組む。

2 施設管理者等への連絡

区は、垂直避難場所の開設が決定した場合、施設管理者等に連絡し、避難者の受入体制等について確認を行う。

3 垂直避難場所の運営

垂直避難場所の運営は、近隣の避難所と避難情報や気象情報等を適宜情報共有しながら、区職員を中心に行い、可能な範囲で施設職員等の協力を得る。

避難者数に応じた避難スペースを設営し、必要な備蓄物資を供出する。

4 垂直避難場所の閉鎖

垂直避難場所の運営で使用した備蓄物資等は、区職員で片付けを行い、施設管理者等の確認を得る。

第2 協定締結先事業者主体の施設

1 垂直避難場所の開設

区は、垂直避難場所の開設が決定した場合、事業者等に連絡し、避難者の受入体制等について確認を行う。

2 垂直避難場所の運営

事業者等は、臨時水对本部等と情報を共有しながら、垂直避難場所を運営する。

人数等に不足が生じた場合は、臨時水对本部等と協議の上、必要に応じて、職員の派遣を受ける。

3 垂直避難場所の閉鎖

事業者等は、垂直避難場所の運営で使用した備蓄物資等の片付けを行う。

第8節 福祉避難所の開設及び運営管理

【第2編／第1部／第8章／第3節／第4 福祉避難所の開設及び運営管理（182ページ）】参照

第3編 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画

第7章 物流・備蓄・輸送対策

第9節 妊産婦・乳児救護所の開設及び運営管理

【第2編／第1部／第8章／第3節／第5 妊産婦・乳児救護所の開設及び運営管理
(182ページ)】参照

第10節 動物愛護

【第2編／第1部／第8章／第3節／第7 動物愛護 (184ページ)】参照

第3編 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画

第7章 物流・備蓄・輸送対策

第7章 物流・備蓄・輸送対策

第1節 食料・生活必需品等の供給

【第2編／第1部／第9章／第3節／第1 食料、生活必需品等の供給 (190ページ)】参照

第2節 飲料水の供給

【第2編／第1部／第9章／第3節／第2 飲料水の供給 (191ページ)】参照

第3節 地域内輸送拠点の開設及び運営

【第2編／第1部／第9章／第3節／第3 地域内輸送拠点の開設及び運営 (192ページ)】参照

第4節 物資の調達要請

【第2編／第1部／第9章／第3節／第4 物資の調達要請 (193ページ)】参照

第5節 物資の輸送

【第2編／第1部／第9章／第3節／第6 物資の輸送 (194ページ)】参照

第8章 医療救護・保健等対策

第1節 初動医療体制

【第2編／第1部／第6章／第3節／第1 初動医療体制（133ページ）】参照

第2節 保健衛生体制

【第2編／第1部／第6章／第3節／第1／5 保健衛生体制（135ページ）】参照

第3節 医薬品・医療資器材の供給

【第2編／第1部／第6章／第3節／第2 医薬品・医療資器材の供給（137ページ）】
参照

第4節 医療施設の確保

【第2編／第1部／第6章／第3節／第3 医療施設の確保（140ページ）】参照

第5節 遺体の取扱い

【第2編／第1部／第6章／第3節／第4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等（140ページ）】参照

第6節 防疫体制

【第2編／第1部／第6章／第4節／第1 防疫体制の確立（144ページ）】参照

第9章 被災者の生活確保

第1節 被災宅地危険度判定

【第2編／第1部／第10章／第3節／第2 被災宅地危険度判定（200ページ）】参照

第2節 り災証明書の交付準備

【第2編／第1部／第10章／第3節／第3 り災証明書の交付準備（200ページ）】参照

第3節 住家被害認定調査の実施

【第2編／第1部／第10章／第4節／第1 住家被害認定調査の実施（207ページ）】参照

第4節 り災証明書の交付

【第2編／第1部／第10章／第4節／第2 り災証明書の交付（207ページ）】参照

第5節 被災住宅の応急修理

【第2編／第1部／第10章／第4節／第3 被災住宅の応急修理（208ページ）】参照

第6節 応急仮設住宅の供給等

【第2編／第1部／第10章／第4節／第4 応急仮設住宅の供給等（209ページ）】参照

第7節 義援金の募集、受付及び配分

【第2編／第1部／第10章／第3節／第6 義援金の募集及び受付（210ページ）】参照

第8節 被災者の生活再建資金援助等

【第2編／第1部／第10章／第4節／第7 被災者の生活再建資金援助等（210ページ）】参照

第9節 租税等の徴収猶予及び減免等

【第2編／第1部／第10章／第4節／第9 租税等の徴収猶予及び減免等（215ページ）】参照

第10節 その他の生活確保

【第2編／第1部／第10章／第4節／第11 その他の生活確保（217ページ）】参照

第10章 ボランティア等との連携

第1節 ボランティアとの連携

【第2編／第1部／第1章／第3節／第6 ボランティアとの連携（48ページ）】参照

第2節 労働力の確保

【第2編／第1部／第10章／第4節／第8 労働力の確保（214ページ）】参照

第11章 ライフライン施設の応急・復旧対策

第1節 水道

【第2編／第1部／第3章／第3節／第3 水道（87ページ）】参照

【第2編／第1部／第3章／第4節／第3 水道（92ページ）】参照

第2節 下水道

【第2編／第1部／第3章／第3節／第4 下水道（87ページ）】参照

【第2編／第1部／第3章／第4節／第4 下水道（93ページ）】参照

第3節 電気施設

【第2編／第1部／第3章／第3節／第5／1 電気施設（88ページ）】参照

【第2編／第1部／第3章／第4節／第5 1 電気施設（93ページ）】参照

第4節 ガス施設

第1 東京ガスグループ

1 活動態勢

東京ガスは、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

2 応急対策

(1) 災害時の初動措置

- 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報収集
- 事業所設備等の点検

○その他状況に応じた措置

(2) 応急措置

○非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は、連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。

○施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

○その他現場の状況により適切な措置を行う。

(3) 資機材等の調達

復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

○取引先やメーカー等からの調達

○各支部間の流用

○他ガス事業者からの融通

(4) 車両の確保

本社地区に、緊急車及び工作車を配備しており、常時稼動可能な態勢にある。

3 復旧対策

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

社会的優先度の高い病院などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。

第5節 通信施設

【第2編／第1部／第3章／第3節／第5／3 通信施設 (90 ページ)】参照

【第2編／第1部／第3章／第4節／第5／3 通信施設 (94 ページ)】参照

第12章 公共施設等の応急・復旧対策

第1節 区有施設

【第2編／第1部／第2章／第3節／第2／2 社会公共施設等の応急対策（65ページ）】
参照

第2節 鉄道施設

第1 浸水時等の対応

1 都営地下鉄

集中豪雨や強風等に対しては、必要に応じて、運転規制を行い、地下鉄駅出入口は、止水板等により浸水を防止する。

通風口は浸水防止機、土のう等で閉鎖し、車両は浸水のおそれのない場所に退避させる。

2 東京地下鉄

駅出入口からの浸水は、止水板の設置及び止水扉を閉鎖して防止する。また、配備してある土のうを使用して防止する。

換気口からの浸水は、駅からの遠隔操作で換気口に設置している浸水防止機を閉鎖して浸水を防止する。

トンネル内に進入した大量の水は、ポンプ室に設置している3台の排水ポンプにより排水する。

旅客の安全のため、駅構内放送、車内放送及び駅係員による避難誘導を行うとともに、事故の状況、復旧見込み、振替及び代替輸送の案内を徹底する。

利用者に必要な列車運行に関する情報をホームページに掲載するとともに、適宜報道機関に発表する。

第3節 道路・橋梁^{りょう}

第1 区

災害が発生した場合、区道の交通規制等の措置又はう回道路の選定など、通行者の安全対策を講じ、パトロール等による広報を行う。

また、被災した道路・橋梁について、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

第2 警察署

発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置など、通行者の安全対策を実施する。また、パトロール等を兼ねた広報を実施する。

第3 首都高速道路

【第2編／第1部／第3章／第3節／第1／3 その他応急措置（85ページ）】参照

第3編 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画

第13章 応急教育及び応急保育

【第2編／第1部／第3章／第3節／第1／1 道路の障害物除去及び応急復旧
(92ページ)】参照

第4節 河川施設、社会公共施設等

【第2編／第1部／第2章／第3節／第2 河川施設、社会公共施設等の応急対策
65ページ】参照

【第2編／第1部／第2章／第4節／第1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復
(73ページ)】参照

第5節 土砂災害の危険性が高い箇所の対策

【第2編／第1部／第2章／第3節／第1／4 土砂災害に関する応急対策 (66 ページ)】参照

【第2編／第1部／第2章／第4節／第1／3 二次的な土砂災害防止対策 (73 ページ)】参照

第3編 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画

第13章 応急教育および応急保育

第13章 応急教育及び応急保育

第1節 応急教育及び応急保育

【第2編／第1部／第4章／第3節／第5 応急教育及び応急保育 (115ページ)】参照

【第2編／第1部／第4章／第4節／第1 教育及び保育の再開 (117 ページ)】参照

第2節 学用品の調達及び支給

【第2編／第1部／第10章／第4節／第10 学用品の調達及び支給 (217ページ)】参照

第14章 ごみ・し尿処理・災害廃棄物処理・障害物除去

第1節 ごみ処理

【第2編／第1部／第10章／第3節／第6 ごみ処理（202ページ）】参照

第2節 し尿処理

【第2編／第1部／第10章／第3節／第5 し尿処理（201ページ）】参照

第3節 災害廃棄物処理

【第2編／第1部／第10章／第3節／第7 災害廃棄物処理（203ページ）】参照

第4節 障害物の除去

第1 土石、竹木等の除去

【第2編／第1部／第10章／第3節／第8 土石、竹木等の除去（204ページ）】参照

第2 道路関係障害物の除去

1 区

道路上の障害物の状況を調査し、速やかに都建設局に報告する。
各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力し、区道上の障害物を除去する。

2 都下水道局

道路上に設置されている雨水排水口等の能力を低下させるおそれのある障害物については、各道路管理者と密接な連絡を取り、協力する。

3 警察署

交通確保の観点から、交通の妨害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して復旧の促進を図るとともにこれに協力する。

第15章 災害救助法の適用

【第2編／第1部／第10章／第3節／第10 災害救助法の適用（205ページ）】参照

第16章 激甚災害の指定

【第2編／第1部／第10章／第3節／第11 激甚災害の指定（206ページ）】参照

第4編 南海トラフ地震等防災対策

第1章 対策の方針

第2章 災害予防対策

第3章 南海トラフ地震に関連する情報の発表を
受けた対策

第1章 対策の方針

第1節 対策の目的

南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行い、気象庁は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、南海トラフ地震臨時情報や南海トラフ地震関連解説情報を発表する（この二つの情報を合わせて南海トラフ地震に関連する情報と呼ぶ。）。

区では、南海トラフ地震等防災対策として、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における南海トラフ地震臨時情報の収集、伝達等に係る対応を定める。

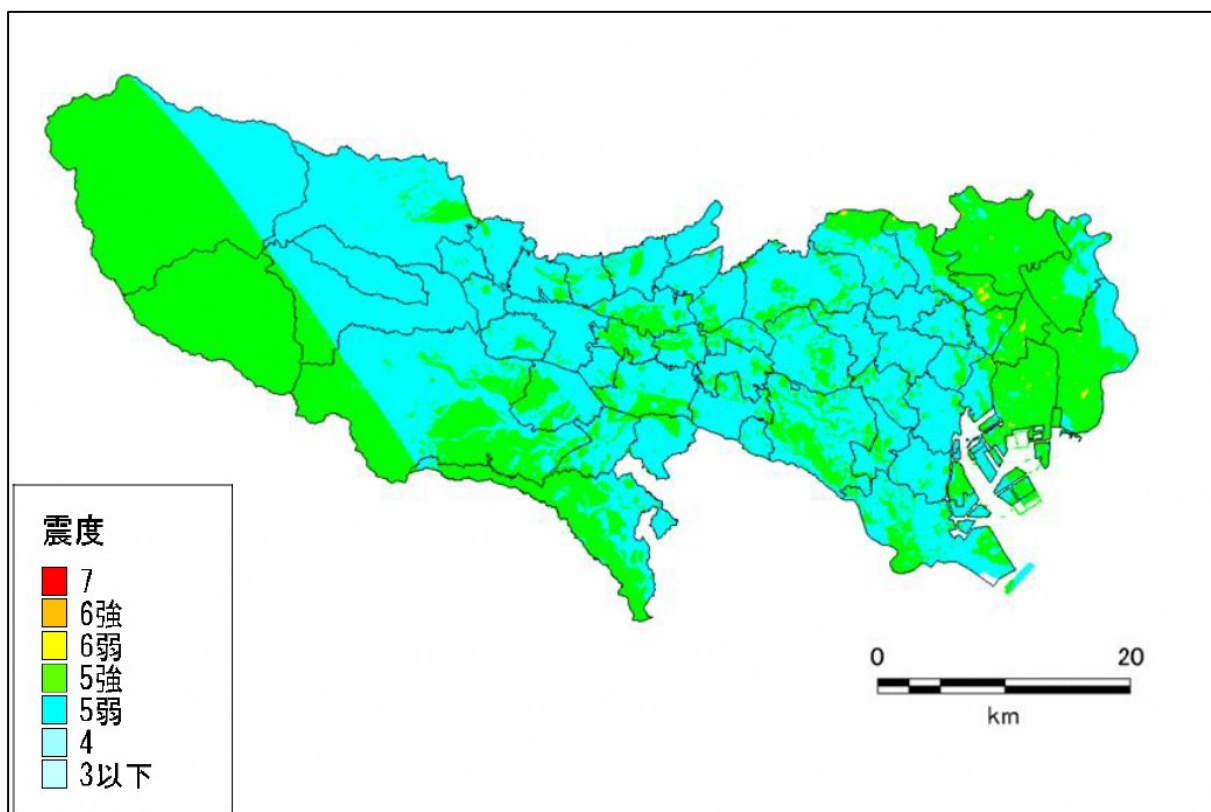
【南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件】

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を開始した場合又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合。ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。 <p>※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

第2節 基本的な考え方

令和4年5月に都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」における南海トラフ巨大地震の想定では、区内での震度が震度5弱から震度5強の揺れが発生することが想定されており、区の想定地震である「都心南部直下地震」及び「多摩東部直下地震」よりも小さいため、区における対策は、文京区地域防災計画第2編に記載されている震災対策を推進する。

【南海トラフ巨大地震の震度分布】



資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書

第2章 災害予防対策

第1節 広報

区は、印刷物、区ホームページ、防災イベントや講演会等を活用して、平常時から南海トラフ地震の内容や必要な防災対策を広報することで、発災に伴う被害の軽減及び社会的混乱の防止を図る。

主な広報事項
○南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づき採られる措置の内容
○南海トラフ地震等に伴い発生が予想される地震動及び津波に関する知識
○地震及び津波に関する一般的な知識
○南海トラフ地震臨時情報が発表された場合や南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止策等、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
○正確な情報の入手方法
○防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
○各地域における避難対象地域や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
○各地域における指定緊急避難場所、避難経路等に関する知識
○地域住民等自らが実施し得る、可能な限り1週間分程度の飲料水、食料、簡易トイレ、生活必需品等の備蓄、家具の固定、出火防止策等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

第3章 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

第1節 南海トラフ地震臨時情報の発表時の対応

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

1 想定震源域又はその周辺でM6.8以上の地震が発生した場合

区は、区内で震度5弱以上の揺れが発生した場合、災害対策本部又は臨時災害対策本部を設置する。

なお、区内での震度が4以下の場合、総務部防災課が情報収集伝達体制を設置し、南海トラフ地震に関連する情報の収集及び伝達する。

2 通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合

総務部防災課が情報収集伝達体制を設置し、南海トラフ地震に関連する情報の収集及び伝達する。

※ゆっくりすべり

従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

短期的ゆっくりすべりとは、南海トラフのプレート境界深部（30～40 km）において、数か月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象のことであり、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計で変化の観測が行われている。

これまでの観測とは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど、発生様式が従来と異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられるため、気象庁は、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数か月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合は、その変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

区は、設置した災害対策本部又は臨時災害対策本部で必要な応急対策を実施するとともに、現象発生から1週間を後発地震の警戒期間として対応する。

情報収集伝達体制を設置している場合も、現象発生から1週間を後発地震の警戒期間として継続する。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

1 プレート境界でM7～8の地震又はプレート境界外等でM7以上の地震の場合

区は、設置した災害対策本部又は臨時災害対策本部で必要な応急対策を実施するとともに、現象発生から1週間を後発地震の警戒期間として対応する。

情報収集伝達体制を設置している場合も、現象発生から1週間を後発地震の警戒期間として継続する。

2 通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合

区は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間を警戒期間として、南海トラフ地震に関連する【情報収集伝達体制】を継続する。

第4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合

区は、区内で震度5弱以上の揺れが発生していない場合、総務部防災課による南海トラフ地震に関連する情報収集伝達体制を終了する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報の伝達及び周知

第1 庁内への伝達

区は、都総務局から南海トラフ地震臨時情報の連絡を受けた場合、直ちに関係各所に伝達する。

第2 区民等への周知

区は、区ホームページや防災ポータル、防災アプリ等を活用して、区民等に周知する。
また、後発地震に対する警戒や被害を抑止するため、出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等の防災上とるべき行動に関する知識について周知徹底を図る。

第3節 地震被害が発生した場合の対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、区内に地震被害が発生している場合は、「第2編 震災対策」に基づいて、必要な応急対策を実施する。